

令和5年9月定例会

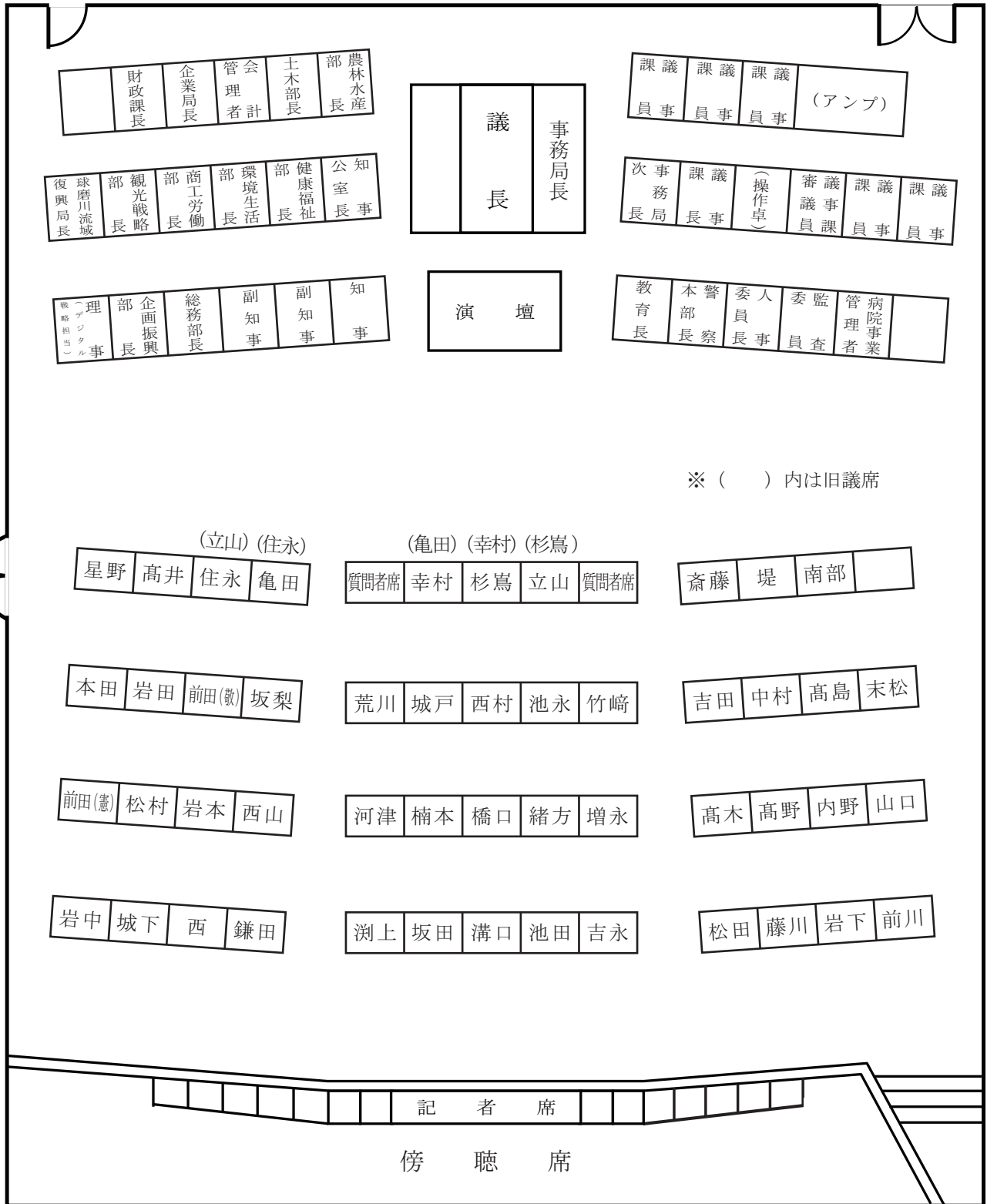
熊本県議会会議録

令和5年9月13日 開会
令和5年10月6日 閉会

熊本県議会

議 席 表

令和5年9月



令和5年9月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
9・13	水	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
14	木	休 会	議案調査		
15	金				
16	土		(県の休日)		
17	日				
18	月			(敬老の日)	
19	火		議案調査		
20	水		本 会 議	代表質問 自民 (山口) 立民連 (鎌田)	
21	木	公明 (本田)			
22	金	一般質問 自民 (吉田) 立民連 (幸村) 新社会 (岩中)		請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
23	土	休 会	(秋分の日)		
24	日		(県の休日)		
25	月	本 会 議	一般質問 維新 (星野) 自民 (立山) 自民 (竹崎)		
26	火		自民 (松村) 無所属 (亀田) 自民 (池永)		
27	水		自民 (堤) 自民 (増永) 自民 (緒方) 議案等に対する質疑 委員会付託		
28	木	休 会	議案調査		
29	金		特別委員会		
30	土		(県の休日)		
10・1	日				
2	月		常任委員会		総務・厚生・教警
3	火				経環・農水・建設
4	水				
5	木	議事整理			
6	金	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 24日間

目 次

第1号(9月13日)	開 議	14
議事日程 第1号	日程第1 代表質問	14
本日の会議に付した事件	山口裕君質問	14
出席議員氏名	・旅行助成事業「くまもと再発見の旅」について	
欠席議員氏名	知事蒲島郁夫君答弁	15
説明のため出席した者の職氏名	山口裕君質問	16
事務局職員出席者	・令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の状況と残された課題について	
開会 開議	・復旧、復興の進捗状況について	
諸般の報告	知事蒲島郁夫君答弁	16
就任挨拶	山口裕君質問	17
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈	・J R肥薩線の復旧について	
日程第1 議席の一部変更の件	知事蒲島郁夫君答弁	18
日程第2 会議録署名議員の指名	山口裕君質問	18
日程第3 会期決定の件	・新たな流水型ダムについて	
日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第54号まで)	知事蒲島郁夫君答弁	19
日程第5 知事の提案理由説明	山口裕君質問	20
日程第6 議案に対する質疑(第35号から第54号まで)	・「世界津波の日」高校生サミットの開催について	
日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第35号から第54号まで) 委員の選任	知事蒲島郁夫君答弁	21
日程第8 休会の件	山口裕君質問	21
日程通告 散会	・J A S M進出に伴う取組について	
第2号(9月20日)	・社会資本整備に向けた取組について	
議事日程 第2号	知事蒲島郁夫君答弁	22
本日の会議に付した事件	山口裕君質問	23
出席議員氏名	・環境保全対策について	
欠席議員氏名	知事蒲島郁夫君答弁	24
説明のため出席した者の職氏名	山口裕君質問	25
事務局職員出席者	・新大空港構想について	
	知事蒲島郁夫君答弁	26

山口裕君質問 …………… 26	・環境影響評価について	
・こどもまんなか熊本の実現に向けた取組 について	・住民への説明責任について	
知事蒲島郁夫君答弁 …………… 27	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 41	
山口裕君質問 …………… 28	鎌田聡君質問 …………… 42	
・食料安全保障の一翼を担う本県農業の課 題について	・水俣病問題について	
・適正な価格形成に向けた県の対応 等について	・百間排水口について	
知事蒲島郁夫君答弁 …………… 29	・認定患者の補償協定の見直しにつ いて	
山口裕君質問 …………… 30	・不知火海沿岸住民健康調査につい て	
・農産物輸送に係る2024年問題につ いて	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 44	
農林水産部長千田真寿君答弁 …………… 30	鎌田聡君質問 …………… 45	
山口裕君質問 …………… 31	・「くまもと再発見の旅」の不適切受 給について	
・赤潮被害対策について	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 47	
農林水産部長千田真寿君答弁 …………… 32	鎌田聡君質問 …………… 47	
山口裕君質問——終了 …………… 33	・いじめ調査報告書の対応について	
休 憩 …………… 33	教育長白石伸一君答弁 …………… 49	
開 議 …………… 33	鎌田聡君質問 …………… 50	
鎌田聡君質問 …………… 34	・フリースクールとの連携と支援につ いて	
・T S M Cに関する諸課題について	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 50	
・県内地場中小企業への支援につい て	鎌田聡君質問 …………… 51	
・地下水涵養について	・ケアリーバーへの支援について	
・排水対策について	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 …………… 52	
・環境影響評価条例施行規則の見直 しについて	鎌田聡君質問 …………… 53	
知事蒲島郁夫君答弁 …………… 35	・ヘルメット着用率向上の取組につい て	
鎌田聡君質問 …………… 37	環境生活部長小原雅之君答弁 …………… 54	
・県民サービスを支える県職員の人員 確保について	鎌田聡君質問 …………… 54	
総務部長平井宏英君答弁 …………… 38	・A Y A世代のがん患者の支援につい て	
鎌田聡君質問 …………… 39	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 …………… 55	
・川辺川ダム事業について	鎌田聡君質問——終了 …………… 55	
	日程通告 散会 …………… 56	

第3号(9月21日)

議事日程 第3号 57

本日の会議に付した事件 57

出席議員氏名 57

欠席議員氏名 57

説明のため出席した者の職氏名 57

事務局職員出席者 58

開 議 58

日程第1 代表質問 58

 本田雄三君質問 58

 ・知事任期満了までの課題に対する意気込みについて

 ・J A S M操業開始に向けた公共交通機関の利用促進等について

 ・脱炭素への取組2030までの達成に向けた取組について

 ・スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備の在り方について

 知事蒲島郁夫君答弁 60

 本田雄三君質問 61

 ・熊本県立盲学校における歩行訓練士の配置について

 教育長白石伸一君答弁 63

 本田雄三君質問 63

 ・不登校増加対策、特例校の設置について

 教育長白石伸一君答弁 65

 本田雄三君質問 65

 ・県営住宅の管理について

 ・安心、安全な住環境確保に向けた取組について

 ・入居者の高齢化等に伴う自治会活動等の負担軽減について

 土木部長亀崎直隆君答弁 67

本田雄三君質問 67

 ・本県における国土強靱化の取組状況について

 ・河川の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況について

 ・無電柱化の進捗状況及び今後の取組について

 ・予防伐採の進捗状況について

 土木部長亀崎直隆君答弁 69

 農林水産部長千田真寿君答弁 69

 本田雄三君質問 70

 ・マイナンバーカードの信頼回復について

 理事小金丸健君答弁 71

 本田雄三君質問 72

 ・再エネ推進における現状と課題について

 ・昼夜間及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入について

 ・国の方針に基づいた水素の利活用について

 商工労働部長三輪孝之君答弁 74

 本田雄三君質問 75

 ・有機フッ素化合物、PFOS、PFOAに関する県の対応について

 環境生活部長小原雅之君答弁 76

 本田雄三君質問 76

 ・気候変動適応センターの取組状況について

 環境生活部長小原雅之君答弁 77

 本田雄三君質問——終了 78

 日程通告 散会 78

第4号(9月22日)

議事日程 第4号 79

本日の会議に付した事件 79

出席議員氏名	79	吉田孝平君質問——終了	93
欠席議員氏名	79	休 憩	93
説明のため出席した者の職氏名	79	開 議	93
事務局職員出席者	80	幸村香代子君質問	93
開 議	80	・性暴力から子供たちを守る取組につ	
日程第1 一般質問	80	いて	
吉田孝平君質問	80	・性犯罪・性暴力対策のさらなる強	
・国際スポーツ大会の開催に向けた機		化方針を受けて	
運醸成について		環境生活部長小原雅之君答弁	94
観光戦略部長原山明博君答弁	82	幸村香代子君質問	95
吉田孝平君質問	82	・教育委員会における生命の安全教	
・中小企業者に対する支援について		育及び性に関する指導の取組	
商工労働部長三輪孝之君答弁	84	教育長白石伸一君答弁	96
吉田孝平君質問	84	幸村香代子君質問	97
・T S M Cからの出向者等への対応		・加齢性難聴者の認知症予防について	
について		健康福祉部長沼川敦彦君答弁	98
観光戦略部長原山明博君答弁	85	幸村香代子君質問	99
吉田孝平君質問	86	・産科医、小児科医の確保について	
・ゼロカーボン社会の実現に向けた取		・周産期医療における第7次熊本県	
組について		保健医療計画のまとめ	
・バイオディーゼル燃料の推進につ		・熊本労災病院産科の来年3月末の	
いて		休止	
・プラスチックごみの削減について		・T S M Cの進出による従業員、家	
環境生活部長小原雅之君答弁	87	族等の病院、診療所受診の対応	
吉田孝平君質問	88	健康福祉部長沼川敦彦君答弁	100
・県動物愛護センターの整備状況と今		幸村香代子君質問	101
後の活用について		・食料危機への対応について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	89	・世界的食料危機についての認識	
吉田孝平君質問	90	・地産地消の推進	
・多様な学びの場の整備について		知事蒲島郁夫君答弁	102
教育長白石伸一君答弁	91	農林水産部長千田真寿君答弁	103
吉田孝平君質問	92	幸村香代子君質問	103
・子供と家族が一緒に休める環境整備		・インボイス制度について	
について		商工労働部長三輪孝之君答弁	104
教育長白石伸一君答弁	92	幸村香代子君質問——終了	104

休 憩	105	・ T S M C進出等に伴う地下水に関する問題点について	
開 議	105	・ 熊本地域の地下水における現状認識について	
岩中伸司君質問	105	・ 地下水涵養指針等の改正に係るパブリックコメント手続について	
・ 川辺川ダム建設について		環境生活部長小原雅之君答弁	124
知事蒲島郁夫君答弁	107	星野愛斗君質問	125
岩中伸司君質問	108	・ 環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正について	
・ T S M C進出に対応した地下水保全と水質確保について		環境生活部長小原雅之君答弁	126
環境生活部長小原雅之君答弁	110	星野愛斗君質問	127
岩中伸司君質問	111	・ 地下水涵養指針の問題点と水質保全について	
・ 阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道について		環境生活部長小原雅之君答弁	128
知事蒲島郁夫君答弁	112	星野愛斗君質問	128
岩中伸司君質問	112	・ 太陽光発電設備設置のゾーニング規制等について	
・ 有明海の現状と再生について		商工労働部長三輪孝之君答弁	130
農林水産部長千田真寿君答弁	113	企画振興部長富永隼行君答弁	131
岩中伸司君質問	114	星野愛斗君質問	132
・ 県庁舎の冷房について		・ 教職員の労働環境について	
総務部長平井宏英君答弁	116	・ 年次有給休暇について	
岩中伸司君質問——終了	116	・ デジタル化による業務改善等について	
日程通告 散会	117	教育長白石伸一君答弁	133
第5号(9月25日)		星野愛斗君質問——終了	133
議事日程 第5号	119	休 憩	134
本日の会議に付した事件	119	開 議	134
出席議員氏名	119	立山大二郎君質問	134
欠席議員氏名	119	・ 動物愛護の取組について	
説明のため出席した者の職氏名	119	健康福祉部長沼川敦彦君答弁	135
事務局職員出席者	120	立山大二郎君質問	136
開 議	120	・ 鳥獣害対策の持続性を高める施策について	
日程第1 一般質問	120		
星野愛斗君質問	120		
・ 交通渋滞緩和に向けた信号制御等の取組について			
警察本部長宮内彰久君答弁	122		
星野愛斗君質問	123		

環境生活部長小原雅之君答弁 ……………137	教育長白石伸一君答弁 ……………158
農林水産部長千田真寿君答弁 ……………138	竹崎和虎君質問 ……………158
立山大二朗君質問 ……………138	・有明海沿岸道路の建設促進について
・県立高校と大学等の連携について	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………160
教育長白石伸一君答弁 ……………140	竹崎和虎君質問——終了 ……………161
立山大二朗君質問 ……………140	日程通告 散会 ……………161
・県北地域と周辺都市圏を結ぶ道路整備について	第6号(9月26日)
土木部長亀崎直隆君答弁 ……………142	議事日程 第6号 ……………163
立山大二朗君質問 ……………143	本日の会議に付した事件 ……………163
・開かれた県政の情報発信について	出席議員氏名 ……………163
知事公室長内田清之君答弁 ……………145	欠席議員氏名 ……………163
立山大二朗君質問——終了 ……………145	説明のため出席した者の職氏名 ……………163
・県産品の統一ブランド展開について (要望)	事務局職員出席者 ……………164
休 憩 ……………147	開 議 ……………164
開 議 ……………147	日程第1 一般質問 ……………164
竹崎和虎君質問 ……………147	松村秀逸君質問 ……………164
・新大空港構想における物流行政について	・熊本都市圏の新たな3つの高規格道路の早期実現に向けて
・物流の拠点化について	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………165
知事蒲島郁夫君答弁 ……………150	松村秀逸君質問 ……………166
竹崎和虎君質問 ……………150	・少子化対策強化に資する産科医師不足の解消策と周産期医療提供体制の充実策について
・農林水産物の航空輸送拡大について	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………167
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………152	松村秀逸君質問 ……………168
竹崎和虎君質問 ……………152	・坪井川湧水地の管理及び利活用について
・T S M C進出に関連した環境調査について	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………170
環境生活部長小原雅之君答弁 ……………154	松村秀逸君質問 ……………170
竹崎和虎君質問 ……………154	・食料自給率向上に向けた生産振興と地域営農組織の育成について
・県庁舎の執務環境について	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………171
総務部長平井宏英君答弁 ……………156	松村秀逸君質問 ……………172
竹崎和虎君質問 ……………156	・コロナ禍後の中小企業・小規模企業に対する経営支援について
・主権者教育の充実について	

商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………174	について
松村秀逸君質問——終了 ……………174	・自伐型林業の推進について
・2024年問題に伴う農産物輸送の遅延、遅配等に対する懸念解消及び農業者の収益減対策について(要望)	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………184
休 憩 ……………175	亀田英雄君質問 ……………186
開 議 ……………175	・買物難民・弱者対策について
亀田英雄君質問 ……………176	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………186
・県南の振興について	亀田英雄君質問——終了 ……………187
・知事が思う県南のあるべき理想像について	・県南地域における安心、安全な周産期医療の確保と環境整備について(要望)
知事蒲島郁夫君答弁 ……………176	休 憩 ……………188
亀田英雄君質問 ……………177	開 議 ……………188
・T S M C進出のもたらす効果と県南の活性化対策について	池永幸生君質問 ……………188
商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………178	・最低賃金引上げに伴う事業者への支援等について
亀田英雄君質問 ……………178	商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………191
・令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興について	池永幸生君質問 ……………191
・被災地における著しい人口減少の認識と対策について	・働き方改革について
知事蒲島郁夫君答弁 ……………180	商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………192
亀田英雄君質問 ……………181	池永幸生君質問 ……………193
・現在の復旧、復興の状況における課題について	・渋滞対策について
球磨川流域復興局長府高隆君答弁 ……………182	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………195
亀田英雄君質問 ……………182	池永幸生君質問 ……………195
・令和2年7月豪雨災害を教訓とした防災対策について	・教員の保護者対応に係る負担感軽減について
知事公室長内田清之君答弁 ……………183	教育長白石伸一君答弁 ……………196
亀田英雄君質問 ……………184	池永幸生君質問 ……………197
・林業の振興について	・不足する教育現場について
・林業の活性化に関する県の基本的な考え方について	教育長白石伸一君答弁 ……………197
・森林の持つ公益的機能の最大化に	池永幸生君質問 ……………198
	・国道387号須屋付近の4車線化について
	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………198
	池永幸生君質問——終了 ……………199
	日程通告 散会 ……………199

第7号(9月27日)

議事日程 第7号201

本日の会議に付した事件201

出席議員氏名201

欠席議員氏名202

説明のため出席した者の職氏名202

事務局職員出席者202

開 議202

日程第1 一般質問202

堤泰之君質問202

・熊本都市計画区域マスタープランの見直しについて

土木部長亀崎直隆君答弁204

堤泰之君質問205

・県の今後の道路計画における人材の確保と民間の力の活用について

土木部長亀崎直隆君答弁206

堤泰之君質問206

・里親委託の推進について

健康福祉部長沼川敦彦君答弁208

堤泰之君質問209

・コミュニティースクールの現状と子供たちの放課後の居場所づくりについて

教育長白石伸一君答弁210

堤泰之君質問210

・県育英資金の現状と対応について

教育長白石伸一君答弁211

堤泰之君質問212

・解熱鎮痛薬やせき止め等の医薬品の不足問題について

健康福祉部長沼川敦彦君答弁213

堤泰之君質問——終了214

休 憩214

開 議214

増永慎一郎君質問214

・令和5年梅雨前線豪雨等による災害対応について

・金内橋を含めた県管理道路の復旧について

土木部長亀崎直隆君答弁216

増永慎一郎君質問217

・上益城地域内の河川の復旧と今後の治水対策について

土木部長亀崎直隆君答弁219

増永慎一郎君質問219

・県立高校の魅力化の状況及び募集定員の見直しについて

教育長白石伸一君答弁221

増永慎一郎君質問222

・通潤橋の国宝指定について

・保存に関する考え方について

教育長白石伸一君答弁224

増永慎一郎君質問224

・観光資源としての活用について

・国宝通潤橋を活用した観光戦略について

・通潤橋周辺の県立公園の整備について

観光戦略部長原山明博君答弁226

環境生活部長小原雅之君答弁227

増永慎一郎君質問——終了227

休 憩228

開 議228

緒方勇二君質問228

・豪雨災害からの創造的復興について

・堆積土砂の有効活用について

・ダム上流域での森林伐採の在り方について

・遊水地の利活用及び受入れ環境整

備について	
知事蒲島郁夫君答弁	231
緒方勇二君質問	232
・幹線用水路の溢水対策について	
農林水産部長千田真寿君答弁	234
緒方勇二君質問	235
・地域に貢献する再エネ導入について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	236
緒方勇二君質問	237
・緑の流域治水の出口戦略としての木材利用促進について	
・J A S 認証材の生産、流通による県産材の利用拡大について	
・大径材が抱える課題及び課題解決に向けた対策について	
・建築物木材利用促進協定制度について	
農林水産部長千田真寿君答弁	238
緒方勇二君質問	239
・ドローンによる物資輸送の推進について	
企画振興部長富永隼行君答弁	240
緒方勇二君質問——終了	240
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第34号まで)	241
知事提出議案の上程(第55号)	241
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第34号まで及び第55号)	242
日程第4 請願の委員会付託	242
知事提出議案の上程(第56号)	242
日程第5 休会の件	242
日程通告 散会	242
第8号(10月6日)	
議事日程 第8号	243
本日の会議に付した事件	243
出席議員氏名	243
欠席議員氏名	244
説明のため出席した者の職氏名	244
事務局職員出席者	244
開 議	244
日程第1 各常任委員長報告	244
厚生常任委員長報告	244
経済環境常任委員長報告	246
農林水産常任委員長報告	247
建設常任委員長報告	249
教育警察常任委員長報告	250
総務常任委員長報告	251
採 決	253
日程第2 閉会中の継続審査の件	253
知事提出議案第56号	254
採 決	254
議員提出議案の上程(第1号)	254
採 決	255
委員会提出議案の上程(第1号)	256
採 決	257
議員派遣の件	257
閉 会	258
付 録	
決算特別委員会委員選任一覧表	付 1
令和5年9月定例会議案議決件名一覧表	付 2
議長諸般の報告	付 5
議案各委員会別一覧表	付 6
請願文書表	付17
委員会審査報告書	付19
閉会中の継続審査申出一覧表	付26
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続審査申出一覧表	付27

第 1 号

(9月13日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第1号

令和5年9月13日(水曜日)

議事日程 第1号

令和5年9月13日(水曜日)午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 知事提出議案の上程(第1号から第54号まで)
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 議案に対する質疑(第35号から第54号まで)
- 第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第35号から第54号まで) 委員の選任
- 第8 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第54号まで)
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 議案に対する質疑(第35号から第54号まで)
- 日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第35号から第54号まで) 委員の選任
- 日程第8 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
高井千歳さん

住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉 嶋ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤 泰之君
南部隼平君
本田雄三君
岩田智子君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸 淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
高島和男君
末松直洋君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
増永慎一郎君
高木健次君
高野洋介君

内野 幸喜 君
 山口 裕 君
 岩中 伸司 君
 城下 広作 君
 西 聖一 君
 鎌田 聡 君
 淵上 陽一 君
 坂田 孝志 君
 溝口 幸治 君
 池田 和貴 君
 吉永 和世 君
 松田 三郎 君
 藤川 隆夫 君
 岩下 栄一 君
 前川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島 郁夫 君
 副知事 田嶋 徹 君
 副知事 木村 敬 君
 知事公室長 内田 清之 君
 総務部長 平井 宏英 君
 企画振興部長 富永 隼行 君
 理事 小金丸 健 君
 企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
 健康福祉部長 沼川 敦彦 君
 環境生活部長 小原 雅之 君
 商工労働部長 三輪 孝之 君
 観光戦略部長 原山 明博 君
 農林水産部長 千田 真寿 君
 土木部長 亀崎 直隆 君
 会計管理者 野尾 晴一朗 君
 企業局長 竹田 尚史 君

病院事業者 竹内 信義 君
 教育長 白石 伸一 君
 警察本部長 宮内 彰久 君
 人事委員会
委員長 出田 孝一 君
 監査委員 藤井 一恵 君

事務局職員出席者

事務局長 波村 多門
 事務局次長
兼総務課長 村田 竜二
 議事課長 富田 博英
 審議員兼
議事課長補佐 濱田 浩史

午前10時開会 開議

○議長(淵上陽一君) ただいまから令和5年9月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(淵上陽一君) まず、閉会中における諸般の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりであります。

[諸般の報告は付録に掲載]

就任挨拶

○議長(淵上陽一君) 次に、去る6月定例会において選任同意になりました人事委員会委員、任命同意になりました公安委員会委員及び収用委員会委員並びにさきの人事異動で就任されました企画振興部長から、それぞれ挨拶の申出がっておりますので、この際、これを許します。

人事委員会委員出田孝一君。

[人事委員会委員出田孝一君登壇]

○人事委員会委員(出田孝一君) 皆様、おはようございます。さきの6月定例会で選任の御同意を

いただき、このほど人事委員会委員を拝命いたしました出田孝一です。3期目ですけれども、誠心誠意職務に当たりたいと思っております。どうか引き続きよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 公安委員会委員小野長門君。

[公安委員会委員小野長門君登壇]

○公安委員会委員(小野長門君) 皆さん、おはようございます。去る6月の県議会において任命の御同意をいただき、7月2日付をもって公安委員を拝命いたしました小野長門と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公安委員として3期目になりますけれども、これまで同様、職務に誠心誠意努めてまいりたいと存じますので、これからもどうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 収用委員会委員宮田房之君。

[収用委員会委員宮田房之君登壇]

○収用委員会委員(宮田房之君) 皆様、おはようございます。さきの6月県議会において再任の御同意をいただき、7月2日付で収用委員会委員を拝命いたしました宮田房之でございます。もとより微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく誠心誠意努めてまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 収用委員会委員宮崎貴美子さん。

[収用委員会委員宮崎貴美子さん登壇]

○収用委員会委員(宮崎貴美子さん) おはようございます。さきの6月の県議会におきまして再任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。7月2日付で収用委員会委員を拝命い

たしました宮崎貴美子と申します。もとより微力ではございますが、与えられた職務を果たすべく誠心誠意努めてまいり所存でございます。今後ともどうか御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 企画振興部長富永隼行君。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

○企画振興部長(富永隼行君) おはようございます。7月1日付で企画振興部長に着任をいたしました富永隼行と申します。これから熊本県のために誠心誠意がまだしまして職務に取り組んでまいりたいと思っております。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに 知事の感謝状贈呈

○議長(淵上陽一君) 次に、熊本県議会永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事蒲島郁夫君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

30年勤続議員

前川 收 君

であります。

前川收君は演壇の前に出させていただきます。

[前川收君演壇前に出る]

○議長(淵上陽一君)

表 彰 状

前 川 收 様

あなたは本県議会議員として30年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します

令和5年9月13日

熊本県議会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

前川 収 様

あなたは30年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和5年9月13日

熊本県知事 蒲島 郁 夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

日程第1 議席の一部変更の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今回、議員に所属会派の異動がありましたので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定に

より、立山大二朗君、杉嶋ミカさん、住永栄一郎君、以上3人を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月6日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月6日までの24日間とすることに決定いたしました。

日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第54号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第54号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

第2号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

第4号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第6号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第7号 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正

- する条例の制定について
- 第8号 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9号 財産の取得について
- 第10号 財産の取得について
- 第11号 財産の取得について
- 第12号 令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について
- 第13号 令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について
- 第14号 令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について
- 第15号 令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について
- 第16号 令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について
- 第17号 令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について
- 第18号 令和5年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について
- 第19号 令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について
- 第20号 令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について
- 第21号 工事請負契約の締結について
- 第22号 工事請負契約の締結について
- 第23号 工事請負契約の変更について
- 第24号 工事請負契約の変更について
- 第25号 専決処分の報告及び承認について
- 第26号 専決処分の報告及び承認について
- 第27号 専決処分の報告及び承認について
- 第28号 専決処分の報告及び承認について
- 第29号 専決処分の報告及び承認について
- 第30号 専決処分の報告及び承認について
- 第31号 専決処分の報告及び承認について
- 第32号 専決処分の報告及び承認について
- 第33号 専決処分の報告及び承認について
- 第34号 専決処分の報告及び承認について
- 第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第36号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37号 令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第40号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第41号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第42号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第43号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第44号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第45号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号 令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

第48号 令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
第49号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第50号 令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
第51号 令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について
第52号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
第53号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について
第54号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について
報告第1号 専決処分の報告について
報告第2号 専決処分の報告について
報告第3号 専決処分の報告について
報告第4号 専決処分の報告について
報告第5号 専決処分の報告について
報告第6号 専決処分の報告について
報告第7号 専決処分の報告について
報告第8号 専決処分の報告について
報告第9号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について
報告第10号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について
報告第11号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第12号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第13号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第14号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第15号 公益財団法人熊本県総合保健セン

ターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第16号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第17号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第18号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第19号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第20号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について
報告第21号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第22号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第23号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第24号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第25号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について
報告第26号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第27号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第28号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第29号 公益社団法人熊本県林業公社の経

営状況を説明する書類の提出について
報告第30号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第31号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第32号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第33号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について
報告第34号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第35号 公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第36号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第37号 熊本県における事務的・的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
報告第38号 令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第39号 公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について
報告第40号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

日程第5 知事の提案理由説明

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、令和5年梅雨前線豪雨等による災害への対応についてです。

6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、特に7月3日は県内で線状降水帯が2度発生するなど、記録的な大雨となりました。

家屋への浸水被害、公共土木施設や農業用施設の損壊、農地への土砂流入や山腹崩壊など、様々な被害が発生し、被害額は、公共土木施設で約168億円、農林水産業関係で約100億円に上っています。

道路では、山都町の国道445号で落橋した金内橋について、先月29日に、国土交通省の御協力の下、応急復旧工事に着手しました。農業関係では、災害復旧とともに営農再開に向けた指導も実施しています。

今後も台風の襲来等も予想されることから、引き続き、土砂災害等の危険箇所の状況などを注視するとともに、国や市町村、関係機関ともしっかりと連携しながら、緊張感とスピード感を持って対応してまいります。

次に、赤潮被害への対応についてです。

八代海で発生した赤潮では、上天草市、天草市及び津奈木町において、養殖のカンパチ、マダイ、シマアジなど、112万尾を超えるへい死が報告されており、被害額の総額は約15億円となりました。

県では、6月24日の被害報告の直後から、漁業者や関係市町などと連携し、赤潮の動向把握とともに、粘土散布や餌止めなどによる被害抑止に努めてまいりました。

今後とも、関係市町や漁業関係団体と連携し、実情に応じた支援を早急に検討してまいります。

次に、豚熱への対応についてです。

先月30日に、佐賀県唐津市において、九州では31年ぶりの豚熱の発生が確認されました。

県では、発生直後から県内養豚農場に異常がないことを確認し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しています。

引き続き、農場防疫対策を講じながら、今後必要とされる豚へのワクチン接種についても、国、県内の市町村のみならず、九州各県ともしっかりと連携し、危機感を持って取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

まずは、最重要課題である住まいの再建については、各市町村における災害公営住宅が順次完成しており、今月は、球磨村渡地区や芦北町佐敷地区で入居が開始されます。

引き続き、被災された皆様お一人お一人に寄り添いながら、関係市町村と連携し、住まいの再建が一日も早く実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

球磨川の治水対策については、命と清流を守る緑の流域治水の理念の下、球磨川流域の安全、安心に向けた取組が本格化しています。

新たな流水型ダムについては、先月に続き、今月5日に、国の流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、環境影響の予測評価等を示す準備レポートの作成に向け、議論が重ねられています。

先月26日には、相良村柳瀬地区において、球磨川水系等で初となる遊水地事業が着工されるとともに、今月10日には、球磨村渡地区で引き堤事業が着工されました。

また、球磨村神瀬地区に続き、芦北町及び八代市坂本町においても宅地かさ上げ事業が着工されるなど、各地域において、様々な治水対策が目に見える形で動き出しています。

さらに、県では、緑の流域治水の取組への理解の醸成を図るため、球磨川流域の小中学校、高校で出前授業を実施するなど、幅広く情報発信する取組も積極的に進めています。

今後とも、あらゆる関係者と一体となって、球磨川流域の創造的復興に向けた取組を加速させてまいります。

長年ダム問題に翻弄され続けてきた五木村については、今月8日に、村の中心部である頭地地区周辺の新たなむらづくりに向け、国、県、村で協議会を立ち上げるなど、新たな振興計画に基づく具体的な取組を進めています。

また、流水型ダムの建設地となる相良村においても、川辺川を生かした新たな拠点づくりに向けた取組などが進んでいます。

両村の振興は待ったなしの状況であり、引き続き、目に見える形で進むよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積についてです。

来年末の操業開始に向け、J A S Mの新工場建設が進む中、先月2日に、北海道の鈴木知事が来熊され、ともに半導体関連の国家プロジェクトを推進する自治体として、本県と北海道で連携協定を締結しました。

これを契機として、半導体関連事業の推進に係る経済交流や情報・人的交流の促進、国への要望など、密接に連携を行ってまいります。

水資源に関しては、経済発展と地下水保全が両立できるよう、地下水取水量の削減、他の水源利用の推進、地下水涵養のさらなる推進の3つの原

則に沿った取組が必要です。地下水涵養指針を改正し、地下水を利用する企業に対し原則10割の涵養を求めるなど、取水量と涵養量のバランスを維持していきます。

また、規制物質に加え、規制外の化学物質もモニタリングすることにより、新たな工場稼働の前後で環境の変化を把握し、環境への影響がないか、客観的かつ科学的に確認してまいります。

土地需要が旺盛になったことにより、一部の地域で農地の不足などが発生しており、将来の営農に対する不安の声が出ています。そのため、6月27日には、営農継続支援チームを農林水産部に設置し、耕作可能な農地の確保や生産対策など、農家の方に寄り添いながら対策を進めています。

先月21日には、周辺道路整備や空港アクセス鉄道の整備に加え、下水処理場や工業用水の浄水場新設について、岸田首相をはじめ関係省庁に対し、湧上議長とともに財政支援に関する緊急要望を行ってまいりました。

岸田首相からは、国としてもしっかりと支えたいという力強い後押しの言葉をいただき、各大臣からも、前向きな支援の言葉をいただきました。

県としましても、引き続き、新しいシリコンアイランド九州の実現を目指し、最大限の取組を進めてまいります。

次に、3つの国際スポーツ大会の開催についてです。

7月15日に開催されたラグビー日本代表国際試合は、県内外から約2万人の観客が訪れるなど、大いに盛り上がり、ラグビーワールドカップ2023フランス大会に向け、大きな弾みとなりました。

来月8日には、国際サイクルレース、ツール・ド・九州2023の熊本阿蘇ステージが、11月には、熊本県立総合体育館で国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンが開催されます。

これらの大会を通して、国内外から多くの方々に本県を訪れていただき、熊本地震や令和2年7月豪雨災害から復興する本県の姿を発信してまいります。

次に、「世界津波の日」2024高校生サミットの開催についてです。

2015年の国連総会で、日本の提唱による世界津波の日が制定されたことを契機に、世界各国の高校生が自然災害の脅威とその対策を学ぶ場として「世界津波の日」高校生サミットが開催されています。

国内各地で過去5回にわたり開催されてきたこのサミットを、来年度、本県で開催します。あわせて、内閣府などの主催による第9回防災推進国民大会2024も開催されます。

この2つのイベントを本県で同時期に開催し、災害の経験や教訓を国内そして世界に発信するとともに、次世代へ継承していくことにより、日本の災害に対する安全保障に貢献してまいります。

次に、国内外からの誘客や相互交流の促進についてです。

これまで、オール熊本で就航誘致を進めてまいりました熊本—台北線について、今月1日からスターラックス社、18日からチャイナエアラインによる、合わせて週7便の運航が実現しました。就航に御尽力いただいた多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

そして、新型コロナウイルスの影響で運休が続いていた熊本—香港線についても、香港航空との間で、12月から週3便で運航することに合意しました。阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの充実は、本県にとってさらなる追い風となるものであり、観光や経済をはじめとした多方面で多くの交流が進むものと期待しています。

また、7月15日には、熊本地震から7年余りの

歳月を経て、南阿蘇鉄道が全線で運転再開し、併せてJR豊肥本線肥後大津駅への乗り入れが実現しました。これもひとえに、全国からの応援と発災直後からこれまでの国による格別の御支援、そして何よりも地元の皆様の熱意と努力のたまものであると思います。ここに改めて心から感謝の意を表します。

今月28日には、国、県とともにくまモンポート八代を整備したロイヤル・カリビアン社のクルーズ船、スペクトラム・オブ・ザ・シーズが八代港に寄港します。

これに合わせて寄港を記念するイベントを開催し、広くポートの魅力を発信するとともに、ロイヤル・カリビアン社との一層の関係強化を図り、さらなるクルーズ船の誘致につなげてまいります。

着実な広がりを見せるこれらの機会を最大限に活用し、国内外からの誘客や相互交流を促進してまいります。

続いて、今定例会に提案をしております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や今年の大雨被害からの復旧事業などを計上しています。

この結果、252億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと、9,487億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や決算の認定なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

日程第6 議案に対する質疑(第35号から第54号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第6、議案第35号から第54号までにつきまして、一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第35号から第54号まで) 委員の選任

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第7、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和4年度各会計決算認定等審査のため、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第35号から第54号までを付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第35号から第54号までを付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第8 休会の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明14日、15日及び19日は、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、明14日、15日及び19日は休会することに決定いたしました。

なお、16日から18日までは、県の休日のため、休会であります。

○議長(瀧上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る20日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時27分散会

第 2 号

(9月20日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第2号

令和5年9月20日(水曜日)

議事日程 第2号

令和5年9月20日(水曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、代表質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党山口裕君。

〔山口裕君登壇〕(拍手)

○山口裕君 皆様、おはようございます。自由民主党・上天草市選出・山口裕でございます。

今回、自由民主党熊本県議団を代表して、代表質問に携われることは、大変私にとっても光栄なことであり、身の引き締まる思いであります。どうぞ、100分間という長い時間ではありますが、県政の課題について、知事と一緒に様々な方向性を模索していきたい、このような思いでありますので、よろしく願いいたします。

まず、我が党にとって喜ばしいことがございました。さきの組閣により、木原防衛大臣、そして松村国家公安委員長が選ばれました。その上では、我々も、その重責を……(発言するものあり)副大臣もいらっしゃいますが、その重責をしっかりと認識するとともに、今後ますます力を合わせてチーム熊本として頑張ってまいりたいと思うところであります。後でも、それぞれの大臣の活躍についてはおつなぎしたいというふうに思います。

まず最初に、旅行助成事業「くまもと再発見の旅」についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込んだ県内の観光産業の早期回復に向け、県と県観光連盟が実施してきた旅行助成事業「くまもと再発見の旅」について、9月7日、報道機関12社に、公益通報者保護法に基づくとして外部通報がなされたと報じられております。

報道によると、通報の内容は次のとおりであり

ます。

ある旅行業者のタクシー券つき日帰り旅行商品は、助成金の支給要件を満たしておらず、また、旅行業法に抵触するおそれがある、不適切な行為について、県幹部が担当課に見逃すよう指示したのではないかと、第三者機関による調査と旅行業者から県への助成金の返還を求める、これらが主な報道内容であります。

この旅行助成事業については、令和5年3月末から4月にも報道され、県が助成対象外の商品に係る調査結果を取りまとめ、助成金は返納されること、社名非公表の要求を受けた事実はないということが報じられています。

今回の報道は、こうしたこれまでの県が行ってきた調査等の結果を否定するものであり、今、県は、強い不信感を突きつけられていると言えます。

こうした中で、蒲島知事は、この件に関し、事実関係の究明を目指す第三者による調査機関を設置する考えを示したとされています。

そこで質問いたします。

まず、それぞれの旅行商品を助成対象とすることについて、県が公にしてきた判断についてどう考えているのか、また、事の詳細は今後の調査に委ねられると思いますが、今般、このような指摘を受けていることについて、蒲島知事に現在の所感と調査の方法についてお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」、いわゆる県民割は、政府による全国一律でのG o T oトラベル事業が批判を受けて停止された中、新型コロナの影響を受けた旅行業者等への迅速な支援を行うべく実施したものであります。

この県民割の支援内容など制度設計は、それぞれ

の都道府県において全て決定することと観光庁は表明しています。

事業を実施する中で、日帰り旅行の補助対象について、関係者間において疑義が生じたことから、本年3月、担当部局が確認、整理を行いました。その整理において、周遊切符を利用した商品については、補助対象外とするが、周遊切符の前後にタクシーを利用した商品については、補助対象として認めることとしました。

その上で、補助対象外とした商品を販売した14社の旅行業者名と助成金額を報道機関に提供し、その助成金については、全額返納されております。

コロナ禍で苦しむ事業者に対して、一日も早く助成金をお届けしたいとの強い思いの中で事業を進め、県や観光連盟、事務局を担ったJTB社、商品を販売した各旅行業者の間で連携不足や誤認等が重なったことで、一部返納が生じてしまったと報告を受けています。

このような中、今回、補助事業の適法性などについて公益通報制度による指摘を受けた以上、その指摘に対し、誠実に対応する必要があると考えました。

そのため、県として早急に調査を進めるとともに、第三者に調査、審議を求めることにいたしました。

第三者の調査委員会は、外部の弁護士で構成する予定で、現在人選を急いでおります。また、調査委員会には、関係者のヒアリングを行うなど、自ら調査していただくとともに、県における調査手法や結果についても、法的な妥当性、的確性の確認を求めることにしています。

今後、こうした手順を踏みながら、丁寧に、かつ迅速に調査を行ってまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 答弁いただきました。

私たちも、今後の調査結果、これを踏まえた上で事を進めていきたいと考えているところです。今は、知事が述べられております調査を待つということでやっていきたいと、対応していきたいというふうに思っております。

続きまして、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の状況と残された課題についてお尋ねをします。

まず、第1点目に、復旧、復興の進捗状況についてお尋ねします。

ここで、令和2年7月豪雨をもう一度振り返ってみたいと思います。

災害関連死2名を含め、67名の方がお亡くなりになり、いまだ2名の方が行方不明となっております。住家被害では、全壊1,493棟、半壊3,117棟、床上浸水は286棟、床下浸水420棟であり、166集落が孤立集落となりました。交通インフラでは、17か所で橋梁が流失し、729路線に及ぶ1,467か所で道路の被害が出ました。

令和3年3月30日時点で、総じて5,222億円の被害額となり、これは、昭和以降に発生した災害のうち、熊本地震に次ぐ被害額となっております。

改めて、災害によって亡くなられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に対し、お見舞いを申し上げます。

知事は、発災から2か月が経過した令和2年9月定例会において、明日にも起こり得る想定以上の豪雨に対して、球磨川流域の安全、安心を守り抜くこと、さらに球磨川の恵みを楽しみながら、歴史に残る復旧、復興を成し遂げることこそ、私に課せられた4期目の使命であると受け止め、全身全霊をささげる覚悟を示されました。

発災から3年目となる本年7月4日に開催され

た第12回令和2年7月豪雨復旧・復興会議において示された資料を参照しますと、被災地の復興は着実に進んでいるとも思われます。

先月、球磨川水系で初となる遊水地事業が相良村で、今月には、球磨村で引き堤事業に着手されました。また、球磨村神瀬地区をはじめ、芦北町、八代市坂本町でも宅地かさ上げ事業が順次着手されるなど、目に見える形で様々な対策が進んでいます。

一方で、残された課題も少なくはありません。

球磨村をはじめとする流域の自治体においては、人口減少に歯止めがかからず、存続の危機に直面している集落もあります。

知事の4期目の最終年度となる中、創造的復興のさらなる推進のためにも、現在の復旧、復興の進捗状況をしっかりと受け止め、その上で残された課題に向き合っていく必要があると考えます。

そこで、これまでの復旧、復興の進捗状況について、知事はどのように受け止められておられるのか、お尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 令和2年7月豪雨から3年が経過しました。これまで、ボランティアの皆様をはじめ、全国からの温かい御支援と、何よりも地元の懸命な御努力により、被災地の復興は着実に進んでいると思います。

球磨川流域の治水対策については、緑の流域治水の理念の下、国、県、流域市町村等あらゆる関係者が連携し、様々な対策を進めています。

先月、相良村で、球磨川流域で初となる遊水地事業が着工されました。また、球磨村渡地区では引き堤事業が、芦北町、そして八代市坂本町では宅地かさ上げや輪中堤事業が順次着工されるなど、目に見える形で事業が進んでいます。

インフラの復旧については、本年5月に、国の

権限代行事業により、県が管理する9つの河川の復旧が完了いたしました。

また、国道219号については、治水対策後の水位を目標にかさ上げを実施する方針の下、力強く復旧が進められています。

流失した橋梁についても、本年2月に復旧した西瀬橋をはじめ、順次本復旧工事が開始されており、国の絶大なる御支援の下、流域の生活や産業を支えるインフラの創造的復興が進んでいます。

新たなまちづくりについては、人吉の紺屋町と青井地区において、土地区画整理審議会が設置され、年度内の仮換地指定に向けた手続が進んでいます。

また、再建を目指す人吉温泉の旅館の9割以上が営業を再開されるなど、被災地のにぎわいも戻りつつあります。

甚大な被害を受けた特別養護老人ホーム千寿園についても、来年2月からの球磨村での事業再開を目指し、整備が進められています。

最重要課題である住まいの再建については、既に約7割の方々が再建を果たされました。今年度中には災害公営住宅の約8割が完成する予定であり、さらなる住まいの再建が見込まれます。

既に述べましたように、私の4期目の任期中に、全ての被災者の住まいの再建にめどがつけられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

このように、豪雨災害からの復旧、復興は着実に進んでいます。

一方で、様々な課題も残されています。

議員御指摘のとおり、球磨村や八代市坂本町などの地域が直面する災害を契機とした人口減少の加速化は、特に大きな課題であると認識しています。

被災地の人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域として再生していくために、引き続き、復興

の歩みを止めることなく、被災地の皆様と一緒に魅力的な創造的復興に向けた取組を進めてまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 今回、復旧、復興の進捗状況と併せて、全国の多くの自治体で課題となっている人口減少を取り上げました。

被災地においても、急速に人口減少が進んでいる地域があると認識しております。他方で、被災地においては、新たな課題や問題が存在するとも思います。県においては、今後、自治体とともに被災地における課題や問題を一つ一つ丁寧に対処することにより、住民の不安の解消や安心感をもたらすことにつながると思います。

どうぞ、住民の皆様、復興後の新たな町の姿を思い描かせることこそが創造的復興の一つの形であると言えます。今後も、蒲島知事におかれましては、4期目の最終年度も折り返しを迎える中ではありますが、改めて、復興の歩みを止めず、被災された地域の再生に向けて、これまで以上にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目に、残された課題の一つであるJR肥薩線の復旧についてお尋ねします。

この件については、昨年12月定例会で、松田議員から、検討状況と復旧のめどについて質問がなされました。その際、知事からは「全国のローカル鉄道のロールモデルとして、沿線地域やくま川鉄道でつながる球磨郡全域に新たな人の流れをつくるため、地元市町村とともに、私の任期中に復旧の道筋をつける覚悟を持って、全力で取り組んでまいります。」との答弁がありました。

熊本県及び地元12市町村においては、JR肥薩線再生協議会を設立され、国への要望活動や肥薩線の復旧を願う集会を開催されるなど、復旧に向

けて力を尽くしておられます。そして、現在は、国、JR九州、地元市町村と連携し、JR肥薩線の利活用策と地域活性化の取組方針を取りまとめ中と聞いております。しかしながら、いまだ復旧方針の決定には至っておりません。

私は、球磨川流域が一体となって持続可能な地域として再生していくためには、鉄道での復旧が不可欠と考えますが、ここで、知事のJR肥薩線の復旧にかける決意をお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) JR肥薩線の復旧に向けた私の決意を述べさせていただきます。

私は、これまで、肥薩線がなくなってしまうと、球磨川流域の地域そのものの存亡に関わるといふ強い危機感を持ち、この問題に向き合ってきました。

肥薩線の鉄道での復旧は不可欠であるとの強い信念の下、国の絶大な支援を受ける中で、県が主体となって、地元市町村とともに、復旧の道筋について精力的に協議を進めています。現在、肥薩線の持続可能性について、調査検討事業を進めています。

観光客アンケートでは、被災前に人吉・球磨地域を訪れた観光客のうち、3割強が肥薩線を利用したの来訪でした。また、首都圏など遠方からの利用者の約半数が、観光列車の乗車そのものを目的としていました。肥薩線は、地域の観光の牽引役としての役割を果たしてきたことが、これから明らかになっています。

また、沿線の住民や高校生のアンケートでは、費用負担等の前提を置かない聞き方ではありますが、住民の6割強、高校生の約8割が肥薩線の鉄道での復旧を希望すると回答しています。

私は、地域の将来を担う高校生の約8割が鉄道復旧を希望すると答えてくれたことに、非常に勇

気づけられました。同時に、その期待に応えるのが知事としての責任であると改めて思いを強くしました。

今、全国では、復旧に要する費用負担の問題がローカル鉄道の再構築の議論と結びつけられ、JRと自治体の間で、存続か廃止か、採算性か地域の足かといった二者択一の議論が持ち上がっています。

私は、対立ではなくて、JR、国、県、市町村、そして県民の皆様とつくり上げていく新たな枠組みで、人口減少に苦しむ地域にとって必要不可欠な鉄道を再生させたいと考えています。それは、全国に誇る地方創生のロールモデルになり得ると確信しています。

その実現に向けて、私が先頭に立って、そして任期中に道筋をお見せできるように、全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 アンケート結果で、将来を担う若者たちが8割、復旧してほしいという思いを伝えてくれたことは、本当にありがたいことです。力強い後押しになったと思っております。

JR肥薩線の復旧については、球磨川流域全体の再生の鍵となると思っております。全線復旧のためには、地元の熱意は最も重要でありますので、県のリーダーシップの下、球磨川流域の市町村が同じ方向を向いて、鉄道の復旧に向けて取り組んでいただきたいと思うところです。

続きまして、3点目に、新たな流水型ダムについてお尋ねします。

もう一つ残された課題が、流水型ダムの早期整備であります。

令和2年11月定例会で、溝口議員のほうから、球磨川流域の治水対策について質問がなされました。知事は、答弁の中で「私は、胸が張り裂ける

ような思いで、なぜこのような災害を防げなかったのか、なぜ多くの人命を守ることができなかったのか、自らに問い続けました。そして、決して取り戻すことのできない命の重みを考え、私は、二度とこのような災害を、また、被害を起こしてはならないと固く決意し、一日も早い復旧、復興を果たすことを心に誓いました。」と述べられ、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水をやり遂げる覚悟を示されたところです。

気候変動に伴い、全国的に災害の激甚化が顕著であり、球磨川流域の安全、安心の確保に向け、流水型を含む緑の流域治水の実現は急務となっています。

新たな流水型ダムについては、蒲島知事の要請に基づき、現在、国において法と同等の環境アセスメントの進められていますが、私を含めた一般県民にとってはなじみが少なく、また、専門的な内容も多いため、本当に流水型ダムが環境に極限まで配慮され、流域を守るものとなっているのか、不安を抱く県民も多いのではないのでしょうか。

そこで、現時点での新たな流水型ダムの進捗状況について、知事の認識をお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 新たな流水型ダムの進捗に対する認識をお答えします。

流水型ダムについては、法と同等の環境アセスメントの進められており、現在、国の委員会において、準備レポートの作成に向け、検討が行われています。

その中で、洪水時の貯水頻度を減少させるため、洪水調節操作のルールを工夫するなど、様々な角度から、丁寧かつ高度な議論が重ねられています。

また、県の審査会や市町村長、住民の意見等を

踏まえて、本年4月に提出した方法レポートへの知事意見の全ての項目に対しても、真摯に対応案を検討いただいています。

私も、流水型ダムの検討状況について、国の担当者から直接丁寧に説明を受けました。様々な改良案を基に、水理模型実験を繰り返し、環境への影響を極限まで抑えた構造案を追求されるなど、流域の安全、安心と環境の両立に向けて、熱心に取り組んでいただいています。

そのときに担当者から言われた言葉を今でも思い出します。それは、法律に沿って環境への影響を抑えるというのは、このほうが楽だけど、知事が言うように、極限まで環境への影響を抑えた構造というのはとても難しいと。でも、それをやり遂げるとおっしゃったことに、とても感銘を受けました。

県としては、新たな流水型ダムが、安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとなるよう、今後提出される準備レポートの内容をしっかりと確認し、知事意見を取りまとめてまいります。

また、流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組み等を通じて、流水型ダムの正確な情報を広く県民に周知してまいります。

さらに、流水型ダムの水源地域となる五木村と相良村に対して、両村に与える環境影響等について、国と連携してしっかりと説明を行ってまいります。

今年度は、蒲島県政4期目の集大成の年です。球磨川流域の創造的復興に向けて、残された課題に一定の道筋をつけることができるよう、これまで以上に時間的緊迫性を持って全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 多くの皆さんの意見を聴いて取りまとめられた緑の流域治水という考え方、そのことが、知事の思いが国の思いに届き、今まさに球磨川を大切にしたい、そんな住民の意向が反映された答弁ではなかったかと思っております。

今後とも、流域の安全、安心を最大化するもの、それが流水型ダムでありますので、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとなるよう、国と連携して取り組んでいただきたいと思えます。

何より、被災自治体にとって、新たなまちづくりの前提条件でありますので、流水型ダムを含む緑の流域治水について、全力で取り組んでいただきたいと思えます。

また、流域の方々にはもちろん、広く県民全体の理解を促すことも重要であります。今後とも、あらゆる機会を通じて、流水型ダムを含む緑の流域治水の積極的な情報発信に努めていただきたい。

最後に、ダム問題に翻弄されてきた五木村、ダム建設予定地である相良村の振興についても、引き続き力強く進めていただきたい。我が党としても、しっかりと後押しをしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

次に、「世界津波の日」高校生サミットについてお尋ねします。

まず最初に、私の津波経験について、その経験を語りたいと思えます。

平成28年4月16日午前1時25分に発生した熊本地震本震によって、午前1時27分、有明海、八代海に津波注意報が発令されました。4月14日の前震の際は、自宅にて強い揺れにおののくばかりでしたが、本震に続き発令された津波注意報と聞いたとき、揺れの続く中であっても、一刻も早く高いところへ避難しなければならないと、即

座に行動したところでした。

津波と聞いて私が一番に思い起こしたことは、東日本大震災で発生した津波が沿岸の町を飲み込んでいく映像でした。沿岸の住民の多くの皆さんが避難したように、このように我々は、これまでの被災の経験、そして目で見たもの、そういった経験則に基づいて行動したと言えるのではないのでしょうか。

世界に目を向けますと、各地で自然災害が発生しています。トルコやモロッコは大地震に見舞われ、救出活動が困難を極める様子が連日テレビで放映されております。そのような映像を目の当たりにすると、熊本地震の揺れと大規模災害に見舞われた記憶がフラッシュバックします。同時に、当時世界各国から熊本に支援の心を寄せていただいた温かい記憶も思い出されます。

このような災害が起きるたびに、本県の被災の経験を、国や地域を超えて共有し、防災や減災につなげることも可能ではないかと思えます。

早いもので、東日本大震災から12年半、熊本地震からも7年半の月日が経過しています。東日本大震災、熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興が進めば、忘れられていく被災経験もあることでしょう。しかしながら、決して忘れてはならない、将来に引き継ぐべき経験も数多く存在します。

新しく整備された防災センターや先日開館した南阿蘇の熊本地震展示施設K I O K Uも、継承の役割を果たす重要な施設であると思えます。

先日の定例記者会見において、蒲島知事は、「世界津波の日」高校生サミットを来年秋に実施すると発表されました。次の時代を担う若者に、主体的に防災、減災について考察し、議論していただくことは、大いに意義あることです。

国内外から高校生が集う国際会議は珍しく、県

内の多くの高校生に参加していただきたいと思
います。そして、会議に参加する高校生だけにとど
まらず、多くの若者に、自然災害の脅威から命を
守る対策について、共感や共有、意識の向上につ
ながる、そんな熊本開催としていただきたいと思
います。

そこでお尋ねします。

今回の高校生サミットの開催の意義、どのよう
なサミットを目指しておられるのか、また、熊本
の高校生にどのような成果を期待するのかについ
て、蒲島知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、高校生サミットの開
催の意義と目指す姿についてお答えします。

熊本地震や令和2年7月豪雨災害という大災害
を経験した本県には、大災害の記憶を風化させる
ことなく、災害で得た経験や教訓を広く国内外に
伝えていく責務があります。

このサミットは、世界各国の高校生が、地震や
津波など自然災害の脅威から命を守る対策を学
び、議論し、お互いの絆を深める絶好の機会で
す。

この機会を捉え、本県が防災、減災を担う国内
外の人材育成に貢献することは、私が掲げる災害
に対する安全保障を進める上でも、大きな意義を
有しています。

そのため、熊本地震や令和2年7月豪雨で支援
をいただいた国を含め、50を超える国や地域の高
校生を招聘し、過去に他の道県で開催されたサミ
ットと比較しても、最大規模となる想定で準備を
進めてまいります。

次に、本県の高校生に期待する成果についてお
答えします。

このサミットは、国内外から500人を超える高
校生が参加する国際的な会議です。そのため、会

議に直接参加する高校生のみならず、海外の高
校生に県内各地の学校を訪問していただくことによ
り、県内の多くの高校生に参加と国際交流の場を
設けます。

本県の高校生が、将来、それぞれの地域で防
災、減災のリーダーとなり、さらにはグローバル
に活躍できる人材に成長するよう、サミットの成
功に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 知事から、本県が国内外において防
災、減災を担う人材の育成に貢献すると、力強く
意義をお答えいただきました。また、過去最大の
規模のサミットとなる想定で準備を進めるとのこ
とで、熊本が目指す5つの安全保障にも通ずるも
のであると思います。

今回のサミットは、もちろん英語により行われ
るようです。過去、サミットに参画し、海外での
医療活動に従事するため、英語でコミュニケーション
が取れるよう学びを続けているという学生の
話を耳にしました。熊本の若者が、国際的な社会
に触れる貴重な機会です。県内の多くの生徒が国
際交流に参加することに期待を寄せたいと思いま
す。

あわせて、昨日、松村防災担当大臣のほうか
ら、県内で防災国民大会を来年10月に九州初とし
て開くということでありますので、このことも含
めて、来年度は、防災に係る、そんな取組が熊本
県から多く発信されることを願うものでありま
す。

次に、J A S M進出に伴う取組について、2点
お尋ねします。

まずは、J A S M進出に伴う社会資本整備に向
けた取組についてお尋ねします。

過日、熊本インターナショナルスクールの移設
開校を伝えるニュースに、新たな入学者を迎えた

との報道を目にしました。

熊本県においては、半導体産業集積強化推進本部並びにPTを設置し、JASME進出に伴う様々な課題に取り組まれています。さきに述べた子供たちの教育環境を、官民挙げて整えられたことは、成果の一つであります。

日本の経済安全保障を担う国家プロジェクトとして、世界的半導体企業TSMCの日本法人であるJASME新工場の建設が進行しており、年内には完成予定です。駐在員の入居も始まっており、本格稼働が予定されている来年12月まで、あと1年3か月となりました。また、7月には、ソニーが新たな工場用地の造成に着手するなど、今後もさらなる企業集積が見込まれております。

しかしながら、企業の受入れに対し、渋滞対策、排水対策など社会基盤の整備に関する課題があると認識しておりますが、具体的な成果は見え、企業が安心して投資できる体制が確保できるのか、懸念されているところであります。

新工場の円滑な稼働のためには、これらの課題への対応は急務であり、待ったなしの取組を進める必要があります。

一方で、人流、物流や用排水に係る社会資本の整備には、今後10年間で約1,140億円を要するとの試算結果が示されています。

このように、短期、集中的な取組と多額の財源が必要とされている状況を踏まえ、先般、国に対し、知事自ら、県議会とともに財源確保に関する要望をされたところです。

これらの企業の受入れ環境の整備に向けた課題解決に向けて、どのように取組を進めておられるのか、蒲島知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) JASMEの進出により、本県は、我が国の経済安全保障の一翼を担う100年

に1度のビッグチャンスを迎えており、新生シリコンアイランド九州の実現を目指し、最大限の取組を進めています。

議員御指摘のとおり、今後もさらなる半導体関連産業の集積が見込まれ、渋滞対策、工業用水や工場排水への対応など、受入れ環境の整備は喫緊の課題です。企業が思い切った投資ができるよう、今後の道路、工業用水及び下水道の整備の見通しを示すことが重要であります。

まず、渋滞対策については、信号制御の見直しや時差出勤の取組の支援など、短期的なソフト対策と併せて、道路ネットワークの抜本的な対策に取り組んでいます。

具体的な取組として、企業集積地への主要な縦軸となる菊陽空港線は、令和8年度中の完成に向けて、本年7月から改良工事に着手しました。

また、主要な横軸である大津植木線の多車線化については、世界有数の半導体集積地の玄関口にふさわしいシンボルロードとして、将来の企業集積なども考慮し、6車線化も可能な幅員で計画を進めています。

6月に公表した中九州横断道路の新たなインターチェンジの設置や企業集積エリアを直接結ぶ道路整備等の計画も、できる限り早期にまとめ、5年後、10年後の将来像をお示ししながら、全力で取り組んでまいります。

次に、工業用水の確保に向けては、地下水保全の一環として、有明工業用水の未利用水の活用を検討しています。現在、関係者の御意見等を丁寧にお聞きしながら、浄水場等の新設を前提に、事業の採算性等を精査しています。

下水道の整備についても、菊陽町から県が受託し、本年8月末に必要な管渠の工事を終え、JASMEの新工場稼働に向けた排水環境が整いました。また、企業のさらなる集積に伴い必要となる

新たな下水処理施設の整備に向けて、合志市や菊陽町と連携協力しながら取り組んでまいります。

これらの社会資本整備は、短期かつ集中的に進める必要があります、多額の財政負担を要します。このため、先月21日に、私自ら、洲上議長とともに、岸田首相や関係省庁に対し、必要な財源の確保に関する緊急要望を行い、国もしっかりと支えたいとの力強いお言葉をいただきました。

今後も引き続き、私自らが先頭に立って、県議会をはじめ、国や地元市町村としっかりと連携し、時間的緊迫性を持って、受入れ環境の整備に向けて全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 今朝の熊日新聞では「TSMCインパクト」として、JASMの堀田社長から、材料現地調達率を2030年までに60%を目指したいという発表がっております。これらの報じられ方、そしてまた企業の動きは、これまでの蒲島県政における取組について評価をいただいているものというふうに思っております。

今後、実際に事業を進めるに当たっては、大変困難なことも予想されますし、そして、様々な課題が噴出することも考えられます。そういった中でも、力強く今回の日本の安全保障を担う半導体産業の集積について、どうぞこれまで以上に汗をかいていただきたい、そのように思うところがあります。

次に、2点目に、環境保全対策についてお尋ねします。

JASMの進出によって、シリコンアイランド九州の復活との声も上がるなど、本県だけでなく、九州全体の経済発展という期待がとて大きくなっています。

一方で、JASMは、製造工程で大量の地下水を使用する計画であることから、県民には、熊本

の宝である地下水は大丈夫なのかという不安の声があるのも事実です。

先月末、JASMが熊本県に地下水採取の許可申請書を提出されました。JASMによる地下水の採取がスタートし、地下水保全の取組も、これから実施段階に進めなければなりません。

県民の不安解消のためには、地下水の保全に向けて県としてどのように取り組む方針であるのか、また、今後どのように具体的取組を進めていこうとしているのか、県民に対し、対策の全体像を示す必要があるのではありませんでしょうか。

また、半導体の製造工程では、シリコンの単体結晶の薄板であるウエハーを洗浄するために、酸、アルカリなどの薬品を多量に使用し、さらに、フォトレジストと呼ばれる感光性樹脂、そして、最近の県民の関心事が高い有機フッ素化合物PFASも使用されます。半導体の設計に応じて、様々なレアメタルも製造で必要となります。

もちろん、法令等に従って適切に排水、排ガスが処理されるでしょうが、法令で規制されていない物質も使用されています。

このように、半導体の製造には様々な化学物質などが使用されることから、これらの物質が排水や排ガスに含まれ、環境中に排出されるのではないかと懸念の声も聞かれます。

こうした県民の声に対しても、県としてどのような対策を進めていくのかを示し、県民の安全、安心につなげる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、地下水の保全に向けて、全体としてどのような取組を進めていくのか、さらには、排水や排ガスに対し、環境保全という観点からどのような対策を進めていくのか、現時点での考えや取組状況について、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない熊本の宝です。この地下水に支えられた経済発展と地下水保全を両立し、この恵みを未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であります。

地下水は、水が浸透しやすい熊本独自の地質と加藤清正公の時代に開墾された白川中流域の水田、そして農業の営みによって生まれ、琵琶湖をはるかに超える量が蓄えられています。

しかし、持続的に地下水を利用するためには、現状の取水量と涵養量のバランスを維持する3つの取組が重要であります。

第1は、地下水取水量の削減です。

水の循環利用や節水等により、取水量を削減する必要があります。

JASMは、地下水採取許可の申請時に、水の循環利用を促進し、地下水の取水量を当初計画の年間438万トンから310万トンへと、約3割削減することを明らかにされました。

第2は、他の水源利用の推進であります。

有明工業用水の未利用部分の水を地下水の代替水源として活用できるよう、可能性調査を実施しています。

第3が、地下水涵養のさらなる推進です。

どうしても採取する必要がある地下水については、取水量に見合う涵養を推進します。

このため、県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、新規に取水する井戸については、持続的な地下水利用が図られるよう、事業者を求める涵養目標を取水量の1割から原則10割に見直します。

あわせて、取水量を超える地下水涵養を自ら行う事業者に対しては、表彰や環境アセスメントの要件を緩和するなど、さらなる地下水涵養を促します。

具体的な涵養に向けては、5月16日に、JASM、県、菊陽町、湛水に取り組む2団体で協定を締結しました。

この協定に基づき、JASMの取水量に見合う地下水涵養の実現に向け、涵養期間の拡大や白川中流域で新たに実施する取組である冬期湛水など、具体策の検討を進めています。

こうした取組を総合的に進めるとともに、地下水を取水した場合の影響等を揚水試験やシミュレーション等によって科学的に検証し、地下水保全に万全を期してまいります。

次に、排水や排ガスへの対策についてお答えします。

JASMからの工場排水は、直接河川等に放流されることはなく、県の指導の下、一定の基準を満たすように処理され、菊陽町で基準が守られているかどうかを確認し、下水道に受け入れられます。その上で、県が管理する下水処理場において、法令等で定める排水基準以下に適正に処理され、河川に放流されることになっています。さらに、排出先の坪井川や河口域では、熊本市が環境基準に適合するかを確認します。

県と関係市町が幾重にも基準適合を確認することとしており、今後も各市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けてまいります。

また、排ガスについては、JASMにおいて、高度な処理により大気汚染防止法の基準を大きく下回る状態で排出されることを確認しています。

県としても、セミコンテクノパーク周辺に新たな監視地点を追加するなど、監視体制の一層の強化に努めてまいります。

さらに、県民の皆様の不安解消を図るとともに、予防的な対策を講じる観点から、新たな工場が稼働する前後で変化がないか、規制外の金属類や化学物質を対象とした環境モニタリングを本年

8月から実施しています。

具体的には、18種の金属類や250種の有機フッ素化合物、そして、1万種を超えるその他の化学物質等について、稼働前後での変化がないか、一斉分析、解析を行います。これにより、客観的かつ科学的に環境の変化を把握してまいります。

モニタリングの結果等については、環境分野等の専門家で構成する委員会で検証し、結果を公表するとともに、県の適切な対応につなげてまいります。

私たちが暮らす熊本県は、豊かな地下水や雄大な阿蘇の草原、天草や有明、八代の資源豊かな海など、多様な自然環境に恵まれています。一方、私たちは、公害の原点と言われる水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを身にしみて実感しています。

かけがえのない自然を県民共有の宝として次の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な責務です。引き続き、環境保全に向けた取組を着実に進めてまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 環境保全に対する知事の思い、そして取組を御紹介いただきました。

私たちの宝である地下水を守りたい、多くの恩恵をもたらしてくれる有明海を守りたい、熊本の豊かな生活環境を守りたいというのは、県民の一致した思いであると思います。今回の取組によって、多くの県民の不安払拭につながることを願いますし、将来にわたって安全が継続するよう努めていただきたいと思います。

次に、新大空港構想についてお尋ねします。

蒲島知事は、就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、地域の可能性を最大化する大空港構想を提唱し、その構想に沿った取組を推進されてきました。

3期目となる2016年には、熊本地震で被害を受けた空港を創造的復興のシンボルと位置づけ、大空港構想Next Stageを策定し、空港と周辺地域の創造的復興に向けた取組を加速化されました。この取組の推進により、空港と周辺地域の創造的復興は大きく前進したと思います。

さらに、TSMCの日本法人であるJASMが菊陽町に進出することが決定し、これまでの取組に新たな環境変化が加わり、空港周辺地域のさらなる発展に期待を寄せているところであります。

令和5年2月定例会において、これまでの取組の加速化と新たな環境変化に対応するために構想を改定し、改定に当たっては、空港機能の強化と企業集積とまちづくりの観点から御意見をいただくために、有識者会議を設置することを表明されました。

本年6月と8月の2回にわたり開催された有識者会議では、委員の皆さんからさらなる熊本の発展を予見させる意見が述べられ、委員の皆様の熊本に対する期待の大きさが分かりましたし、私自身、この空港周辺地域のさらなる活性化に大きな期待を寄せているところであります。

有識者会議から提出された阿蘇くまもと空港の機能強化と産業集積に伴うまちづくりに関する提言の中で、私が特に注目したのは、人財——人を宝と表現する書き方をしますが、「人財を惹きつけるクオリティタウンの創造」や「産業力の強化」であります。

特に、半導体を中心とした関連産業のさらなる集積や半導体産業と別の分野の産業との融合、研究開発等が実現すれば、経済への波及効果も高まることが予見されます。また、熊本を訪れる方の増加や移住者の増加など、人流の活性化や人口の増加も期待できると考えます。

そこで、蒲島知事の新大空港構想から描く熊本

の将来像について、知事の所感をお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事（蒲島郁夫君） 現在の大空港構想Next Stageの策定から約7年が経過しました。その間に、コンセッション方式での空港運営や新旅客ターミナルビルの開業、総合防災航空センターの整備など、熊本地震からの創造的復興が大きく進み、空港の拠点性も高まっています。

今回の大空港構想の策定に当たっては、7名の委員による有識者会議を設置し、行政だけでは思い至らない大所高所からの御意見を伺い、英知を取り込むため、提言書を頂くこととしました。

委員からは、TSMC進出を契機とした新生シリコンアイランド九州の実現や空港へのアクセスの早期改善に期待する意見とともに、高度人材の集積、拠点化などを求める意見がありました。

それらの意見が取りまとめられた提言書は、50年、100年先を見据えた空港機能のさらなる強化と企業集積に伴うまちづくりについて、5分野23項目にわたるものとなりました。

この提言を参考に、空港と周辺地域に期待される将来像の実現に向けて、今後の取組の方向性を示す大空港構想を策定しているところであります。

将来像については、空港と周辺地域を核とした地方創生の先進地域をしっかりと描くこととしています。

具体的には、提言の項目のうち、議員御紹介の「人財を惹きつけるクオリティタウンの創造」については、快適な生活空間の整備、にぎわいの創出による誰もが快適に過ごすことができるまちづくりを考えています。

また、「産業力の強化」については、半導体関連だけではなく新産業の創出、研究拠点の整備、人材の育成に取り組むことを盛り込みたいと考え

ています。

この新たな構想で描く将来の実現に向けた取組により地方創生を実現することで、県全体、ひいては九州全体に波及効果をもたらすことができると信じています。

最終的には、熊本が持つ経済、感染症対策、食料、防災、地球環境という強みを生かして、日本の5つの安全保障に貢献し、さらなる地方創生を実現させていきたいと考えています。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 地方創生の実現を目指して新大空港構想を策定されるとのこととあります。

実は、大空港構想から注目しているキーワードがありました。それは、知の集積であります。これまで、様々な取組により、新たな経済活動による影響を与えてきたと思っております。これまでに、半導体関連産業はもとより、新産業の創出、研究機関の整備、人材の育成に、大胆に、力強く貢献できる環境の整備をうたっていただきたいと思うところです。

次に、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組についてお尋ねします。

厚生労働省が6月に発表した人口動態統計によりますと、令和4年の日本の出生数は77万747人と、1899年の統計開始以来初めて80万人を割り込みました。

1949年に生まれた子供の数は約270万人であったことを考えると、子供の数はピーク時の3分の1以下になっています。本県での出生数は1万1,875人で、20年前と比較すると、約30%減少しています。

私は、令和4年12月定例会において、少子化問題について質問しました。このまま人口が減り続ければ、企業の経済活動や自治体の機能の維持ができなくなり、地域の産業の衰退や地域コミュニ

ティーの衰退などを招くだけではなく、医療や年金といった社会保障制度も含め、将来の地域社会及び経済に多大な影響を与える最も重要な課題だと考えております。

政府は、少子化の現状を静かなる有事と表現し、2030年までに少子化のトレンドを反転できなければ、我が国は人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成は困難との見解を示すとともに、次元の異なる少子化対策について、本年6月に策定したこども未来戦略方針に基づき、こども家庭庁の強力なリーダーシップの下、抜本的な施策の強化を図るとしています。

本県においても、本年5月に、知事が、こどもまんなか熊本の実現に向けて取り組んでいくことを発表されました。その取組として、庁内プロジェクトチームの設立や県民アンケートを実施していることは承知しております。

少子化トレンドを反転させ、若い世代誰もが、結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる社会、将来に明るい希望を持てる社会を実現することが、ひいては熊本のさらなる発展や全ての県民が幸せに暮らしていける地域社会の実現につながるものと思います。

県の果たす役割は、国の動きに連動するだけではなく、熊本が結婚や子育てをしやすい社会となるような環境整備や機運醸成を図っていくことであり、こどもまんなか熊本の考え方を県民に分かりやすくお伝えし、また、多くの県民から共感を得られるよう進めていくことが重要であります。

こどもまんなか熊本の実現を図っていくためには、知事御自身の若いときの経験や夢の実現に向けて取り組むことの重要性など、知事の思いも反映されていると推察いたします。

そこで、若い世代が将来に希望を描ける社会を構築していくため、また、全ての県民がそれを支

え、応援する社会を実現するため、こどもまんなか熊本に込められた知事の思いや今後何が必要と考えておられるのか、お尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 子供は、社会の希望であり、未来をつくる宝です。その子供たちが、安心して生まれ、健やかに育っていける環境をつくることは、今を生きる我々の使命であります。

議員御指摘のとおり、出生数の減少は予想を上回るスピードで進んでおり、少子化の進行は、地域産業の縮小や地域コミュニティーの衰退といった様々な影響を及ぼします。

国は、本年6月にこども未来戦略方針を、そして、9月にこども大綱の中間案を公表し、子供政策の加速化を図ることとしています。

本県においても、50年後、100年後のさらなる発展につなげていくためには、国の子供政策と連携を図りながら、少子化の進行を食い止め、出生数の増加に向けて取組を加速化させていくことが不可欠であります。

そのためには、若い世代の誰もが、将来に明るい夢を持ち、希望する全ての人々が結婚し、子供を産み育てられるよう、社会全体で若い世代を応援する機運を盛り上げていくことが重要だと思います。

私は、これまで、子供たちに対して、人生の可能性は無限大であること、夢の実現のためには勇気ある一歩を踏み出すことというメッセージを発信してまいりました。

実際、昨日、私は、嘉島中学校で、知事の出前ゼミでこのようなことをメッセージとして発信してきました。その私のメッセージを聞いて、全ての子供たちがとても元気になったと感じました。これからも、このような発信を続けたいと思っています。

その思いから、全国に先駆け、独り親家庭等への学習支援や海外大学への進学応援など、子供たちの未来を開くための支援に積極的に取り組んできました。

今後も、子供たちが夢に向かってチャレンジしていく環境づくりを、引き続き進めていきたいと考えています。

一方で、少子化の背景には、非正規雇用の拡大や出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、教育に係る費用負担の増加など、個々人の希望を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。

この状況を変えていくためには、若者の所得向上や子育てしやすい職場環境、子供にとって安全、安心な環境の整備など、企業や県民全てが子供や若者の視点に立って考えることが大切です。

そのためには、まず、市町村とのさらなる連携が重要です。今年度から、県全体で子ども・子育て施策を底上げするため、子供医療費助成を拡充しました。その結果、保育料補助の拡充や学校給食費の負担軽減等の新たな取組が始まったところです。

また、トップの意識変容と行動もとても重要であります。そのため、市町村の首長や経済団体の長を対象としたキックオフトップセミナーを開催いたしました。

県では、私が先頭に立って、知事部局等の男性職員に育児休業の取得を呼びかけた結果、令和4年度の育休取得率は42.1%となり、前年度の15.6%から大幅に増加しました。取得した職員からは、家事、育児の大変さ以上に、子供の成長に関わる喜びや楽しさが得られたという声も聞こえています。

6月には、こども・子育てに関する県民アンケートを実施し、1万2,000件を超える回答をいた

だきました。この結果や、今後実施する子供や若者、企業に対する意見聴取の結果等を施策に反映させていく予定です。

少子化対策は待ったなしの課題です。こどもまんなか熊本は、熊本の未来に明るい希望を描ける社会づくりであり、県民総幸福量の最大化につながるものであります。

私は、これまでの県政において、不可能を可能にすることを政治理念として取り組んできました。

少子化の壁を乗り越え、県民一人一人が、熊本で生まれ、育つことに誇りを持ち、住み続けたいと感じる熊本を実現するため、国や市町村、企業、県民が一体となって、全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 少子化の流れを変えたい、そんな思いが伝わってくる答弁でありました。

今回、アンケートに取り組まれたということですが、アンケート内容を精査された方はいらっしゃるでしょうか。

実は、それぞれの価値観に踏み込んだアンケートでありまして、この集計が待たれるところではありますが、今後施策をつくり上げる上で大きな材料になることは間違いありません。

国の施策に連動することはもとより、自治体とも連携して、そして、県民全ての皆さんの共感を得て、こどもまんなか熊本、それをどう実践していくのか、そして、その先に知事が見据える熊本の未来に明るい希望を描く社会を実現するよう、不断の努力をこれからも続けていただきたいと思います。

次に、食料安全保障の一翼を担う本県農業の課題について、2点お尋ねします。

まず1点目に、適正な価格形成に向けた県の対

応等についてお尋ねします。

農業は、国民の生命と健康を守る基本的ななりわいです。我が国の自給率は、カロリーベースで38%と、先進国の中では最低水準であり、海外からの輸入に依存している状況です。

世界の食料事情は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、気象災害の激甚化などにより不確実性が高まっています。

このような中、我が国の農業においては、燃油、肥料及び家畜飼料などの多くの生産資材が高騰し、農業経営が厳しい状況となっております。この生産コスト上昇分を販売価格に転嫁できれば、農業所得の確保につながるのではないかと考えます。

国では、食料・農業・農村基本法の改正に向けて、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を設置し、2022年10月から2023年5月の8か月間、見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について、有識者による施策の検証、意見交換が行われております。

同年5月29日には中間取りまとめが公表され、その後、7月から8月にかけて、全国11ブロックで地方意見交換会などが実施されたところです。

地方意見交換会の中で、農業者からは、生産コストが上昇している中で、生産意欲の向上や新規就農者の増加にもつながる適正な価格形成に関する意見が多くあったようです。

これらの意見を踏まえ、国では、生産者、消費者、食品産業などの代表で構成した協議会を8月に開催し、具体的な検討に入りました。

適正な価格形成については、これまで県議会としても、昨年9月及び12月定例会において国への意見書を提出したところであり、大変意義があったと認識しているところです。

J Aの皆さんからは、生産・流通コストの変動

等を含め、再生産に配慮した適正な価格形成の実現に向け、取引の実態、課題等を踏まえた検証を進め、法制化を見据え、早急に具体化することや実効性のある仕組みの構築に向け、生産から消費までの関係者の理解醸成を図るなど、自民党に対して、政府への要望を受けております。

今後、国においては、適正な価格形成に向けた仕組みづくりの議論が活発化していくものと思われると思いますが、適正な価格形成については、農業者だけではなく、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成も必要であると考えます。

そこで、適正な価格形成について、これまでの県の対応と今後の方針について、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 農業は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源の涵養、地域コミュニティの維持など、国民の安全と豊かな生活を支える多面的な機能を有しています。

その大切な農業を維持していくためには、適正な価格形成は重要なテーマであり、国全体の課題であると認識しております。

そのため、県では、昨年度から、県議会とともに、国に対し、農業者の持続可能な経営のため、我が国の実情に合った適正な価格形成に係る施策や制度構築を要望してきました。

現在、国では、農政の基本理念を示す食料・農業・農村基本法の見直しを進めており、今月、国の審議会において、最終取りまとめが公表されました。

その中で、食料に関する基本的施策として、適正な価格形成に向けた仕組みの構築が法制化に向けて記述されたことは、これまでの要望活動の大きな成果であると考えています。

今後とも、県では、適正な価格形成の仕組みが

どのような内容で法に盛り込まれるのか、国の動向を引き続き注視するとともに、必要に応じてさらに要望を行ってまいります。

また、来年度見直しを予定している熊本県食料・農業・農村基本計画の策定に当たっても、国の方針を踏まえ、適正な価格形成の推進に向けた県の対応をしっかりと検討してまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 機動的に対応する姿勢を表わしていただいたと思っておりますし、その気持ちに感謝いたしたいと思います。何より、これまでの農業施策が大きく転換することも予測されることから、今回質問をさせていただきました。

我が党も、県と一体となって、食料・農業・農村の基本計画に携わっていきたいと思っておりますし、しっかりと熊本における農業が発展するよう貢献してまいりたいと思うところであります。

2点目に、農産物輸送に係る2024年問題についてお尋ねします。

2024年4月から、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則つきで適用されることによる物流環境の変化、いわゆる2024年問題に対しては、物流に携わる輸送業者だけではなく、大消費地に向けて出荷していくために農産物を生産されている方々やJAも、大きな不安を感じておられます。

東京や大阪をはじめ都市圏に農産物を運ぶことで対価を得てきた本県農業の実態を見ると、県外への輸送の98%はトラック積みであり、これまでどおりの輸送ができなくなれば、生産者の収入減に直結するなど、まさに死活問題ともなりかねません。

時間外労働が適正な方向へ縮減されれば、トラックドライバーの働く環境は改善され、健康的に働ける環境がもたらされる一方で、労働時間が短

くなることで収入は減少し、稼げる魅力が半減し、ドライバーの減少につながることを懸念されています。

トラックドライバーが減少すれば、おのずと輸送可能な量も減少し、これまでできていた長距離出荷ができなくなることから、農産物の全量を安定的に輸送することができなくなることも考えられます。加えて、トラックを確保する競争が激しくなることにより、運賃が上昇し、農家経営へ直接的なダメージを与えることにもなりかねません。

県内の農業者の中には、肥料、燃料や各種資材等の高騰が著しい中でさらなるコスト増に耐えられなくなる者も出てくるのではないかと心配しているところです。

この物流に係る2024年問題に関して、国は、本年6月に、荷主、輸送事業者それぞれが、どのような役割と責任を担い、どのような対応が可能であるかについて、政策パッケージを提示し、これにより今後の対策が明確になったところです。

この問題に関して、県内でも、今後様々な問題が発生することが予想されますが、本県の農産物の県外輸送に及ぼす影響と農業者の不安払拭に向けてどのような対策を立てておられるのか、千田農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 本県では、トラックにより、県産トマトの44%、ナスの38%などを、約1,200キロメートル離れた首都圏で、出荷後3日目に販売することができています。

物流の2024年問題は、大消費地から遠い本県にとって、トラックの運賃の上昇や出荷から販売までに要する時間の増加による鮮度の問題など、大きな影響をもたらすものと認識しています。

県では、トラックに依存した輸送からの移行を

図るため、平成30年度から、農業団体と県内のトラック業者で構成される熊本県農協青果物輸送改善協議会と連携し、トレーラーの荷台を運ぶROR船やフェリー、鉄道を活用したモーダルシフト等について、輸送時間やコストに関する検証を進めてきました。

県産農産物をこれまでどおり大消費地に届けていくためには、これまでの取組に加えて、国が提示した物流革新に向けた政策パッケージにも示されているように、荷主である農業者やJAが相應の役割分担を担い、輸送業者と協力しながら対策を講じていくことが重要です。

このため、8月18日に、2024年問題に係る情報共有、普及啓発を図るため、県内の青果、畜産、水産業に携わる団体等の幹部による連携会議を開催いたしました。さらに、8月25日には、各関係機関の実務担当者約100名を参集してセミナーを開催し、現状や課題の共有、優良事例の紹介を行いました。

2024年問題の主な対策として、荷主側では、トラックの定時輸送を可能にするため、選果時間の削減やパレットの活用による積込み作業の効率化が挙げられます。物流事業者側では、トラックにフェリー等を組み合わせた輸送体制の確保、首都圏等の市場側では、荷待ち、荷下ろし時間の短縮等の取組が重要です。

これらを着実に進めていくため、緊急かつ暫定的なソフト対策予算及び円滑な出荷体制の構築とそれに要するハード整備に向けた検討予算を、9月補正予算で提案しているところです。

具体的には、まず、各産地での農業者、JA、物流事業者も含めた話し合い活動やパレット輸送の試行等を進めます。加えて、各JAが出荷する際のモーダルシフトの実証実験やパレット輸送体系の構築及びストックポイントの整備等についても

検討を進めてまいります。

さらに、首都圏等の市場における荷待ち、荷役時間の削減に加え、輸送コストの負担の在り方について、農産物の適正な価格形成の仕組みづくりとともに、国に対して要望を行ってまいります。

来る2024年4月以降、県産農産物の輸送に滞りが発生しないよう、目の前の課題に向き合い、本県が引き続き食料供給基地としての役割を果たすため、しっかりと取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 具体的な取組について答弁をいただきました。

何よりも、時間的には残された時間はあまり多くありませんので、部長のお言葉をお借りすれば、役割を果たしていただきたいというふうに思います。

最後に、赤潮被害対策についてお尋ねします。

本県の魚類養殖業の漁業生産額は、令和3年で約160億円と、県内の漁業生産額の47%を占めるとともに、全国6位の規模を誇っています。また、輸出においても、県産農林水産物の輸出額の28%を占めるなど、まさに本県水産業の大きな柱です。

今年は、6月中旬から9月上旬にかけて、八代海において、有害なシャットネラ、コクロディニウム、カレニア、3種類の赤潮が同時に発生し、6月下旬から上天草市、天草市、津奈木町で被害が発生、8月下旬まで被害が断続的に発生し、カンパチやシマアジなど、甚大な被害をもたらしました。

被害は、熊本県だけではなく、鹿児島県や長崎県にも及び、熊本県内では、魚類養殖業を中心に被害額約15億円という、昨年度に引き続き大きな被害となり、過去4番目の規模となっております。

過去2番目の規模となる昨年度の甚大な被害からの回復途中での被害ということで、養殖業者の方々は、さらに厳しい経営を強いられております。被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も残る中、福島第一原発処理水放出に伴い、中国の日本産水産物の通関検査の厳格化や禁輸措置が行われ、7月中旬から県内の養殖業者でも中国への輸出停止の影響が発生しており、輸出先をほかの地域に振り分けるといふ、新たな商談が開始されることも聞いております。

一方、政府による風評被害対策が打ち出されるとともに、中国への禁輸措置解除の働きかけもなされているところです。

さらに、米中の派遣争いやロシアによるウクライナ侵攻も続いており、世界経済への長期的な影響に加え、円安の進行により、燃料や餌、資材の高騰によるコスト増も経営に大きな影響を与えています。

今回の赤潮被害は、昨年よりは少ないとはいえ、過去4番目という規模であり、苦難に直面している養殖経営にさらに追い打ちをかけているとともに、養殖業者の体力低下のみならず、事業継続への意欲まで失わせてしまいかねない状況です。

9月4日には、天草市、上天草市、津奈木町及び海水養殖漁協から、それぞれ赤潮被害に対する支援について、要望書が県議会及び県知事に提出されております。

昨年のカレニア赤潮による被害に対しては、県では、国、関係市町と連携し、養殖業者グループによる赤潮調査体制の整備や迅速な赤潮駆除剤の散布への支援が行われました。

そこで、今回の赤潮被害に対し、本県で重要な

産業である魚類養殖業が持続的に行われていくために、県はどう対応されてきたのか、また、被害を受けられた養殖業者への支援について、県としてどのように対応されるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、昨年度の甚大な赤潮被害の発生により被害を受けた養殖業者に対し、市町と連携した中間魚等の導入やへい死魚処理への支援を行うとともに、国に対して赤潮対策の充実等の要望を行ってきました。

赤潮については、早期発見、早期対策が重要であるため、今年度から、国の予算を活用し、養殖業者15グループによる赤潮モニタリング調査に対する支援を行っています。その調査結果は、SNS等により関係者間で迅速に情報共有されているところです。

これにより、5月に発生した赤潮では、養殖業者の方々が速やかに駆除剤の散布を行い、拡散を食い止めることができました。

6月に入り、八代海において、シャットネラとコクロディニウムに加え、昨年、過去2番目の被害をもたらしたカレニアの3種類の有害赤潮が同時に発生する危険な状態になりました。

そのため、県では、直ちに水産関係危機管理対策本部を設置し、赤潮の動向や被害状況を把握し、情報の周知、共有に努めるとともに、漁業関係者に対して、餌止めや駆除剤の散布などの被害防止対策の徹底を呼びかけてきました。

このうち駆除剤については、今年度当初から備蓄していた約70トンが散布されたことから、県では、7月下旬に約60トンの追加備蓄について支援を行いました。

これらの対策を講じましたが、6月から9月まで長期間にわたって赤潮の発生が継続したことに

より、被害額は過去4番目の15億円超の規模となりました。

へい死魚処理については、これまでへい死魚を堆肥にするまでの冷凍保管に必要な魚缶の整備を支援しており、この活用により速やかに処理が行われました。

また、9月4日には、関係3市町と漁業団体の長から、知事に対し、稚魚、中間魚、代替魚の導入支援などの要望が行われたところです。

これを踏まえ、養殖業者の早期事業再開に向け、県として速やかに支援できるよう、今定例会で追加提案を行います。

また、要望を受けた内容のうち、養殖共済制度の改善や国との連携が必要な赤潮の予察、防除技術の開発などについては、国に対し要望してまいります。

今後とも、魚類養殖業を営む皆様が、将来にわたって事業に意欲を持って取り組み、安全で安心な養殖魚を持続的に消費者へ提供できるよう、関係市町や漁業団体と連携して取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 千田部長のほうから御紹介いただきましたように、今定例会において追加提案を行うということでもあります。

私たちが願いますのは、養殖業者の事業継続が達せられることだと思っております。しっかりと我々も、地元を足をつけて頑張っていきたいと思っております。

環不知火海養殖推進協議会というのが設置されて、自助的な動き、そして共助的な動きがこれまで生まれてきたと思っております。今後は、その動きをさらに加速させて、地域の海域をどう守っていくのか、そういったことも重要になってくると思っております。これからも、しっかりと汗を

かいて、地元の水産業に携わる皆さんと頑張っていきたいと思っております。

1つ申し上げますと、カレニア赤潮は、実は漁船漁業にも影響を及ぼしているようであります。昨年、そして今年とカレニアが発生した折には、漁獲が落ちたという話も聞きました。

様々に影響をもたらす赤潮のことです。なかなか対応策が打てる状況ではありませんので、今できることをしっかりと行って、そして、中長期的な取組にもしっかりと取り組んでいきたいと思うところです。

さて、今回準備しました代表質問、しっかりとやらしていただいたと思っております。何よりも、県政に携わって5期が過ぎております。そういった中で、これまで多くの時間を蒲島知事と一緒に歩まさせていただきました。

私は、蒲島知事の言葉の力、そして思いの強さ、そういったことを感じ、それが県民を動かし、そして地域を動かしていく、県を動かしていく、そんな原動力になっているのではないかと考えております。

今後も、様々な課題が山積する中ではありますが、一つ一つ着実に、そしてスピード感を持って挑まれることを望みますし、私たちもしっかりと応援していきたく思っているところです。

どうぞこれからも御健勝にて御活躍いただけることをお願いしまして、代表質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（淵上陽一君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後0時59分開議

○副議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

立憲民主連合鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕（拍手）

○**鎌田聡君** 皆様、こんにちは。立憲民主連合の鎌田聡です。今日は、会派を代表して代表質問をさせていただきますと思います。

随兵寒合と昔からそう言いますけれども、なかなか、この前の日曜日、本祭が終わった後、若干涼しくなりましたが、まだ日中は非常に暑いような気候でもございまして、やっぱり各地で熱中症が非常に出てきているような状況でもございますし、また、コロナも新しいやつが何か出てきている状況でございます。

そしてまた、7月の大雨で、上益城を中心に、県内におきましても大変な被害が出ているところでもございますし、そしてまた、国内においても、台風13号をはじめとしまして、いろんな関東、東北をはじめとして大変な災害が起こっています。

そしてまた、国外でも、モロッコの大地震、リビアの洪水と、様々な被害で大変多くの皆さんが亡くなられておりますし、多くの皆さんが被災をされておまして、心からお見舞いを申し上げます。

やっぱり災害対策をはじめとしまして、私たちの取組が非常にまた重要になってきますけれども、今日は、災害対策以外の県政の重要な課題につきまして代表質問で取り上げさせていただきますので、どうか、100分間という長時間になりますし、また、午前中の質問と重なり合う部分も幾つかございますけれども、ぜひ御容赦いただきまして、よろしくお見舞いを申し上げます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

T S M Cに関する諸課題についてです。

T S M Cの菊陽町進出に伴う半導体関連産業の集積による経済波及効果について、九州フィナンシャルグループが、今後10年間で約7兆円に上るという試算を出しました。このように、県経済発展に対する県民の期待も大きいのですが、一方で、労働環境、渋滞対策、環境への影響などへの不安も大きくなっています。

今回は、その不安な部分について、数点お尋ねをいたします。

まずは、県内地場中小企業への支援についてです。

T S M Cの社屋工事が大変早い工期で進められて、設備等の納期も厳しい日程で進められておまして、労働者の負担も大きくなっています。これまで労働事故が発生していないのか、懸念をいたします。

また、T S M Cや関連企業への人材流出が顕著になっていて、既存の県内地場中小企業におきまます人材確保が困難な状況になってきています。最低賃金も、10月8日には45円上がって898円と、熊本県なりますけれども、地場中小企業でも賃金引上げが必要となりますが、賃上げを実行するための基礎体力が十分ではないところも多くて、加えて、現下の物価高という状況下での対応となり、厳しさを増しています。そのため、県内中小企業からは、国、県の支援を求める声が多く聞かれます。

そこで、私が昨年12月の一般質問で申し上げまして、その際は、商工労働部長の大変つれない答弁で、国の業務改善助成金への上乗せはないとの回答でしたが、改めて、この厳しい状況下で、労働環境の改善や賃上げを行う県内中小企業に対しての県としての支援策を講じる考えはないのか、お尋ねをいたします。

次に、水の問題についてお尋ねをいたします。

T SMCの操業に伴う地下水の枯渇と汚染への不安が広がっています。T SMCは、半導体製造過程で地下水を1日約8,500トン採取する計画になっており、その採取量を超える地下水を涵養する考えを表明されています。

阿蘇山の火山灰を土壌に含む白川中流域は、水の浸透量が他地域の5から10倍とも言われていて、地下水を蓄えて育む涵養を効率よく進めることができますが、T SMCをはじめ数社が進出をしてきている状況で、白川中流域の水田での涵養が可能なのでしょうか。

現在、進出してくる企業に対して、これまで地下水採取量に対する涵養が採取量の10%だったものを、採取量に見合う量の涵養を義務づける地下水の涵養の促進に関する指針の見直しをされようとしています。T SMCをはじめとして企業進出が多くなってきていて、実際に涵養する水田を確保するのは困難ではないのでしょうか。

そこでお尋ねですが、地下水涵養の促進に関する指針の見直しは現実的に可能なのか、そして、実際T SMCは採取量の8,500トンを超える涵養を行う水田を確保できているのか、お尋ねをいたします。

次に、排水についてです。

T SMCが製品の洗浄に使用した工場排水は、工場で浄化された上で、菊陽町の下水道に流されて、下水管を通過して熊本市北区にある県の施設の熊本北部浄化センターまで流されてくることとなります。そこから坪井川に流されることとなりますが、その排水による汚染の検査は完全にできるのでしょうか。そして、T SMCがどのような物質を流すのかも明らかにされていません。

北部浄化センターには1日平均約7万トンの下水が流入してきていて、センターで浄化処理を行っています。その際に汚染濃度の環境検査を実

施すると聞いていますが、安全性や安心性を担保する意味でも、その検査の数値をぜひ公表していただきたいと思いますが、それはできないのでしょうか。

そして、万が一センターで有害物質が発見された場合、その流入水を止めることは可能なのでしょうか。もちろんT SMCの工場から有害物質を排出させないことが重要ですが、流れてきた場合のチェックと対応が求められます。

あわせて、下水道法に基づく有害物質の検査は28品目となっていますが、知事は、議会開会日の議案説明の際に、県として、より多くの化学物質のモニタリング調査を行うと言われました。

そこで質問ですが、T SMCから排出される物質は明らかにできないのか、そして、北部浄化センターでの環境検査の数値の公表と、もしもの場合の対応はどうするのか、そして、下水道法では対象外の化学物質の検査についてどのように実施するのか、お尋ねをいたします。

最後に、県の環境影響評価条例施行規則の見直しについてお尋ねをいたします。

今回、県の環境アセス条例の規則を改正して、地下水保全地域のアセス対象の立地企業の面積を25ヘクタールから50ヘクタールに見直すことになっていますが、T SMC進出に伴い、立地企業が増えてきて、開発が進んでいく状況下での環境保全の取組は、これまで以上に重要になると考えますが、なぜ面積要件を緩和するのか疑問に思います。

そこで、アセス条例の面積要件を緩和する理由について、先ほどの3点の質問と併せて知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、県内地場中小企業への支援についてお答えします。

県では、社会保険労務士等の専門家の派遣や働く人が生き生きと働き続けられるブライ企業をPRすることなどにより、労働環境の改善や処遇の向上を図る企業への支援を行っています。

また、国や県の補助事業を活用して生産性向上に取り組み、賃上げを実施する中小企業者をさらに力強く後押しするため、補助事業の自己負担を軽減する予算を今定例会に提案しています。

県としては、国の施策の動向を注視しながら、商工会、商工会議所などの商工団体と連携して、物価高騰の影響で厳しい経営環境に置かれた中小企業者、小規模事業者の方々としっかりと支えてまいります。

次に、地下水の涵養についてお答えします。

熊本の宝である地下水に支えられた経済発展と地下水保全を両立するためには、現状の取水量と涵養量のバランスを維持する必要があります。

具体的な涵養に向けて、5月16日に、JAS M、県、菊陽町、水田湛水に取り組む2団体で協定を締結しました。

この協定に基づき、白川中流域における涵養期間の拡大や冬期湛水の実施、白川中流域以外での水田湛水の拡充など、農業者の方々と連携し、具体策の検討を進めています。これらの取組により、本年度については、JAS Mの取水量を上回る水田湛水が実現できる見込みであります。

さらに、農地以外においても、雨水浸透ます、雨庭、浸透性の調整池の設置など、地下水の涵養量を確保してまいります。

次に、TSMCの工場排水についてお答えします。

まず、工場排水に含まれる下水道法における対象物質については、関係法令にのっとり公表することは可能と考えています。

なお、これらの物質については、あらかじめ、

公共下水道管理者である菊陽町が、下水道法に基づき、基準に適合していることを事前に確認しています。

次に、水質検査の数値の公表について、熊本北部浄化センターでは、これまでも、問合せに応じ検査結果を提供してきました。今後は、さらに積極的な公表の方法を検討してまいります。

また、有害物質が発見された場合については、各段階において県、菊陽町、企業が連携し、迅速かつ確実に対応します。

具体的に言うと、まず、工場からの排水の水質を菊陽町と企業がそれぞれ検査します。あわせて、その水が流入する熊本北部浄化センターにおいても、県が流入水の検査を行うことで、法令の基準が守られているかを監視します。

その上で、基準を超える有害物質が確認された場合は、菊陽町の命令により、企業は直ちに排水を停止し、原因となった施設を改善します。

さらに、下水道法の対象外の化学物質については、県では、熊本北部浄化センターの放流水も環境モニタリングの対象としています。

モニタリングでは、規制外の18種類の金属類や有機フッ素化合物250種、そして1万種を超えるその他の化学物質等について、新たな工場が稼働する前後で変化がないか、客観的かつ科学的に環境の変化を把握していきます。

そして、その結果については、環境分野等の専門家で構成する委員会を設置し、委員の皆様を検証していただいた上で、県の適切な対応につなげてまいります。

このように、工場からの排水については、関係法令に基づく規制や確認、監視はもとより、あらゆる手法を用いながら、地域の環境保全と県民の皆様への不安解消に取り組んでまいります。

最後に、環境影響評価条例施行規則の見直しに

についてお答えします。

今回の施行規則の改正は、環境審議会の答申を踏まえ、地下水涵養指針の見直しに加えて、事業者による自主的な地下水涵養の取組を促進するために行うものです。

今回の規則改正により、県の指定する地下水保全地域において、取水量を上回るさらなる涵養に向けた取組が進むことを期待しています。

県としては、こうした仕組みを活用しながら、引き続き、事業者による積極的な地下水涵養の取組を促進してまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 それぞれの課題について答弁をいただきました。

1点目の中小企業支援につきましては、国の補助事業の自己負担分の軽減ということでございます。これだけではなくて、さらなるやっぱり中小企業支援に取組を進めていただきたいと思いますし、2点目の水田涵養の取組につきましても、様々な対策をこれからやられていくということでございますけれども、なかなか、この涵養に参加する農家が減少してきているという状況でもございます。白川中流域以外での水田湛水も拡充することも検討ということでございますので、あらゆる手段を使って、よろしく願い申し上げたいと思います。

それと、排水への不安、これも非常に根強くございます。調査地を公表すること、いろんな調査を行って、その数値をきちんとやっぱり明らかにしていくことが極めて重要かと思っておりますので、浄化センターの公表の在り方も、今後手法検討ということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それと、4点目、アセス要件の緩和につきましては、やはり地下水涵養ができるかどうかだけで

これを判断していくのは、非常にその確実性が担保できるのか、私は時期尚早だと思っております。

環境アセスというのは、開発を禁止するのじゃなくて、環境への、事業への影響に問題があるかということを経営者が調査をする、予測評価などを行うものでございまして、それは、地下水だけではなくて、大気や土壌環境や生物、廃棄物、温室効果ガス、放射線量、文化財などなど、多岐にわたるわけでございまして、その要件をこの機に緩めるとということについては、私はやっぱりやるべきではないというふうに思いますので、改めてその点につきましては再考を求めまして、次の質問に移りたいと思います。

県民サービスを支える県職員の人員確保についてです。

先ほどの質問でもTSMCの課題につきまして申し上げましたけれども、こういった問題の対応などで、県庁内の多くの部署で業務が増加したり、あるいは今後増加することが必至です。

例えば、新工場建設に伴います課税評価、地下水保全や地中への影響調査、そして、これは、建設工事の影響から工場稼働後は継続的な調査が必要になります。また、農振地域の土地利用、地域の農業や酪農を支える取組、渋滞解消に向けた道路整備や公共交通の利活用の検討、さらにはTSMCに勤務する従業員の家族などが工場周辺にお住まいになると思いますが、そういった新たに地域にお住まいになる外国籍の方々のもとより、受け入れる地域の方々も安心して生活できるように支える取組、教育関係の環境整備など、県庁内の多くの部局にまたがる業務が想定されます。

県も、部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げて検討を進め、そこには担当する県職員を割り当てなければなりません、このTSMC関連

業務に当たる職員の確保はできているのでしょうか。

年々熊本県庁の受験者数、あるいは受験倍率が下がってきており、県職員の全体数が増えない中であって、このビッグプロジェクトにしっかり対応できるのか、心配しています。

県職員の受験者数の低下については、ここ数年議会でも取り上げられており、昨年9月議会において、西県議からも質問されたところでありませぬ。

例えば、大卒程度の採用試験について、事務系の受験倍率について、昨年は4.3倍でしたが、今年、令和5年は3.3倍となり、技術系は、昨年1.6倍だったものが、今年1.1倍まで低下しております。

特に心配していたのは総合土木職です。昨年の西県議の質問を受けて、具体的な対策として、今年度から試験実施時期を前倒しし、教養試験を民間企業で広く使われるSPIに変更した新たな試験枠、春季SPI枠を設けて、この試験の受験倍率は2.9倍となりました。一定の結果には結びついていないと感じます。しかしながら、受験者数の低下、欠員が生じている職種がある状況は変わりませぬ。

県民サービスの維持向上のためには、現場で実務を担う県職員は不可欠ですが、このような中で、TSMC関連をはじめとする県の重要な課題に余裕を持って当たれる人員体制が整っていると言えるのでしょうか。

また、今年度から公務員の定年年齢が2年に1歳ずつ引き上げられ、2031年度、令和13年度に定年年齢が65歳になります。2年に1回定年退職者が出ない年が生じるわけですが、定年退職者が出ない年であっても、新規職員の採用については、採用数を平準化し、継続的に一定数の採用を行い

たいと、議会の中でも総務部長が答弁されています。

今年度末は定年退職者が出ない年となっておりますが、今年度の採用試験における新規採用予定者数は昨年並みに確保してありましたので、採用予定者数が満たされれば、年度によっては一時的に増加するのではないかと思います。

先ほど紹介したように、受験者数が低下したり、あるいは欠員が生じている職種もある中で、この先の県職員の人員数の見通しについてどのような考えをお持ちなのでしょうか。

そこで質問ですが、TSMC関連業務などの新たな行政需要に適切に対応するため、今後の職員採用や職員数の在り方についてどのようにお考えか、総務部長にお尋ねをいたします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) TSMCの進出とそれを契機とする半導体関連産業の集積というビッグチャンスが到来していますが、これに伴う新たな行政需要に対応するためには、県職員の人員確保が必要と認識しております。

現在、熊本県職員の定員管理の基本方針に基づき、現行の定数を維持することとしておりまして、熊本地震や豪雨災害からの創造的復興を優先しつつ、災害関連業務の進捗状況等を踏まえ、TSMCの進出などに伴う新たな行政需要にも対応できる人員体制の確保に努めております。

具体的には、半導体関連産業の集積が急速に進む中で、周辺の道路ネットワークの整備や地下水の保全対策、立地企業との協議、土地利用調整などに対応するため、今年度から、新たに合計20人程度の職員を重点的に配置しております。

職員の採用につきましては、議員御指摘のとおり、受験年齢人口の減少や民間企業、国等との人材獲得競争の激化などを背景といたしまして、厳

しい状況でございます。しかし、このような中でも、意欲ある人材を採用していくために、様々な取組を進めておるところでございます。

具体的には、対面による採用ガイダンスの実施やSNS等を活用した情報発信等の取組に加えまして、今年度からは、民間企業や大学院などを志望する方も受験しやすくするため、SPI試験の導入や採用候補者名簿の登載期間の延伸などを進めております。

こうした取組によりまして、近年、特に人員確保の難しい総合土木職につきましても、採用予定数の確保に手応えを感じているところがございます。

定年年齢の段階的引上げに関しましては、60歳超の方々には、様々な場面で、これまで培ってこられました多くの経験ですとか専門的な知識を発揮いただくことを期待しております。また、2年に1度の定年退職者が生じない年でございまして、計画的に新規採用を行ってまいります。

引き続き、関係各部や人事委員会事務局と連携し、職員の採用を着実に進めるとともに、熊本地震や豪雨災害からの創造的復興を成し遂げる、それから、半導体関連産業の集積などに伴う新たな行政需要にも適切に対応できるよう、今後も必要な人員体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○**鎌田聡君** 県職員は、熊本地震、また、豪雨災害、そしてまた、コロナ対応、極めて厳しい状況の中で頑張ってくられた上で、TSMCの対応ということでございます。今後、必要な人員体制の確保に取り組んでいくということでございますので、ぜひ、それぞれやっぱり頑張っている県職員が、これからもやっぱり健康で頑張れるように、そういったところで、しっかりと人員体制の確保

に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。次の質問に移ります。

川辺川ダム事業に関連して、2点質問をいたします。

1点目は、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントについてです。

昨年の12月議会でもこの問題を取り上げましたが、引き続き申し上げます。

今回のダム計画に際して、知事が、環境アセス法に基づいたアセス、もしくはそれに準じたアセスの実施を要望されたことを受けて、国土交通大臣は、アセス法に基づいたものと同等の手続を行うと表明し、現在、その手続が進んでいます。

しかしながら、現在実施されている環境アセスは、法に基づくものと同等とは到底言えないものです。アセス手続は、これまで、アセス法で配慮書に当たる配慮レポート、方法書に当たる方法レポートが終了し、今後、環境影響評価結果の素案が準備レポートとして示され、それに国民や知事の意見を反映し修正した評価レポートが発表されると、ダム事業に着手されることとなります。

アセス法では、手続の各段階において知事意見を聞くことが義務づけられています。川辺川ダムに関する今回のアセスでも、2022年6月、2023年4月に、それぞれ配慮レポート、方法レポートに対する知事意見が提出されています。

前回も申し上げましたが、現在進められているアセスの大きな問題の一つは、住民の意見もこれら県知事意見も反映されることなく手続が進んでいる点です。

配慮レポートの中で、国がダムによる球磨川流域への環境影響が球磨村渡地点までとしていた点について、知事は、意見書で「渡地点より下流域への影響が考えられる場合は、調査・予測・評価の対象とすること。」と要望されていますが、国

は、それを反映せず、次の方法レポートの段階でも同様に、環境影響評価対象地域を渡までとし、下流域は必要であれば対象とするとの消極的表現にとどまっています。

また、160ページを超える配慮レポートのうち、事業計画に関する記載は僅か半ページで、具体的な構造物については一切示されていませんでした。これに対しても、知事は「放流設備等の構造や完成イメージ図、試験湛水に係る湛水期間及び維持流量の検討の状況等が記載されていないため、方法レポート以降においては、ダムの実設計の進捗に応じ、検討状況や結果等を可能な限り詳細に示すこと。」と意見を述べられています。

ところが、これらについても国は無視して、次の方法レポートにおいても、極めて簡易な事業計画のみで、構造については何も示しませんでした。

これら2点は、アセスの住民説明会においても参加者から指摘をされた点です。構造が分からなければ、ダムが環境や生き物にどのような影響を与えるか知るために、どのような調査が必要なのかは分からないので、当然の指摘と言えます。

その他の点も含め、配慮レポートに関する知事意見の一部は、方法レポートに反映されることなく国から同内容が示されたため、知事は、方法レポートに対しても、再び同じ内容の意見を提出されています。重要な知事意見聴取に対しても、聞きおくのみで反映されない現在のアセスは、法に基づくものと同等と言えるものでは到底なく、国にアセスやり直しを求めるべきと考えます。

流水型ダムは、下部に穴があり、環境影響が比較的少ないと説明される場合がありますが、既に完成した各地の事例を見ても、ダム完成後は、上流、下流の河川環境や生態系、水質や地形に甚大な影響が起きていることが指摘されています。

ダムが完成して大きな環境影響が起きた際に、県民に対し、知事は、どのように説明され、どのような形で責任を取られるおつもりでしょうか。

川辺川ダムができれば、清流や生態系が失われるのではないかという懸念の声は、今なお根強く寄せられています。県としては、この県民の声に答えるべく、独自に流水型ダムの環境影響を検証し、県民に説明を行うべきです。これらの環境影響評価に関する件について、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、住民への説明責任についてお尋ねをいたします。

球磨川豪雨災害とダムの必要性との関連については、これまでも、流域住民や市民グループ等から多くの疑問が寄せられています。

流水型ダムの環境影響だけではなく、気候変動の影響を受けた記録的豪雨や線状降水帯の発生に対して、治水能力に限界のあるダムが本当に役に立つのか、支流からの氾濫の原因を、国が本流の水位上昇によるバックウォーターが原因と早々に結論づけた不自然さ、人吉大橋に設置された水位計データの信憑性、緑の流域治水と声高にうたいながらも、実際には人吉・球磨地域の森林保全対策が加速度的に進む県の施策が一切ないことなど、国と県に丁寧な説明を求める要望が度々出されています。

これらの説明責任を果たす場の一つとして、県は、昨年、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組みを設置しましたが、この会議メンバーは、12流域自治体首長と首長が選んだ住民代表各1名ずつと各団体、専門家によって構成されており、住民参加とは到底かけ離れたものです。

また、内容も、協議や質問に答えるものではなく、出された意見が国の計画に反映される保証も

なく、また、第2回目以降の会合がいつ開催されるのかも不明です。

本県には、川辺川ダム住民討論集会という全国に誇るべき住民説明と対話の場を開催した経験があります。今回のダム計画に対しても、県が選ぶごく少数の住民や団体代表に対してではなく、県民に対し広く参加を呼びかけ、透明性と中立性を担保した公開の場で、一方的な説明ではなく、対話する手続なしには問題の早期解決と合意形成は実現しないと考えます。

そこで質問ですが、県は、選ばれた委員ではなく、広く県民に開かれた場において真の説明責任を果たして、住民参加による丁寧な合意形成を図るべきと考えますが、その考えはないのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、環境影響評価についてお答えします。

流水型ダムは、命のみならず、清流をも守るものとなるよう、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮したものにする必要があります。

私は、この点を流域の皆様を確認していただくため、客観的かつ科学的な環境への影響評価が必要であると判断し、法に基づく環境アセスメント、あるいはそれと同等のものの実施を国に求めました。

そして、現在、法と同等の環境アセスメントが適切に進められています。

御質問の大きな環境影響が出た場合の県民への説明と責任の取り方についてですが、知事の責任とは、流域の安全、安心を確保した上で、環境面への影響を極限まで最小化することと考えます。そして、その責任を果たすためには、議員御懸念のような大きな環境影響が生じないよう、私自身が国に求めて実現した環境アセスメントの手続を

通して、適切な知事意見を国にしっかりと述べるのが何よりも重要だと思います。

私は、これまでも、国から示された各レポートにおいて、最新の知見、技術や既存の流水型ダムの調査データなどを用いて、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うことなどを国に求めてまいりました。

今後も、環境アセスメントの手続を通じて、市町村長、住民の皆様及び専門家の方々の御意見を踏まえた適切な知事意見を述べることで、知事としての責任を果たしてまいります。

次に、県独自の環境影響の検証についてお答えします。

私は、事業主体である国が、事業内容の検討と環境保全措置の検討を一体として行うことが重要と考えています。

現在、国は、これまでの知事意見を踏まえ、生物の移動経路の確保など様々な着眼点から、環境への影響が最小となるようダムの模型実験を繰り返し行いながら、慎重にダムの設計や運用方法を検討するとともに、専門家による委員会での議論を重ねています。

こうしたことから、県独自の環境影響の検証を行うことは考えておりません。

続いて、住民への説明責任についてお答えします。

令和2年7月豪雨災害を受けて、球磨川流域の治水の方向性を決断するに当たり、私は、ダム建設をめぐる地域の対立を再び引き起こしてはならないと心に誓いました。

この気持ちを第一に、流域の皆様の御意見や復興への思いに耳を傾け、対話を重ねてまいりました。その中で、命と環境の両立こそが、全ての流域住民に共通する心からの願いであると受け止めました。

そして、令和2年11月、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を進めていくことを表明し、議員御質問の仕組みの構築をお約束いたしました。

第1回目となるこの仕組みの会議は、昨年12月、人吉市で開催いたしました。

この構成員は、国、県及び流域市町村、流域住民の方々、そして有識者としています。

中でも、流域住民の方々については、より多角的な見地から多様な意見をいただくため、市町村別と分野別に区分しました。

市町村別の構成員は、各市町村から推薦された、地域のために尽力されているの方々です。第1回目の会議においても、地域の状況を踏まえた率直な御意見をいただき、その一つ一つに、国、県から回答を行いました。

分野別の構成員は、自然保護や漁業、観光など、流域の河川環境の整備と保全に関連する各分野において活動している団体の方々です。なお、球磨川、川辺川において清流保持活動に取り組む市民団体は、第1回目は参加いただけませんでした。第2回目の開催に向けて、お声がけをしてみたいと思います。

さらに、有識者は、構成員の理解を深めるため、専門的知見を踏まえた解説を行う役割を担うことから、球磨川の治水及び環境に精通した方々に委嘱いたしました。

また、この仕組みは、流水型ダムに関する情報を県民へ周知することも目的の一つであります。

このため、会議は公開で開催し、同時ウェブ配信を行うとともに、熊本市、八代市及び人吉市の3か所に傍聴会場を設けました。

さらに、会議後は、議事録等を県のホームページで公開し、また、会議概要を新聞広告に掲載しました。

なお、現在、国において準備レポートの作成に

向けて検討が進められており、その進捗状況を踏まえ、できる限り早く次回の会議を開催したいと考えています。

今後も、この仕組みを通じて、流水型ダムについて、流域の市町村や住民の皆様と一体となって、事業の方向性や進捗をしっかりと確認してまいります。そして、広く県民の皆様に対して丁寧に周知し、説明責任を果たしてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今答弁をいただきました。

アセスにつきましては、法と同等のアセスが適切に進められているという答弁でしたが、アセスには、事業の位置や規模などに関する複数案を検討して代替案を示す必要がありますが、今回それがなされておられません。

また、住民をはじめ一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるように努めるとされていますが、知事の意見をはじめ一般の方々の意見は取り入れられていません。

知事は、幾つかの意見を述べられていますが、県としてそれをどう担保するのか、具体的な調査や提案は何もされていません。それもやらないということでございましたが、このアセスは、ダム建設に伴う水質や生態系への影響を調べることの重要さはもちろん、このアセスの結果次第で、賛否を明言していない五木村が、やっぱり賛否を判断すると、この重要な材料にもなりますので、しっかりと取組を進めていただきたいというふうに思います。

あと、住民参加の関係についてお話いただきました。長々とこの仕組みの選任の方法を説明されましたけれども、それが問題だということを私は指摘をしているところでございます。一方的な説明を行う場ではなくて、透明性、中立性、公平性を持った対話の場が必要になりますので、現在の

この仕組みでは不十分ですから、これからもっと参加者を拡大して住民参加を促進されることを強く求めまして、次の質問に移ります。

水俣病問題について、3点質問します。

6月27日に、水俣病の原点である百間排水口が撤去されようとしているので、現地の意見を聞いてほしいとの声を受けて、私たち立憲民主連合は現地を視察して、被害者団体の皆さんから、残してほしいとの声をいただきました。

水俣病の原因企業チッソが、1932年から68年まで有機水銀を含む工場排水を排出したのが百間排水口で、水俣病発生の象徴的な場所です。

チッソが建設し、現在水俣市が管理していますが、6月中旬、市は、突然、老朽化を理由に、百間排水口の樋門の扉と足場を撤去することを発表。これに対して、水俣の市民、患者、支援団体などから、百間排水口は水俣病の貴重な歴史的遺構であり、修繕して保存すべきとして、撤去工事の中止を求める声が次々と上がりました。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会では、6月28日に水俣市へ、30日には、西県議立会いの下、熊本県へ要望書を提出されました。

また、7月に発足した水俣の歴史的遺構を残す会では、オンライン署名を開始。署名は、9月5日現在、1,400筆を超えています。

こうした動きを受けて、知事は、撤去については市民の十分な理解を得られていないとして、現場保存の可能性を含めて、県と市が協議していく考えを示されました。この対応について高く評価するところです。

そして、その後の協議で、何らかの形で現場保存することを前提に、老朽化した樋門の扉を取り外すことについて、患者団体や市民が了解し、8月下旬、8月26日に、4枚の扉の取り外し作業が完了したとのことでした。

取り外した樋門の扉をどうするのかなどについては、県と水俣市は、団体側と協議を行っていくと伺っていますが、引き続き、丁寧に関係者の皆さんの理解を得ながら進めていただきたいと思います。

そこで質問ですが、現在のところ、県としては、取り外した扉の扱いを含めた百間排水口の現場保存や活用についてどのように考えているのでしょうか。

また、今後は、水俣病の貴重な歴史的遺構である百間排水口について、適切に保存管理し、国内はもちろん、世界に向けた水俣病の情報発信に活用していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、補償協定についてお尋ねをいたします。

水俣病公式確認から67年、水俣病の認定患者が原因企業チッソと結ぶ補償協定は、今年7月9日で締結から50年となりました。

水俣病認定患者に対しては、医療費や毎月の手当が支給され、症状が悪化した場合は補償を拡充する仕組みとなっていますが、補償のランク変更に伴う審査基準が不明です。補償協定は、症状の重さによってAからCランクに分かれていて、1人当たり一時金1,600万円から1,800万円や医療費などを受け取ります。補償協定には、上位のランクに該当するような変化が生じたときはランク変更を申請できると明記してありますが、受け付ける委員会は、ランク変更の審査基準を公表していません。

ランク変更の判定は、国の公害等調整委員会か第三者機関の水俣病補償ランク付委員会が担います。認定患者の平均年齢は80.2歳、50年前は加齢による変化を考慮していませんでしたが、身体機能の明らかな衰えがあるならランクを引き上げるべきです。

また、補償協定は患者の医療費を負担することになっていますが、介護の分野では、一部重症患者への手当が支給されているものの、介護保険制度の各サービスについては、医療系のサービスを除き、支給されません。

補償協定には、「将来の健康と生活を保障することに」「最善の努力を払う。」と明記しており、「範囲外の事態が生じた場合は、」「交渉する」という文言もあります。加害者のチッソが自発的に補償内容の拡充に取り組むのが本来の姿だと考えます。

そこで質問ですが、認定患者の補償ランク変更や内容の拡充について、チッソに対して強く働きかけていただきたいと考えますが、知事の考えをお尋ねします。

次に、2009年施行の水俣病特別措置法で、速やかな実施が規定されながら、14年経過した現在も実施されていない不知火海沿岸の住民健康調査についてお尋ねをいたします。

環境省は、6月30日に、不知火海沿岸の住民健康調査の実現に向けた専門研究班を発足させました。研究期間は、2025年度までの3年となっています。環境省は、磁気で脳の活動を捉える脳磁計と磁気共鳴画像装置、MRIを組み合わせた手法を健康調査に活用し、水俣病に特徴的な感覚障害の有無を調べる方針で、研究班は、その手法の精度向上のほか、調査の対象地域、対象者などを検討するとしています。メンバーは、公衆衛生や脳神経内科の専門家7人で、公募に申請された方々です。

法施行後14年間、速やかに住民健康調査を実施するよう国に求めるべきと、私は何度もこの議会で知事に求めてまいりましたが、調査手法の開発中という国の動きに沿った答弁に終始されています。これから開発された調査手法をどう活用する

のかを研究班でこれから3年かけて研究することとされており、いつになったら健康調査が実施されるのか、環境省の対応はあまりにも遅過ぎます。

以前も申し上げましたが、そもそも、開発を進めてきたMEGやMRIを組み合わせた調査手法については、研究対象が認定患者となっており、被害がどれだけの地域や年代に広がっているのかを調べる住民健康調査には全くなじまないものだと考えます。

そこで質問ですが、県として、環境省が進める住民健康調査について、その手法やスケジュールについてどのように考えているのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、百間排水口についてお答えします。

先日、私は、現地に赴き、患者の方々から百間排水口に対する思いを直接お伺いするとともに、水俣病原点の地とされるその場所をこの目で見てまいりました。これにより、水俣病の歴史と教訓を伝える取組の重要性と百間排水口の意義についても再確認することができました。

改めて、団体等の意向も踏まえ、樋門の扉と足場の現場保存という方針を示すことができたことは、本当によかったと思います。

現場保存の方法やその活用に関する今後の具体的な検討に当たっても、団体等の意向を丁寧に把握し、県が水俣市と連携しながら主体的に検討を進めてまいります。

また、水俣病を学ぶために来られた方々が最初に訪れるこの百間排水口を生かして、国内、そして、今もなお水銀拡散が続く世界に向け、さらなる情報発信に努めてまいります。

次に、補償協定の見直しについてお答えしま

す。

議員御指摘のとおり、水俣病患者補償ランクづけについては、国の公害等調整委員会と、患者とチッソとの補償協定に基づき設置した水俣病患者補償ランク付委員会の2つの機関で決定されます。そのため、県は、補償のランク変更や内容の拡充について関与することができない仕組みになっています。

しかしながら、患者の方々の状況については、これまでも適宜県とチッソで情報交換を行っており、その中で、課題も含めた情報共有を図ってまいりたいと思います。

一方で、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々が将来にわたり安心して暮らしていただくため、入浴介助や通院の付添いなどの日常生活支援に県独自で取り組んでおります。

また、先日は、5年ぶりに、私自らが患者の方々のもとを訪問し、日々の生活の困り事などを直接伺ってまいりました。特に、日常生活等を支援する地域生活支援事業の自己負担については、今回患者の方々と直接お会いしたことで、御要望いただいていた見直しの必要性をより強く実感いたしました。今後は、来年度からの患者負担軽減の実現に向けて検討を進めてまいります。

これからも、患者の方々の安全、安心な暮らしの確保に向け、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御希望を丁寧に酌み取りながら、取組の充実に努めてまいります。

最後に、不知火海沿岸の住民健康調査についてお答えします。

健康調査については、平成16年の最高裁判決以降、国への要望や幾つかの提案も行いました。結果として、特措法に、国が実施し、県はそれに協力する、国が調査研究のため手法の開発を図ると明記されました。

国は、今回開発した調査手法等を活用した健康調査の在り方について、現在、研究班を立ち上げ検討していますが、様々な意見を伺いながら進めていくと聞いています。また、環境大臣が、研究期間は3年上限だが、できるだけ早く検討を進めていきたいと国会で答弁されています。

県としても、引き続き、国に対して、様々な機会を捉えて、スピード感を持って対応していただくよう要望してまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 答弁いただきました。

1点目の排水口の樋門の扉については、団体の意向を丁寧に把握して進めていくということでございますので、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

補償協定につきましては、県が直接ということ、これはできませんけれども、ぜひ、状況を踏まえて、やはり強く働きかけを行っていただきたいと思います。

不知火海の住民健康調査の件については、この国のやり方は、全くやる気なしの先延ばしじゃないかと指摘せざるを得ません。早急に実施をして、被害の広がりを確認してもらいたいと思っております。

特別措置、水俣病被害者救済法も、天草市倉岳町は、これは対象外になっておりまして、ただ、海はつながっていて、魚を多く食べたと言われていすけれども、その証明を出せとか、そういった話が出ております。

公式確認から67年たっても、今なお被害で苦しんで水俣病と認められない方がたくさんいる現状を見た場合に、先般、福島第一原発の処理水を海洋に放出しましたけれども、そのとき、岸田総理が、数十年先まで国が責任を持つと言われた言葉が、今の水俣病のような状況を見た場合に、私は

空虚にしかも聞こえないんです。そういった状況を何とかやっぱり改善をしていただきたいというふうに思いますので、知事には、やっぱり患者の皆様方への支援と併せて、先ほど言いましたように、被害に苦しみながら患者と認められない被害者の皆さんにも寄り添った対応をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

「くまもと再発見の旅」の不適切受給の件について質問いたします。

「くまもと再発見の旅」は、コロナによって失われた観光需要を喚起して、旅行・交通事業者や飲食店などを支援する国の観光支援事業、G o T o トラベルの県事業として、2021年から実施したものです。

報道によりますと、この事業を活用してTKUヒューマンが販売した周遊券を含む日帰り旅行商品7,300件のうち4,341件が、公共交通機関の周遊券とタクシー券を組み合わせず、公共交通機関の周遊券のみだったため、県が不適切と判断しましたので、助成金約2,500万円については、TKUヒューマンは自主返納すると表明されています。

一方、公共交通機関の周遊券とタクシー券を組み合わせた日帰り旅行商品約3,000件は適切と判断して、助成金約2,000万円が受給されています。

しかし、この約3,000件については、担当課では、不適切と判断した4,341件に加えて、不適切受給の疑いがあるとして、さらに追跡調査をする方針でしたが、県幹部が、もうよかる、ミリミリまで詰めるのかと、見逃すように指示したとされています。

さらには、見逃されたとされる約3,000件のうち1,500件以上で、利用されるべきタクシー券が未使用で、県の助成金が含まれている160万円が、支援すべきであったタクシー業界に渡らず、

TKUヒューマンに残っていたとのこと。そして、その日帰り商品は、タクシー券が利用できない地域の方にも多数販売されていて、購入した利用者からは、TKUヒューマンの担当者から、タクシー券は使わなくていいとまで言われたとの内容です。

この問題は、関係者が代理人弁護士を通じて、公益通報者保護法に基づく報道機関への外部通報によって明らかになりました。

この一連の内容が事実であるのならば、公金の不正利得を見逃してきた県に対する県民の信頼は失墜することになりますので、早急に事実関係を明らかにして、適正に対応することを求めます。

そこで質問ですが、知事は、この一連の出来事を御存じだったのでしょうか。9月8日の会見で、関係者に調査と事実確認を行うよう指示したと言われましたが、その日から既に10日以上が経過しております。約3,000件の不適切受給の追跡調査を、もうよかろと見逃すように指示した上司は誰か分かりましたか。知事ではありませんか。お答えいただきたいと思います。

2点目、TKUヒューマンの親会社のテレビ熊本の役員が、県が不適切と判断した事業の助成金の約2,500万円について、県が社名を公表しなければ自主返納すると言われていたようですが、県は社名を公表しました。約2,500万円は県に返納されたのでしょうか。

3点目、TKUヒューマンに残っているタクシー券未使用分の160万円について、公金が含まれていることから、県は返還を求めべきだと考えますが、返還は求めないのでしょうか。

4点目、この「くまもと再発見の旅」については、参加事業者101社のうち14社が不適切受給をしたとされています。そもそも、この事業の事業開始時点での制度設計が分かりづらく、どうに

も解釈されるような曖昧な部分があったのではないのでしょうか。このような事業を進めたことについて、知事はどのようにお考えでしょうか。

そして5点目、知事は、県の内部調査だけではなく、第三者による調査をすると明言されましたが、調査をする第三者については、当事者や利害関係者との関係を一切排除した弁護士や学識経験者らを選任して、公正と透明性が担保された調査を行うべきですが、第三者の選任と調査のスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上の5点について、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、「くまもと再発見の旅」については、午前中の山口議員への答弁でもお答えしたとおり、補助事業の実施に当たり、関係者間で疑義が生じたことから、本年3月に補助対象と補助対象外を確認、整理しました。

その上で、県が補助対象外と判断した旅行商品の助成金は全額返納されたと報告を受けています。

また、幹部が見逃しを指示したとの疑いについては、県として第三者委員会の設置も含めて調査いたしますが、私が見逃しを指示したということは一切ございません。

2点目の県が補助対象外と判断した旅行商品に係る助成金については、本年4月に返納が完了しています。

3点目のタクシー券未使用分については、不適切な取扱いはなかったと回答していますが、今回御指摘を受けましたので、その適法性を調査いたします。

4点目の「くまもと再発見の旅」の制度設計については、コロナ禍で苦しむ事業者に対して、一日も早く助成金をお届けしたいとの強い思いの中

で、短期間で制度設計を行い、事業を実施したことから、関係者間の連携不足や誤認等が重なったものだと思っています。

最後に、第三者の調査委員会については、外部の弁護士で構成する予定で、現在人選を急いでおります。また、調査委員会には、関係者のヒアリングを行うなど、自ら調査していただくとともに、県における調査手法や結果についても、法的な妥当性、的確性の確認を求めることにしています。

今後、こうした手順を踏みながら、丁寧かつ迅速に調査を行ってまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 知事が見逃しを指示したことは一切ないということでした。政策審議監の上司から指示されたと言われておりますので、知事じゃなければ、副知事か部長しかいらっしやらないわけですので、そこに聞けば分かる話でございますが、今後の調査に委ねるということでもありますから、しっかりと第三者の調査をしていただきたいというふうに思います。

そもそも、先ほど言いましたように、やっぱり事業の制度設計、これが非常に問題であったろうと思っております。民間が請け負ってやられたというふうに伺っておりますので、やはり、そういったところをしっかりと県としても、これからそういう事業の組立て方について検証をしていただきたいと思っておりますし、タクシー券の扱いについては、違法性、適法性を調査するというところでございますけれども、これは向こうの会社に残っているのは事実でありますから、これはもう公金でありますから、向こうの会社も県と協議して返納する考えはあるというような報道も聞いておりますので、もっとやっぱりシビアに公金の扱いについて考えていただいて、返還できるものは返還を

してもらおうという強い覚悟で臨んでいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この問題は、非常にやっぱり県民も注目していると思っておりますので、調査結果次第で、やっぱり関係者の処分も含めて、厳格な姿勢で知事には臨んでいただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

いじめ調査報告書についてお尋ねをいたします。

2013年4月に、高校3年生の女子生徒が自殺をしました。この生徒が体育大会に向けたダンスの練習でいじめを受けていたことが、県いじめ調査委員会の報告書で明らかになりました。

調査委員会がその報告書を答申しましたが、両親には、いじめを行っていた同級生らの氏名が黒塗りされたものが渡されました。その後、遺族が、2021年5月に、県及び同級生を被告として訴訟を提起されました。その訴訟の中で、事実関係を知りたい遺族が黒塗りを外した報告書の開示を求める文書提出命令を申し立てて、熊本地裁は、昨年5月、同級生らの氏名を開示した報告書の提出を県に命じました。

県は即時抗告しましたが、福岡高裁も昨年11月に氏名開示の報告書提出を命じ、さらには、県は最高裁に抗告しましたが、最高裁が3月末に棄却して、福岡高裁の文書開示命令が確定しました。

遺族が事実関係を知りたいのは当然の心情だろうと思います。2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は「学校の設置者又はその設置する学校は、」被害者や遺族に対して、「事実関係等」「必要な情報を適切に提供する」と定めていますが、情報開示の在り方について課題があるのではないのでしょうか。

また、8月には、調査報告書の全面公表された

県立東稜高校いじめ調査委員会の調査報告書が問題になりました。

この調査報告書の黒塗り部分が、特定の操作をすれば見られるようになっていたわけですが、ここで問題にしますのは、この報告書は、昨年10月に公表されていますが、その段階では、全文公表されていなかったことです。いじめ防止対策推進法及びそのガイドラインでは、調査結果については原則公表すべきと指摘していますが、なぜ遵守して全文公表しなかったのでしょうか。

調査報告書は、昨年10月に、第三者委員会から学校に提出されています。この時点で県教委のホームページに掲載されたのは、被害男性の意向を確認しないまま、A4用紙で22ページあった調査報告書を、A4用紙たった2ページに抽象的に要約されたものの入手方法でした。

そのため、被害男性が、いじめの全容を明らかにした上で再発防止に活用すべきと、報告書の全文公表を求めました。被害男性からの要望を受けて、9か月たって、やっと今年7月に全文がホームページに掲載されました。やっと掲載された調査報告書の黒塗り部分が外せるような設定になっていたのは全くお粗末な話ですが、なぜはなから調査報告書全文の公開をしなかったのでしょうか。なぜ公表の仕方や内容を被害生徒、保護者と確認しないままに公開してしまったのでしょうか。

そこで質問ですが、調査報告書は、結果として全文公開になりましたが、当初の対応について、なぜそのような対応を行ったのか、教育長にお尋ねします。

次に、黒塗りについて質問します。

県教育委員会のホームページに掲載された県立高校生が自殺したいじめ調査報告書が3年以上黒塗りすべき箇所の黒塗りがなく載っていたこ

とが、先月8日に判明しました。

黒塗りされずに掲載されていたのは、2018年5月に、県北の県立高3年生が自殺した問題の再調査報告書の概要版です。県の第三者機関が2020年4月にまとめたもので、個人の特定につながるおそれがあるとして、校内の場所や親族に関する3か所について、黒塗りすべき箇所を黒塗りせずに公開していました。

また、黒塗りをめぐっては、先ほど述べた県立東稜高校のいじめ調査報告書が、特定の操作をすれば黒塗り部分を外せる状態でホームページに公開されていたことも判明しました。

これらの件については、いじめや自殺という極めてセンシティブな問題に対する県教委の対応があまりにもずさんで、お粗末としか言いようがありません。この黒塗りの扱いについての教育長の所見と再発防止策についてお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の調査報告書に係る当初の対応についてお答えいたします。

いじめ重大事態の調査結果の公表について、国のガイドラインでは、調査報告書の公表の程度や方法までは具体的に示されていません。よって、県教育委員会では、これまで、報告書の全文を被害生徒及び保護者にお渡しした上で、プライバシー保護等の観点から、報告書の概要版資料を作成して、報道機関へ提供し、説明を行ってきたところでございます。

今回の元東稜高校生徒に関する報告書についても、同様の考え方で、概要版資料を用いて昨年10月に報道機関への説明を行いました。

その後、被害生徒、保護者の御要望を受けて、この報告書の全文をホームページに掲載したところでございます。

今後とも、報告書の公表の程度や方法につい

て、被害生徒、保護者の意向をより丁寧に確認しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の黒塗りの扱いについての所見及び再発防止策についてお答えいたします。

個人情報等の保護は極めて重要であり、とりわけ、いじめ重大事態の調査報告書における個人情報等の取扱いについては、慎重かつ丁寧に行う必要があります。

しかし、議員御指摘のとおり、今回、調査報告書における個人情報の不適切な取扱いが複数確認されたところでございます。

これらの事案が発生したことにより、被害生徒、保護者をはじめ県民の皆様には御心配、御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っており、改めておわび申し上げます。

それぞれの事案を検証しますと、まず、県北の県立高校生徒の事案は、県教育委員会の定例会で、知事部局の再調査報告書の概要版資料を含む内容を報告する際、当該概要版資料の公表時になされていた黒塗りが無い資料となっております。これは、当時、知事部局や被害生徒、保護者への丁寧な確認が不足していたことが原因と考えています。

また、元東稜高校生徒の事案は、電子情報上で黒塗りしたものをPDF化した場合、一定の操作により取り除くことができる可能性があることについて認識していなかったことが原因と考えております。

今後、同種の事案の再発防止のために、報告書やその概要版資料を公表する際には、作成に当たって、被害生徒、保護者等の意向をより丁寧に確認するとともに、複数人でのチェック及び黒塗りを取り除くことができない方法による資料作成を徹底してまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今後とも、報告書の公表の程度、方法は、被害生徒、保護者の意向をより丁寧に確認し、対応を進めると答弁されましたが、今後ともといいますか、いかにもこれまでやってきたかのようなお答えでしたが、できてなかったから私は質問をしたわけでございます。

当初のような要約版だけの公表については、個人情報保護を理由に、県教委が学校や県教委の対応の問題点や提言の部分を隠蔽したとの不信感を抱かせる対応であったということを指摘せざるを得ません。

黒塗りのお粗末な対応も、結果として、やっぱり本当に守るべきものが守られていない対応であったと思いますので、そのことを猛省して、ぜひ再発防止に努めていただくことをお願い申し上げます、次の質問に移ります。

2020年2月議会の代表質問で、私は、フリースクールとの連携と財政支援について質問し、その際の教育長の答弁では、2021年度から「国の事業を活用し、市町村に対する教育支援センターの設置促進や教育支援センター及びフリースクール等へ通う経済的支援が必要な子供たちに対する通学費等の援助に係る経費を新規予算として計上して」いるとの答弁でした。しかし、この通学費等の援助については、県内市町村で希望する市町村がなくて実施されていません。

私が求めたいのは、経済的支援が必要な子供たちへの支援ももちろん重要ですが、その子供たちだけを対象とした支援ではなくて、学校に行けずにフリースクールに通う子供たちへの支援です。

前回の質問の際に申し上げた不登校児童生徒数は、2018年度で2,328人でしたが、その後、2021年度の不登校児童生徒数は4,151人と4,000人を超えています。前回は申し上げましたが、2017年施

行の教育機会確保法は、学校以外の学びの場の重要性を認め、国や自治体に対して、子供の教育機会を確保するために必要な財政措置などを講じる努力を求めています。

熊本市を除く県内公立小中学校の不登校児童生徒が利用しているフリースクールは32あり、その利用者数は増えています。フリースクールは、不登校の子供たちの受皿となっていますが、県からフリースクールへの支援はありません。フリースクールの運営団体は、厳しい運営を強いられていますので、今年8月に、関連団体がまとまって、運営費や保護者が負担する利用料への公的支援を働きかける子どもの学びを支える熊本県民の会が発足しています。

今後、県とも公的支援を求める協議が行われると思いますので、ぜひ教育機会確保法に基づいて積極的に対応をしていただきたいと思います。

他県では、既に公的支援を進めています。群馬県では、フリースクールの運営費を最大400万円補助していますし、福岡県も、上限200万円の補助金を交付しています。また、ほかの市町村教育委員会でも、保護者負担の利用料の一部補助などの支援を行っているところもあります。

そこで、フリースクールとの連携と支援について、次の2点をお尋ねいたします。

まず1点目は、フリースクールやフリースクールに通う子供たちへの経済的支援について行う考えはないか、2点目として、県とフリースクールなどの民間団体とが定期的に協議を行う場を設置していただきたいと思いますと思いますが、その考えはないか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、熊本の未来を担う子供たちが自分たちの夢の実現に向かってチャレンジし、活躍できる力を身につけることが大切と考

えております。

そのため、県では、不登校児童生徒支援のための教育支援センターの設置を促進するとともに、子供の居場所づくりや多様な学び、成長の場づくりに取り組んでまいりました。

一方で、現在、本県における小中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、児童生徒に十分な学びを保障し、その社会的自立を支援することは、ますます重要になっていると認識しています。

まず、1点目のフリースクール等への経済的支援についてです。

現在、フリースクールなど民間施設においては、県内小中学生の令和4年度における利用者数は、全体で354名となっており、利用されている施設の規模も様々な状況にあります。

また、それぞれの施設が重視する活動内容にも違いがあり、個別の学習や体験活動、相談、カウンセリングなど多岐にわたります。

このように、個々に様態の異なるフリースクールなどに対して、不登校児童生徒の十分な学びの保障と社会的自立の支援のために、どのような連携が可能か、子供の居場所づくりの観点も含め、市町村等とともに研究を進めてまいります。

次に、2点目の県とフリースクールなどが定期的に協議を行う場の設定についてお答えします。

県教育委員会では、平成30年度から、子どもの居場所づくり推進連絡協議会を開催し、不登校児童生徒への支援等について、フリースクールと関係機関が一堂に会して意見交換を行っています。

今後とも、県教育委員会と知事部局の関係各課が連携して、フリースクール等の民間団体と適宜意見交換を行うことにより、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保、居場所づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 フリースクールに何軒か私も訪問いたしましたけれども、いろんな事情があって学校に行けない子供がおりますけれども、本当に——でも、明るいですよね。そんなやっぱり子供たちの居場所を、経済的に厳しくても確保できるように支援をしてもらいたいと思います。

これから市町村と連携の在り方について研究するとの答弁でありましたが、他県からすると、周回遅れだと言えます。ぜひ子供たちの声を直接聞いていただいて、こどもまんなか熊本とか言っていちゃいますので、フリースクールに通う子供たちも真ん中に置いて、ぜひ今後の連携と支援を少しでも前に進めていただくようお願い申し上げます。次の質問に移ります。

ケアリーバーへの支援についてです。

虐待などを受け、親元で暮らせず、児童養護施設や里親の下で生活する社会的養護の子供は、全国で4万人以上いるとされており、約4,000人が毎年施設を離れていくとされています。このような児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた人をケアリーバーといいます。現在は、原則18歳、最長22歳までに児童養護施設等を退所することになります。

厚生労働省が、2021年に、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査を公表しました。調査対象は、中学卒業以降で措置解除となった人で、児童養護施設やファミリーホーム、里親家庭等を通じて、ケアリーバー自身に回答をしてもらっています。

この調査結果では、ケアリーバーの5人に1人が、収入より支出が多い、赤字の生活を送っていると答えています。また、過去1年間に病院を受診できなかったことがある人は2割に達し、そのうち7割が経済的な理由でした。

さらに、ケアリーバー自身は、生活費や学費、仕事、住まいのことなど経済的なことを心配しており、今後利用したいサポートやサービス内容の第1位は金銭面に関する支援、第2位は住居や食事、食料に関する支援で、いずれも経済的なことです。

そのほかに、児童養護施設等とのつながりについて、退所から時間がたつほど連絡回数が少なくなる傾向があり、孤立しているケアリーバーもある程度いる可能性があります。

このように、ケアリーバーに対する継続的な自立支援が課題となっています。

2024年施行の改正児童福祉法では、施設などで暮らす年齢上限を撤廃し、都道府県等が必要と判断するまで支援が可能となりました。

そこで、県内のケアリーバーが施設等を退所した後に、頼れる人がいなくなり、孤立をしていないか、経済的に困窮していないか、ケアリーバーに対する必要な支援等を検討するための実態調査を行っていただきたいと思います。実態調査で就労や修学、住まいや家計の状況を調べた上で、必要な支援を講じていただきたいと考えます。

そこで質問ですが、ケアリーバーの実態調査の実施とその支援についての考えを健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 児童養護施設等を退所したケアリーバーは、退所後も保護者等から必要な支援を受けられない場合が多く、経済的問題や対人関係など、様々な悩みを抱えています。また、相談する場所も限られていることから、ケアリーバーへの支援は、重要な課題と認識しております。

そこで、本県では、これまで、ケアリーバーへの経済的な支援として、県社会福祉協議会を通じ

た生活費及び家賃等の貸付けや就職や進学に伴う身元保証人の確保などに取り組んでまいりました。

加えて、子供たちの夢の実現や退所後のより安定した生活につなげるため、二十歳まで児童相談所が支援を継続する措置の延長を積極的に行っています。また、措置解除後に大学等への就学を継続する場合などに、居住費や生活費等を給付する制度を創設し、進学を後押ししております。

さらに、退所後のスムーズな自立を支援するため、令和2年度から、NPO団体に委託し、入所中から退所後まで継続したサポートを実施しております。

具体的には、ケアリーバーの居場所や相談、支援の拠点となる、かたるベースくまもとを設置し、配置された支援コーディネーター等が、生活面や就労面などに関する自立に向けた相談やジョブカフェ等の就労支援機関への付添い等を行っております。また、退所が目前に迫った高校3年生を対象に、金銭管理や健康管理などのプログラムを毎年6回開催するとともに、あらかじめ退所後の支援計画を策定するなど、自立に向けたきめ細かな支援に取り組んでおります。

今後も、より実効性のある支援を行うために、ケアリーバーの現状や支援ニーズ等を把握することが重要であると考えております。

そこで、既に有識者や当事者などを構成員とした協議会を立ち上げて、実態把握のスケジュールや手法等の検討に着手したところです。今年度中に、ケアリーバーへのアンケート調査やヒアリングなどを実施し、調査結果を取りまとめ、その後の支援につなげてまいります。

今後も引き続き、誰一人取り残さない社会の実現に向け、児童養護施設等から社会に巣立つ子供たちが安定した生活を安心して送れるよう、自立

支援の取組をしっかりと進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 先般、児童虐待の件数が発表されました。熊本市が前年比100件増で1,425件、熊本市を除く県内が312件増で1,339件と、いずれも増加をしています。今後、増えていってはいけませんけれども、増えていくことが十分予想されるわけでありまして、その子たちが施設や里親との生活を経て社会に出た後に、やっぱり生き生きと頑張れるような対応をぜひ取っていただきたいと思っておりますので、実態調査をやられるということでありますから、その後の支援というのが非常に重要になってまいりますので、ぜひ、支援の充実、よろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

ヘルメット着用率向上の取組についてです。

2017年に自転車活用推進法が施行され、車道への自転車専用レーンの整備も少しずつ進んできています。また、コロナ禍の対応でも、混雑する公共交通機関の回避と健康のために、自転車通勤を推奨する企業が増えました。

このように、自転車利用は推進されてきていますが、一方で、心配なのは事故の増加です。自転車運転中に横転する可能性は、年齢にかかわらず誰にでもありますし、自動車と自転車、そして歩行者との接触のほか、雨天時のスリップなども事故の原因になります。

そのような事故から命を守るために、本年4月の改正道路交通法の施行によって、これまでは13歳未満の児童へのヘルメット着用を保護者の努力義務とされていましたが、本年4月から、全年齢の自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となりました。

警察庁によりますと、昨年の全交通事故件数に占める自転車関連事故の割合が過去最高の23.3%

となっています。そして、増えてきている自転車事故で、昨年までの過去5年間、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人の2.1倍に上るそうです。重大なけがが頭部に多いことがデータで裏づけられていますが、ヘルメット着用率は伸び悩んでいるようです。

実際、私も、朝の通勤通学時間帯に交通指導で旗を持って立っていますが、その際に、自転車通学の高校生や自転車通勤している人は、ほぼほぼヘルメットは未着用です。熊本県内の着用率は、7月の調査で8.3%と全国平均13.5%を下回り、10人に1人も着用していないのが現状です。

また、7月1日の改正道路交通法の改正で、これまでは、原付バイクに該当して、ヘルメット着用義務があった電動キックボードが自転車並みの扱いになりました。電動キックボードは、足で地面を蹴り出してからハンドルにあるアクセルレバーを手で引くと、搭載されたモーターが動いて走行する仕組みとなっています。

今回の改正で、最高速度が20キロを超えずに、大きさなどの要件を満たすキックボードは、特定小型原動機付自転車と規定されました。16歳未満の運転は禁止されているものの、16歳以上なら運転免許は不要です。車道の左側や自転車レーンを走行し、ヘルメットの着用は努力義務となりました。最高速度が6キロ以下に制御できるものは、歩道や路側帯を走ることができます。

電動キックボードがこれからどれだけ普及していくか分かりませんが、これも転倒や事故のリスクがあるわけで、ヘルメット着用については努力することが義務づけられています。

自転車の場合も電動キックボードの場合も、ヘルメット着用に難色を示す人が多いのも事実です。ヘルメット着用に難色を示す理由としてよく聞く声として、ヘルメットをかぶると髪形が乱れ

る、夏は暑い、また、職場や学校ならヘルメットの置場が確保できるかもしれませんが、買物や通院の場合、盗難対策を含めて、ヘルメット置場をどうするのかという問題もあります。

また、ヘルメットの価格はいろいろありますが、大体1万円を若干下回るものが安全性も考えると一般的です。このように、結構値段もするわけであり、購入するには経済的な負担が伴います。その購入を促進しようと、全国の複数の自治体では、購入補助金制度を設けているところが出てきています。2,000円とか半額補助とか額は様々ですが、経済的な負担軽減につながっています。

また、徳島県警では、ヘルメット着用の安全性を啓発するために、未着用者に対して指導票を交付して着用を促しています。

そこで質問ですが、ほかの自治体の取組も参考としながら、県として、ヘルメット着用を促す具体的取組を進めるべきだと考えますが、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) ヘルメット着用率向上の取組についてお答えいたします。

本県では、平成26年度に、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、自転車による交通事故の防止や自転車の安全利用を広く呼びかけてまいりました。

とりわけ、議員御指摘のとおり、ヘルメットの着用は、自転車乗用中の死亡事故を減少させるために極めて有効な手段と考えております。

そのため、ヘルメット着用については、本年4月の努力義務化に先立ち、昨年度から、着用率の向上を重要課題と捉え、周知啓発に取り組んでまいりました。

今年度は、親しみやすいキャラクターを起用し

て、街頭ビジョンやSNSなどを活用した周知啓発を行い、学生などの若年層へのアピールを強化して、ヘルメット着用を呼びかけているところで

す。
議員御紹介のヘルメット購入の補助制度につきましては、今後、努力義務化による着用率の変化や既に当該制度を導入している他県等における効果等を見極めていく必要があると考えています。

そもそも、ヘルメットをかぶりたくないという声も聞かれることから、まずは、ヘルメット着用の有用性を県民に対してしっかりと周知啓発し、自分の命を守るために着用するという意識を醸成してまいりたいと考えています。

また、明日から始まります秋の全国交通安全運動の重点項目の一つは、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底であります。各地域における交通安全教育はもとより、街頭での声かけやチラシ配布などの各種活動を行っていくこととしております。

今後とも、警察や教育委員会、市町村、関係団体等と連携し、ヘルメット着用を促す取組を着実に進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今年7月末までの自転車乗車中の死亡事故が167、これは全国ですけれども、167人中9割の150人がヘルメット未着用でしたということでございます。

経済的負担を軽減する補助制度については、今後の効果を見極めていくということでございますけれども、そういった取組も含めまして、ヘルメット着用、それぞれ乗る方のこれは安全の問題ですけれども、しっかりと啓発を進めていただくようお願いをいたしまして、最後の質問に移ります。

思春期、若年成人世代をAYAと、アドレッセ

ント アンド ヤング アダルト、AYA世代とい
いまして、定義は様々ですが、広くは15歳から39
歳までを指します。この世代は、がんの罹患率や
死亡率が最も低い世代であり、これまでがん対策
の対象となっていないませんでした。

国立がん研究センターの統計によりますと、令
和元年における熊本県内のがん患者数は約1万
4,000人とされています。年代別に見ますと、40
歳未満は360人、40歳から64歳が3,087人、65歳以
上は1万542人です。高齢になると、がんの罹患
率が圧倒的に高くなるのが分かりますが、それ
でも40歳未満のAYA世代のがん患者が一定数い
ることにも配慮していく必要があります。

現在、40歳未満のがん患者は、医療保険の訪問
看護のサービスは利用できますが、介護保険のサ
ービスは利用できずに、日常生活に必要な経費で
も自己負担となっています。

そのため、全国では、静岡など12県で、負担軽
減のための補助制度を設けています。補助の内容
は、例えば、患者が在宅介護サービスなどに月額
6万円を払っている場合、1割の6,000円を本人
負担として、5万4,000円を県と市町村が半分ず
つ負担します。補助対象となる経費は、訪問介護
や訪問入浴介護などの在宅サービス利用料、福祉
用具の貸与や購入に係る費用などとなっています。

そこで質問ですが、本県でもAYA世代のがん
患者の在宅療養支援の補助制度を設ける考えはな
いか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） AYA世代のがん
患者の支援についてお答えします。

AYA世代のがん患者は、放射線治療等による
妊娠、出産への影響、学業や就労の中断、遅れ、
将来への不安など、この世代特有の様々な問題を

抱えています。

そのため、県では、受精卵等の冷凍保存に係る
費用の助成やがん相談支援センターでの就学、就
労を含めた幅広い情報の提供等を行っております。

議員御指摘のとおり、在宅で療養中のがん患者
が40歳未満の場合、介護保険サービスを利用でき
ず、介護費用が全額自己負担になっていることは、
AYA世代のがん患者が抱える問題の一つと
認識しております。

そこで、現在、AYA世代のがん患者に向けた
在宅療養費の補助制度を設けている自治体の制度
内容や利用実態等について、調査を行っている
ところです。

ただ、県としては、このようなAYA世代のがん
患者が抱える介護費用の負担という全国的な課
題については、国において一律に支援体制を整備
すべきと考えており、これまでも支援制度の創設
について国へ要望してまいりました。

今後も、国に対して支援制度の創設等を様々な
機会を捉えて粘り強く働きかけるとともに、今回
の調査結果や次期がん対策推進計画の策定過程に
おける議論等を踏まえ、AYA世代のがん患者が
安心して療養生活を送れるよう、さらなる取組を
進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 国に対して支援制度の創出を強く働
きかけるということでした。国がやらないからほ
かの自治体がやっているわけでありまして、国が
やらないから私はここで県に求めたわけござい
ます。

AYA世代のがん患者は、先ほど言いましたよ
うに、そう多くはありません。そして、在宅介護
が必要な人はそう多くはございませんので、財政
的にそこまでかかりませんので、ぜひ、県とし

て、国に求めることと併せて、独自での検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上の質問で全質問を終わりました。

T S M C 関連で非常に大変な取組が進められておりますけれども、そのほかの課題でも、やっぱり県民生活、健康、安全に関する重要な課題がございますので、引き続きそういったところに対してもお取組を進めていただきますように、最後に、心からお願ひ申し上げまして、私の代表質問、終わりにさせていただきますと思ひます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明21日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時40分散会

第 3 号

(9月21日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第3号

令和5年9月21日(木曜日)

議事日程 第3号

令和5年9月21日(木曜日)午前10時開議

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き代表質問を行います。

公明党本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕（拍手）

○本田雄三君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。今期1回目の質問となりますが、党を代表しての代表質問を行わせていただきます。この機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、山口議員からも紹介がありましたが、今回の内閣改造では、県選出国会議員の木原防衛大臣、松村国家公安委員長、馬場総務副大臣、それと、我が党の吉田議員も経産省の政務官として就任をされております。喜びとともに、力強さを感じております。本県の諸課題に大いに御貢献いただけると確信をしております。誠にありがとうございます。

ちなみに、いろいろありましたが、国交大臣は、我が党の斉藤鉄夫さんが留任ということでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、昨日の代表質問でも触れておられましたが、新型コロナウイルス感染症禍の経済対策における助成金受給問題につきましては、今から真偽が明確になると存じますけれども、県民の皆様の信頼を損なわない結果となりますようお願いを申し上げます。

県民の財産を預かる行政としては、的確な業務処理と管理を徹底されるよう強く要望いたします。

話は変わりますが、9月ももう下旬に入ったにもかかわらず、連日の夏日ということで、体調を崩される方も多いのではないかと危惧をしております。

そのような暑いさなかではありましたが、4年

ぶりに藤崎宮の秋季例大祭をはじめ、各地の花火大会や夏祭りの開催など、にぎやかさが戻ったと実感しております。熊本空港や駅では、海外からの観光客の皆様を多くお見かけする機会が増えてまいりました。来年のJASMの操業開始とともに、さらなる機運の上昇を期待しております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきますので、執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初の質問は、知事任期満了までの課題に対する意気込みについてであります。去就をお尋ねするつもりはございません。

蒲島県政4期目も残すところ約半年になりました。蒲島知事は、約16年前の1期目の就任時から「逆境の中にこそ夢がある」との信念で、県民総幸福量の最大化を目指してスタートされました。大きな災害や新型コロナウイルス感染症の迅速な判断と対応など、紆余曲折はありましたが、強力なリーダーシップで、知事が言われる決断の政治を全うされていると敬服いたします。

特に、熊本地震からの復興の総仕上げとして、南阿蘇鉄道の全線開通が本年7月15日に実現する運びとなり、大きな喜びで沸き上がりました。まさしく蒲島郁夫10の約束プラス1の1番目に掲げられた「創造的復興を強力に推進！」が結実したと実感しております。

一方で、来年12月に操業開始が予定されているJASMについては、関連企業のスムーズな運用開始や転入される方々の住まいの確保、さらにアクセス鉄道の具現化など、多くの課題も散見されます。

また、熊本県環境基本計画に掲げられる脱炭素への取組など、明確に方向性を示される必要もあると考えております。

そのほかにも、これまでの定例議会で多くの議

員の皆様が疑問をなされているスポーツ施設の整備につきましても課題があると思います。

本年5月の天井板の落下事故が起きたえがお健康スタジアムは、建築から25年が経過していますし、さらに、リブワーク藤崎台球場は63年が経過しておりますので、老朽化に伴う維持費の高騰も危惧される状況ではないでしょうか。

知事は、5月19日の定例記者会見で、県有スポーツ施設については、弾力的に考える時期に来ているので、議会で改めて議論してもらい、これから方向性を出していく状況ではないかと言及されておられます。

そこで、知事の任期満了までの取組として、3項目に絞ってお尋ねをしたいと思います。

1点目は、JASMの操業開始が来年12月予定となっておりますが、周辺の道路整備は間に合わないと考えられますので、公共交通機関の利用促進や整備をどのようにされるのか。

2点目は、2019年12月4日の県定例議会で、蒲島知事は、2050年までに県内CO₂排出実質ゼロを目指すと言われ、2021年の7月には、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げられておりますので、各部門別に取組を進めることとされていますが、目標達成するためにも、各部門の達成状況や取組内容を可視化する必要があるのではないのでしょうか。

3点目は、知事のマニフェストに「スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備の在り方について、県民的議論を深め、早期に方向性を取りまとめ、公表します。」とありますが、県スポーツ施設の整備をどのように展開されるのでしょうか。

以上、3点の見解を知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目のJASM周辺の公共交通機関の利用促進等についてお答えします。

JASM新工場が立地するセミコンテクノパーク周辺においては、朝夕の通勤時間帯に深刻な渋滞が発生しています。

渋滞の緩和には、道路等のハード整備と併せて、公共交通機関を利活用したソフト対策にも、官民連携して取り組む必要があると認識しています。

現在、JR原水駅とセミコンテクノパークの間で、セミコン通勤バスが運行されています。8月から、JASMのオフィス棟の一部が供用開始されたことに合わせ、新たなルート追加や増便など、利便性の向上が図られています。

また、県では、昨年度のバス事業者による1日限定ノーマイカーデー実証事業の取組を発展させ、9月11日から15日までの5日間、通勤バスの実証運行を行いました。

バス事業者による事業で利用者が多かった光の森ルートで、通勤バスを朝夕17便運行し、自家用車通勤からの転換を促すことで、渋滞緩和を目指す取組であります。

5日間で延べ824人の利用があり、一定の安定的な利用者が見込まれることが判明しました。年明けには2か月程度の第2弾の実証運行を予定しており、企業の御理解、御協力を得ながら、本格運行を目指してまいります。

さらに、セミコンテクノパーク周辺における公共交通機関の利活用には、JR豊肥本線の輸送力強化が不可欠と考えています。県としては、車両の増結等による輸送力の強化をJR九州に対し要望してまいります。

今後とも、企業や市町、交通事業者等と連携し、公共交通の充実による渋滞緩和にしっかりと

取り組んでまいります。

次に、2点目の2030年度までの目標達成に向けた脱炭素の取組についてお答えします。

私は、第六次環境基本計画で、2030年度の温室効果ガスの削減目標について、国の目標46%を上回る50%と決めました。これは非常に高い目標ですが、持続可能な熊本の未来をつくるため、この高みに向け全力で取り組むことが、今を生きる私たちの使命です。

目標の達成には、現状や課題、具体的な取組の見える化、そして県民の皆様の自発的な行動につなげる必要があります。

まず、家庭部門の排出量は、基準年度である2013年度に比べ、2020年度は44%削減しています。さらに取組を進めるためにゼロカーボン行動ブックを作成し、CO₂削減のための具体的行動と効果、経済的メリットを見える化し、環境教育等による取組の浸透化を図っています。

また、今年度は、住まいのゼロカーボンを促進するため、断熱リフォームの方法、効果等を分かりやすく整理し、県民の皆様にお示しできるよう検討を進めています。

次に、事業者に対する取組です。

産業部門は、県内排出量の37%を占めていますが、削減は21%と進んでいません。

この要因として、ボイラーなど大量のCO₂を排出する設備が多く、しかも、大型設備は一旦導入されると長期間使用されるという事情があります。

このため、県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度を改正し、報告内容にCO₂総排出量等に加え、今年度からCO₂の排出量が多い設備やその更新時期も追加しました。

これにより、各事業者が取り組むべき具体的な課題と時期が見える化されますので、省エネ設備

等へ適時適切に更新するなど、計画的な温暖化対策に御活用いただけるよう促してまいります。

最後に、県自らの取組、いわゆる県庁率先行動についてです。

2020年度は、43%の削減となっています。

引き続き、目標である60%以上の削減を目指し、空調等への省エネ設備の導入や再生可能エネルギー設備の導入、そして電気自動車等の積極的導入によるエネルギーシフトなど、市町村や県民をリードする取組を進めてまいります。

今後、2050年ゼロカーボンを目指し、県民や事業者の皆様、そして市町村と目標を共有し、私が先頭に立って、ゼロカーボン社会・くまもとの実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、3点目のスポーツ施設の整備の在り方についてお答えします。

現在行われているサッカー天皇杯では、ロアッソ熊本が初の準決勝に進出し、県民に夢と希望を与えています。そのほかにも、昨年県民栄誉賞を授与した三冠王の東京ヤクルトスワローズ村上選手の活躍、そして、今年の阪神タイガースの優勝に貢献した大竹選手など、本県にゆかりのあるスポーツ選手やチームの活躍により、県民が感動し、そして勇気づけられているような場面や機会が多くなっていると感じています。

これまで、野球場やアリーナ、武道館などの県内のスポーツ施設について、県民から、新たな施設の整備を求める声が届けられてきました。

私は、マニフェストに、スポーツ施設整備の在り方について、方向性を取りまとめることを掲げ、民間資金の活用や施設の規模、経済波及効果等の分析を行うとともに、関係者との協議も重ねてきたところであります。

一方で、施設やプロスポーツチームに求められる基準が刻々と変化しており、また、スポーツ施

設整備について各市町村での検討が始まっています。加えて、県政の喫緊の課題である災害からの創造的復興やTSMC進出に伴う効果の最大化など、優先して対応すべき課題が山積している状況にもあります。

このため、スポーツ施設整備の在り方については、任期中に取りまとめることが困難な状況になりました。

しかし、私は、県民栄誉賞を渡した東京ヤクルトスワローズの村上選手の言葉、野球場を造ってくださいという言葉をおぼろげに忘れたことはありません。これを思い出しながら、今日はとてもつらいスピーチを行っています。

しかしながら、プロスポーツチームの振興はもとより、交流人口の拡大や地域経済の活性化など、地域課題の解決に貢献するスポーツ施設の整備は、とても重要だと認識しています。

今後、県民の機運の盛り上がりや社会情勢を慎重に見極め、また、民間事業者や市町村とも連携しながら、県民の夢や誇りとなる施設の整備の在り方について、引き続き真剣に検討してまいりたいと思います。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** セミコンテクノパーク周辺は、今後も数年間、JASM関連企業やソニーの新規工場の着手等で、渋滞解消はかなり困難と予想されますので、知事の答弁にありましたように、セミコン通勤バスとJR豊肥本線の輸送力強化が不可欠であると思います。国への予算要望も含め、インフラ整備の早期着手を切に願うものであります。

2030年度の温室効果ガスの削減目標につきましては、家庭部門はおおむね良好に推移しているが、産業部門は、導入設備の大型化や減価償却状況により鈍化傾向にあるとのことでありました。

対策として、各事業者へさらなる省エネ設備等への更新を促すとありましたが、削減率の中にヒートポンプという仕組みがあります。これは、熱交換によるエネルギー削減ですけれども、この導入による数値は含まれていないのではないかと思います。空調や給湯器、冷凍機などにヒートポンプが普及していると思われまますので、実績の可視化を行う上では一定の効果がありますので、御検討をお願いしたいと思います。

県内スポーツ施設につきましては、今知事から苦しい御答弁、ありがとうございました。

関係者との協議も重ねてきたが、施設やプロスポーツチームに求められる基準の変化に加えて、県財政が非常に厳しい状況にあるということでございました。

私も県財政が厳しい状況にあるのは理解しております。しかし、県民の皆様の御期待にお応えする必要もありますので、様々な課題と同様にスポーツ施設の整備も加えていただき、同時並行で検討していただければというふうに思っております。ぜひ前向きな姿勢をお示しいただければと願っております。

確かに、いいかげんな発言はできませんが、例えば、場所や時期はおっしゃらなくても、将来、野球場とかサッカー場は他県に遜色のない施設を考えられるような意思表示が必要ではないでしょうか。

知事の少しでも前向きな発信が、県民の夢や誇りにつながると確信しますので、よろしく願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、視覚に障害のある方に必要不可欠な歩行訓練の在り方について、本県及び熊本県立盲学校の取組について質問させていただきます。

平成28年の厚生労働省の調査によれば、視覚に障害のある方々の数は約31万人超とされていますが、これは、国の定める基準に該当する身体障害者手帳を交付された方々に限った数字であります。その基準に該当しないまでも、視力の低下や病気、けが等で安全な歩行に不安がある方々の数は、164万人に上るとの推計もございます。

本県の身体障害者手帳の交付数は、令和4年度末で8万1,280人の方に交付されており、そのうち視覚障害1級の方が2,076人、2級の方は1万1,650人であり、一人での歩行が難しい方が多くいらっしゃるものと見受けられます。

日本歩行訓練士会による視覚障害の概念には、一般的な見えにくさは、眼球から脳に至る視覚情報を得るための一連の機能のいずれかに不具合が生じることによって起こるようです。原因は、疾患のほか、加齢や事故によるものもあります。また、生じる時期は、先天性の要因により幼少期から生じることもあれば、年齢を重ねた段階で生じることもあるようです。

視覚障害は、視力障害と視野障害に大別されます。

視力障害は、適切な矯正を行っても一定以上の視力の向上が難しい状態、視野障害は、視野が狭くなるもの、一部が欠けるもの、それらの症状が進んだ結果、中心や周縁の限られた部分にのみ残るものや視力が失われることもあるようです。

そのような視覚に障害のある方の自立や歩行訓練は、その場所へ行くために、進む、止まる、曲がるために安全に安心して歩けるのか、どういった方法で行くのか、周りの支援や社会の環境はどうなのか。見えない、見えにくいということではできないということではなく、練習を重ねることによって安全に安心して歩行していただきたいというのが視覚障害の歩行訓練であります。

そこで、本県の視覚障害の皆様への支援、特に歩行訓練につきまして述べさせていただきます。

現状では、熊本県視覚障がい者福祉協会に1名の歩行訓練士が在籍されておられます。全県下の訓練希望者の御対応を行っていただいている状況です。

また、県立盲学校の取組として、歩行訓練士の有資格者は在籍しませんが、授業の一環として歩行学習を実施されているようです。

そこで、全国の公立盲学校における歩行訓練士の研修を受けた教職員の配置状況を調べました結果、全国67校中、有資格者の教職員が在籍している学校が40校、残りの27校は在籍なしであります。本県は、残念ながら在籍なしとなっております。さらに、過去に資格を取得された修了者数を調べましたところ、全国で40校97名であります。本県の資格取得者は該当なしでありました。

要するに、本県が訓練事業を委託する歩行訓練士有資格者は、熊本県視覚障がい者福祉協会に在籍されているお一人だけとなります。他県や全国の盲学校と比較しても、明らかに歩行訓練や歩行学習に対する支援が遅れていると言わざるを得ない状況ではないでしょうか。

視覚障害の個人差はあると思いますが、見えにくい状態の方々ばかりではなく、弱視と呼ばれる限られた見え方によって生活を送っておられる方々もおられます。その見え方によって困難が生じる場面や事柄は様々であり、その結果、必要となる支援も異なることに注意が必要です。

だからこそ、視覚障害者の方々の不安を少しでも軽減するためにも、それぞれの見え方を的確に把握して、適切な支援を行う必要がありますので、少なくとも盲学校に在籍している生徒の皆様には、在籍中に一定の歩行学習を有資格者の下で実施されることが望ましいと考えます。

視覚障害者だからと行動が抑制されることなく、成長段階から可能な限りの自立を促すカリキュラムが必要と思われますので、有資格者による指導を計画的に増やすなどの取組の推進が必要ではないでしょうか。

教育長のお考えをお伺いいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 歩行訓練士は、専門的な研修を修了した専門職で、目の見えない人や見えにくい人が白杖を使うなどして安全に歩行できるように、主に、福祉分野、教育分野において歩行訓練の指導などを行っています。

県教育委員会としましては、歩行技術の習得は、視覚障害者が自立した生活や社会参加を行うため、そして、自分の命を守るために重要であると認識しております。

県立盲学校におきましては、視覚障害のある児童生徒に、週に1回から2回の自立活動の授業で、教員による歩行指導を行っております。併せて、県視覚障がい者福祉協会所属の歩行訓練士を年10回程度招聘し、指導助言をいただいております。

指導助言を受けた児童生徒が、白杖を活用した歩道の歩き方などを習得し、目的地まで一人たどり着くことができるようになるなどの成果が見られております。

県教育委員会としましては、引き続き、一人一人に応じたきめ細かな歩行指導を行うことができるよう、福祉機関、医療機関等とさらに連携を深め、計画的に歩行訓練士の招聘回数をさらに増やすなどして、一層の充実を図ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 教育長より、一人一人に応じたきめ細かな歩行学習を行うことができるよう、歩行訓練士の招聘回数を計画的にさらに増やすとの御

答弁がありました。ぜひ、できるだけ早く実現することを切望いたします。

皆様も御存じかと思いますが、昨年より、熊本市中央区に、県内唯一の視覚障害と学習障害を専門とした児童発達支援と放課後等デイサービスを行う施設が、眼科医の先生が中心となり運営されておられます。

私も見学に行かせていただきました際、開設された目的と各人の将来を大きく開く希望に満ちた学習内容に驚きました。

将来の自立に向け、その人の可能性を最大限に引き出す訓練を主眼とされ、日常生活訓練、音声を利用したICT操作練習、これは、パソコン、タブレット、スマホなどです。また、白杖歩行、感覚訓練、五感の活用、協応、調理体験などに取り組まれておられます。

実際に、御病気で視力を失われた方が、私の会話をそのままパソコンに入力されておりましたが、あまりの速さに圧倒されました。その方は、通勤はバスを利用されていますが、歩行時はスマートフォンの音声サービスで通行支障を確認され、不便を感じさせないほどの訓練成果でられました。

このように、視覚障害者の方々にとって、生活の基盤となる学習及び自身の命を守るための大切な学習の場は、希少価値のある取組だと思しますので、教育委員会といたしましても、さらに連携を深められることを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

私は、昨年12月の定例会でも、不登校児童生徒の増加に対する質問を行わせていただきましたが、残念ながら、本県及び全国的にも減少傾向には至っていないのが現状であります。

県及び各自治体の教育委員会の皆様や教職員の皆様が、様々な対策を講じられながら御尽力いた

だれていることはよく理解しておりますが、誰よりも不安を抱えている生徒の皆さん、そして保護者の皆様の御心痛が少しでも改善できればと願ひ、質問をさせていただきます。

文科省は、全国の小中高等学校の不登校の児童生徒が30万人を超えたことにより、本年3月末に、文部科学大臣を本部長とする誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを踏まえ、取組の進捗状況を管理するとともに、不登校に関わる取組の不断の改善等を図るため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部が設置されました。

今回制定されたCOCOLOプランには、当時の永岡文部科学大臣のメッセージとして「私は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに、「大丈夫」と思ってもらえるよう、徹底的に寄り添っていきます。」とあります。

さらに「今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要」であると主張されてあります。「文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。」と、力強く述べておられます。

そのCOCOLOプランは、①「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」、②「心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」、③「学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする」の3つの柱が目指す姿となっております。

今回は、①の中の不登校特例校の設置について質問させていただきたいと思います。

不登校特例校の概要は、文科大臣の指定の下、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することが認められる学校であり、県や市町村を含む学校設置者による不登校特例校の設置が期待されております。

最新の特例校設置状況は、本年4月現在で、全国に24校設置、九州では、鹿児島城西高等学校普通科ドリームコースの1校のみです。文科省としては、政令市に1校、県下に1校を早期に設置を目指しております。

特例校の設置準備については、文科大臣のメッセージにもありましたように、行政だけではなく、学校、地域社会、各御家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携を取る必要が不可欠とおっしゃっているとおり、設置準備委員会等を立ち上げ、多くの方の御意見やアドバイスを取り入れた学校づくりが肝要であると思っております。

そこで質問ですが、本県の特例校設置についてどのようにお考えなのか、また、不登校の児童生徒の皆さんとの関係構築に尽力されているフリースクールの運営者の代表の皆様を準備段階から参画を依頼されるお考えはないか、教育長の御見解をお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 不登校特例校設置に係る

考え方についてお答えいたします。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場を確保するため、これまで、市町村教育委員会と連携し、学校外で児童生徒の状況に応じた学習や相談対応を行う教育支援センターの設置を進めてきたところでございます。

議員お尋ねの不登校特例校についても、不登校児童生徒にとって重要な学びの場の一つになると考えております。全国の状況ですが、全14校の公立不登校特例校は、全て市区町村立の教育委員会の設置となっております。

県教育委員会では、このような先行事例を踏まえ、まずは市町村に設置することができないかと考えており、8月に、市町村教育委員会に対して、不登校特例校設置に係る国の補助事業の詳細や全国の先行事例の状況などについて説明会を実施したところでございます。

引き続き、不登校特例校の設置に向けて、情報収集と市町村教育委員会への情報提供を行ってまいります。

また、市町村教育委員会が不登校特例校を設置する場合には、県教育委員会として福祉関係部局と連携を図るとともに、必要に応じてNPOやフリースクール等の運営代表者等の意見も伺いながら、市町村教育委員会を支援してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 最近、不登校対策や多様な学びに対する公的支援の必要性が新聞やテレビ報道で頻繁に行われています。まさしく民意が必要性を訴えていると理解すべきではないでしょうか。

熊本市の一般社団法人熊本私学教育支援事業団が、天草市の小学校跡地を利用され、不登校の小中学校生を受け入れるフリースクールとして開校されたとの新聞記事がありました。

以前、運営者とお話をしました折、天草は宿泊

滞在も可能で、豊かな自然の中で、地元住民とも交流しながら学べる場にしたいとおっしゃっていました。地元の皆さんも、地域の活性化につながると大変に喜んでおられるそうです。

同フリースクールは、来年春には特例校移行を目指し、文科省への申請手続を進められているようであります。

増加の一途をたどる不登校対策は、喫緊の課題でありますので、県教育委員会と各市町村教育委員会が一体となった早期対応を行い、一人でも多くの児童が適切な学びの場を得られるようお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問は、県営住宅の管理についてであります。

私は、県営住宅の入居者の高齢化対策や改修の在り方等に対する質疑を令和元年6月定例議会及び令和3年6月の定例議会で行いました。

令和元年の質疑に対する答弁で、熊本県住宅マスタープランにおいて、床の段差を解消し、低い浴槽や手すりを設置するなど、高齢者をはじめ全ての方々が利用しやすい県営住宅の住戸の割合を、令和7年度までに40%とする目標を掲げることでした。

また、令和3年の答弁では、居住性を高めるための改善工事やニーズの高い単身者向け住戸の入居基準の緩和など、空き住戸を減らす取組を行うとありました。

しかし、令和4年度末の県営住宅の入居率は約80%となっており、8,524戸のうち約1,700戸が空き室の状態です。単身者の入居が若干はあるようではありますが、一向に高齢化の歯止めには追従できていません。むしろ、今後の高齢化対策は待ったなしの大きな課題でもあります。増加傾向にある高齢者単独世帯や認知症患者の増加な

ど、県営住宅の管理も多様化する時代のニーズに柔軟に対応するときに到来していると実感しております。

熊本県営住宅条例には「県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備されなければならない。」、さらに「敷地内の通路」階段を含む「は、敷地の規模及び形状、住棟の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で、合理的に配置されたものでなければならない。」とあります。

現在、ほとんどの県営住宅では、清掃活動や自治会役員をお願いしても、できる人が少ない大きな課題に直面しておられます。確かに、県営住宅に入居される際、敷地内の清掃や共同生活における協力を促してありますが、現状は、自治会組織の編成も清掃活動も徐々に厳しい状態になっております。

最近、特に多く寄せられる御相談で、県営住宅の高層階に空き室が多く、階段側のハトのふん対策に困惑をされているということです。小まめな清掃が不可欠となっておりますが、階段側の開放部にネットを張るなどの対策が望まれます。

しかし、入居者による開放部のネット装着は、個人では装着不可能ですので、業者に依頼しなければならないと思いますが、年金で生活をされる方が多く、数万円の出費は大きなダメージです。

これらの状況から、自治会業務の委託化や清掃の在り方を見直すなどの必要があると考えます。

そこで質問です。

県営住宅における安心、安全な住環境の確保に向けた取組として、1点目に、令和7年度までの床の段差解消や浴槽の改修工事40%完了目標に対する進捗状況について。2点目に、入居者の高齢

化に伴う自治会活動等の負担軽減について。

以上2点について、土木部長の御答弁をお願いします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、1点目の安心、安全な住環境の確保に向けた取組についてお答えいたします。

県におきましては、人口減少や少子高齢化など、住生活を取り巻く環境の変化に対応するため、令和2年度に熊本県住宅マスタープランを改定し、目標期間を令和12年度末に、改修目標を50%に見直しております。

御質問の改修工事の進捗状況は、令和2年度末で32%、令和4年度末で38%となっており、着実に整備を進めております。

引き続き、県営住宅の安心、安全な住環境の整備を推進してまいります。

次に、2点目の入居者の高齢化等に伴う自治会活動等の負担軽減についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県営住宅において入居者が減少し、高齢化が進むと、共益費等が増加するだけでなく、清掃などの様々な自治会活動や良好な住環境にも影響が生じることが考えられます。

県としましては、自治会活動等の負担の軽減のためには、入居者を増やす入居促進対策と自治会活動の円滑な運営につながる支援策の強化が有効だと考えております。

まず、入居促進対策についてですが、県では、令和3年度から、定期募集に加えまして、高層階等であれば先着でいつでも申し込める常時募集や若い世代への効果的な周知につながるインターネット受付を新たに開始いたしました。さらに、令和5年度からは、60歳未満の単身の方でも入居できるよう、一部の団地で入居要件の緩和を行っております。これらの取組で、新規入居者の減少に

歯止めがかかりつつあり、引き続き対策の拡充を進めてまいります。

次に、自治会活動の円滑化につながる支援策についてですが、これまでに共用部分の照明のLED化を進めるとともに、植栽管理では、入居者の作業に危険を伴うような剪定は県で行うなどの取組を実施してまいりました。

加えて、昨年度からは、清掃などの運営の工夫事例や自治会活動に関する市や町の補助金制度を紹介するなど、自治会活動の円滑な運営につながる情報提供も始めており、今後は、各団地からの相談体制の充実も図ってまいります。

引き続き、各自治会等の状況を把握しながら、県営住宅の自治会活動等の負担軽減に向けた取組を積極的に進めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 住宅の改修等については、おおむね良好に推移をしているということで、目標達成も間違いのないというふうに想定できます。

各住宅の自治会活動の負担軽減に対する施策として、入居促進が有効であることは言うまでもありません。現在でも1,700戸の空き室があるのも事実でありますけれども、県営団地の入居者の皆様の高齢化は解消することはないと思われま。要するに、現状に合わせた運用が必要であり、県条例の見直し及び弾力運用も考慮しなければならないのではないのでしょうか。

質問でも述べましたが、「県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なもの」とあるように、今答弁でもありましたように、清掃などの運営の工夫事例や自治会活動に関する市町の補助金制度の紹介などの情報提供に加え、各団地からの相談に対し、相談体制の充実も図っていかれるとのことでありますので、さらなる円滑な運用と支援をお願いいた

します。

次の質問に入らせていただきます。

本県における国土強靱化の取組状況についてであります。

近年において、全国的にこれまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しております。北日本の猛暑や西日本での豪雪、さらに、台風の大型化や線状降水帯の頻繁な発生など、気候変動の影響が顕在化しており、気候危機の時代とも言われております。

今後、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度が増加することが懸念されております。気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が急務ではないかと考えます。

令和5年7月28日に国土強靱化基本計画の変更が閣議決定されましたが、計画変更の主な理由は「近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。」となっております。

さらに「中長期的に取り組むべき課題」として、「気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、南海トラフ地震等の大規模地震に係る基本計画に基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、中小河川も含め、気候変動の影響を考慮した河川の整備に係る計画を策定し、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。」と明文化されております。

本県における防災への取組も決して遅れているわけではありません。本年5月17日に熊本県防災センターが運用開始になるなど、万全の備えに尽

力をされていると確信しております。

そのような中、本年7月3日の豪雨の襲来では、県下でも多くの被害が発生しましたが、皆様の記憶にも新しい今期の台風13号は、あまり勢力的には大きくなかったにもかかわらず、関東や東北方面に過去に例のない豪雨をもたらし、甚大な被害が生じています。

現実的にいつ発生するか分からない災害への備えは難しい面もありますが、隣接県や国内の自然災害発生を見ましても、防災、減災には終着点はないと考えます。

そこで、質問に入らせていただきます。

過去の定例議会でも何度も質問がなされておりますが、1点目に、本県における河川の堆積土砂の撤去状況、砂防工事の進捗状況について。

2点目に、本県における無電柱化の取組についてであります。

本県では、熊本県無電柱化推進計画に基づいて取り組まれているところですが、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策期間は、2025年、令和7年度までとなっております。病院や避難所及び災害復旧に不可欠なエリアの無電柱化の推進は、停電の回避にもつながりますので、積極的な推進が必要だと思えます。

県内の無電柱化の進捗状況及び今後の取組について、以上2点の進捗状況を土木部長にお尋ねします。

3点目に、集中豪雨や暴風による災害復旧に著しい支障を来すおそれがあるのが、道路沿いの倒木です。対策として、以前から振興局単位で施設管理者との協議を行い、予防伐採の試験実施も行われていると存じますが、現在の進捗状況を農林水産部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 1点目の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況についてお答えいたします。

県では、気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して行う流域治水に取り組んでおります。

この考えの下、国の国土強靱化の予算などを活用しながら、年間40万立方メートル程度の河川の堆積土砂の撤去を行っております。毎年、各河川の堆積状況を調査し、流れを阻害する堆積土砂を次の出水期前までに撤去しているところです。

特に、令和2年7月豪雨災害などのような大規模な洪水が発生した場合には、重点的、集中的に堆積土砂の撤去を行うことにより、次の洪水による災害の未然防止に努めております。

今後とも、洪水による新たな堆積土砂の発生に対し、継続的に取り組んでまいります。

次に、砂防事業ですが、県では、保全家屋や公共施設の状況などを考慮しながら、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁などの砂防施設整備を順次進めております。

特に、平成30年度からは、国の防災・減災、国土強靱化に関する3か年緊急対策や5か年加速化対策に基づき、砂防施設の整備を加速しております。

平成30年度から令和7年度までに173か所の砂防施設整備の完了を目標としており、令和4年度までに106か所が完了したところでございます。

このような取組により、例えば、今年の台風第14号や今年の梅雨前線豪雨においては、砂防堰堤が土石流を受け止め、下流域の被害を防ぐなど、土砂災害に対する安全度は着実に向上しております。

この砂防施設の整備と併せて、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの住宅移転な

どソフト対策も活用しながら、国土強靱化に向けた取組を強力に進めてまいります。

次に、2点目の無電柱化の進捗状況及び今後の取組についてお答えいたします。

県では、熊本県無電柱化推進計画に基づき、災害時の救急活動のための道路空間の確保や歩行者の安全性、快適性の確保、また、良好な景観、町並みの形成を図る観点から取組を進めております。

まず、無電柱化の進捗状況ですが、昭和61年度の着手から昨年度までに、都市部を中心に約109キロメートルの整備を完了しております。

現在は、国土強靱化の観点から、災害の直後から緊急車両の通行確保が必要な緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めており、14路線、約37キロメートルで事業を行っております。

このうち、益城町の県道熊本高森線や合志市の国道387号では、道路の拡幅や土地区画整理事業と無電柱化を併せて進めることにより、安心して快適に暮らせる災害に強いまちづくりを進めております。

今後とも、新技術を活用したコスト削減を積極的に進め、まちづくりなどとの連携も図りながら、無電柱化の取組を加速させてまいります。

これまでに経験してきた熊本地震や令和2年7月豪雨災害などから得られた教訓を踏まえ、本県における河川、砂防、道路などの強靱化の取組をさらに推進してまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 森林地域における予防伐採は、集中豪雨や台風時において、道路や電線などへの倒木による被害を未然に防止する観点から行う重要な取組です。

しかしながら、予防伐採の実施や費用について、森林所有者に一方向的に負担を求め、その理解

を得ることは困難です。

このような中、林野庁、総務省が公表した森林環境譲与税を活用した市町村の取組の例として、予防伐採も明記されました。

このため、県では、モデル的な取組の創出に向けて、令和3年度から、実際の懸案を抱える市町村に対し、全国での取組状況の情報提供や補助制度の提案を行うなど、意見交換を重ねてきました。

その結果、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村で行われています。さらに、令和5年度には9市町村で取り組まれる予定です。

このように、予防伐採は、県内では徐々に取組が拡大していますが、道路、電線など倒木被害を防ぎたい対象物により、その実施方法や費用負担等の在り方は様々です。

このため、今後も、こうした県内外の先行事例の取組状況や取り組む際の留意事項等の情報を市町村へ提供し、取組の拡大に向けた支援を行ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 激甚化、頻発化する災害につきましては、関係者の皆様の迅速な対応により早期復旧につながっております。心より感謝を申し上げます。

河川の堆積土砂の撤去は、毎年、各河川の堆積状況を調査し、河川の流れの阻害となる堆積土砂を次の出水期前までに撤去されているとのことであります。また、砂防施設の整備計画につきましても、令和7年度までに完了できる見込みとのことで答弁をいただきました。

しかし、越水した河川付近の御年配の方々のお話をお聞きしますと、昔は川床があと数メートル下にあった、あの大きな石はなかったなどと、状

況の変化を思わせる発言が多く寄せられます。

もちろん河川改良や護岸工事を行われた経緯もあると思いますが、地域住民の皆様が安心して生活されることと日頃の危機管理を併せ持つことが大事でありますので、引き続き、計画的な河川管理及び砂防管理をよろしくお願いいたします。

無電柱化につきましては、都市部を中心に109キロメートルが完了しているということでございます。電柱の本数にしますと、約2,200本程度となると思われます。本数が多いか少ないかではありませんが、他都市、特に東京都や福岡市と比較すると圧倒的に少ない状況でありますので、さらなる加速をお願いしたいと思います。

予防伐採につきまして、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村、さらに、令和5年度には9市町村まで取り組まれると予定されているということで、着実に進捗をしていることに感謝を申し上げます。未然に防げることは防いでいったほうが得策だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

6番目の質問は、マイナンバーカードの信頼回復への取組についてであります。

マイナンバーカードをめぐるトラブルが後を絶たない状況下で、本県の対応はどうだったのでしょうか。

マイナカードをめぐることは、障害者手帳のひもづけミスやカード自体を別人に交付するなど、そのようなミスが発覚したほか、健康保険証と一体化したマイナ保険証を使った患者が、医療機関の窓口で医療費の10割負担を求められたケースが確認されるなど混乱が続きましたが、県によるひもづけ誤りの実態や確認作業における情報公開はないに等しいと思います。

政府の方針としては、マイナンバー情報総点検本部を立ち上げ、今年の秋までをめぐりにデータやシステムの総点検を実施し、トラブルの原因を突き止めて再発防止策を確立するとなっております。

今回の問題の根幹は、申請手続の窓口となる自治体で事務処理のミス、要するにヒューマンエラーの発生が主要因であります。各自治体は、その確認作業における膨大な作業量に加え、人手が足りない状況ではなかったかと推測できます。

今後の総点検作業でも自治体が多数の実務を担うことが予想され、県としても自治体が円滑に作業できるよう課題を丁寧に取り、ミスの事例を集めて分析、共有し、再発防止を支援していく必要があると考えます。

本年6月9日に、マイナンバー法等の一部改正法が公布されました。主なポイントは、乳児に交付するマイナンバーカードの顔写真の不要化や、同姓同名の判断を明確にするため、戸籍等の記載事項への氏名の送り仮名表記等が織り込まれています。

来年秋には、従来の保険証をマイナ保険証に一本化する予定となっておりますが、今回の改正法の中に「資格確認書の仕組みの整備【医療保険各法の改正】」として「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。」、また「特別療養費の支給の通知の仕組みの整備【国民健康保険法等の改正】」には「長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支

給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。」と記載があります。果たして、聞き慣れない難しい表現をどのくらいの県民の皆様が改正内容として理解できるのでしょうか。

マイナ保険証の利点は、医療機関や薬局が患者の医療データを共有することで、薬の重複処方を防ぐなど、医療の質を高めるとともに、医療費の適正化にも寄与できると思われれます。

近い将来、電子カルテの情報を共有できるシステムの運用が始まり、患者の同意を前提に、疾病名や検査の値、アレルギー、感染症などの情報なども共有される見通しです。

マイナンバーは、デジタル社会の基盤であり、カードの普及、活用には県民の皆様の信頼が不可欠であります。より具体的に丁寧な対応と説明が求められます。

そこで質問です。

県下におけるひもづけ誤り等の実態と確認作業の進捗状況及び県民の皆様への信頼回復への取組をどのようにお考えか、デジタル戦略担当理事にお尋ねいたします。

〔理事小金丸健君登壇〕

○理事(小金丸健君) マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるツールであり、カードの普及率や利便性の向上を図ることが必要であると考えています。そのためには、マイナンバー制度に対する住民の皆様への信頼と安心感を得ることが不可欠です。

しかしながら、全国でマイナンバーカードを使った証明書の交付誤り、いわゆる誤交付やマイナンバーのひもづけ誤りなどが生じています。県内では、コンビニでの証明書の誤交付が5件、マイナポイントの別人への付与が3件、マイナンバーカードの誤交付が1件確認されています。この内容は、それぞれの事務を所管する市町村から公表

されています。

このため、国は、今年6月に、年金や雇用保険、生活保護など29項目において、マイナンバーのひもづけが適切に行われているか総点検を行う方針を示し、県、市町村、各団体に対して、本年11月末までに調査を完了するよう求めています。

県では、7月に、庁内各部局の垣根を越えた熊本県マイナンバー情報総点検体制を構築し、市町村の進捗管理も含め、全庁的な体制で点検に取り組んでいます。

これまでの点検結果では、県内においてひもづけの方法や手順等に問題があった自治体はなく、現在、国が全国一律的な対応を要請した障害者手帳情報についてのみ、事務を所管する県と熊本市においてひもづけ誤りの点検を継続しております。その結果については、適宜公表してまいります。

また、信頼回復には、再発防止の徹底が不可欠です。一連の事案の多くは、職員による確認不足、パソコンの操作ミスなどが主な要因となっています。国に対しては、こうした人為的なミスを防ぐシステムやチェック体制の構築などを求めているとともに、県においては、市町村と連携し、適正な事務執行に努めてまいります。

今後とも、マイナンバー情報の総点検を着実に進めるとともに、制度改正の内容を含め、マイナンバー制度の安全性や利便性について、県民の皆様に丁寧に情報発信を行ってまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 今回のマイナンバー情報総点検は、現時点では、幸いに大きなミスもなく推移をしているということではありますが、ヒューマンエラーを誘発する要因は、携わる方々の確認不足が最大の要因かと思われます。

対策として、県では、市町村と連携し、適正な

事務執行に努められるようですが、質問でも述べましたように、自治体が円滑に作業できるよう、課題を丁寧に聞き取り、ミスの事例を集めて分析、共有され、積極的な再発防止の支援が肝要ではないかと思えます。

それと、主管が違うのかもしれませんが、マイナ保険証の資格確認書の仕組みの整備あるいは特別療養費の支給の通知の仕組みの整備等については、難しい言葉が羅列されており、一読では理解しづらいと思われまます。県民の皆様により具体的に分かりやすい周知徹底が図られますよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

再エネ推進における現状と課題についてお尋ねをさせていただきます。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

九州管内の太陽光と風力の再エネ発電設備の導入量の推移を表したものであります。

再エネで最も普及している太陽光発電は、2012年7月のFIT制度、固定価格買取制度ですね、これが開始された頃と比べると、顕著な設置が進んでおります。

太陽光の電力系統への接続キロワットは、九州全体で、2012年度が111万キロワットでありましたが、2023年5月には1,173万キロワットと約10倍に増加をしております。

ちなみに、本県の苓北火力発電所は1、2号機を合わせた出力が140万キロワットでありますので、単純に昼間の発電だけですが、九州全体で苓北火力発電所の約8か所分が接続をされている計算になります。

本県の第2次熊本県総合エネルギー計画の進捗状況によりますと、2030年までに県内電力消費量に対する再エネ発電量を50%とする目標が定められております。しかし、再エネの主要な発電設備

である太陽光は、晴れていることが重要であり、雨や雪などの天候によって発電量が大きく左右されますが、同様に季節によっても発電量は大きく異なってまいります。

皆様も御存じかと思いますが、どの季節が一番発電するのかを考えたときに、気温も高く日差しも強い7月から8月が適しているとお考えでしょうか。それとも昼間の時間が一番長い6月だと考えるでしょうか。多くの方が太陽光といえば夏と考える方が多いのではないかと思います。

データや設備の機能から、太陽光の発電量は、春から初夏の4月から5月が最大のピークとなります。発電量への影響は、天気はもちろん、日照時間と気温が大きく影響してまいります。日照時間は、3月下旬から緩やかに伸びて、7月から8月の夏本番にかけてが最高潮の時期になります。ただし、日照時間が比較的長いと言われる6月の場合は、太陽光発電所にとって天敵となる梅雨の時期と重なり、発電量は6月全体を通して減少傾向にあります。

太陽光発電の発電量は、日照時間と気温がベースです。1年を通しての日照時間が一番長いのは、7月から8月にかけての夏になります。しかし、夏が発電量のピークになれない原因として、夏の高い気温にあります。太陽光発電所関連の設備は精密機器となり、気温が上昇することで発電効率も悪くなると言われています。

各メーカーが発表している太陽光パネルの性能データも、基本的に気温が25度で計算されています。太陽光パネルは、気温が25度以上になると徐々に発電効率などの機能が低下し、発電量が低くなるということでもあります。

そのことから、夏は発電量が伸び悩み、春の時期が発電量のピークとなり、夏と春で差が出てしまうということです。

結論的には、太陽光発電所の発電量が最もよい時期は4月から5月となります。

ところが、本県の電力の使用量ピークは、エアコンが稼働し始める7月から8月になりますが、太陽光の発電出力のピークは4月から5月ですので、ここで問題となりますのが、需要と供給のバランスです。需要ピークと供給のピークが月ずれになってしまいますので、仮に本県の再エネ発電量50%を達成させるために太陽光等の設備連携を増加させた場合、現在でも資源エネルギー庁も苦慮されている出力抑制が大きな問題となると予想されます。

FIT制度、固定価格買取制度の買取り期間は、接続後の20年間となっていますので、設置される方は、それなりのシミュレーションを描いて導入されますが、出力抑制を加味している人は少ないでしょう。また、将来的にどの程度の出力抑制があるのかも不透明な状況です。

そのような背景から、なるべく出力抑制を回避したほうがよいのは分かり切っていますので、電力系統への接続のみでなく、蓄電池や揚水式の小水力発電等へのシフトが望ましいと考えます。揚水式は、昼間の余剰電力を利用し、水をくみ上げて夜間に発電させる仕組みですので、蓄電池と同様の機能及び安定した出力が得られます。

また、資源エネルギー庁は、令和5年6月に、水素基本戦略を改定し、「我が国における水素の導入に向けた基本的な考え方」として「水素は、様々なエネルギー源から作ることができ、燃焼時にCO₂を排出しないことから、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーである。加えて、水素はその利活用において、燃料だけでなく、原料としても活用の可能性があることから、幅広い産業分野での活用が見込まれる。」「また、ウクライナ情勢と世界エネルギー危機を契機に、

米国・欧州が巨額の投資を進める等、水素をめぐる国際競争は激化しつつある。水素は、我が国が技術的な優位性を有する分野であることから、海外市場への展開を促し、水素産業の国際競争力強化にも繋げていく必要がある。」と記されております。

そこで質問です。

将来的にも多様化するエネルギー情勢に対し、昼夜間格差及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入、また、国の方針に基づいた水素の利活用について、以上2点をどのようにお考えか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、揚水発電の導入についてお答えします。

太陽光発電や風力発電は、天候などによって発電量が変動するという課題があります。それに対し、揚水発電は、議員御紹介のとおり、太陽光発電など変動しやすい別電源の余剰電力を水の位置エネルギーに変換して貯蔵することができるため、注目されています。

現在、九州には、九州電力が運営する3つの揚水発電所があり、本県にも、八代市坂本町に、1975年に運用を開始した大平発電所がございます。

一方、揚水発電については、適地が山間部に限られ、多大な建設費用が必要となり、整備に時間も要することから、新規参入や増設はなかなか進まない状況です。また、国内の揚水発電所の稼働率は1割以下と低く、老朽化も懸念されています。

このため、国においては、巨大な蓄電池としての役割も担える揚水発電の維持と機能強化のため、設備投資等への支援策が講じられています。また、既存のダムを利用する揚水発電所の開発に

向けた研究も進められています。

県としては、こうした動向を注視しながら、まずは既存の揚水発電事業が長期的にその役割を安定して果たせるよう、国と連携して取り組んでまいります。

次に、水素の利活用についてお答えします。

水素は、太陽光発電などの余剰電力を利用して製造、貯蔵し、必要時に電力に変換することで、電力需給を調整する役割が期待されています。

県としても、国の水素基本戦略の方針に基づき、官民や地域間で連携して、需要と供給の両面で取組を進める必要があると考えています。

まず、需要面では、長時間の充電が必要な電気自動車と違い、水素を燃料とすることで、短時間で燃料充填が可能で、1回の充填による走行距離が長い燃料電池自動車について、商用車での導入拡大を図ります。

令和4年度には、九州地域戦略会議の下、水素エネルギー産業化実務者会議を4回開催し、九州各県が連携して、燃料電池トラックと水素ステーションを一体的に増加させる方策の検討を進めています。

また、その後押しとして、九州地方知事会を通して、水素エネルギー分野の規制緩和や技術開発、燃料電池トラックの早期における社会実装を求める要望を国に行っています。

次に、供給面では、令和4年度に、関西電力などの企業グループが、小国町で地熱を活用した水素製造と周辺地域での利活用に関する調査を実施しており、本県は、需要が見込まれる企業の情報提供などの協力を行っています。

また、本県の誘致企業において、再エネ発電の余剰電力を有効活用して水素を製造する水電解装置の導入の検討が進められています。

水素については、さらなる低コスト化や技術革

新が求められるなどの課題もございますが、県としては、国や九州各県、企業と連携を密にし、水素関連産業の創出などにしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 再エネ、特に太陽光発電における抑制運転回避対策は大きな課題であると考えます。揚水発電に限らず、経年劣化等で設備更新は避けられないと思いますので、民間活力等も視野に入れた開発は必要だと考えます。

揚水発電等の水力発電は、大規模に限らず一定量の発電が得られる効果があり、安定供給に寄与できる電源であります。

皆様も御存じの南阿蘇村の黒川発電所は、現在工事中であります。熊本地震以前は約3万キロワットの出力で、阿蘇市、高森町、南阿蘇村全体を網羅する電源として活用されておりました。再稼働すれば、まさしく世界遺産を目指す阿蘇として、大きな意味では自然エネルギー100%の電力確保と言えるのではないのでしょうか。

太陽光発電の抑制運転は、設置されている多くの県民の皆様が困惑されている状況ですので、効果的な利用促進に対し、県としても積極的に支援すべきではないのでしょうか。

水素の利活用につきましても、他県や全国的にも検討及び実用化が加速しております。政府は、次世代のエネルギーとして、明確に水素基本戦略を構築されております。他県の動向等も必要ですが、先進的に取組を加速させるのもよいのではないのでしょうか。

再エネの魅力は、商用電源への系統連系だけではありません。多様な用途を模索し、せっかく設置された太陽光発電等の利活用が急務であると要望し、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、有機フッ素化合物、PFOS、P

FOAに関する県の対応についてお尋ねさせていただきます。

本年6月の定例議会で中村議員が質疑されました有機フッ素化合物については、知事からも調査及び対応方針が示されておりますが、別の論点から考えてみたいと思います。

昭和30年から昭和47年の日本における高度経済成長時代、石炭から石油への転換、エネルギー革命、所得倍増に始まり、合成繊維、プラスチック、家庭電器などの技術革新、石油化学コンビナートなど大型化、集中化が進行し、モータリゼーションやスーパーマーケットなどの流通革命も進み、昭和50年代からは、集積回路の普及による半導体が主流になる産業が盛んになりました。

便利な社会の反面で自然界に存在しない合成物質の地下水への流入が顕著になり、時代の変遷とともに自然環境保護の意識が醸成されてはきましたが、有機フッ素化合物、PFOS、PFOAのように、河川や地下水に流入したら長く蓄積されるような化学物質まで存在するようになりました。

現行の対応策として、政府と県は、PFOS及びPFOAに関する対応の手引きに記載された方針、具体的には、暫定「目標値等を超えてPFOS及びPFOAが検出された際は、」「地下水等を水源としている井戸等の設置者等に対して、PFOS及びPFOAの特性やこれらの目標値等が設定されたことについて情報を提供するとともに、水道水の利用を促す等により、飲用を控えるよう助言等を行うことが考えられる。」とあります。あくまで助言を行うとしか明記されていませんが、読み方によっては、調査はするが、対策は各人で行いなさいと言われているような気がします。

果たして、やむなく水道水の利用となった場

合、各人の責任が第一義なのでしょうか。自然界に存在しない化合物混入であれば、人的要因が原因であると判断するのが妥当ではないかと考えます。

地域によっては、上水道設備の敷設状況により、接続費用が高額になる場合や隣家との調整が必要となるなど、新しく水道に加入することが難しい場合も多いと推測されます。まだ調査中ですから、どの程度の井戸が対象になるかは分かりませんが、水質に問題があったとなった場合、水道への加入等の対策を行わなければならない皆様の不安を早期に解消する必要があります。

そこで質問です。

将来的には、より明快な対応方法等が確立できるかもしれませんが、現行で有効な対策として、活性炭によるフィルターで一定の除去が可能ではないかとの見解が出ているようですので、影響が危惧される地域に対し、上水道への移行に加え、上水道への移行が困難なケースに対しては、活性炭の活用を検討してみてもはどうでしょうか。いずれも公的支援が不可欠と考えますが、環境生活部長の見解をお伺いいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 有機フッ素化合物に関する県の対応についてお答えいたします。

令和2年4月に、国が水道におけるPFOS及びPFOAの暫定目標値を設定して以来、県では、水道事業を営む市町村等に対し、国が作成した対応の手引を送付するなど、注意喚起を行うとともに、水道水源の自主的な調査などを依頼してまいりました。

こうした中、水道水源や公共用水域において暫定目標値を超える事例が全国的に確認され、また、熊本市が行った地下水調査においても、本年3月に、一部地域で暫定目標値を超えたことが公

表されました。

このことを踏まえ、熊本市以外の県内17地点において、調査対象として、PFOS及びPFOAに、今後国際条約により製造等の原則禁止が見込まれるPFHxSを加え、7月から調査を行っており、来月にはその調査結果を公表する予定です。

さて、議員御提案の浄水設備における活性炭の活用は、既に他県の自治体などでも行われており、有機フッ素化合物の除去の方法として有効なものと考えております。

なお、国によると、有機フッ素化合物の除去方法には、高圧膜処理やイオン交換樹脂処理など様々な方法があり、個々の現場の状況に応じた効果的な手法を用いることが重要ともされています。

新たに暫定目標値を超える井戸等が確認された場合の県の対応については、まずは、周辺住民に飲用を控えるよう周知徹底することを市町村等に助言いたします。その上で、水道水の利用を呼びかけたり、井戸等への浄水設備の設置を促したりするなど、市町村等が住民に対して最適な対策を取ることができるよう、国等の情報も活用しながら、しっかりと支援してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 世界的にも希少な地下水を有する熊本県の一部で、飲料不可の地点が存在することは、極めて残念なことであります。

昨日、ネットのニュースで報じられていたことが、今答弁にもありましたとおり、岐阜県の上水道設備でPFOS、PFOAの値が基準値を超えたための取組の状況でした。具体的な対策は、活性炭の活用でありまして、PFOS、PFOAの値が10分の1以下に低減できるということで、上水道設備に活性炭装置を取り付けて、結果、今までどおりの上水道の供給が維持できたとのことで

ありました。

来月、今からの調査結果が判明しないと何とも言えませんが、岐阜県のような好事例を最大限に活用し、安心して地下水を利用できる環境を守っていかねばと痛感しております。

水道水の利用については、市町村等が住民に対して最適な対策を取ることができるように支援することが大事でありますので、安心、安全な水の提供ができることを心よりお祈り申し上げます。

最後の質問になります。

気候変動適応センターの取組状況についてお尋ねをします。

環境省は、平成30年11月30日に、気候変動適応法の施行についてを各都道府県に発出されました。

その背景として、抜粋ですが、「近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。」
「気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、」
「また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、地方公共団体や地域の事業者等を含む多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となって」くるということであり
ます。

こういう状況を踏まえ、気候変動の適応を初めて法的に位置づけ、これを推進するための措置が講じられたところであります。

目的としては「気候変動影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的

な状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、気候変動適応を推進するに当たっては地域の実情に応じてきめ細かに対応することが特に重要である。したがって、」
「地方公共団体が気候変動適応に関する計画の策定や気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、」
「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」と明記されてあります。

この法施行により、本県も、地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、気候変動適応法第13条に基づき、熊本県気候変動適応センターが、令和4年に熊本県環境生活部環境立県推進課内に設置をされました。

近年の日本のみならず世界各地における気候変動の影響と言われる異常気象による甚大な被害が頻発する中で、気候変動の影響は、自然災害以外にも、農作物の成育不良や品質低下、生態系の変化及び熱中症、感染症のリスクの増大など、私たちの生活や社会、経済の様々な分野にわたっており、今後、地球温暖化の進行に伴い、さらに深刻な影響をもたらすおそれがあると推測されます。

そのため、県では、第六次熊本県環境基本計画において、特にリスクに備えた社会づくりとして、気候変動への分野別対策を4分野から7分野に再編、拡充した取組を推進されています。

そこで、質問をさせていただきます。

熊本県気候変動適応センターでは、様々な分野において適応策を推進するため、どのような取組を行っているのか、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 地球温暖化に伴う気候変動へ対処するためには、ゼロカーボンに向

けた対策に全力で取り組むことが第一です。しかしながら、気候変動の影響は既に生じ始めており、その被害を回避、軽減するためのいわゆる適応策にも取り組む必要があります。

この適応策を推進するため、令和4年3月に、議員御指摘の7つの分野を所管する試験研究機関や関係課で構成する熊本県気候変動適応センターを設置いたしました。

適応センターは、例えば、農林水産業分野では高温に強い品種の育成、普及、健康分野では熱中症対策や感染症対策など、気候変動の影響に関する情報の収集や各分野における取組の集約を行っています。その中から、県民が地球温暖化の様々なリスクに備えるために必要な情報を発信することも役割の一つでございます。

具体的には、適応センター通信を発行し、熱中症対策や自然災害への備えなど、県民に実践していただきたい取組などについて周知啓発を行っています。

また、小中学校向けの環境出前講座などでも、地球温暖化防止策について説明するとともに、子供でも行うことができる適切な水分補給やエアコン利用などについて分かりやすく伝えています。

今後とも、国や他県の適応センター、大学等と連携し、県民生活に身近な適応策について、適切な周知啓発に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 地球温暖化に伴う気候変動は、待ったなしの喫緊の課題でもあります。

県民の皆様は、様々な営みにより生計を立て、子育てを行うなど、それぞれの環境下で生活をされておられます。

そのような中、環境保全や脱炭素への取組など、意識醸成の働きかけや災害への備え、さらには、長期気象予報に基づく農作物の管理など、多

岐にわたる情報とその共有が不可欠な昨今であると存じます。

今回質問をさせていただいた気候変動適応センターの取組状況そのものが、今を生きる我々に情報発信されるコントロールタワーだと考えたからであります。

答弁にもありましたとおり、小中学校への環境出前講座の取組などは、次世代を担う子供たちへの大切な情報提供の場だと思います。

県庁内及び周辺自治体等からの情報収集は繁忙を極めると存じますが、県民生活に必要な適応策の発信を引き続きよろしく願いいたします。

若干時間がありますけれども、以上で本日準備をいたしました質疑は終了いたしました。

これからも、再エネの利活用や環境の変化における課題を的確に把握して、県民の皆様の期待にお応えできる活動を展開してまいります。

長時間の御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（淵上陽一君） 以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

明22日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時33分散会

第 4 号

(9月22日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第4号

令和5年9月22日(金曜日)

議事日程 第4号

令和5年9月22日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕(拍手)

○吉田孝平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・宇城市・下益城郡選出の吉田孝平でございます。

今期1回目の質問をさせていただきます。そして、通算9回目ということでございまして、今回は、一般質問のトップバッターをさせていただくことになりました。

私、今回、質問の中で国際スポーツのことを質問させていただきますけれども、国内のスポーツも大変な盛り上がりを見せております。私、野球をしておりますので、先日、オリックスがパ・リーグを3連覇しまして、我らの阪神タイガース、18年ぶりのセ・リーグ優勝を果たしました。私、阪神ファンではございませんが、トップバッターの近本選手、近本選手は、空振り三振をなかなかしなくて、チャンスを広げるバッターでございます。近本選手のような、チャンスを広げる、そして後につなぐような質問をさせていただきたいというふうに思いますので、最後まで御清聴をお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問に移りたいと思います。

今年行われた、また、この秋に行われる国際スポーツ大会の開催についてお尋ねいたします。

今年度は、既に行われたラグビー日本代表国際テストマッチ、世界マスターズ水泳選手権に加え、10月、11月には、サイクルロードレース、マイナビ ツール・ド・九州2023、バドミントン熊本マスターズジャパンという4つの国際スポーツ

大会が本県で開催されます。

折しも、1年前の9月議会において、私は、ラグビーワールドカップのレガシーとして、ラグビー日本代表国際テストマッチの誘致について質問したところ、招致の実現に向けて全力を尽くしますとの答弁をいただきましたが、正直、開催に向けての条件が厳しく、開催できないのではないのかなと思っていました。

そのような中、去る7月15日に、日本代表とオールブラックス・フィフティーンとの国際試合が開催されました。

この試合は、県内外から多くの観客が来られるなど、非常に盛り上がり、熊本県ラグビー協会をはじめ、県や熊本市など関係者の皆様の御尽力に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本県では、日本代表戦が開催されたのは、2017年に熊本地震からの復興を応援する目的でルーマニア代表を迎えて開催されて以来で、ラグビーワールドカップでは日本戦が組まれませんでしたので、6年ぶりとなり、国際試合開催は、ラグビーファンはもとより、多くの県民の方が待ち望んでいたと思います。

2019年に本県で開催されたラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会でも、それぞれ約100億円の経済波及効果があったことを見ても、国際スポーツ大会の開催は、宿泊、飲食など、大きな効果の本県にもたらしてくれています。特に、コロナ禍で大変な思いをされました宿泊・飲食業にとっては、国際大会などの開催を通じて、少しでも波及効果を受けることが大変重要なことだと思われまます。

そこで、今回のラグビー日本代表国際試合において、どのような成果があったのか、また、今後の国際スポーツ大会開催の成功に向け、どのよう

な課題があったのか、お尋ねいたします。

いよいよ来月には、国際サイクルロードレース、マイナビ ツール・ド・九州2023、11月には、国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンが開催されます。

このような中、マイナビ ツール・ド・九州2023については、国内チームを含め、8か国から18チーム、108名の選手が参加し、10月6日から10月9日までの4日間、福岡、熊本、大分で、世界トップレベルの自転車ロードレースが繰り広げられます。

日本政策投資銀行が試算したところ、3県での想定観戦者数は12万4,000人、経済波及効果は約30億円、このうち熊本阿蘇ステージでは、観戦者数2万6,000人、経済波及効果6億8,000万円を見込んでいると聞いています。

このサイクルロードレースは、競技内容を知らない方もいるかもしれませんが、簡単に説明しますと、自転車版のマラソン競技で、一般公道などで100キロメートルを超える長距離を走る競技となっております。

見どころは、個人競技ではありますが、各チームで出場していますので、チーム戦となり、エース級の選手を空気抵抗の負担を軽減させ、ゴール前に温存していた力を発揮し、優勝に導くチーム戦となっています。その駆け引きが見どころではないかと思われまます。

また、国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンは、2023年から2026年までの4年間熊本で開催、世界のトップ選手たちが集い、11月14日から19日まで、国内外から約500人の選手、関係者が本県を訪れ、6日間の開催で1万7,000人の観戦者数を目標とされています。

バドミントンは、皆さんも御存じだと思いますが、出場選手には熊本県出身の選手もいますし、

本県の企業所属の選手も出場します。来年のパリ・オリンピックの出場に関わる重要な大会であり、大いに盛り上がるのではないかと思います。

そこで、間近に迫った2つの国際スポーツ大会開催に向けての機運を高め、大会を成功させるためにどのように取り組まれるのか、観光戦略部長にお尋ねします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) まず、ラグビー日本代表国際試合における成果と今後に向けた課題についてお答えします。

この試合は、現在開催中のラグビーワールドカップフランス大会に向けた日本代表強化試合であり、当日は、目標の2万人に迫る1万9,586人の方々に観戦いただきました。選手たちの気迫あふれるプレーは、多くの県民の方々に感動と元気を与えたと思います。また、福岡や東京をはじめ県外からの観戦者が約6割を占め、経済波及効果は約5億8,000万円と試算しており、一定の成果を上げることができたと考えています。

一方、今後に向けた課題としては、駐車場の事前予約制やパーク・アンド・バスライドなどを導入した結果、目立った渋滞は発生しませんでした。しかしながら、試合終了後、バス乗り場への観客誘導に一部混乱が見られたほか、パーク・アンド・バスライド用の駐車場出口付近で一部渋滞が発生しました。

今回の経験を生かし、今後の国際スポーツ大会等では、より円滑な運営ができるよう、しっかりと対策を検討してまいります。

次に、間近に迫った2つの国際スポーツ大会の成功に向けた機運醸成についてお答えします。

まず、ツール・ド・九州については、九州初となる大規模な自転車ロードレースであり、多くの

方々の興味、関心を高める取組を進めています。

SNSの活用はもとより、火の国まつりや博多どんたくのオープニングパレードでの宣伝、JR九州車両内での広告、熊本市中心市街地でのつり看板設置など様々な方法を駆使し、県内外への周知に努めています。さらに、レース会場となる阿蘇地域においても、サイクルイベントの実施や商店街でのタペストリー装飾など、地域での機運醸成に努めています。

次に、国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンについては、特にバドミントンファンへのPRに力を入れており、7月に東京で開催されたジャパンオープンや全国のスポーツ店でのPR、バドミントン部のある県内小中高校への観戦呼びかけ等を実施しています。また、再春館製薬所バドミントン部を応援団に任命し、県内各地で大会の面白さをアピールしています。さらに、テレビCMや新聞広告、熊本市中心市街地のビジョン放映等を活用し、県民の機運醸成を図っています。

今後も、スポーツ大会の成功に向け、全力で取り組み、交流人口を拡大するとともに、国内外へ地震や豪雨災害から復興する本県の姿を発信してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 ラグビーの国際試合に関しましては、県外から6割の観戦者が来られたということで、宿泊や飲食業など一定の経済効果があったということで、大変うれしく思います。

ただ、しかし、課題がございまして、やはり交通アクセスに関しては、パーク・アンド・バスライド、これが、メインの場所であるグランメッセがコンサートで使用ができなかったということもございまして、少し混雑があったのではないかと思います。また、タクシーが、最後尾は1時間

待ちだったという話も聞いております。これらの課題解消に向けて、また御検討していただければと思っております。

それから、ツール・ド・九州、あとバドミントン国際大会が続きますけれども、バドミントンは、皆さんなじみが多少あると思いますけれども、ツール・ド・九州に関しては、ほとんど見たことない方が多いと思います。特に、もう来月に迫っていますので、機運醸成に努めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきます。

県内中小企業者に対する支援についてお尋ねいたします。

令和2年2月下旬に新型コロナウイルス感染者が本県で初めて確認されて以降、令和5年5月の感染症の位置づけが5類に変更されるまでの間、何と8回の感染拡大の波が訪れました。

本県では、中小企業、小規模事業者への影響が大きく、中でも深刻な影響が出たのは、生活関連サービス業、娯楽業及び宿泊業、飲食サービス業であります。私も、特に飲食サービス業の方から相談されることが多くあったのを記憶しております。

国においては、ワクチン確保や医療体制の整備等を行うとともに、事業者の事業継続を目的に、持続化補助金や月次、一時金などに代表される直接的な給付金制度等による支援をはじめ、地方公共団体が地域の実情に応じきめ細やかな支援が行えるよう、極めて自由度の高い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、これまで本県に対して11回、総額約113億円が交付されています。

本県では、この財源をフル活用し、影響の長期化等による感染拡大や経済状況のフェーズを適切

に捉え、中小事業者の支援を担う商工団体の相談・支援体制を強化した上で、国に先んじて実施した実質無利子無担保で融資する仕組みのゼロゼロ融資に代表される資金繰り支援をはじめ、事業復活おうえん給付金や一時金等の様々な支援事業をちゅうちょなく実施し、県内事業者の事業継続、さらには発展を強力に支援してきたところであります。

その結果、コロナ禍の間となる令和2年度から令和4年度の倒産件数は、株式会社東京商工リサーチの調べによると、合計167件と、例年と比較しても低く抑えられており、国や県の支援策は、その効果を発揮しているものと評価されます。

一方で、コロナ融資の返済が本格化する中で、物価高に伴う原材料や人件費などのコスト高騰により、厳しい経営にならざるを得ない事業者もおられます。

信用調査会社の帝国データバンク熊本支店によると、今年1月から6月までの上半期で、県内での倒産件数が44件となり、前の年の同じ時期より29件、率にして51%増え、この10年で最多となっています。

人件費が上昇傾向にあり、燃料費などの高騰も重なって、事業経営が困難になる企業が増加しており、こうした倒産は、今後も増えるおそれがあります。仕事はあるのに、人材不足により仕事がこなせないといったお声もよく聞くようになりました。

さらに、8月14日、熊本地方最低賃金審議会は、今年度の県最低賃金について、過去最大となる45円引き上げ、時給898円とするよう答申されております。

最低賃金の上昇が、労働者側にとって、また、人材確保の面からも歓迎すべきことであるものの、経営者側からは、売上げ回復や価格転嫁が十

分に進んでいない事業者において、非常に厳しく、国や県には支援を求める声も届いている状況にあります。

それに加え、本県は、平成28年4月の熊本地震、さらには令和2年7月の県南豪雨災害と、二重苦、三重苦と続いている中で、事業者は大変な経営を強いられている現状であります。

本来、ウィン・ウィンであるものであり、給料が安いために人材が集まらなく、もうけが出ない、もうけがないために給料を高くすることができない、人材が集まらないといった、いわゆる鶏が先か卵が先かという議論であるものの、自助努力を重ねながらも、県内にはお困りの事業者もおられます。

そこで、県として、こうした声にどのように応えていくのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 本県では、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により厳しい経営を強いられている事業者の事業継続を強力に後押しするため、様々な県独自の支援策を実施してきました。

幅広い業種を対象とする事業復活おうえん給付金については、3万件を超える事業者の方々に、約80億円の支援を行いました。

このほか、コロナ融資の返済の本格化による借換えニーズに対応するため、国のサポート保証を活用した経営改善資金の創設、商店街などの町なかのにぎわい回復に向けた支援などを実施してまいりました。

コロナ5類変更後、人流、物流は回復傾向にあります。物価高や人材不足などの影響により、事業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあると認識しています。

さらに、先月には、熊本地方最低賃金審議会から、過去最高の最低賃金引上げの答申があり、これを受け、事業者の方々からは、物価高騰等の影響で利益が上がらない中、人件費が上昇することに負担を感じ、国と県に支援してほしいとの声が上がっています。

こうした状況を踏まえ、本県としては、生産性向上に資する国や県の事業を積極的に活用し、経営基盤の強化に取り組む意欲ある中小企業者を後押しすることにより、持続的な賃上げを実現するとともに、人材不足の解消にもつなげていく必要があると考えており、そのために必要な予算を今定例会に提案しています。

引き続き、商工団体と連携を密にし、中小企業者の方々に寄り添い、必要な施策をちゅうちょなく実施することで、県経済の維持発展に努めてまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 これからまた、TSMCの進出によりまして、人材確保、さらには賃上げによる資金確保等、さらに厳しくなると予想されます。

既に商工団体等からも御要望が上がってきていると思いますが、倒産件数も増えている状況でございます。引き続きの御支援をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

TSMCからの出向者等への対応についてお尋ねいたします。

2021年10月に台湾のTSMCが熊本県に新工場を建設すると発表されて以降、2022年の4月に着工した工場建設も大詰めを迎えており、先日、一部で供用を開始し、2024年末には本格的に供用開始になると聞いております。

このことにより、TSMCから本県への出向が8月から本格化しており、TSMCの社員が約

400名、最終的に、家族を含め、約750の方が来熊される予定であります。

主に住まれる地域は、熊本市が6割で、菊陽町が3割、合志市、大津町で1割の方が居住されるということであります。

それに合わせるかのように、今月から、チャイナエアライン及びスターラックス航空による熊本と台北を結ぶ定期便が就航するようになりました。

スターラックス航空は、計画段階では週3往復でしたが、観光やビジネス需要へのさらなる期待から、定期便就航前に週5往復と異例の増便で運航することになり、さらに、10月29日からは、毎日運航すると発表されました。直行便でありますので、熊本から台北まで約2時間30分で行けるようになりました。

また、法務省の在留外国人統計によると、2022年12月現在の4市町に居住する台湾の方は265人ですが、今回の来熊で、当該市町に居住する台湾の方が約4倍まで急増するとのことでした。

そのような中、出向者等が熊本で生活を始めるに当たっては、住民票の届出などの諸手続きに始まり、様々な困難やお困り事が出てくるのが想定されます。また、出向者等の大部分は、日常会話レベルの日本語能力に不安を抱えている方々であるため、地域とのコミュニケーションがうまく取れず、地域の中で孤立してしまうことも想定されます。

そのような中、先日、熊本市東区に新築された熊本インターナショナルスクールの校舎において、TSMC従業員の家族向けのオリエンテーションが開催され、通学や学校での注意点などの説明がありました。この新校舎に約130名の子供たちが学ぶ予定で、教育現場の準備も着々と進んでいます。

また、各地域や民間団体なども、台湾の魅力を伝えようと、台湾関連の商品を販売したり、台湾の文化などを知っていただくためのセミナーを開いたり、歓迎ムードはさらに高まってきていると思われまます。

台湾から熊本県に居住される方々のほとんどが初めての方ばかりと思われまます。楽しみで来られる方もいるかもしれませんが、子育て世代の方では、不安を抱え来熊される方もいるのではないかと思います。

約750名の方ですが、県としては、受入れ体制をさらに強化し、日常生活における不安を取り除くことが必要ではないでしょうか。

その上で、来熊される方から、台湾に居住されている方々に対して、口コミやSNSなどを利用し、本県のすばらしい文化や観光施設、おいしい食事などを伝えていただくことで、知人、友人などが観光に訪れ、さらなる経済波及効果にもつながるのではないかと考えまます。

そこで、台湾の方々が、地域住民との間で相互理解を深めながら、本県での生活に早くなじんでいただくため、県としてどのような取組を実施しているのか、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 県では、日本人と言葉や生活習慣の異なる台湾の方々が円滑に生活できるよう、まずは、TSMCから出向者を受け入れるJASM側のニーズを聞き取り、対策を検討する体制を整えました。

具体的には、JASMと県、関係市町との定例会を本年4月から週1回開催しており、ここで出された要望や課題について、県庁内や関係市町内で共有し、連携を図りながら対応策の検討を行うこととしています。

これまでも、TSMC出向者等の来熊時期や人

数等の情報を速やかに把握し、必要となる住民登録や運転免許切替え等の諸手続を円滑に行うための支援等を行いました。

また、8月からの受入れ本格化に合わせ、出向者等への直接的な支援策として、外国人のための生活ガイドブック(繁体字版)の改訂や県外国人サポートセンターへの台湾相談ホットラインの設置を行い、JAS Mを通して周知を図っています。

このホットラインには、これまで15件の相談があり、例えば、未就学児の預け先の相談に対し、近所の認定こども園を複数紹介したり、日本語を勉強したいとの相談に対し、市町村などが運営する日本語教室や県が来月から開設する初級日本語オンライン教室を紹介したりするなど、きめ細かに対応しています。このオンライン教室には、台湾の方々から多数の応募がっており、ニーズの高さを感じています。

また、台湾の方々に、熊本での生活に早くなじんでいただけるよう、官民一体となった様々なイベントが行われます。既に開催された今月初めの熊本市上通での歓迎イベントを皮切りに、29日から10月1日までKUMAMOTO台湾祭が、10月14日には台湾・熊本友好歓迎ウェルカムイベントが、熊本市中心市街地で開催される予定です。

さらに、県内各地のイベントや観光情報等について、JAS Mや県公式LINEなどを通して情報を伝えるとともに、県南や天草地域を含め、広く県内各地を巡る県内周遊観光モニターツアーを実施します。参加者の皆さんに熊本の魅力を体感していただくとともに、参加者自らSNSや口コミでその感想などを台湾などへ伝えていただくことで、さらなる誘客につなげてまいります。

今後とも、TSMCの本県進出を契機に、台湾をはじめ様々な国、地域の方との交流を促進し、共に生きていく多文化共生社会に向けた取組をさ

らに進めてまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 第2工場の建設も予定されておりまして、数年後には、さらに来熊される方が増えてくると予想されます。

先日、私の地元宇城市三角町戸馳に、台湾の地方創生担当大臣、あと青年団の方々約30名の方が、農家ハンターのほうに視察研修に来ていただきました。お互いの活動報告、あと意見交換をさせていただきました。その後、夜は一緒に食事させていただきました。

農家ハンターということで、ジビエ料理とか結構出したんですけども、本当皆さん、おいしいと言っていたいて、楽しく過ごしていただきましたけれども、やはりちょっと大人数でありましたので、通訳の方が1人しかいないということもあって、なかなか私たちもコミュニケーションが取れないということもございました。

少人数でコミュニケーションを取るということのも大事だと思いますし、やはり一番は、言葉が不安に思っている方が多いと思いますので、できるだけ早く日本の文化になじんでいただくように、御支援をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組ということで、まずは、バイオディーゼル燃料の推進についてお尋ねいたします。

本県は、平成24年九州北部豪雨災害や熊本地震、そして球磨川流域を中心に甚大な被害をもたらした県南豪雨災害と、想定をはるかに超える災害が発生しており、全国でも毎年のように豪雨災害等が頻発している状況です。

その背景には地球温暖化の影響があると言われて、本県は、2050年CO₂排出実質ゼロというゼロカーボン社会の実現に向けて、様々な分野において、持続可能な削減対策に取り組まなければな

りません。

ゼロカーボン社会の実現に向けた熊本県の戦略の一つに、化石燃料からの転換を推進するエネルギーシフトがあります。中でもバイオディーゼル燃料は、植物由来の廃食油を原料として作られる燃料であり、軽油の代替燃料として、重機やトラック、トラックなどのディーゼルエンジンで使用可能な燃料となります。

ガソリンや軽油などの化石燃料を使用すると、地球温暖化の原因の一つである大気中のCO₂が増加しますが、軽油の代わりにバイオディーゼル燃料を100%使用すると、植物が吸収したCO₂が排出されるため、実質CO₂の排出はゼロになるということでもあります。

また、軽油にバイオディーゼル燃料を5%、30%、50%混合したものもあり、利用促進に取り組まれていると思われま。

そのような中、航空会社では、バイオディーゼル燃料の利用が進んでいるという話も聞きますが、別の業界関係者からは、安全性はどうなのかといった声も聞かれます。

そこで、県内での利活用は進んでいるのか、また、県は、今後どのように推進していくのか、環境生活部長にお尋ねいたします。

次に、ゼロカーボン社会の実現のためには、天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る循環型社会への転換を進める必要があることから、プラスチックごみの削減等も重要であると考えられます。

そのためには、化石燃料由来のプラスチックの使用削減により、温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化対策につなげることが求められます。

なお、海洋プラスチックごみによる環境汚染を防止するためにも、プラスチックごみの削減は重要な取組だと考えられます。

令和4年4月には、プラスチックごみの排出削減等に向けて、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各段階でプラスチックの資源循環を図ることを目的としたプラスチック資源循環促進法が施行されました。飲食店や小売店などの使い捨てプラスチックを提供する事業者に対し、プラスチック製品の使用削減やプラスチック代替製品への切替えなどが求められています。

私たちの生活の中でも、買物の際は、レジ袋の有料化に伴い、エコバッグを持参する方が多くなり、また、よく使用しているストローなども、紙製やバイオマスプラスチック製などをよく見かけるようになりました。

しかしながら、日本の人口1人当たりのプラスチックごみの排出量は世界でも上位であり、やはり一人一人が意識を持ち、その削減に取り組まなければいけないと思います。

そこで、プラスチック製品の使用削減や代替製品への切替えといったプラスチックごみの削減について、県ではどのように取り組んでいくのか、同じく環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、バイオディーゼル燃料の推進についてお答えいたします。

本県では、県内で回収された使用済み天ぷら油などの廃食油を原料とした高純度バイオディーゼル燃料について、地産地消のエネルギーとして、利用促進に取り組んでいます。

現在、金融機関の移動店舗車、製造工場内で使用する運送トラック、建設会社の油圧ショベルなど、民間企業で高純度バイオディーゼル燃料の利活用が始まっています。

また、県でも、農業研究センターなどの農業用機械に利用しています。

これらの取組において、軽油との使用感の違い

や機械の故障といった問題は確認されていませんが、県民の認知度が高まっていないこともあり、高純度バイオディーゼル燃料の利活用は、まだ限定的なものとなっています。

そこで、県では、パンフレットや地元経済誌を活用し、高純度バイオディーゼル燃料の基礎的な情報や利活用事例等に関する情報発信を行っています。

今後は、重機を取り扱うリース業界を対象に、直接出向いて安全性などの説明を行うなど、さらなる認知度向上に努め、利活用の推進を図ってまいります。

次に、プラスチックごみの削減についてお答えいたします。

プラスチック製品の使用を削減するためには、消費者だけでなく、プラスチック製品を提供する事業者側の理解が深まることも重要です。

既に県内では、竹などを主原料としたストローやお米由来のバイオマスプラスチックが製造されるなど、民間企業の動きが始まっています。

現在、県では、これらのプラスチック代替商品を紹介するパンフレットを作成するなど、飲食店や小売店等における代替製品の導入促進に取り組んでいます。

また、本年2月から、プラスチックごみの削減に取り組まれているお店を募集し、くまもとプラスチックスマート登録店として県のホームページ等でPRを行っています。

今後も、商工関係団体等と連携し、登録店の拡大を図るとともに、消費者である県民に対しても、紙製のストローや木製の食器を提供しているお店の利用を呼びかけるなど、身近なところで行える取組を促してまいります。

ゼロカーボン社会の実現には、一人一人の行動の積み重ねが重要です。今後も、バイオディーゼ

ル燃料等への転換やプラスチックごみの削減が進むよう、県民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 バイオディーゼル燃料に関しましては、故障などの問題は聞こえていないということですが、地元の建設業の方に聞くと、やはり高額な重機等でございますので、いわば補償がないということで、まだ今のところ扱うのは難しいという話も聞いております。また、バイオ燃料のほうが普通の軽油よりも高いということも一つあると思います。まあ、時間はかかると思いますが、利用促進に御尽力いただくようお願いしたいと思います。

それと、プラスチックごみの削減に関しましては、やはり一人一人が意識を持つことが重要だと思います。意識を持っていただくように、県からもしっかり発信をしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

県動物愛護センターの整備状況と今後の活用についてお尋ねいたします。

近年、犬や猫などの動物を、単なるペットとしてではなく、大切な家族の一員であるとの認識が広まっており、動物に関する県民の意識は変化していると思われま

す。私が子供の頃は、中型犬や大型犬を庭や玄関先で番犬として飼育されている家庭が多く見られました。また、野良犬や野良猫もたくさん見かけることが多く、野良猫は今でも見かけますが、野良犬はほとんど見かけなくなり、中には、子供の頃、野良犬に追いかけて犬が嫌いになったという人もいました。

今では、マンションなどでも飼育が可能な猫や小型犬が多く飼われるようになる中、犬や猫から

得られる恩恵が精神的な関係性になり、少子高齢化社会を背景に、子供のような存在として家族の一員の役割を担うようになりました。

一方で、近年、動物虐待や多頭飼育崩壊などの事件が増加しています。報道でもありましたが、不衛生な環境で飼育されていた62匹の小型犬が保健所に保護された多頭飼育崩壊の事例も、ある意味動物虐待であると思われます。

蒲島知事は、犬猫の殺処分ゼロを目指すことを3期目のマニフェストや熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げ、さらに、第3次熊本県動物愛護推進計画で「命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、動物愛護及び管理に係る施策の強化に取り組んでこられました。

そのような中、動物愛護の中核拠点となる新熊本県動物愛護センターの整備が、現在、私の地元でもあります宇城市松橋町の松橋不知火浄水管理センター北側において、令和5年度末の完成に向けて建設中であります。

今でこそ地元区の御理解、御協力をいただいて順調に建設が進められていますが、最初にこの地区に建設予定の話が出たとき、やはり臭いや騒音の問題があるため、宇城市、また、地元の区長をはじめ役員の皆様が、地域住民の方々の御理解を得るために大変な努力をされたことを聞いております。時には、宮崎県にある動物愛護センターまで視察に行かれたとの話も聞いております。

この宮崎県の動物愛護センターは、2017年に新しく建設され、命の教育を推進するとともに、教育施設としての活用を図っています。さらに、県下の小学校の中高学年を対象に「第一次「人と動物のつながりといのち」」「第二次「いのちを育て・つなぐ」」という教育プログラムが2時間構成で実践されています。

子供にとって、勉強、スポーツも大事ですが、豊かな人間性や社会性、規範意識を身につける命の教育は、最も大事な教育だと私は思います。

これまでの動物愛護センターは、処分を念頭に置いた施設で、犬猫を個体管理する施設ではなく、長期収容もできず、さらに、駐車場も不足していたため、譲渡の推進、施設を利用した活動などをすることができませんでした。

また、動物への心ないいたずらが、暴力や犯罪などの反社会的行動に関連してくる等の話も聞くことがあり、無差別殺人などの重い罪を犯した容疑者に犯行の理由を聞くと、動物虐待からエスカレートしたという話も聞かれます。

新しく完成する新動物愛護センターは、譲渡を推進するための適正な飼育管理とともに、県内の動物愛護の拠点として、大きな役割を期待されています。多くの方々に新動物愛護センターを存分に活用していただき、命の大切さについて、子供の頃から学べるような取組もしてほしいと思います。

そこで、新センターの現在の整備状況と竣工後の活用に向けた取組について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 新たな動物愛護センターは、議員御紹介のとおり、地元の皆様の御理解と御協力の下、宇城市松橋町で整備を進めております。

新センターは、県産木材をふんだんに使ったぬくもりを感じる施設で、保護した動物の個体管理ができ、空調設備や治療室等も有するため、健康や安全に配慮した飼育が可能となります。

また、100人収容可能な多目的スペースや人と保護犬との交流の場ともなる屋根つきドッグラ

ン、大型バスの駐車場等も整備するため、小学校の見学旅行など、多くの方々においでいただけるようになります。

既にドッグランは完成し、現在、本館の内装工事や外構工事を行っているところです。今年度末には開所式を行い、新年度に入って、県民の方々の受入れ準備が整い次第、オープニングイベントを開催する予定です。

また、多くの皆様に親しんでいただける施設となるよう、愛称の募集を行った結果、県内外から400件を超える応募があり、現在選定を進めているところです。

開所後は、新センターの機能を生かし、県民の皆様を対象にした動物愛護の啓発、保護動物の譲渡会、飼い主の皆様を対象にした適正飼養講習会やしつけ方教室など、積極的に実施してまいります。

特に「命を大切にし、人と動物が共生するくまもと」を実現するためには、子供の頃から命の大切さを学び、動物愛護の精神を養うことが重要です。

これまでも、小学校等に出向いて出前講座を行ってきましたが、新センターにおいては、見学旅行や研修会等を受け入れ、命の貴さや動物との共生への理解など、年齢に応じた学びの提供を計画しております。

教育委員会や市町村等とも連携し、新センターが命の教育の拠点となるよう取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 先日、議会棟の駐車場で、ここにおられる斎藤議員と星野議員が、2人でしゃがんで何かをされていたので、見に行くと、足を骨折した野良猫、人に全く懐いていない猫を2人で一生懸命餌でつりながら、籠に保護されている

のを見かけまして、その後どうなったかというところ、動物愛護センターのほうでは引き取れないと、もういっばいで引き取れないということで、ボランティア団体のほうが引き取っていただいたということで、本当お二人の行動には感心させられたところでございます。

一方で、現在の愛護センターのほうでは保護できないという状況でございまして、新センターは大変重要であり、待ち遠しい施設になると思われまします。答弁でもありましたように、命の教育の拠点として活用されることをお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

多様な学びの場の整備についてお尋ねいたします。

私の地元の松橋町では、県立松橋高校とともに、松橋支援学校、松橋西支援学校、松橋東支援学校と3つの支援学校が設置され、従前から特別支援教育の充実が図られてきました。さらに、今年の4月からは、松橋西支援学校の高等部が松橋高校の一角に移転され、先日、教育警察常任委員会でも両校の視察に来ていただき、私も、地元議員として御案内いただき、参加してまいりました。

校舎は一緒ですが、それぞれにお話を伺うことができ、支援学校の校舎に松橋高校の生徒が遊びに来られるという話も聞かれたところです。

今後は、この2校の生徒が、各種行事などで共に行動しながら、相互理解をさらに進め、共生社会の実現に向けたモデル校となることを期待しております。

その一方で、特別支援教育を受けている児童生徒数は、国の法改正等により特別支援教育が明確に位置づけられた平成19年度と令和5年度を比較すると、約3.4倍となっています。

特別支援学校の児童生徒数の増加とともに、小

中学校の特別支援学級の児童生徒数も増加の一途をたどっており、特別支援教育のさらなる充実が必要であるとの声を聞いています。

日本社会が少子化傾向にある中、唯一過去最高の在籍者数を更新しているのが特別支援学校であります。

また、特別支援学級は、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象とされています。

そのような中、文部科学省が令和4年12月に公表した通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果については、学級担任の判断であります。学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小中学校で推定値8.8%であったとのことです。

学校では、様々な指導や支援をしていただいているのは承知していますが、教育的支援を必要とする児童生徒に対し、さらに充実した特別支援教育が必要ではないかと感じています。

そこで質問です。

これらに対応するため、教育委員会では、今年度から多様な学びの場整備事業の取組を始めたとのことですが、本事業の取組はどのようなものか、また、その進捗状況はいかがか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 議員御指摘のとおり、特別支援教育を受ける児童生徒数は、法改正以降、大幅に増加しています。

特別支援教育を行うに当たっては、児童生徒一人一人の発達段階や障害特性等を踏まえた教育的ニーズの把握や分析等がなされた上で、学びの場

の選択が行われることが重要でございます。

そのため、県教育委員会では、今年度から、個々の児童生徒の状況に応じた学びの場を判断するための基準の検討、学びの場の整備、教職員の指導力の向上の3本の柱で取り組む多様な学びの場整備事業を実施しています。

1つ目は、学びの場の適正選択事業です。

これは、市町村教育委員会が、障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばせる最適な学びの場について検討する際、その教育的ニーズを的確に見極め、総合的に学びの場を判断する基準となる考え方を示すものでございます。

2つ目は、学びの場整備事業です。

これは、通級による指導が必要な児童生徒が、県内のどの地域においてもその指導を受けられるようにするため、教員が複数の学校を巡回して対象の児童生徒を指導する巡回型の通級指導教室を段階的に整備するものでございます。

3つ目は、特別支援教育研修充実事業です。

これは、通常の学級担任を含む全ての教職員の特別支援教育に関する専門性を向上させるため、研修の仕組みづくりを行うものです。

次に、現在の進捗状況でございますが、学びの場の適正選択事業と学びの場整備事業では、市町村に対して公募を行い、八代市、南関町、錦町をモデル地域として指定をしました。

今後、モデル地域内の児童生徒や学校の状況などを調査しながら、課題の整理及び改善策を検討してまいります。

特別支援教育研修充実事業においては、今年度は、特別支援学校の全教職員を対象に、自立活動を中心とする実践的研修を年間5回程度実施することとしており、専門性の向上に取り組んでいます。

今後、小中高等学校等の教員に向け、研修の充

実を図ってまいります。

引き続き、誰一人取り残さない教育を実現するため、個々の児童生徒が最も適した学びの場で学ぶことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 障害のある子供、障害のない子供ができるだけ同じ場で学んでもらうことも重要でありますし、教員が不足しております。子供たちの選択を増やすことも大事だと思われまますので、また、市町村の教育委員会ともしっかりと連携していただいて、環境整備に努めていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

子供と家族と一緒に休める環境整備についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、イベント等が再開されています。体験活動等に家族で参加することは、子供の心身の発達に有意義であると思われまます。しかし、土日祝日に勤務する保護者は、平日に休みでも、子供は学校があるため、このような活動に子供と一緒に参加できないのが実情であります。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2017において、地域ごとにキッズウイークを設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得促進等に官民一体で推進することとしました。

また、本年6月の全国知事会の休み方改革PTにおいて、従業員が子供の休みに休暇を取りやすくする環境づくりや家族の休暇に合わせて子供が学校を平日に休むことができる環境整備に取り組むことなどの提言が出されました。

鳥取県では、昨年度から、ゴールデンウイークの合間などを学校休業日とし、連休を長期化させる取組を進められています。

愛知県では、平日に学校外での体験や学びの活動を子供が保護者等と一緒にいるとき、年に3日まで登校しなくても欠席としない制度を創設し、今月からスタートされました。

また、本県においても、人吉市では、家族の時間づくりプロジェクトとして、おくんち祭りが開催される10月9日前後に、市内全ての小中学校において、学校休業日を設定されています。

多様な働き方に合わせ、休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことは、労働生産性の向上につながりますし、休みの分散化により、平日においても観光産業などを中心とした経済効果も期待されると思われまます。

子供たちにとっても、家族との時間が増え、ふだんできない体験活動などに参加することで、視野を広げることも可能になります。

そのことを踏まえ、本県でも、学校において、子供と家族が平日一緒に休め、体験的な活動等ができる環境づくりについてどのように考えるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 子供と家族と一緒に休める環境整備についてお答えいたします。

学校の休みの分散化などにより、子供が保護者等とともに校外で体験的な学習活動等を実施できるようにすることは、議員御指摘のとおり、子供たちがふだんは参加できない行事等へ参加し、視野を広げることに繋がるとともに、家庭教育力の向上、地域経済の活性化にも資するものと考えまます。

このようなことから、県教育委員会では、本年4月、全ての県立学校に対し、休業日の取扱いを弾力化し、学校長の判断により、夏季休業日等の分散化を可能とする制度を導入しました。

これを受け、探求的な学びに積極的に取り組ん

でいる宇土高校、宇土中学校では、生徒が自ら考え、行動できる能力を高める契機となる体験的な学習活動等に取り組めるよう、本年度から、夏休みの一部を分散し、10月下旬から11月上旬にかけて、祝日等を含め9連休とする取組を行う予定でございます。

引き続き、本制度の周知を図り、各学校における活用を促進してまいります。

また、親が祝日や休日に仕事をしている場合などに、子供と家族が平日と一緒に休み、体験的な学習活動等ができるよう環境整備を図るためには、職場においても休暇を取得しやすい環境をつくるなど、学校と地域が一体となった休み方改革への取組も必要でございます。

今後、県教育委員会としましては、先行事例の状況も参考に、学校をはじめ関係団体などの意向も踏まえながら、具体的な検討を進めてまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 他県ではもう既に進められておりますが、様々な御意見があるというふうなことも聞いております。

私は、夏休みの分散化は進めていってもいいんじゃないかというふうに思っております。特に、幼少期というのは、親と一緒に過ごすことは本当大事なことだと思います。このことに対しましては、やはり市町村の教育委員会もございまして、しっかりと連携をして環境整備に努めていただければと思っております。

今回、トップバッターということでございまして、先頭バッターホームランとはいきませんでしたが、自分の中でチャンスを広げることができたのかなというふうに思っております。次回は、満塁ホームランとまではいきませんが、ホームランを打てるように、また頑張って質問させていただ

きたいと思っております。

それでは、これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（淵上陽一君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕（拍手）

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派の幸村香代子でございます。

県議になりまして初めての一般質問となります。少々と言いたいところですが、大変緊張いたしております、不手際があるかもしれませんが、寛大なお気持ちで、最後までのお付き合いをよろしくお願いいたします。

本当に、異常に暑かった夏も、時が回れば、厳しい暑さの中にも朝夕の涼しさは肌に感じますし、味覚の秋を堪能するのも楽しみな季節に、ほっとする感覚がございます。

先日、第2次岸田第2次改造内閣が発足いたしました。閣僚に5人の女性が登用され、過去最多に並ぶ人数となり、期待をしております。しかし、残念なことに、副大臣26人と政務官28人には女性登用はゼロという、失望する数字でした。政治分野におけるジェンダー平等指数が極めて低い日本において、トップの意識がこれではと残念な思いがしております。今、再考を促す動きがあります。ぜひとも、女性活躍を旗印にしておられる岸田総理の本気度を、世界に向けて示していただくことを期待しているところです。

それでは、本日、5項目通告をいたしておりますので、順次質問をしてまいります。

まず1点目、性暴力から子供たちを守る取組について、2点お尋ねをいたします。

1点目、性犯罪・性暴力対策のさらなる強化方針を受けてについてお尋ねをいたします。

連日、ジャニーズ事務所の性加害問題がテレビなどで取り上げられています。被害者は数百人に及び、前代未聞の犯罪となっています。被害者の男性が、何があったのかを顔を出してテレビカメラの前で赤裸々に訴えられている姿は、胸が締めつけられる思いがいたします。

これまで性被害者は、どちらかといえば女性と思われがちでしたが、男の子が被害者となることや、幼少期に受けた被害が何だったのかを大人になってから理解し、PTSDに苦しむことが、これまで以上に認識されることとなっています。幼少期に受けた性暴力は、何十年という長い年月、苦しみを与え続けることになるのです。

また、絶対的な権力を持ち、支配的な立場にある大人が、嫌と言えない子供たちを支配し虐待する、許されないことです。メディアは、この事件が芸能界という特殊な環境の中での問題と捉え、人権問題という意識が欠け、正面から取り上げてこなかったことが厳しく問われています。

また、この実態調査のため、国連の人権理事会ビジネスと人権作業部会が来日しました。最終報告は今後のようですが、今回の事件が、日本には女性や子供、障害者、性的少数者、技能実習生などの人権問題が根強くあると、厳しく指摘をされています。

今、子供たちを性暴力から守ろうという動きが社会全体で広まっています。それだけ、子供たちが被害者となる性犯罪、性暴力が深刻な状況にあるからです。

ネット社会の中でも、性の情報が氾濫しています。子供たちも簡単に閲覧できますし、その中には、過激なもの、間違っただのものが多くあります。何が正しい情報なのか、自分の体を守ること、自分の心を守ること、大切な人とどう関係するのか、大人も子供も学んでいくことが必要です。

被害者の年齢も低年齢化していますが、加害者となる年齢も同様です。そして、私たちが思う以上に性被害は多様化しています。被害者、加害者が自分の子供か孫、そう想像してみると、対策や対応が急務であると強く思われるはずです。

政府も、性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる卑劣な行為であり、決して許されないとして、子供や若者の性被害防止に向け、緊急対策を取りまとめ、令和5年度から令和7年度の3年間で性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」と位置づけました。

刑事法改正に係る対応、再発防止施策の充実、被害申告、相談しやすい環境整備、切れ目ない手厚い被害者支援の確立、教育啓発活動の取組、新たな課題等への対応を取組の柱としています。

そこで質問です。

この中でも、相談しやすい窓口と体制づくりについて、また、その相談窓口を広く知らせるためにどのような方策を取られているのか、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 本県における性暴力から子供たちを守るための相談体制等についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、政府において、令和5年度から7年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」と定められました。子供の性暴力被害防止や被害者支援についても、多くの項目が盛り込まれ、関係省庁や地方自治体な

ど、行政機関が取り組むべき方針が示されました。

本県では、平成27年6月に、性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとを開設し、専門家を擁する民間団体に運営を委託して、24時間体制の電話相談や医療機関への付添い支援など、性暴力被害者への支援を、警察への被害届提出の有無にかかわらず行っております。

また、子供への性的虐待事案に対しては、児童相談所と関係機関が連携し、二次被害防止に配慮しながら子供の被害状況を踏まえた対応を行い、さらに、精神保健福祉センターにおいても、電話相談や精神科医師の診察、臨床心理士等による面談を実施するなど、関係部局が連携し、性暴力被害者に対する支援を行っています。

性暴力の対象やその被害内容は多様であり、個々の被害者に寄り添った対応を行うことができるよう、継続的な相談員の研修やSNSの活用などにより、相談しやすい環境の整備に努めています。

今後とも、子供や若者あるいは男性からの相談にも柔軟に対応できるような体制づくりを進めていきたいと考えています。

また、子供の性暴力被害やその対応についての理解促進を図るため、中高生、保護者向けリーフレットの作成や学校での出前講座を行うとともに、相談窓口等が掲載されたカードの配布による相談窓口の周知啓発に取り組んでいます。

被害の潜在化を防止し、適切な支援が受けられるよう、引き続き、県の関係機関、市町村、関係団体等と連携し、被害者が相談しやすい体制づくりを行うとともに、窓口の周知啓発に一層取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今御答弁で紹介がありました配

布をされているカードを見せていただきました。これが、学校だけの配布ということではなくて、やっぱり公共施設であるとか人が集まる商業施設なんかのトイレとかに、男性、女性関係なく置いていただきたいなというふうに思います。以前、DV被害者の窓口対応のものがずっと置かれていたんですが、最近ちょっと見ないなどは思っています。ああいうところに置いていただくと、非常に目につくこともありますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

それと、SNSの活用なんですが、もう今は当たり前のような状況です。ですから、やっぱり有効に活用していただいて、相談者が本当に窓口アクセスしやすい、ワンクリックぐらいでつながるような環境を、見つけやすいということも含めて、対応いただきたいというふうに思います。

御紹介があった性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとさんなんですが、ここに、相談件数としては、令和4年で1,379件、令和2年から、毎年1,000件を超す相談がっております。24時間対応で、30人ほどの人員で相談に応じておられます。相談件数の多さと、被害者へ大変細やかな対応を必要とする現場でございます。切れ目ない人材を確保することが必要だというふうに思います。県としても、人材育成には力を入れていただきたいというふうに思います。

先ほど、相談件数が1,000件を超えるというふうにお話をいたしました。表に出てくるのは本当に氷山の一角です。被害が発覚するのは、全体の10%前後だというふうに言われています。どれだけの被害が多いことかと驚くばかりです。

相談に結びつかないような被害が相当数あるということです。ぜひ、庁内での連携も強化していただきたいと思っておりますし、そんなふうにつなぐ窓口につながった被害者を、確実に救済する、救

済につなげていくというふうなことからしても、児童相談所などへつなぐこと、また、その他の関係機関につなぐことも確実に行っていただきたいというふうに思います。

これについては、本当に県全体、行政だけではなく、民間の力もお借りして取り組んでいただきたいということを要望して、この項を終わります。

次、2点目、教育委員会における生命の安全教育及び性に関する指導の取組についてお尋ねをいたします。

生命の安全教育は、性犯罪、性暴力の根絶を求め社会的機運の高まりなどを受け、2020年6月に決定された性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえて、文部科学省が推進する取組です。その内容としては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育及び啓発になります。

今年7月、朝日新聞にも掲載されましたが、内閣府が2022年に行った16歳から24歳の若年層へのオンラインアンケートによりますと、有効回答6,224人のうち、4人に1人に当たる1,644人、26.4%に、性暴力——望まない性的な行動ですね。の被害を受けた経験があったと答えています。

また、追加のアンケートでは、被害を受けた人を対象にした調査で、約半数は相談先につながっていなかったという結果も出ています。

加えて、加害者との関係では、学校、大学の教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導員などが36%で最多です。被害を受けた場所としては、学校との回答が22.5%で最多という結果になっています。

このことから、性犯罪、性暴力への対策、それも子供たちが長い時間を過ごす学校での対策が急

務であると思います。

そこで質問ですが、生命の安全教育について、県教育委員会はどのような取組をされているのか、また、被害を受けた場合の相談窓口の周知と関係機関との連携について、どのようなことを実施されているのか、教育長にお尋ねをします。

次に、性に関する指導についてですが、熊本県は、若年層の妊娠中絶率が高いという集計結果があります。熊本県の母子保健集計結果2021年度では、総数でワースト7位、20歳未満ではワースト6位という、憂慮すべき現状です。この順位は、長年改善されることなく、今に至っています。

私は、このような中で、学校で行う性に関する指導の役割は、極めて大きいと考えています。そのため、望まない妊娠を避けることや命の大切さなどを、成長過程に応じて、支援学校などを含む学校現場で教えていく必要があると思っております。

そこで、県教育委員会として、命を大切にする性に関する指導の充実について、先生方の研修をはじめ、どのように取り組まれているのか、教育長に併せてお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、生命の安全教育の取組についてお答えいたします。

スマートフォン等が普及する中で、SNSに起因する性犯罪や自画撮り被害に遭った児童生徒に関する教育委員会への報告数は年々増加傾向にあり、中には小学生が被害に遭うケースもあります。また、全国的には、盗撮による児童ポルノ製造事犯が高水準で推移しており、児童生徒が加害者となる児童ポルノ事犯も増加傾向で推移しています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、各学校での研修等に活用してもらうため、学校の

管理職を対象とした研修会等において、文部科学省が作成した教材や啓発資料等の周知を図るとともに、中高生向け授業づくりの手引を本県独自に作成し、それを活用した授業を行うことで、性犯罪の防止に努めています。

あわせて、児童ポルノ事案の具体例について、県独自の啓発資料も作成し、児童生徒、保護者に周知を図っているところであります。

また、性暴力の被害者が相談機関に速やかに相談できるよう、県教育委員会では、ワンストップ支援センターゆあさいどくまもとなど関係機関の相談窓口一覧を作成し、各学校の教室等に掲示するとともに、児童生徒や保護者にも配付しております。

次に、性に関する指導の充実に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、発達段階に応じて、思春期の体の変化、妊娠、出産と健康などに関する集団指導と個別指導を組み合わせるよう、各学校の健康教育担当者に研修会等を通して周知を行っています。

あわせて、外部の専門家を活用した児童生徒向けの性教育講演会を開催するよう、指導の充実を図っています。

また、SNSに起因する被害等を防止するため、新たに性に関する指導リーフレットを作成し、教職員が児童生徒の抱えている問題に適切に対応できるよう支援しています。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、^{いのち}生命の安全教育及び性に関する指導の一層の充実を図ってまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 各学校で、その学校の実情に応じた取組を進めていくには、まず管理職がどうい

う意識を持って取り組まれていくかというふうに思いますので、大変管理職を対象にした研修というのは重要であるというふうに思います。

また、その中身については、やっぱり実効性のあるものが望まれますし、何より性教育の必要性がきちんと共有できるものをお願いしたいというふうに思います。

性に関する指導については、本当に、各学年において、その成長段階に応じた継続的な取組が望まれます。警察や産婦人科医、相談窓口の担当者、また、児童相談所など、実際に子供の命や性に関わっておられる外部の専門機関の話を聞くことも、大変有効だというふうに思っています。現在もそういったことに取り組まれているという御答弁もありましたけれども、ぜひそういった機会をさらに充実させていただきたいというふうに思います。

また、定例の教育委員会でどのような議論がなされているのかなと思ひまして、議事録を遡って点検をいたしました。議題として取り扱われてはいないようです。ぜひ、教育委員会としても、議論のテーブルにのせていただいて、そのような実態のことであるとか、どんな取組を進めていくということを、きちんと検討いただきたいというふうに思います。

そのことをお願いして、この項を終わります。

次に、大項目2、加齢性難聴者の認知症予防についてお尋ねをいたします。

日本は、高齢化に伴い認知症を抱える人が、2025年には65歳以上の5人に1人、2040年には4人に1人の約900万人に達すると推計されています。大きな社会問題となっています。

この認知症と難聴の因果関係について、様々な研究がなされてきました。難聴が脳の萎縮や神経細胞の働きの弱まりに影響することが明らかにな

ってきており、2015年、厚労省は、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを関係省庁と共同で策定して、この中で難聴が認知症の危険因子の一つであると明記されています。

また、2017年7月には、ロンドンで開かれた第29回国際アルツハイマー病学会議では、ランセット国際委員会は、予防できる要因の中で、難聴が認知症の最も大きな危険因子であると発表しています。

確かに、聞き取りが難しくなると、会話によるコミュニケーションが難しくなりますし、外出がおっくうになります。社会的な刺激が少なくなり、意欲の低下や孤立化にもつながります。このことが認知症の要因であると指摘されているのだと思います。

では、難聴者の数はというと、補聴器工業会の調査によると、日本における難聴者数は1,430万人と推定されています。人口に対する比率は11.3%、世界で3番目に多いと報告されています。

その理由として、難聴治療に対する啓発が非常に不十分であると、で、適切な検査に結びついていない。例えば、眼鏡を使用しようと思えば、ちゃんと病院に行って視力検査をして、どんなものが適正なものかということを経験して、専門機関の診察を受けるんですが、なかなか難聴の場合はそれがされていないということもあって、早い段階での医療機関への診察を促すことも必要であるというふうに言われております。

さきの国会においても、認知症基本法が成立し、認知症対策を新たな国家プロジェクトと位置づけました。今後、基本計画が策定され、自治体にも地域の実情に応じた計画をつくる努力義務が課されています。当然、当事者や家族の声を反映させることが重要であるとの指摘があります。

本県においても、計画策定の折には、当事者の

意見が反映される取組をお願いしたいと思えます。

働く高齢者も増えています。敬老の日の調査によれば、65歳から69歳で約50.5%の方、70歳から74歳で33.5%の方が働いておられます。難聴を早期に対処していけば、社会参加や労働意欲も減退することなく暮らしていけるのではないのでしょうか。さらには、健康寿命の延伸、医療費の抑制につながると考えています。

そこで、難聴と認知症の関係について、県の認識を健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 先日総務省が公表した人口推計によると、国民の10人に1人は80歳以上です。また、厚生労働省の調査研究では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれ、その後も当面は増加が予想されます。

こうした中、国は、認知症施策推進総合戦略において、難聴も高血圧や糖尿病などと並ぶ認知症の危険因子の一つに挙げており、国立長寿医療研究センターでは、平成30年度から、難聴と認知機能との関係を解明する研究が始められました。

この研究によると、難聴と認知機能低下の関係性については、一定の相関関係は確認されていますが、因果関係については研究結果を得るに至っておらず、引き続き同センターにおいて研究が続けられている状況です。

本年6月には、認知症基本法が成立し、認知症の人も含めた国民一人一人が、支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けて、国を挙げて施策を進めていくことになっております。

県としても、そのような認識の下、難聴と認知症の関係については、国において現在も継続中の研究の進捗状況等を注視しつつ、必要な取組を進

めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今回、補聴器の助成制度にまでは踏み込みませんでした。先ほどの御答弁を聞かれて分かると思いますが、県の対応としては、難聴と認知症の因果関係に関して、非常に慎重な姿勢が強くありましたものですから、今回、その助成制度にまでは踏み込みませんでした。

しかし、国会においても、今、継続的に議論をされておりまして、冒頭紹介しましたように、難聴が認知症の危険因子であるとの明確な指摘がございます。危険因子は、やはり取り除いていく必要があると思います。病気をすれば、その病気を予防するために危険因子を取り除くということがなされているのと同じように、認知症に対する危険因子が難聴であれば、やはりその対策というのは必要なことだというふうに思います。

今回は取り上げませんでした。今後、必要な取組を積極的に進めていくというふうな御答弁も最後にございましたので、補聴器購入への助成制度の検討も、今後求めていきたいというふうに思っています。

次、3項目め、産科医、小児科医の確保についてお尋ねをいたします。

日本の医療は、医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあると厚生労働省が指摘したのは、2019年の医師の働き方改革についてまとめた報告書です。

2019年4月から施行された働き方改革関連法案では、人手の確保が難しい医師など、一部適用が猶予され、2024年4月から、勤務医に対して適用されることとなります。

猶予されたこの5年の間に対策を講じる必要があったわけですが、新型コロナウイルス感染症などもあり、厳しい状況ではないかと推測をいたし

ます。特に、地方においては、大学病院からの派遣により医師を確保していた現状もあり、働き方改革による影響を懸念しているところです。

特に、産科医や小児科医の不足については、全国的な問題でもあり、この点も踏まえ、以下3点について、健康福祉部長に質問をいたします。

1点目、周産期医療における第7次熊本県保健医療計画のまとめについてです。

熊本県においては、本年度、第7次計画の最終年度となります。周産期医療の現段階のまとめと課題、8次計画の主眼についてお尋ねをいたします。

2点目、熊本労災病院産科の来年3月末の休止についてです。

7月28日、29日、各新聞の朝刊に、熊本労災病院が出産を取り扱う産科を2024年3月末で休止するという記事が掲載され、八代市民はもとより、周辺自治体からも不安の声が出されています。

熊本労災病院は、緊急手術や処置が必要なハイリスク妊婦に対応する地域周産期中核病院であり、八代と人吉・球磨地域の妊婦を受け入れています。

妊娠や出産は、何があるか分からないという不安を妊婦は抱えています。熊本労災病院の産科が休止となれば、熊本市内まで搬送されることとなります。不安は一段と増します。また、産科、婦人科、小児科を有している熊本労災病院であればこそ、安心して出産ができます。

9月7日には、八代市と人吉市の4クリニックが、県と熊大病院、県産婦人科医、八代市医師会の4か所に嘆願書を提出されています。なぜこのような状況になったのか、休止を回避する対策はないのか、県の対応をお尋ねいたします。

3項目め、TSMCの進出による従業員、家族等の病院、診療所受診の対応についてです。

台湾から多くの従業員やその御家族が随時来熊されています。生活の中で、けがや病気、お産や妊婦健診、緊急的な事態などが想定されます。医療機関を受診されることも当然あると思います。その場合の通訳や対応など、御本人や病院関係者が安心して対応できる環境は整っているのか、お尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） まず、周産期医療における第7次熊本県保健医療計画のまとめについてお答えします。

県では、ハイリスク妊産婦や新生児に対し、高度な医療を提供する熊本大学病院と熊本市市民病院から成る総合周産期母子医療センターとそれを支える地域周産期母子医療センター及び地域の周産期医療を担う中核病院が、それぞれ役割分担を行い、周産期医療の連携体制を構築してきました。また、その連携体制を維持するため、熊本大学が行う産科医師のリクルート活動等に対して支援を行ってきました。

本年2月に実施した第7次保健医療計画の総合評価では、評価指標である妊産婦死亡数や新生児死亡率が改善傾向にあることから、おおむね予定どおり推進と評価しました。

一方で、令和2年の県内医療機関に従事する産科医師数は、平成30年に比べ、12人減少の135人となり、球磨圏域では産科の中核病院が分娩休止となるなど、体制維持についての課題が出てきています。

こうした状況を踏まえ、県では、県民が安心して出産できる周産期医療の提供体制確保が必要と認識しています。

現在、周産期医療協議会等において、現状や課題の整理、必要となる施策の方向性や評価指標など、第8次保健医療計画策定に向けた協議を進め

ているところです。

次に、熊本労災病院産科の来年3月末の休止についてお答えします。

熊本労災病院では、熊本大学からの産科医師の派遣休止の影響で医師確保が困難となることから、分娩を休止せざるを得ない状況になると聞いています。

県としましては、これまで、八代圏域のみならず、球磨圏域の周産期医療も支えてきた熊本労災病院の産科休止に対して、地元の住民や産科診療所が不安に思われていることは十分理解しており、県南地域の安全、安心な分娩環境を確保することは、大変重要な課題と認識しております。

しかしながら、医師派遣を行う熊本大学からは、周産期医療の現場を支える技術的に円熟した中堅医師が非常に少なく、派遣できる医師の確保が難しいとの話を伺っております。

こうした状況の中、県南地域で安心して分娩できる環境を維持していくためには、八代圏域の産科医療機関など、関係者がさらに連携を深め、対応していくことが必要です。

県では、引き続き、これまで医師派遣を行ってきた熊本大学と連携し、関係者間で協議を行う場を設定するなど、新たな連携体制の構築に向けた協議を進めてまいります。

最後に、TSMCの進出による従業員、家族等の病院・診療所受診の対応についてお答えします。

現在、県では、総合医療情報システム、くまもと医療ナビにおいて、TSMCの従業員に限らず、来熊した外国人に対し、医療施設名、診療可能な疾患・治療内容、外国語対応の可否など、県内医療機関が有する医療機能情報を、中国語、英語、韓国語で提供しております。

また、令和6年4月からは、全国の医療機関を

網羅し、より充実した検索機能を有する国のシステムが稼働する予定となっており、TSMCの関係者のみならず、外国人の方の利便性がさらに向上するものと考えています。

加えて、外国人の生活上の幅広い問題に一元的に対応する外国人サポートセンターでは、多言語により医療や出産を含む生活相談を受け付けています。医療機関との通訳について相談があった際は、くまもと医療ナビや同行して医療通訳を行っている民間団体の紹介などを行っています。

今後も引き続き、関係市町村等と情報を共有しながら、これらの取組を継続するとともに、様々な要望に対して丁寧に耳を傾け、必要な施策を実施してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 周産期医療について、第7次の取りまとめとしては、おおむね予定どおりに推進というふうな評価があったけれども、今後については、非常に体制——産科医が減っているということも含めて、体制の維持に課題があるというふうに答えられております。

引き続き、体制の確保ということもやっていただきたいんですが、どうしてもやっぱり都市部に集中していけば、産科から距離のある妊婦さん、これに関しては、やっぱり遠隔診療であるとか、必要に応じては宿泊所、これを提供する、また、交通手段の確保なども検討していかなければならないのではないかというふうに思います。

ぜひ、安心、安全なお産ができる、そういった環境を多角的に検討いただき、環境を整えていただきたいというふうに思います。

2番目の八代の熊本労災病院の産科医の確保については、今協議を進められているということでもございました。

今、様々なお話が出ております。今朝の熊日新

聞には、熊本総合病院に熊大からの医師派遣を受けて産科が開設されるというふうな記事もございました。八代において産科医が増えていくということは、大変喜ばしいことだというふうに思います。

最も優先されなければならないのは、答弁でもございましたが、県南地域で安心して分娩できる環境を維持していくことです。球磨地域で産科の中核病院が分娩休止となっている現状の中で、八代で地域周産期中核病院を存続させるということは、やっぱり大切なことだというふうに考えます。しかし、選択肢としては、地域内連携を通して同等の環境整備をしていくということもあるかというふうには思います。

いずれにしても、熊本大学の御協力と御理解、また、関係者協議を丁寧に進めていただきたいというふうに思います。

3番目、TSMCの進出に伴う医療関係の受診についてお答えをいただきました。

これまで蓄積されているノウハウ、また、プラスアルファで対応できるとのことで、一旦は安心をいたしました。やはり生活をしていく中で、どのような課題が出てくるかということがございます。今後も、ぜひ医療機関サイドの状況も把握いただき、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

4項目め、食料危機への対応についてお尋ねをいたします。

日本の農業政策の方向を定め、農業の憲法とも呼ばれてきた法律、食料・農業・農村基本法の改正に向けた議論が25年ぶりに進められており、来年の通常国会には改正案が提出される予定です。

この見直しの契機は、ロシアのウクライナへの軍事侵略です。ウクライナが小麦などの農産物が輸出できなくなったということ、ロシアの農産物

も侵攻によって輸出が制限されるという事態が起きました。

戦争の影響は全世界に広がり、穀物の価格は急速に高騰し、幅広い食料品の値上がりにつながりました。このことは、お金を出せばいつでも好きなだけ食料が買える時代は終わったことを認識させました。このままでは、食料の奪い合いが起こり、食料危機が起きることが想定されます。

一方で、国内農業は、食料自給率は、カロリーベースで1965年70%だったものが、2022年度には38%に落ち込んでいます。2010年に205万人だった基幹的農業従事者は、この12年間で4割に当たる82.5万人が離農し、高齢化が進んでいます。農地は、4割に当たる26.8万ヘクタールが失われました。年々熱帯化する気象、これまでの経験値が通用しない線状降水帯や台風の進路などによる災害など、大変厳しい状況が続いています。

しかし、今回、国が食料・農業・農村基本法の検証、見直しで取りまとめた資料では、これまでの大きな目標だった食料の自給率向上の数値が達成しないままに、目標の一つという曖昧な位置づけになりました。現時点では、数値目標が設定されていません。これは、明らかな後退と言えるのではないかというふうに思っています。

そういった状況もある中で、これから県としては、食料安全保障に関する国の動きを注視しつつ、県民の食と農を守る取組を率先して推進していく必要があると考えます。

その際の考え方の基本とすべきは、自分たちの食は地域で生産し、生産した農産物は自分たちで消費するという、いわゆる地産地消であると私は考えます。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。

1点目、世界的な食料危機について、どのような認識をお持ちでしょうか、蒲島知事にお尋ねを

いたします。

2点目、地産地消の推進について、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目の世界的な食料危機への認識についてお答えします。

本県は、農業産出額が全国第5位を誇る全国有数の食料供給県です。

本県の農業は、畜産、野菜、果樹、穀物等がバランスよく生産されている特徴があり、令和3年の食料自給率は、カロリーベースで58%、生産額ベースでは159%となっています。

私は、熊本が持つ強みを最大限に生かし、日本の5つの安全保障に貢献する姿を描いています。その一つが食料の安全保障であります。

県では、これまで、農業の生産力向上に向けた農地集積などの取組に加え、農業の後継者育成、グリーン農業の推進など、食料の安定供給体制の確立に資する取組をいち早く実践してきました。

そのような中、昨年ロシアによるウクライナ侵略に端を発し、全国で輸入穀物価格の高騰をはじめ、食料価格の上昇が続くなど、食料危機が身近に起こり得ることを実感させられました。

これを受け、国においては、食料危機や生産資材等の調達に対応できるよう、食料・農業・農村基本法の改正に着手しています。

今月11日には、国の審議会による最終答申がなされ、その中では、現行基本法の基本理念について、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立等という論点から見直しを行うべきとされています。

この基本理念が、各種施策に反映されていくものと考えられます。

今後、国の施策とこれまで進めてきた県の施策を組み合わせながら、生産者だけでなく、県民の

皆様とともに、本県の食料自給率のさらなる向上をはじめとする食料の安全保障につなげてまいります。

付け加えますと、この5つの安全保障の食料安全保障については、もう3年前から熊本県では主張しておりますので、いち早く我々は、これに関心とそれから取組を進めているところであります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 地産地消は、地域で生産された農林水産物が地域で消費される取組のことで、経済の循環や地域活性化を促進するとともに、食料の安全保障に寄与するものであります。

加えて、食料の輸送距離の短縮や地域の食文化の継承、郷土愛の醸成など、SDGsの理念にも沿った取組でもあり、県民生活に豊かさをもたらすものと認識しています。

本県では、平成21年にくまもと地産地消推進県民条例を制定し、施策を進めてきた結果、県民アンケートでは、地産地消への関心は、ここ数年9割前後の高い割合を維持しています。

しかしながら、高齢層に比べ若年層の関心が相対的に低くなっていることから、昨年10月に、SNSを活用した情報発信を強化しました。その結果、SNSのフォロワーは着実に増加しており、現在は4,000人を超えています。

今後も引き続き、作物の旬や生産者の思いなどに関する情報をお届けし、産地と消費者の距離を縮めてまいります。

また、県産食材の利用を促進する観点から、学校給食及び企業の社員食堂での利用を進めています。

学校給食における県産食材の利用率は、令和4年度で64.2%と、全国平均の56.5%を上回ってい

ます。

今年度は、これをさらに高めていくため、県教育委員会と連携し、県内4市町の学校給食において県産食材の利用を進めるとともに、農業体験を通じた食育にも取り組んでいます。

こうした取組によって地産地消への理解の促進を図り、熊本の食と農に愛着を持つ若者の育成につなげていきたいと考えています。

次に、企業の社員食堂での活用については、県内事業所で働く従業員のみならず、その家族の消費にもつながることが期待されます。このため、今年度予算化したくまもと食と農の発見事業を活用して、企業で県産食材の利用が進むよう、積極的に働きかけているところです。

本県の食と農を守るとともに、県内で地産地消が浸透していくよう、これらの取組を着実に積み重ねてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 知事からは、熊本県の食料自給率の向上と食料の安全保障を目指していくとの御答弁を頂戴いたしました。

今後、熊本県食料・農業・農村基本計画、また、熊本県食の安全安心推進計画、これに反映されていくものというふうに思います。この計画には広く県民の意見が反映されますので、生産者だけではなく、消費者も熊本の安心、安全な食料生産を支えていく責務を負うということが必要だというふうに思います。

知事は、非常に農業政策に精通しておられる知事でございます。熊本県のトップが、この農業政策に精通した知事であるということは、誇らしく思います。ぜひ、日本の農業の、また、地産地消を牽引していただくような取組を今後もお願いしたいというふうに思います。

次に、インボイス制度についてお尋ねをいたし

ます。

10月1日に始まる予定のインボイス制度ですが、導入までの最終局面で様々な不安や反対の声が噴出しております。

このような状況を踏まえ、インボイス導入に伴う本県の中小企業者への影響及び今後の県の対応について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、インボイス導入に伴う本県の中小企業者への影響についてお答えします。

本年8月の東京商工リサーチ社の調査によると、免税事業者とは取引しないと回答した事業者は約8%となっています。一方で、3割を超える方が検討中であると回答されており、免税事業者と取引しない事業者が増加するおそれもあります。そのため、免税事業者が課税事業者に移行しないことで、取引を失うケースが発生するということが懸念されています。

また、課税事業者に移行すれば、費用が税額相当分増加することになり、これが価格転嫁されれば、消費者の負担が増加してしまうとの意見もあります。

本制度は、国が所管するものであり、全国共通の課題であることから、これまで全国知事会等を通じ、制度の円滑な導入に向けた必要な支援策を求める要望を行っています。

その結果、国においては、課税事業者に移行した事業者の負担軽減のため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置などが講じられています。

東京商工リサーチ社の調査によると、本年3月末時点で、県内法人のインボイスを発行できる事業者への登録率は既に約9割となっており、県内事業者への制度の周知は進んでいるものと考えて

います。

また、商工団体を通じ、適宜状況把握に努めています。現在のところ、制度に関する相談は寄せられているものの、大きな混乱は生じていないとお聞きしているところです。

次に、今後の県の対応についてお答えします。

本県においては、これまで、商工団体と連携し、セミナー等を通じて制度の周知を行うほか、商工団体の経営指導員による相談対応や専門家派遣を行うなど、伴走型で事業者の取組を支援してまいりました。

さらに、インボイス制度に向けて、国のIT導入補助金や持続化補助金などの支援策が講じられていますが、こうした支援策の内容が事業者の方々に迅速かつ適切に伝わるよう努めています。

引き続き、商工団体等を通じ、現場の声を伺いながら状況把握に努めるとともに、伴走型の支援や支援策の周知を図ってまいります。また、必要に応じ、国に対し、制度の改正や支援策を追加要望するなど、事業者の方々に寄り添った取組を行ってまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 御答弁いただきました。

申し訳ありません。非常に時間が限られてしまって、早口で御協力ありがとうございます。

今の御答弁では、特段の混乱は生じていないということでしたけれども、直面しておられる事業者からは、1つは、やっぱりインボイス制度が複雑過ぎてなかなか分からないという声も聞かれています。もう10月1日から始まるということは回避できないとは思いますが、どのような影響があるかということについて、県としては注視をいただきたいというふうに思います。

答弁にもございましたが、国においては、様々な特例、緩和策、支援策が準備をされておま

す。また、今月4日には、インボイスの円滑導入のためのインボイス制度円滑実施推進会議、閣僚級会議が設置をされました。このことは、やはり制度の導入に課題があるというふうに国も認識をされていることの裏返しではないかというふうに思っています。マイナンバーカードの導入と同じような風景になりはしないかと危惧をしているところです。

今後、経過措置はあるとはいえ、暮らしの負担が増えることは間違いなさそうです。私は、インボイス制度には反対ですが……

○議長(淵上陽一君) 時間が少なくなりました。発言を簡潔にお願いします。

○幸村香代子君(続) 県におかれましては、今後の動向を各団体から聞き取り、適切な支援策などの情報提供に努めていただきたいというふうに思っています。

熊本県民の幸福量の最大化より、不幸量の最小化が政治の責任ではないかと、改めてこのインボイス制度の導入に当たって思ったところです。そのために、これからも議会人として努力をしたいというふうに思っています。

非常に早口になってしまいましたが、これをもちまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時8分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕(拍手)

○岩中伸司君 皆さん、こんにちは。新社会党の

岩中伸司でございます。

久しぶりの一般質問になりまして、非常に緊張しております。代表質問、一般質問、それぞれすばらしい質問が続いていますので、あんなにはやれないなど、議席からそういう思いで皆さん方の質問を聞かせていただいていたいました。

そして、蒲島知事も、野球選手の村上選手が、この熊本にも野球場を造ってくれ、こういうお願いを蒲島知事にされて、それがまだ実現できないので非常に心苦しく思っていると、そういうお話をされていましてし、今ここでスピーチをしているときにという発言がありました。スピーチをしていると、答弁されているときにスピーチしているのかなと思いつつながら、そのことで私はちょっとほっとしました。蒲島知事、すばらしい知事、4期続けられている知事がそういうことを言われたので、私も、それは少しぐらい気持ちを楽にしているな、そんな思いでいるところです。

新社会党の所属ですけれども、皆さん、初めて新社会党というのは聞かれる人も結構あるかと思っています。ちっちゃなちっちゃな党ですけれども、細々とやっています。

私自身は、この政治信念は、護憲、平和が一番の柱です。憲法9条をきちっと守ろうということで、そして、平和な日本をやっぱりそのまま守っていこうというふうな思いが一番の政治信念です。

あと、いろいろ民主的な運動はたくさんありますけれども、そういう運動を続けながら、議会でこの議席をいただきました。貴重な議席をいただきましたので、また4年間、皆さん方には大変お世話になりますけれども、執行部の皆さんも、私が来たことで嫌だなという方が多いと思いますけれども、そうじゃなくて、もっと柔らかな気持ちで接していただきたい。

人間というのがまず大原則にあります。人が人として生きていけるような、そういう楽しい社会にしていかなければならないというふうに思いますので、それぞれ思想、信条は違うかもしれませんが、人間がやっぱり人間として生きていける、そんな社会を目指して頑張っていきたいと、このように思いますので、優しくよろしく願いしときます。

まずは、川辺川ダム建設について。

この川辺川ダム建設について、今日の質問を見て、大先輩から、岩中さんらしかなというふうなことを言われたんですが、ぜひ私の主張も聞いていただきながら、この県政をもっともっとよくしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしときます。

まず、蒲島知事は、2008年4月、知事に就任され、その年の9月には、川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきと表明されています。

その背景にあったのは、潮谷前知事が始めた川辺川ダム住民討論集会で、賛成、反対双方の主張が出し尽くされ、検証された結果として、県民がダムは不要と判断した民意があり、人吉市長や相良村長等の反対声明も続いた、そういうことでダム計画の白紙撤回表明に至ったものではないかと推測をされます。

しかし、2020年7月4日の球磨川洪水による甚大な被害を受け、球磨川流域を中心に、災害関連死2名を含む67人の命が奪われたことなどから、蒲島知事は、川辺川ダム建設容認へと大きな方針転換を図られたようです。

ダム放流口に開閉式のゲートを備えた流水型ダムとして、豪雨時だけ水をためる構造であり、命と環境の両立を掲げられました。

知事は、川辺川ダム計画を白紙撤回して以降、

ダムによらない治水を極限まで追求すると言い続けられてきましたが、2008年9月から、2020年7月の球磨川豪雨災害発生までの約12年間、ダムによらない治水としての堤防かさ上げや河床掘削、遊水地等の整備などをどのように具体化されたのか、国や県の責任は重いと思いますが、説明をお願いいたします。

2020年7月4日の県南部を襲った線状降水帯による豪雨被害は、球磨川流域に限っても、浸水面積約1,150ヘクタール、浸水戸数約6,280棟、犠牲者は、災害関連死を含め52人、行方不明者2人となっています。

甚大な被害をもたらした2020年7月4日の洪水では、川辺川ダム建設予定地の上流と下流にある2つのつり橋は、壊れることなく残っているのが不思議ですが、この日の洪水の水位は、この2つのつり橋の高さよりも下であったことを示しているのではないかと説があります。

岐部明廣氏の著書「奇跡の二つの吊り橋」によりますと、川辺川、球磨川の合流部にあるくま川鉄道湯前線の第4橋梁が、多量の材木などでダム化され、そこに多量の水がたまり、第4橋梁が破壊されたと指摘しています。

これと同時に、そこにたまっていた多量の水が、鉄砲水のように一気に下流の人吉地点に流れ、人吉地点のピーク流量を毎秒約2,700トンも押し上げ、併せて同地点の水位を2.3メートル押し上げたことにより、人吉市の被害が大きく助長されたと述べられています。

もし第4橋梁のダム化がなければ、人吉地点の水位は約2.3メートル低くなっていたと推測され、球磨川本流からの越流はほとんど起こらなかったと考えられるのです。

蒲島知事にお尋ねいたします。

第1に、2008年9月に、川辺川ダム計画を白紙

撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきと表明されていますが、その理由について。

第2に、ダムによらない治水対策の具体的な取組について。

第3に、2020年11月に流水型ダム建設容認を表明された理由について。

以上3点について、蒲島知事の答弁をお願いいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、平成20年に川辺川ダム計画を白紙撤回した理由についてお答えします。

私が知事に就任した平成20年には、川辺川ダム問題は、ダムと非ダムをめぐる地域の対立が激化し、前にも後ろにも動きが取れない状況になっていました。

私は、知事として、球磨川流域の安全、安心の確保と地域の発展のためには、この対立に終止符を打たなければならないと考えました。

そこで、直ちに有識者会議を設置し、国内外を代表する方々に多様な意見をいただきました。また、私自身、幾度となく現地に赴き、多くの皆様の御意見を直接お聴きし、熟慮に熟慮を重ねました。

その上で、私は、球磨川そのものが地域の守るべき宝であるとの思いに至り、当時の民意はダムによらない治水を望んでいると判断いたしました。

そして、この議場で川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水を極限まで追求すべきとの考えを表明しました。

熊日新聞の調査によると、当時、この決断を85%の県民が支持しておりました。

次に、ダムによらない治水対策の具体的な取組についてお答えします。

この白紙撤回表明後、直ちにダムによらない治水を検討する場を設置し、国、県、流域市町村で、様々な治水対策案の検討を進めてまいりました。

同時に、地域の理解が得られた治水対策については、河道掘削や宅地かさ上げをはじめ、人吉市での築堤や八代市萩原地区での堤防強化、市房ダムの予備放流による洪水調節容量の拡大など、着実に事業を進めてまいりました。

また、県の基金を活用して、ヘリポートや備蓄倉庫の整備など、防災・減災対策も進めてまいりました。

これらの対策は、河川の水位低減や住民の避難体制の整備などに一定の効果があったと考えています。しかし、今回の洪水では、全ての被害を防ぐことはできませんでした。

また、平成27年に設置した球磨川治水対策協議会では、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水に対応できる治水安全度を目標として、治水対策の手法を比較検討しました。

その結果、令和元年には、国から、引き堤、河道掘削、堤防のかさ上げ、遊水地、市房ダムの再開発、放水路などを組み合わせた10案から成る治水対策案が示されました。

この10案は、ダムの新設を除き、考え得る限りの対策を網羅的に検討したものであり、言わばダムによらない治水を極限まで追求したものであったと考えています。

しかしながら、コスト、工期、社会的影響などから、流域の市町村や住民の皆様と共通の認識を得るまでには至りませんでした。

最後に、新たな流水型ダムを含めた緑の流域治水を決断した理由についてお答えします。

令和2年7月豪雨は、昭和40年7月洪水をはるかに超える、誰も想像できなかったすさまじい豪

雨となり、一気に球磨川流域をのみ込みました。

私は、自然の脅威と甚大な被害の状況を目の当たりにして、二度とこのような被害を起こしてはならないと、固く決意をいたしました。

そして、知事として、地域の対立を再び引き起こすことなく、改めて球磨川流域の治水の問題に正面から向き合わなければならないと考えました。

そのため、まず、国や流域市町村と一緒に、今回の豪雨を科学的、客観的に検証いたしました。

なお、議員御指摘の球磨川第4橋梁の点については、河川管理者である国土交通省によると、橋梁よりも下流に設置されている水位計のデータにおいて、急激な水位変化は確認されていません。

令和2年7月豪雨は、球磨川本川及び支川川辺川の観測所において、観測開始以来の最大雨量と最高水位を観測しました。その結果、河川の流下能力を超え、大きな被害につながったものと考えています。

私は、この災害を経験し、地域の皆様の民意を改めて確認する必要があると考え、全ての流域市町村の住民や様々な団体の方々の思いを30回にわたり直接お聴きしました。さらに、知事への直行便や新聞への投書なども漏らさず目を通し、あらゆる民意に向き合ってきました。

私は、直接皆様のお気持ちに触れ、皆様に共通する心からの願いは、命と環境をともに守る、つまり、命と環境の両立だというふうに受け止めました。

この願いを実現するためには、自然環境との共生を図りながら、流域全体で安全、安心を実現する緑の流域治水を推進すべきだと確信しました。

この緑の流域治水は、坂東眞理子さんが最初に英語で言ったのは、グリーンニューディールであります。グリーンという環境と緑を守りながら、

ニューディールというのは、治水対策をしながらその地域の発展に貢献する、その2つの意味があるんです。そういう意味では、緑の流域治水、これが必要だと確信しました。

また、私は、学識経験者からも御意見をいただきました。その御意見を踏まえ、ダムの効果を通信することはできないが、被害防止の確実性が担保されるダムを選択肢から外すことはできないというふうに判断しました。さらに、ダムを流水型にすることで、環境に極限まで配慮することができると考えました。

そして、令和2年11月、命と清流をともに守る新たな流水型ダムを含む緑の流域治水、この緑の流域治水のグリーンニューディールは、この地域の発展にとっても重要な役割をもたらすと考えました。

私は、令和2年7月豪雨という経験をし、世界的規模で頻発する想定外の豪雨に対応するためには、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水、グリーンニューディールの取組は不可欠であると確信しています。

引き続き、国や流域市町村、そして地域住民の皆様と一緒に、緑の流域治水、グリーンニューディールを推進してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事から御答弁いただきました。

気合が入った答弁で、圧倒されそうな気がします。ダムによらない治水を検討する場を設置し、様々な治水対策案の検討を進め、同時に、河道掘削や宅地かさ上げなどの事業を進めるとともに、ヘリポートや備蓄倉庫の整備などの防災・減災対策も進めた、平成27年、2015年に設置した球磨川治水対策協議会では、10案から成る治水対策が示されたとありますが、川辺川ダム計画を白紙撤回して7年もたってから球磨川治水対策協議会

が設置されるなど、全く球磨川治水をやる気など感じられません。

「7.4球磨川豪雨災害はなぜ起こったのか」編集委員会、発行者平田勝の2021年6月10日の初版の本によれば、2008年、蒲島知事の川辺川ダム反対表明後に始まった国交省と県、地元市町村によるダムによらない治水対策の議論は、当時、過去最大の1965年洪水を目標にしていました。

国交省は、人吉地区で河道掘削はできないとして、人吉市街地570戸の家屋移転を伴う100メートルの球磨川の引き堤案などの非現実的な治水対策案ばかりを提示してきました。

結局、国交省は、最大で1兆2,000億円の事業費や最長工期200年の10案を示し、議論が行き詰っていた2020年7月、球磨川流域は空前の豪雨に襲われたのです。

2021年1月16日に第3回球磨川流域治水協議会が開かれ、国交省が今後10年程度で実施する緊急治水対策プロジェクト案を提案し、人吉地区での70万立方メートルの河道掘削などを盛り込んでいます。ダムによらない治水対策を強く望むものです。

球磨川水害検証、この球磨川の水害がひどかったことで、蒲島知事はダムの再興を考えられたというふうに思いますので、このとき、本当に川辺川ダムが必要なかどうかということをやっぱり検証していかなければならないと思うんです。

人吉市の九日町の商店街は、球磨川と並行しており、7月4日7時前、押し寄せてきた濁流は、球磨川の流れとは反対方向の山田川のほうから流れ込んできたそうです。その後、8時頃流れが変わり、球磨川の流れと同方向の流れになり、9時50分頃、床上2～3メートルのピークとなっています。

九日町の西側、山田川の近くは、6時半から浸水が始まり、9時30分から50分に2メートル30センチのピークを迎えており、明らかに山田川からの氾濫が始まったことが分かります。

人吉市内の浸水は、市内に降った雨水がはけ切らず、道路の浸水が始まり、そこに支流からの越水が加わって、この時点で大きな被害を引き起こし、犠牲者も出してしまったと考えられます。第4橋梁の決壊も被害を大きくしています。

川辺川ダム建設予定地より上流に降った雨水は、犠牲者の方々が命を落とされた時間には人吉市、球磨村には届いていないこと、それに加えて、川辺川ダム建設予定地より上流には、球磨川中流域から下流域にかけて降った雨量よりはるかに少ない雨しか降っていないことを考えれば、ダム建設は中止すべきであります。ぜひ知事も考え直していただきたいと思います。

続いて、2番目の質問に入ります。

T SMC進出に対応した地下水保全と水質確保について。

台湾半導体メーカーのT SMC熊本進出に関して、安全な地下水保全について伺います。

半導体の製造には、シリコンウエハーの洗浄などに大量の水が使われています。菊陽町で新工場が建設されますが、新工場だけでも1日に8,500トン、年間約310万トンの地下水を採取する計画であり、熊本市と周辺11市町村の採取量の約2%に当たります。

J A S Mは、使う水の75%以上をリサイクルし、地下水涵養の取組を進める構えのようです。しかし、近年、都市化の進展や政府の減反政策、第一次産業の低迷等により、地下水を蓄える機能を持った涵養域が減少しています。

そこに追い打ちをかけるように、膨大な水資源を必要とする半導体工場が来るという状況におい

て、県には、地下水に頼る熊本地域の住民が、将来にわたって心配なく暮らせる対策を確立する責務があります。地下水涵養による保全も、ますます厳しくなっていくのではないかと思います。

熊本県の地下水保全条例は、基本理念で「地下水は公共水」とうたっていて、県内では生活用水の8割を地下水で賄っている現状です。

県は、その地下水保全条例を2012年に改正し、一定規模以上の取水は知事の許可制としたほか、事業者には涵養を義務づけました。

しかし、TSMCの進出で、地下水の収支バランスを保てないおそれがあるとして、県は、目標涵養量の見直しに着手し、今年4月、地下水涵養指針を見直す有識者会議を設置しています。

有識者会議の会長を務める熊本大学の嶋田純名誉教授は、地下水は誰もが幾らでも使ってよいというものではなく、みんなで現状維持に努めることが必要だと配慮を求められています。有識者会議では、現行の採取量の1割とされる涵養量の目標値を、採取量に見合う量と改定する方針を固めています。

地下水保全の問題と同時に、半導体製造は膨大な種類の化学物質を使用するという現状にあります。県民の中には、水質汚染など環境変化について不安を覚えられる面があります。県民の不安を解消するためには、十分な調査と県民への丁寧な説明が必要だと思います。

以上、熊本における地下水の保全に向けた涵養の取組と水質汚染に対する県民の不安を解消するための今後の対応について、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない熊本の宝であり、その恵みを未来に引き継ぐ必

要があります。

現在の地下水保全条例に基づく地下水涵養指針では、地下水取水量の1割の涵養を求めています。今後、JASMをはじめとした半導体産業のさらなる集積によって地下水の取水量が増加した場合、現在の取水量と涵養量のバランスに影響が出る可能性があります。

このため、持続的な地下水利用が図られるよう、新規に取水する井戸について、事業者に求める涵養目標を、取水量の1割から原則10割に見直します。

また、具体的な涵養に向けて、農業者の方々と、涵養期間の拡大や白川中流域での冬期湛水の実施などについて検討を進めています。さらに、工業用地や宅地等への雨庭、雨水浸透ます、浸透性の調整池の設置など、様々な涵養を推進してまいります。

次に、水質確保についてお答えいたします。

JASMからの工場排水は、一定の基準を満たすように処理され、下水道に受け入れられます。その上で、下水処理場において、法令等で定める排水基準以下に適正に処理され、坪井川に放流されることになっています。

県としては、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けてまいります。

一方、法令等に基づく監視の対象となっていない金属類や化学物質等については、今年8月から、坪井川や河口域等の水質等を対象とした環境モニタリングを実施しています。

具体的には、18種の金属類や有機フッ素化合物250種、そして、1万種を超えるその他の化学物質等について、新たな工場が稼働する前後で変化がないか、客観的かつ科学的に環境の変化を把握していきます。

そして、その結果については、環境分野等の専

門家で構成する委員会で検証し、結果を公表するとともに、県の適切な対応につなげてまいります。

T SMC進出による本県の経済発展と地下水をはじめとした環境保全の両立に向け、着実に取組を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました。

T SMC進出、半導体産業が熊本へ集中をしているということは、経済的には、これから働く場が増えたり、経済が好転していくという大きなプラス面もあるかと思えますけれども、私が心配するのは、そういう水を使う、地下水を使うというのが熊本へ来た大きな理由の一つではないかというふうに思うところから考えれば、私たち自身も、この熊本県民も、圧倒的な人々が地下水を頼っているわけですので、ここに悪影響が及ばないような、そういう運営をしていっていただきたい、そのためには、県の監視もぜひ強めていただきたいというふうに思うところです。

続いて、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをいたします。

このアクセス鉄道については、もう質問も代表質問でされていますけれども、そのときにもなかなか私が思うような答弁にはなっていないし、熊本空港の質問をされたときには、熊本空港をより活発にこの熊本県民が多く利用できるようなことを目指していたんですけども、その中には、一言もこのアクセス鉄道の話は、質問者も答弁者もなかったんですね。あれ、これは、熊本空港を本当に大きく、新しくしていくという気持ちがこのアクセス鉄道とは結びついていないなという感想を、ちょっと今回の議会の質問で受けたところです。

肥後大津―熊本空港間に鉄道を建設することを

進めようとする県の動きに驚きを感じます。

空港アクセスについて、2008年6月に、空港アクセス整備は、多額の費用が必要であり、一方で、需要量は採算性の確保に十分とは言えず、当面、具体的に事業を推進していくことは困難と判断されていましたが、10年後の2018年に、空港周辺を取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて調査検討に着手しています。

昨年9月議会で、蒲島知事の答弁は、解決すべき課題も残っている、1点目は、運行形態や費用負担についてのJ R九州との協議、2点目は、国の財政支援の実現、3点目は、県民総合運動公園へのアクセス改善、これらの課題について、対応の方向性を整理し、県議会及び県民の皆様へ説明を尽くしてまいると、鉄道建設へ前向きな答弁をされています。

昨年、肥後大津ルートを決定し、今年からは、準備期間として、具体的に、鉄道概略設計等調査、測量・地質調査等、環境アセスメント、都市計画決定手続、鉄道事業許可、工事施工認可等を進め、2027年には、用地取得、土木・設備工事など、約410億円かけて鉄道建設に着手していく予定のようです。

昨年12月定例県議会では、空港アクセス鉄道整備の早期実現に関する決議が可決をされています。

県は、事業費の3分の1の国庫補助を頼りにしているようですが、国の支援制度の上限は、現行18%までとなっており、空港アクセス鉄道整備で33%までかさ上げされたケースは、首都圏の空の玄関口である成田空港だけと報じられています。

熊本県内を見れば、空港までの交通手段として、J R肥後大津駅から空港アクセス鉄道を利用するのは、同駅周辺に住んでいて、かつ自家用車のない人が中心で、ほかには海外からの渡航者く

らいではないかと思われま。私が知る限り、自家用車が圧倒的。利用者の見込みが甘いと、県民であれば誰でも思うはず。で。

熊本空港アクセス鉄道の建設については、中止することを強く求めますが、蒲島知事の答弁をお願いいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、知事就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、空港周辺地域の活性化とさらなる発展を目指す大空港構想を推進してきました。

本年3月には、この構想の核となる阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業し、今後、世界と地域に開かれた九州のセントラル空港の役割を期待されています。

そして、空港へのアクセス改善は、この構想を実現するための大きな取組の一つです。

空港アクセス鉄道は、長年の課題である熊本市中心部とのアクセス改善にとどまらず、空港周辺地域の可能性を最大化し、その効果を県内全域に波及させるために重要なインフラです。

先月開催された新大空港構想有識者会議においても、早期実現を強く求める提言をいただいております。期待の高まりを感じています。

現在、コロナ禍の落ち着きに合わせて、航空需要が急速に回復しています。また、ソウル線の再開や台北線の新規就航など、航空ネットワークが拡大しており、今後さらなる路線就航も期待されています。

このよき流れを止めることなく、空港を核とした熊本の発展を確実なものにしていくためには、空港アクセス鉄道の整備は不可欠です。

こうした考えの下、私は、昨年、肥後大津ルートでの整備推進を表明いたしました。表明に至るまでの検討では、鉄道整備に関し、多数の実績と

豊富な経験を有する独立行政法人鉄道・運輸機構とともに、専門的な知見を踏まえながら、丁寧に調査を進めてきました。

将来にわたって持続可能な事業であることを判断するための利用者の見込みについても、客観的に妥当なものであると考えています。

また、半導体関連産業の集積を図る上で、人流と物流を支える交通インフラとして、道路整備に加え、公共交通への転換を進めるために、公共交通網の充実強化が求められています。そのためにも、空港アクセス鉄道は必要と考えています。

先月21日には、関連道路の整備などとともに、財政支援の緊急要望を行い、岸田総理からも、しっかりと支えたいとの発言をいただいております。

空港アクセス鉄道なくして熊本の発展はなしという意気込みを持って、国やJR九州との協議などをしっかりと進め、熊本の輝ける未来の礎となるよう、早期実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました。

阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道は、先ほど私の主張はしたんですけれども、先ほど言ったように、代表質問、19日にあったんですが、この中で、新大空港構想についてという質問だったんですが、このときに、質問者も答弁者もともにアクセス鉄道は一言もなかったということは、今でもちょっと不思議でたまりませんけれども、さらに、肥後大津から空港までというのは、これは以前私も質問したような感じがするんですけれども、空港ライナーということで、自動車で運ぶ、それも試験運行ということで始まって、無料なんですね。ところが、ずっと最後まで、これは今まで無料できたということで、こういうこの空港ライナーの現状を、今度は鉄道のレールを引いてお

客さんを運ぶなんてとんでもないことだなということを、つくづくまた改めて感じているところです。

知事のこの決意は今伺いました。まあ、それはそれで頑張ってもらうんですが、それは、私は、ブレーキをちょっとかけとかないかぬなというのをしっかり思います。ぜひレールというのがどういものなのか考えて、私も、昔国鉄にいましたので分かります。410億円も使うというのは無駄な事業というふうに思いますから、改めてそのことを伝えておきます。

4番目に、有明海の現状と再生について伺います。

有明海での魚介類やノリ養殖等の漁獲量は、減少傾向にあります。これは、諫早湾干拓事業により有明海の生態系に悪影響が及んだことが大きな要因ではないかと考えています。

1997年4月14日に堤防が閉め切られて以降、有明海の潮流が遅くなり、ノリ養殖も、赤潮の異常発生による色落ち被害によって大きな不作になりました。アサリやタイラギ等も激減し、タイラギ漁は現在でも休業が続いています。

諫早湾干拓事業の全長7キロメートルにも及ぶ堤防閉め切りが与えた影響は、有明海にとって重大な問題であり、現在も課題を抱えたままです。

2002年11月、漁業者が開門を求めて佐賀地裁に提訴してからやがて21年を経過しますが、当時の開門を求めた裁判は、2008年6月に佐賀地裁が国に開門を命じる初めての判決を出し、福岡高裁も、2010年12月の判決でこの判断を支持しました。

当時の民主党政権の菅直人首相は、高裁の判断は大変重いと上告断念を表明し、判決は確定して、開門は実現されるかに見えました。しかし、開門反対の営農者も、同様に司法救済を求め、長

崎地裁は、2013年11月の仮処分決定で開門を認めない正反対の判断を示し、開門、閉門で司法の判断がねじれる結果となりました。

司法判断がねじれる中、自民党に政権交代した国は、福岡高裁確定判決の開門開始の期限と設定した2013年12月を過ぎても開門せず、国が確定判決に違反する憲政史上初の異常事態となりました。

その後、国と漁業者の和解協議は不調に終わり、福岡高裁は、2022年3月に開門を命じた確定判決を無効化する判決を言い渡しました。同時に、地域のさらなる再生、発展に向けて、国と漁業者の双方が施策の検討を加速させる必要があると付言しています。

しかし、国と漁業者の話合いは進まず、今年3月1日、最高裁が漁業者の上告を棄却する決定を出し、開門を命じた確定判決の無効化が確定しました。

有明海の再生は厳しくなる一方で、熊本県の漁業に与える影響は、さらに悪化することが予想されます。

熊本県としての今後の有明海におけるアサリを中心とした水産資源の回復に向けた取組について、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 有明海の水産資源の回復について、本県では、有明海沿岸の福岡、佐賀、長崎の3県及び国と協調し、沖合での海底耕うんによる漁場環境の改善に取り組んでいます。

また、4県協調による有明海特産のアサリ、タイラギの幼生の調査をはじめ、ガザミやクルマエビ等の稚魚の放流、アサリ、ハマグリ保護、タイラギの育成による増殖など、様々な取組を進めています。

その中でも、アサリは、海水からプランクトンを摂取するため、水質浄化につながることで、アサリの採貝は、高齢者や漁業経験が少ない方でも従事しやすい漁業であることから、本県では、アサリの資源回復に向けた生息環境の改善と増殖を重点的に進めています。

まず、生息環境の改善については、干潟域での覆砂や耕うんを継続的に実施しています。その結果、覆砂を行った漁場では、未実施の漁場に比べ、平均で約8倍の稚貝が確認されています。

また、増殖については、幼生は有明海を浮遊して広域に移動していることから、有明海全域で産卵に適した漁場を母貝団地として設定し、管理することが重要です。

このため、荒尾市から宇土市までの漁場において、漁業者の方々による稚貝を効率的に集める網袋やナルトビエイ等の食害から保護する被覆網の設置を支援し、母貝団地の造成に取り組んでいます。

これまでの取組により、令和4年の浮遊幼生量は、過去5年平均の約2倍となり、また、多くの稚貝が発生する漁場が増えるなど、着実に資源の増加につながっています。この成果を漁業者の方々も実感され、稚貝を保護育成し、安定した漁獲につながるよう取り組まれています。

今後とも、漁業団体や関係市町と連携し、アサリをはじめとした有明海の水産資源の回復に向けて、3県及び国と協調し、積極的に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 有明海の現状については、今漁獲量の問題も答弁いただきましたけれども、この諫早湾干拓が終わってから、ずっとこの有明海全体にいろんな症状が出てきています。

今年2023年3月28日、福岡高裁は、注目すべき

判決を出しました。判決では、漁民の排水門開門請求を認めなかった一方、大きな前進面も見られたのです。

それは、干拓事業と高級貝類タイラギ漁業などの漁業被害との間に因果関係があることを認めたのです。すなわち、諫早湾干拓事業による広大な干潟の水質浄化機能の喪失、加えて潮受け堤防の閉め切りによる潮流速度の低下、成層化、貧酸素化の進行、赤潮発生件数の増加、底質環境の悪化などの要因が複合して、諫早湾漁業環境の悪化を招来した高度の蓋然性があると認めるのが相当ですと明言したのです。諫早湾干拓事業と海洋環境の悪化、漁業被害との間に複合的な因果関係の存在を認めたのです。

さらに、漁獲量の減少が将来にわたり継続することが具体的に予想されるとしています。諫早湾の現象は、有明海全体に広がっていくことでもあります。

さらに、裁判所は、司法の判断だけでは不十分であって、漁民や農民を含む地域住民の利害や意見の対立と相違を超えた幅広い話し合いの場を、国や地域自治体を含めて設けること以外に真の解決の方法はないと指摘をしています。

有明海の再生を目指すためには、この干拓をどうにかしなければ、有明海全体は時計の反回りの潮の流れですので、必ずこの熊本も影響が及んでくるものと考えられます。ぜひ、有明海の再生を目指して、県も、もう一度やっぱり漁業者、それから県民との関わり合いを強めながら、この問題について解決をして、漁業従事者が安心してやっぱり仕事ができるようにしていただきたいと思います。

タイラギ漁は、この熊本県でも、今全く行われていないように聞いています。もっともっとやっぱり以前のような有明海に再興するように、ぜひ

県の努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、県庁舎の冷房について質問をいたします。

今年の夏も、連日30度を超える猛暑が続き、国民生活における熱中症予防の取組等が重視され、広く周知されました。

環境省の熱中症予防リーフレットでも「エアコンをしっかりと使いましょう」「熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です」「無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう」「日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう」などと、熱中症予防が呼びかけられています。

県庁舎内も、厳しい暑さが続く中、働きやすい職場環境にしなければなりません。

県としては、原則として、冷房運転を7月3日から9月15日までとしながら、空調運用方法については、時間や各部屋の状況などによって個別に温度調整を行うとしているようです。

冷房期では、室内温度を28度以下にすることですが、各部屋でほとんどの机の上に卓上扇風機が置かれていて、部屋の暑さを強く感じます。

もちろん、私も、この庁舎内を回っていますけれども、暑さを肌で感じる事が多くあります。特に、本館と新館の渡り廊下、それから新館と防災センターの渡り廊下——防災センターの渡り廊下は、8月に入ってから、6つ空調の吹き出し口がありますけれども、その6つのうちに3個だけ、空調の冷たい風が落ちてきているようですね。これは、15日で終わりだから、もう終わったのかなと思ったら、この前行って見たら、やっぱり3か所だけ冷房が届いていました。それと、新館のほうは、これは不思議と、エレベーターが設置されているフロア、ここの吹き出し口は、4階と5階しか吹き出しがないようになっているんで

すね。ほかの階では吹き出しがなくて暑いまま、4階と5階は涼しいということではやっぱりいけないと思うんです。

確かに、地球温暖化、自然環境を守るという意味で、先ほど執行部のほうからも言われました。ぜひ、CO₂の削減を含めて、環境に手をつけていかなければならない、努力しなければならぬということですが、それもやっぱり無視をするわけにはいきませんが、やっぱり庁舎内で働いている人たちを見れば——私も県議になってすぐだったと思うんですが、ここは暑いということでも質問しました。

そうしたら、当時の知事が、福島知事だったんですけれども、夏の冷房は、あんまり冷やしたら女性には悪いんだと、女性の人は、半袖で気楽に動けるようにしておかなければならないということで、私の質問には全く手をつけなかったんですね。

ただ、当時は、全部机の上にはうちわが置いてあって、県庁の職員の人には喜んでいただきました。仕事がやっぱりやりやすくなったということですね。

そういう意味では、この庁舎内の冷房については——もちろん、きちんとした期限、何月何日から何日まで、何度以下というふうな設定がされていますけれども、柔軟にやっぱりそれはしなければならぬというふうに思います。

部屋の暑さをずっと感じている皆さんに、働きやすい環境をつくっていくのが大事ではないか。働く環境をよくすると同時に、多くの来庁者——以前は、今は少なくなったんですが、スーツにネクタイという人が圧倒的にお客さんは多かったんですね。それで、庁舎の温度も下げておかないと、熊本県庁には行きたくないというようなことを言われたら大変なことですので、そういう意味

では、職員の働く場所と来客者のためにも、この空調設備は手を入れていかなければならないというふうに思います。

私たちは、このエアコンの吹き出し口を28度を設定するということが言われていますが、吹き出し口じゃなくて、今は部屋を28度にしてありますね。ずっと回ってみれば、一番暑いのは本館の地下が一番暑いように感じますけれども、ほかのところはまあまあ夏場は仕事がやりやすいようになっているのかな、こんな思いでいるところです。

快適な環境の県庁舎をつくっていただきたいということをお心からお願いをしたいということです。快適な環境の県庁舎にするための配慮を、ぜひ、総務部長、そういう努力をされていくと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 県庁舎の冷房につきましては、温室効果ガスの削減目標に向けて県が率先して取り組んでいる省エネ対策を考慮しつつ、良好な勤務環境が確保できるよう、対策を取りながら運転しております。

設定温度は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称ビル管法と申しますが、これに基づきまして、快適な環境の基準値であります冷房温度28度以下となるようにしております。

実際の運用におきましては、各執務室内の温度や湿度をモニタリングし、不快指数や執務環境を把握しながら、吹き出し温度を変えるなどして室内温度が28度以下となるように調整しております。

また、熱中症対策としまして、御質問の中にもありましたけれども、空調運転期間外でありまして、状況に応じて、柔軟に空調機を稼働することにしております。

空調運転時間につきましても、朝夕の時差出勤の利用拡大に合わせまして、7時15分から18時15分まで拡大しているほか、災害対応などのときには運転時間を延長して行っております。

さらに、職員から暑いなどの声があったときには、その都度、職場の環境を調べ、対応しているところでございます。

こうした取組を重ねながら、業務の効率性や職員の健康管理、就業意欲に配慮いたしながら、より柔軟な運用に努めているところでございます。

御質問にございました新館と防災センターをつなぐ長い渡り廊下でございますけれども、ここも同様の考え方で空調機を稼働しておるところでございます。

これらの対策に取り組む一方で、よりエネルギー消費が少なくなるよう、温度を下げずに風量設定を大きくするなど、省エネ対策もしっかりと意識して取り組んでいるところでございます。

今後も、省エネ性能が高く、発熱量が少ないLED照明などの機器の導入を進めるとともに、空調運転の柔軟な運用を行うことで、省エネ対策と良好な執務環境の両立を図っていきたくと考えております。

○副議長(内野幸喜君) 岩中伸司君。――残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 どうもありがとうございました。ぜひその努力を続けていただきたいと思います。

県庁舎の冷房については、ちょっと振り返って見たら、1998年9月、2015年9月、2018年9月、2023年9月、4回の議会でお願いをしてきた経緯があります。8月に入ってから、今でも、9月も暑さが残っていますので、ぜひ職員の皆さんに働きやすい環境をつくっていただくことをよろし

くお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明23日及び24日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る25日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時8分散会

第 5 号

(9月25日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第5号

令和5年9月25日(月曜日)

議事日程 第5号

令和5年9月25日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人事委員会
事務局長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事務局次長
兼総務課長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議事課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程

第1、22日に引き続き一般質問を行います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕(拍手)

○星野愛斗君 皆さん、おはようございます。熊本市第二選挙区選出の熊本維新の会の星野愛斗です。本日は、質問の機会をいただきまして、議員の皆様方に感謝申し上げます。人生で初めてこういった場に立たせていただきますので、大変緊張しております。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうか御容赦いただければと思います。

私は千葉県出身で、この熊本県の人間ではない、熊本出身ではございません。議員の皆様、執行部の皆様におかれましても、大半は、ほぼ熊本出身の方で、熊本にゆかりのある方ばかりだと思います。ですので、特に支障はないかと思いますが、私は、まず、議員になってから、この熊本県のことについて勉強を始めました。まだまだ勉強中です。

話す言葉についても、熊本弁、私、地方の言葉に温かみがあって非常に好きなんですけれども、熊本の言葉、例えば、ぎゃん行ってぎゃんみたいな、そういった等々を含めて、日常会話といたしますか、そういうやり取りも、住民の方の御指導により、ほぼ聞き取れるようになりましたが、坂田先輩の八代弁だけが、ちょっとまだ習熟に時間がかかっておりますので、引き続き坂田議員には御指導いただければというふうに思っております。(発言する者あり)頑張ります。

いずれにしても、県外から見た熊本という視点を大事にしながら、残りの任期もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

私は、熊本維新の会として1人会派として、今いらっしゃる県議会の議員の皆様全員が他会派ということになりますが、非常に皆さん気さくに話しかけてくださって、もっとばちばちっとするも

のなのかなと思ったんですが、そんなこともなく、非常に恵まれた、いい職場だなと思いながら本日までやらせていただいております。

先輩議員の方からよく、私、所属している政党が日本維新の会なんですけれども、身を切る改革君と気さくに呼んでいただいてまして、この身を切る改革というのは、日本維新の会でやっています政策綱領、方針なんですけど、議員報酬を2割カットして議席も減らそうという、そういったことをやっている政党でして、賛同いただける方がいましたら、ぜひお声がけいただきたいなというところで、皆さんの視線が大分厳しくなってきましたので、そろそろ質問に移りたいと思います。

ここ数か月、本当に身近な自分の身の回りのところから意見をお聞きし、そういったお聞きした意見を中心に、今回、大きな項目で、4つほど質問を用意いたしましたので、その質問をしていきたいと思います。

執行部の方々におかれましても、本日はどうかよろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

まず、私が熊本に移り住んで特に驚いたことが、交通渋滞のひどさでした。3大都市圏を除いて、政令市ワーストワンだと聞いてはいましたが、聞いていた以上に現実はずごとと体感しました。

朝夕のラッシュ時は、主要交差点では渋滞にかかってから交差点を抜けるのに10分以上要することも珍しくなく、また、ラッシュ時以外でも渋滞している箇所も多数見られます。こうした状況は、県民の皆様も憂慮しておられ、熊本都市圏の交通渋滞は、県や熊本市にとっても重要な課題となっています。

このような現状に対して、国や県、それから熊本市などでは、熊本都市圏総合交通戦略を策定

し、実施主体ごとに、交差点改良や多車線化などの整備に取り組んでおられます。また、熊本県新広域道路交通計画においては、10分・20分構想が新たに位置づけられるなど、渋滞の解消に向けた対策が打ち出され、国への支援を要望するなど、実現に向けた取組が行われている状況と承知しています。

しかし、道路整備には多額の費用を要する上、10年、20年単位の期間を要する長期的な事業ですので、実現までの間、今の渋滞が続くとすれば、県民にとってとても大きな社会的、経済的損失が生じ続けるのではないのでしょうか。

こういった現状において、その他の様々な施策を駆使して渋滞を緩和し、渋滞によって県民が負っている損失をできる限り軽減すべきだと考えます。

そこで、1つ考えられるのが、信号機の制御によって交通渋滞を緩和する方策であると思います。交通信号制御の高度化は、さきに述べた熊本都市圏総合交通戦略の実施施策としても位置づけられていると思いますが、現在どのように取り組まれているのでしょうか。

私が通る交差点は、片側2車線にもかかわらず、右折車の渋滞長で1車線は塞がれ、ひどい渋滞が発生します。右折の信号は短く、数台しかはけないため、渋滞は一向に収まらないといった状況です。かと思えば、前方の道路は車が全く通っていないのに、信号は赤で進めないような場面もあります。

こうした点に関して、NEDO、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が、岡山県警の協力を得て、人工知能技術適用によるスマート社会の実験の一環で、人工知能、AIを活用した信号制御システムの実証実験を行い、渋滞を予測して信号を制御することに成功したと、昨

年4月に公表されました。こういったものが実用化されれば、渋滞緩和に寄与するほか、コスト削減、低炭素化にも期待が持てると思います。

現在、信号機の制御については、交通量の多いところでは感知器を設置し、交通量等に基づいて制御する方式が取られていると思いますし、細かくは、集中制御や系統制御など、様々な仕組みがあると思います。そういった方式のうち、現場の交通状況に応じた最適な信号制御を適用することで渋滞を改善できると思いますので、本県でも、現段階でやれることを交通渋滞緩和の一つの対策として進めてほしいと思います。

そこで質問しますが、現在、本県では、信号機の制御はどのように行われているのでしょうか。

次に、渋滞緩和に向けた信号制御の改善や新たな技術などについての検討は行われているのでしょうか。

また、今後、自動運転や先進的なシステムが次々と実用化されていくことが予想されます。熊本県が他の都道府県より率先してそれらを導入すると熊本県の強みとなり、県民の利便性の向上に寄与すると考えます。

私は、ぜひそのような先進技術を進んで導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上を警察本部長に伺います。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) まず、県内の信号制御についてお答えします。

熊本県下には約2,800基の信号機が整備されていますが、その約3分の1は集中制御式の信号機であり、幹線道路や都市部を中心に設置されています。

この集中制御式の信号機は、道路に設置された車両感知器によって、車の交通量や速度といった情報をリアルタイムで収集し、交通管制センター

において、その時点の交通実態に即した最適な信号の周期や秒数などを算出した上で、その結果に基づいて個々の信号機をリアルタイムで制御しています。

他方で、残りの約3分の2は単独制御式の信号機であり、あらかじめ、曜日や時間帯に応じた信号の周期や秒数などを設定して運用しています。

集中制御式や単独制御式の一部信号機については、同一の道路において車が信号で停止する回数を減少させるため、連続して設置されている信号機を互いに関連づけて、系統的に制御したり、また、都市部においては、一定の地域に設置された信号機を関連づけて、その地域全体を面的に制御したりすることにより、渋滞の緩和を図っています。

次に、信号制御の改善に向けた取組についてお答えします。

県警察におきましては、より交通実態に即した信号制御を行うため、新たな車両感知器の整備とそれに基づく信号制御の見直しや単独制御式の信号機の集中制御化を進めているところであり、その結果として、渋滞緩和の効果が得られた地点もあるところです。

最後に、信号制御に関する新たな技術の導入についてお答えします。

信号制御を含めた交通管制のシステムについては、警察庁から示された標準仕様に基づいて各都道府県警察において整備しているところです。現在、警察庁において、AIの活用を含め交通管制システムの高度化に向けた調査研究を行っているところであり、今後、こうした調査研究の成果が標準仕様に反映されることになれば、各都道府県警察において、より高度な交通管制システムを導入することも可能となるものと考えています。

こうした状況を踏まえまして、県警察としまし

ては、警察庁における調査研究の動向を注視していくとともに、引き続き、信号制御の改善に向けた取組を進めることにより、道路整備や公共交通機関の利用促進を担当する部局とも連携しながら、渋滞の緩和に努めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 御答弁いただきました。

熊本県の渋滞問題への取組を確認いたしました。

今、AI技術をはじめとする技術進歩は急速に進んでおり、私もその動向に注目をしています。

先ほどの回答を受けて、執行部においても、先進的な事例を引き続き検討していただき、熊本県の渋滞問題への対応を強化していただきたいと再度要望させていただきます。

それでは、次の質問に入ります。

私は、熊本市とその周辺地域に暮らす約100万人が使用する水道水が、ほぼ全て地下水で賄われているということを知ったときは、驚き、感動さえ覚えました。蛇口をひねればミネラルウォーター、何とすばらしいことかと思いました。

大昔、阿蘇の大噴火によって噴出した火山灰を多く含む土砂が堆積し、水が浸透しやすい地層になった地理的な要因に加え、白川の中流域地帯に広大な水田を切り開いたことで、大量の地下水を涵養するシステムが構築された歴史的な背景があり、豊かな地下水に恵まれているのだと知りました。

しかし、今、その地下水の存続に大きな懸念を感じています。

菊陽町では、TSMCの工場が年内の完成を目指して建設されていますが、この工場では、大量の水を使用するため、1日に1万2,000立方メートルの地下水をくみ上げる予定で、8月末に、地下水採取許可申請を提出されました。その後、こ

れは1日8,500立方メートルに抑える方針に見直されました。

これはいいことですが、いずれにしても、熊本市の上水道で使用する量の約4%に当たる大量の取水で、今後は、さらに半導体関連企業などの進出も見込まれ、地下水の採取量は、ますます増加すると思われます。

様々な地下水保全対策の成果で、最近、14～15年のトレンドでは回復傾向にあった地下水の需給バランスが崩れ、さらに、工場排水により河川や有明海の水質汚染が生じるのではないかと、大いに心配する県民の声も寄せられています。

そこで、何点か質問します。

まずは、熊本地域の地下水の現状認識についてです。

熊本県及び熊本地域11市町村では、平成20年度に共同で策定された令和6年度までの熊本地域地下水総合保全管理計画を具体的に推進するため、県民のパブリックコメントを経て、令和元年度から6年度までの第3期行動計画を平成31年3月に策定されており、第3期行動計画における目標は、2024年度、令和6年度の目標涵養量が年間3,800万立方メートルとされています。

また、第3期行動計画では「目標年度における地下水収支の試算」として「管理計画策定時に目指した地域のシンボルである湧水がより潤いのある水辺環境へと改善されるほどの豊富な地下水がある状態とはいえない。」との記載があります。

このように、第3期行動計画は、今の熊本地域の地下水の状況は、管理計画が目指した姿とはほど遠いとの現状認識があると読み取ることができます。

一方、今回の地下水涵養指針の見直しに当たってのパブリックコメントで県が公表した資料や見直しの前提となった環境審議会の検討部会及び6

月議会で県が説明に用いた資料は、いずれも、現在地下水の収支はバランスが取れているとの前提で策定がされています。

そこで質問です。

第3期行動計画内での資料の認識と直近の指針等見直しで公表された資料群に見られた認識と、どちらが正しい認識となるかを伺います。

続いて、地下水涵養指針等の改正に係るパブリックコメント手続について質問をします。

県では、地下水採取の増加を踏まえて、地下水の涵養の促進に関する指針、略称地下水涵養指針等の見直しを進めており、7月末から涵養指針等見直しのパブリックコメント手続を実施されました。その手続についてです。

今回の地下水涵養指針の見直しは、地下水採取者に求める涵養対策を強化する趣旨であり、その点に反対するものではありませんが、県民の意見を聴いて意思決定をする手続としては不十分ではないかと疑問を感じます。

県政パブリックコメント手続の実施要綱では、その第4に「素案を公表し、県民の意見を求めなければならない。」とありますが、ホームページには、改正の背景や概要はあるものの、素案そのものは掲載されておらず、手続に瑕疵があるのではないかと考えられます。

また、素案に関する資料として環境審議会の答申が非公表であり、どういう答申に基づいて改正しようとしているのかが分かりにくく、意見を求めている県民への配慮が欠けているのではないかと思います。

そのようなことから、今回のパブリックコメント手続に効力があるのか疑問を感じますとともに、より県民の理解が深まるような取組が必要だと思いますが、どうお考えなのか。このまま改正手続を進められるのでしょうか。

まずは、以上2点を環境生活部長へ伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、熊本地域の地下水の現状認識についてお答えいたします。

熊本地域では、平成16年度から人工的な地下水涵養を開始し、その後、県の観測井戸の水位の多くが回復傾向となり、江津湖の1日当たりの平均湧水量も同様に回復傾向にあります。

議員御指摘の熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画においても、熊本県地下水観測井戸の水位や江津湖の湧水量の推移については「横ばいまたは回復傾向」と記載されています。また、対策についても「これまで実施してきた人為的かん養対策を引き続き実施することにより、現在の地下水位や湧水量を将来へと引き継ぐとともに、これまで以上に豊富で安定した地下水の確保が見込まれる状態となるよう、かん養対策を充実・強化していく必要がある。」としております。平成31年の計画策定時と現在で同様の現状認識と考えております。

次に、地下水涵養指針等の改正に係るパブリックコメント手続についてお答えいたします。

今回の手続に際しては、パブリックコメント実施要綱等の規定に基づき適正に実施することはもちろんのこと、できるだけ指針等の改正内容への理解を深めていただけるよう、概要文と併せてイメージ図も用い、内容を分かりやすく示しており、手続に瑕疵はないと考えています。

指針の改正による涵養目標の引上げについては、現状の取水量と涵養量のバランスを維持するため、早期に導入が必要と、環境審議会の部会においても指摘されております。

このため、パブリックコメントで寄せられた指針の改正内容に関する県民の皆様の意見を踏まえながら、改正手続を進めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 御答弁いただきました。

前段の対策についてお答えいただきましたが、その前提となる現状認識がバランスが取れていると、取水量、バランスが取れているとの認識か、バランスが取れていないとの認識かという点を問題としていますので、計画の目標値としての採取量は削減、涵養量は上積みを行うこととしており、現状でバランスが取れているとの認識は、私たちは違っているように感じています。

2点目について御答弁いただきました。

実施要綱等の規定に基づき適正に手続を行っているということでしたが、規定には、改正の素案を公表することの明記があり、参考資料はあれど、素案自体はないように見受けられました。

以上、この場でこれ以上の質問は控えさせていただきますが、今後も、疑問に思ったこの点については調査を続け、また、県民の声や意見を執行部に届ける役割を果たしていきたいと思っております。その点、引き続き御協力と御理解をお願い申し上げます。

今年度のパブリックコメントの一覧ページでは、集計が終わった案件が3件ございますが、意見提出件数は、いずれもゼロ件でした。今回の質問に限らずですが、パブリックコメントのページとして分かりにくいという県民の方の意見も聞いております。ゼロ件というのは、全く異議がなく、意見がないのではなくて、意見ができないくらい分かりにくいということではないのかなとも考えられます。

パブリックコメント制度が県民に広く利用されるためには、誰でも簡単に意見を提出できる分かりやすいページづくりが重要だと思います。県はこれまでも相当努力をされてきているとは思いますが、これまで以上に分かりやすいページづくり

を、これは要望になりますが、お願いしたいと思っております。

それでは、次の項目の質問に移らせていただきます。

次に、環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正について質問します。

県では、環境影響評価条例を制定していて、工業団地の造成には、50ヘクタール以上の規模になると環境アセスメントを事業者を求めることを定めていますが、地下水保全条例に基づく地下水保全地域、特に地下水の保全を図る地域ですが、そこについては、この規模要件を通常よりも厳しく規定し、25ヘクタール以上としています。それを今回の改正で、地下水採取量と開発によって減少する涵養量を超えて涵養を行う事業者については、基準を緩和し、50ヘクタール以上と、一般的な地域と同等にする改正を行おうとしています。

これは、事業者の涵養の取組の誘導策ということですが、そもそも、事業者が問題ないような涵養対策をしっかりと行うのであれば、環境アセスメントを実施しても問題ないはずですし、地域住民の安心のためには、これまでどおり環境アセスメントを求めるべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

また、今回の規模の緩和によって環境アセスメントを免除になった事業者が、実際はその要件とも言うべき十分な量の涵養の取組を行わなかった場合のペナルティーはあるのでしょうか、お伺いします。

また、2点目に、今回、熊本県は、環境アセスメントの対象事業に係る環境影響評価条例施行規則、以下、施行規則と言いますが、その改正を行う中で、環境影響評価条例、以下、条例と言いますが、条例が施行規則に委任している範囲を逸脱して、その要件の設定を行おうとしているように

見受けられます。

すなわち、条例においては、施行規則への委任において、条例別表に掲げる事業の種類ごとに対象事業に該当するかどうかの判定に用いる基準として、施行規則に規定することを委任している要素は、第2条第2号のとおり「規模」、これは「形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。」ということですが、それと実施される地域等のみであり、対象事業をこの判定基準に基づいて一律に定めることを求めています。

しかし、8月28日まで実施された施行規則の改正に関するパブリックコメントの公表資料、熊本県環境影響評価条例施行規則の改正については、この規模及び地域とは、何ら関係のない事業者が行う環境の保全のための措置等の要素を考慮して、対象事業を個別に定める、知事の定める基準なるものを規則で規定することとしています。

なお、今回の改正の考え方は、平成27年の施行規則改正で追加された風力発電の環境アセスメント対象事業の除外規定を下敷きに考えられたものと推察いたしますが、同規定についても同様に、条例に反して定められているように見受けられません。

以上から、今回の施行規則改正の考え方が、県議会の議決を経て制定された条例に背くものではないかと考えますが、執行部の考えを伺います。

さらに、3点目として、今回の施行規則改正のパブリックコメントの参考資料には、涵養の義務化との明記があります。通常、このイメージ図を見れば、県民のほぼ全ての方が、今回の改正で地下水採取量の100%の涵養が義務づけられると理解して安心するのだと思います。

一方、パブリックコメントの公表資料には含まれておりませんが、パブリックコメント開始4日

後に、地下水涵養指針等改正検討部会の資料が、部会の主管課である環境立県推進課ではない環境保全課のホームページに掲載をされ、地下水の涵養の促進に関する指針の新旧対照表も掲載されていました。これが、今回県が改正案として予定している素案であるかどうかは不明ですが、改正前後とも涵養に取り組むものとするとの記載となっており、従来の努力義務の規定に変更がない形になっています。

そもそも、現在の条例は、涵養の義務化に関して、地下水の涵養に努めるものとするということで、努力義務の規定になっています。このことは、県が作成した逐条解説でもそのような説明がなされております。

以上のような条例の規定にもかかわらず、条例の下位の規定である指針において、条例が定める範囲を超えて涵養の義務化を規定することが果たして可能なのか。県民としては、涵養の義務化を実施してほしいと思いますが、今回の指針の改正で、県として努力義務を義務に変更することをお考えなのか。以上の点を伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活環境部長(小原雅之君) まず、環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正についてお答えいたします。

環境影響評価条例施行規則の改正は、環境審議会の答申を踏まえ、地下水涵養指針の見直しに加え、事業者による自主的な涵養の取組を促進するために行うものです。

現行の環境アセスメントの手続を含め、現状では、事業者に、地下水保全のため、採取量を超える地下水涵養の実施を義務づけることは難しいと考えます。

県としては、今回の規則改正により、採取量を超える涵養を確実に実施する事業者に対しては、

地下水保全地域において環境アセスメントの規模要件が緩和できることから、事業者のより積極的な涵養への取組を促すことができると考えています。

涵養の取組が行われなかった場合のペナルティーについては、環境影響評価条例において、知事は、事業者が環境影響評価、事後調査及びその他の手続を実施しないとき、勧告及び公表を行うことができると定められています。この規定も念頭に置きながら、事業者に積極的な取組を促してまいります。

なお、今回の施行規則改正の考えが条例に背くとの御指摘ですが、条例第2条に規定する規模や実施される地域といった項目は例示であります。今回の改正は、併せて同条に規定されている環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを規則で定めるもので、条例で定める対象事業の定義に沿ったものであると考えています。

次に、地下水涵養指針における涵養義務についてお答えいたします。

熊本県地下水保全条例では、事業者は、地下水採取許可申請時に指針を踏まえた地下水涵養計画書の提出が必要であり、許可後は、涵養の実施状況を毎年度報告する義務があります。

このように、現行の指針においても、事業者の涵養目標の達成に向けた取組は担保されていると考えております。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 すみません。1点質問を忘れてしまいました。

追加というか、質問をさせていただきます。

水問題、最後です。

続いて、地下水涵養指針の問題点と水質保全について質問をします。

そもそも、TSMCが取水する大量の水量を超

えた涵養が実際に可能なのだろうかと思えます。確かに、平成16年度から、白川中流域で転作田、ニンジンや大豆、飼料作物などが栽培されている水田で、作付の前後に行われている水田湛水事業は、地下水涵養に大きな成果をもたらしていることは事実です。

しかし、県やおおきく土地改良区が公表しておられる資料を見ますと、平成23年の1,888万立方メートルの涵養をピークに、その後は、1,500万～1,700万立方メートル強で推移し、この事業に協力できる方は、既にほぼ協力しておられ、今後大きな増加は見込めないのではないかと思います。

また、涵養域の農産物の購入という方法も示されていますが、それは、実態としては新たな涵養には直接的にはつながらず、この方法を多く採用すれば、実際に採取した量に見合う涵養量の確保にはつながらないこととなります。

くまもと地下水財団への協力金、寄附金の拠出という方法もありますが、今後、ほかの地域で地下水財団が大きく涵養事業を拡大することができるのか疑問で、今後、集積してくる半導体関連企業の取水量を一定程度賄うような規模に涵養事業を拡大していく見込みは立っているのでしょうか。

さらに、水質の面で、TSMCの排水について、どのような物質がどのくらい含まれているのか、県では把握しておられるのでしょうか。浄化するとはいえ、最終的には工場排水を大量に有明海へ放出することになるわけですので、常時の監視が必要だと思えます。

また、持続可能な地下水の利用による熊本地域の経済発展を考えるのであれば、第2工場が建設されるとなった場合を想定した取水や排水の総量規制も検討しておく必要があるのではないかと

思います。

加えて、申し上げたような持続可能性という点について仕組みとして成り立つように、50年後、100年後と、これからの子供たちの世代のために、世界が誇るこの豊かな熊本の地下水を守っていけるよう、しっかり取り組まねばなりません。何かが起こってからでは遅いですし、誰が責任を取るのでしょうか。

以上のような思いを持つ県民の不安を取り除くためにも、地下水涵養指針の実効性や水質保全の対応に関して、しっかりと現状を分析した取組が必要だと感じていますが、どのように対処しようとお考えでしょうか。

以上の点について、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 地下水涵養指針の問題点と水質保全についてお答えいたします。

まず、地下水涵養指針の実効性についてですが、5月16日に、J A S Mや県等の5者で協定を締結し、涵養期間の拡大や新たな涵養手法について検討を行っています。

具体的には、今まで5月から行っていた水田湛水の開始時期を4月に前倒しするなどによる涵養期間の拡大や今まで白川中流域で実施していなかった冬期の水田湛水の実施など、農業者の方々と連携し、実現可能な具体策の検討を進めています。

また、白川中流域以外でも湧水等を利用した水田湛水の拡大に取り組むことで、本年度のJ A S Mの地下水取水量を超える涵養の実現を見込んでいます。

涵養域の農作物の購入は、地下水涵養につながらないとの御指摘がありました。立地企業の社員食堂で使用する主食用米について、作付の拡大が検討されており、実現すれば涵養量の拡大が期

待できます。

また、熊本の地下水は農業の営みにより育まれており、地域の農産物の購入は、涵養域の維持に必要な農地の確保に重要な役割を担うと考えています。

最後に、水質保全についてお答えいたします。

J A S Mで使用される薬品等については、水質汚濁防止法等の規定に基づく届出などにより、使用方法、処理等も含め確認しています。

また、J A S Mの工場排水は、下水道法の基準を満たすよう処理され、菊陽町で基準が守られているかを確認し、下水道に受け入れられます。その上で、県が管理する下水処理場において適正に処理され、坪井川に放流されます。さらに、排出先の坪井川やその河口域では、熊本市が環境基準に適合しているかを確認いたします。

県としては、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けてまいります。

これらの取組に加えて、県民の皆様の不安解消を図るとともに、予防的な対策を講じる観点から、規制外の金属類や化学物質についても、8月から河川水や地下水などの水質に関する環境モニタリングを実施しています。このことにより、新たな工場が稼働する前後で変化がないか、客観的かつ科学的に把握してまいります。

熊本県は、水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを身にしみて実感しています。今後とも、様々な取組により、地下水をはじめとした熊本の水の恵みを未来に引き継いでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 後半部分で質問を分割してしまい、大変失礼いたしました。

後半部分のまず前段について御答弁いただきました。

採取量を超える地下水涵養の実施を義務づけることは難しいとの御見解ですが、今回の要件緩和の対象事業種は、いずれも面的開発を行う事業であり、面的開発に伴う涵養減が事業による環境への負荷であることは、県としても、県地下水保全条例35条の3でこの点を認識されており、県が、熊本地域の地下水環境は、これだけ厳しいと言っていることから、環境保全措置の一部として、環境基本条例及び環境影響評価条例に基づき、事業者を実施させることは可能であると考えます。

最後の点について御答弁いただきました。

涵養域の農作物の購入が地下水涵養量増加を担保しないことは、既に知事への直行便への回答等で認めているところでございまして、実現すれば涵養量の拡大が期待できるとの説明には、少し違和感を感じます。

多くの県民がこの事業に大きな期待を寄せています。私自身も、こういった問題がクリアできれば、大いにこの熊本県でTSMCが経済活動をして、この熊本県を盛り上げることを願っている一人の人間です。

しかし、一方で、水資源をはじめとした深刻な懸念も存在します。環境基本法の事業者の責務の理念と環境基本条例が定めた事業者の県の施策への協力の義務を背景に、県として、事業者に付度することなく、県民の立場に立ち、環境アセスメント制度や環境指針の厳格な運用を行うよう要望とさせていただきます。

次の質問に移ります。

9月1日、気象庁は、今年の6月から8月にかけての気温について、過去126年で最も暑い夏になったとの統計をまとめました。今年の異常な暑さは、地球温暖化が進行している表れでしょうか。

このような温暖化の加速を食い止めるため、

2050カーボンニュートラルの達成に向けて、様々な取組が進められており、その一つに、再生可能エネルギーの普及促進があります。

本県の第2次総合エネルギー計画においても、2030年には最終電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合を50%にする目標が掲げられており、国も2030年度の電源構成の目標を36～38%と定め、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。その主力である太陽光発電も、2012年度から始まった固定価格買取制度に後押しをされ、増加しています。

私も、化石燃料から再生可能エネルギーへの代替は必要だと思っています。昨今は、住宅の屋根にもソーラーパネルが増え、ビルの壁面にも張りつけるタイプが開発されるなど、こういったところは、地権者との合意が取れているのであれば大いに進めてほしいと思っています。

しかし、一方で、山林や農地などに太陽光発電設備が設置され、メガソーラーと呼ばれる大規模太陽光発電施設が山林の中に横たわっている風景を見ます。

本県の宝とも言うべき阿蘇地域は、経済的価値のみならず、世界有数のカルデラ地帯であるという地質学的な価値や、また、草原地帯においては、放牧等、第一次産業に密接に関わるとともに、オオルリシジミ、ヒゴタイ、ケアシノスリ等々の多種多様な動植物を育むなど、あらゆる学術的価値を有する非常に貴重な場所でもあります。

そういった面も含めて、阿蘇は、御存じのとおり、世界文化遺産への登録を目指しています。しかし、ここにもメガソーラーが草地などを覆って設置されており、こうした風景を見ると複雑な心境になります。

牛の放牧を営んでいた方々が、高齢化や担い手不足などで放牧が縮小し、草原を維持することが

困難になってきているなど、複雑な事情もあるようです。

太陽光発電設備の導入によって自然環境が破壊されるような状況は全国各地で見られ、景観や自然破壊、災害誘発などの懸念で、地域とトラブルになるケースも数多く発生しており、経済産業省が公表している資料によりますと、2021年12月時点で、地域とのトラブルの報道件数が163件となっています。

再生可能エネルギーを普及させる側からすれば、こうした事例もあり、痛しかゆしのところだと思いますが、環境保全のために様々な公益的機能を有し、守っていかねばならない森林や草原を開発してまで太陽光発電設備を導入することについては、私はこの点については反対で、ましてや、世界遺産登録を目指す阿蘇にとっては大きなマイナスだと思います。ですので、太陽光発電の普及促進には、導入する地域と抑制する地域を分けるゾーニング規制が必要だと思います。

こうした問題に対して、全国的に多くの市町村が、あるいは都道府県レベルでも7県が、許可や届出、地域住民への説明義務など内容は様々ではありますが、その設置を規制する独自の条例を定めています。

また、今年の7月に、宮城県では、森林開発に伴う再生可能エネルギー発電設備の所有者に課税をする全国初の条例が制定され、注目をされています。

このように、行政も知恵を絞りながら対策を講じているところではありますが、必要な要件や手続をクリアして設置されるものは許可せざるを得ないというのが実情のようです。

本県では、令和3年11月定例会での答弁の中で、知事は、県として様々な規制の強化と適地への誘導に取り組んでいくとのお考えを示されまし

た。また、くまもと半導体産業推進ビジョンには、2030年頃に向けて熊本の目指す姿が描かれており、その中には「半導体を核とした産業創出拠点」として、最先端の半導体を利用したDX/GXの推進が目標とされています。

私は、GXの推進の観点から、適切な規制の下でのソーラーパネルの増設は有用であると考えます。

そのような中で、福島市は、先月8月31日に、地域と共生する再生可能エネルギーを積極的に進めることを含め、防災や景観保護の観点から、メガソーラーの設置をこれ以上望まない、ノーモアメガソーラー宣言をされています。

そこで質問ですが、本県においては、条例は制定されていませんが、前述のような山林等を開発して太陽光発電設備導入を抑制する対策はどうなっているのでしょうか。本県独自の工夫した取組などを行っておられるのでしょうか。

商工労働部長にお伺いします。

また、世界遺産登録を目指す阿蘇については、8月に東京でシンポジウムが開催されるなど、機運醸成を図っておられ、知事は、現在の任期中に暫定リスト入りを目指すと表明されています。そうであれば、世界遺産登録に向けて、他県等よりさらに踏み込んだ取組を行う必要があるのではないのでしょうか。

後世に守り継ぐべき美しい阿蘇の大地が巨大なメガソーラー施設で覆われるのを防ぐために、国や市町村などとも連携した対策が不可欠だと思いますが、どのように取組を進めておられるのでしょうか。

企画振興部長にお伺いします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、1点目の山林などの開発を要する太陽光発電設備の導入抑制

に関する本県の取組についてお答えします。

本県では、再エネ施設の立地に関して、県、立地市町村、再エネ事業者との3者協定を締結し、立地地域の環境保全や災害防止に努めています。

本年8月末時点での協定締結件数は202件となっております。また、令和3年度から、市町村や地域住民と意見交換を行いながら、太陽光発電と陸上風力発電を地域の理解が得られやすい適地に誘導するため、ゾーニング調査を実施してきました。

今年度は、これまでの調査を基に、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が設定する再エネ促進区域に関して、本県の自然的、社会的条件に応じた環境配慮基準を策定することとしています。

今後、市町村は、この県の基準に基づく再エネ促進区域の設定を行うとともに、区域内で行われる再エネ事業に対しまして、環境保全や地域貢献への取組を求め、これを満たす事業者の事業計画を認定することとなります。

県としても、市町村の再エネ促進区域の設定等への支援を通じて、再エネ施設の適地への誘導を図ってまいります。

なお、国においては、森林法施行令の改正により、本年4月以降、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発行為の許可対象面積が、従来の1ヘクタールから0.5ヘクタールを超えるものに変更され、規制が強化されています。

また、来年4月から施行されるGX脱炭素電源法では、メガソーラーなどの大規模電源の設置における事前説明会の開催や地域への周知活動の義務化など、事業規律の強化が図られることとなっております。

今後も、国や市町村、事業者と連携して、本県における脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入と自然環境や優れた景観の

保全の両立に向けた取組を実施してまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 世界文化遺産登録を目指す阿蘇における太陽光発電設置に対する取組についてお答えします。

阿蘇には、古くから自然と人々との共生により維持されてきた草原や農耕の発達に伴い長い年月をかけて拡大してきた田畑などが、広大なカルデラ全域に形成されています。この壮大で美しい景観は、世界でも類いまれなるものであり、後世に伝えていくことが極めて重要です。

このため、県と阿蘇郡市の市町村は、この景観を人類共通の^{たから}資産として未来へ引き継いでいくため、世界文化遺産登録を目指し、取組を進めています。

平成26年には、阿蘇草原再生千年委員会において、阿蘇のすばらしい草原にメガソーラーはふさわしくないことを確認しました。

令和2年1月、知事と阿蘇郡市の市町村長が、阿蘇の景観を守る宣言を行い、大規模太陽光発電施設等の設置や開発行為によって阿蘇の眺望を著しく傷つけられることがあってはならないと明言しました。

今年の2月には、宣言を踏まえ、太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインを策定し、運用を開始しました。このガイドラインでは、事業者に対して、草原には原則として太陽光発電施設を設置しないことや計画段階や事業実施において特に配慮いただきたい事項等の遵守を求めており、現在、阿蘇郡市の市町村と連携し、施設設置を検討する事業者に対して協力を依頼しているところです。

また、令和3年には阿蘇景観保全会議を設置し、国土交通省、環境省、林野庁とともに、阿蘇の景観保全に関する情報共有や景観に配慮した公

共事業の実施にも取り組んでいます。

引き続き、県と阿蘇郡市の市町村が一体となり、また、国とも十分に連携を図りながら、阿蘇の世界文化遺産登録に向けて、良好な景観の保全に全力で取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 両部長に御答弁をいただきました。

熊本県の太陽光発電設備に関する方針について詳しい回答をいただき、様々な対策や施策、取組を行っていただいていることは非常にありがたいと思います。

再生エネルギーの導入と環境や景観の保全というのは、バランスが非常に難しい問題です。特に、熊本県の象徴である阿蘇山のような貴重な景観に対する影響は、県民の関心も高いと感じております。

県がこれまで様々な取組を推進してきたことは高く評価しておりますが、現在も、県民の中には、太陽光発電設備に対する不安や疑問を持っている方が多いのも事実です。

今後も、県民の声を十分に取り入れながら、環境と景観の保全を両立させる施策を進めていただくことをお願い申し上げます。

それでは、次の最後の質問に進みたいと思います。

教職員の労働環境についてです。

1点目、私が民間企業で働いていたとき、新卒で入っていたところが、なかなかブラックな労働環境でして、サービス残業が月に100時間を余裕で超えるような、そんな場所でしたが、最初でしたから、まあそんなものかと何年か耐えていた時期がありました。

しかし、ニュース等を見ると、教職員の方の働き方も、なかなかひどいものがあるようで、教職

員の労働環境や働き方の改善を念頭に、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、年次有給休暇についてです。

令和4年度、県の教職員の年休取得平均日数は13.3日で、本年度の目標である13日は、昨年と同程度の取得状況であれば達成できると思われま

す。しかしながら、令和7年度の目標は、取得日数を15日としており、今後も未消化を減らすための改善が必要です。

そのような中、熊本市では、働き方改革の一環として、まさに今月から、市教職員は年次有給休暇の取得期間を9月からとされました。年休取得の締め日が8月であれば、子供たちの夏休みやお盆休みとも重なり、職場の空気感としても年休消化をしやすいと考えられます。

そこで、県としても、年休の取得時期の変更や取得促進に向けた取組をされる予定はあるのでしょうか、お伺いします。

次に、デジタル化による業務改善等についてです。

現在、県立の玉名高等学校で、現場の教員の方からお聞きした話ですが、テストの答案を読み込んで自動採点ができるテスト採点支援のソフトがあり、とても便利だとの声を聞きました。

こうした取組は、教員の方の負担軽減や答案のデータ管理の効率化による生徒一人一人へのきめ細かな対応につながり、非常によい試みだと思いますが、これは、学校独自の施策なのか、今後県で広めていくためのいわば試験校だったのでしょうか。

また、こういった事例を含めて、学校現場でのデジタル化による業務改善等を進める上で、こういった取組に力を入れているのでしょうか。

以上2点について、教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の年次有給休暇についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、教職員に対し、年間を通じて年次有給休暇の計画的な取得を促してきたところでございます。

具体的には、夏季休業中における学校閉庁日の設定、夏季休暇と組み合わせたリフレッシュ休暇の取得促進などの取組を行っております。

さらに、各市町村教育委員会においても、例えば、二学期制の導入による秋休みでの取得推進など、独自の取組が進んでいます。これら県と各市町村による取組の結果、教職員の意識も高まり、年休の平均取得日数は年々上昇しているところでございます。議員御紹介の年休の付与時期の変更については、現時点では考えておりません。

今後とも、働き方改革をより一層推進し、さらなる年休の取得促進に努めてまいります。

次に、2点目のデジタル化による業務改善についてお答えいたします。

議員御指摘の採点支援ソフトについては、今年度、県教育委員会で、県立中高等学校のうち13のモデル校に試験的に導入しております。

県教育委員会としましては、今年度のモデル校での検証結果を踏まえて、令和6年度以降の県立中高等学校への本格導入を検討したいと考えております。

そのほか、デジタル化による学校現場の業務改善に向けた取組として、県立学校における児童生徒の成績などを管理するシステムや教材費等の学校徴収金を管理するシステムの導入など、業務負担の軽減を図っているところでございます。

さらに、今年度から、保護者のスマートフォンなどに学校からの連絡を配信するソフトや学校での文書受付など定型業務の一部を自動で行うソフトを導入し、さらなる業務の効率化を図ることと

しています。

今後も、学校現場の課題やニーズを適切に把握しながら、業務のデジタル化等を積極的に進めることにより、教職員の労働環境の改善に取り組んでまいります。

○副議長(内野幸喜君) 星野愛斗君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

[星野愛斗君登壇]

○星野愛斗君 年次有給休暇、デジタル化による業務改善等について御答弁いただきました。

これまで、学校の先生方は、生徒のために御自身のワーク・ライフ・バランスをいとわずに教育活動、すなわち部活動指導だったり朝課外だったりですが、これらを行ってこられました。そして、このことは、生徒の育成に大きく寄与したと言えます。

しかしながら、この朝課外も、今年度から廃止となりました。部活動は、義務教育では地域移行が進んでおり、今後の県立学校の動向を深く見守っている県民、保護者の方もいらっしゃると思います。

学校の特色を反映する進学率や就職内定率、そして部活動の活気や実績、これらのレベルアップには先生方の御指導は不可欠です。しかしながら、決して先生方の自己犠牲を伴うものであってはいけません。成長する生徒の姿を見たいから教師になったとおっしゃる先生方が働き過ぎることがないように、客観的に判断する指標やセーフティネットが必要になります。

こうした先生方の存在も大事にしながら、今後も、行政の皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

今日は、幾つか質問させていただきました。これ以外にも、いろいろ質問したいことが幾つかあ

りました。今後も、いろいろ調査研究してまいりたいと思っております。

皆様の継続的な御指導と御協力をお願い申し上げます。以上で私の質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立山大二郎君。

〔立山大二郎君登壇〕（拍手）

○立山大二郎君 皆様、おはようございます。山鹿市選出・自由民主党の立山大二郎です。本年初当選し、今回が最初の一般質問となります。

山鹿市からは、二元代表制のそれぞれの代表であられる蒲島知事、そして淵上議長がいらっしゃいます。偉大な先輩方がいらっしゃる中で、大変身の引き締まる思いで質問をさせていただくこととなりますが、多々至らぬ点もありますが、どうぞよろしく願いいたします。県議会に議席をいただいた者として、一生懸命に県政の発展、県民の福祉向上に資するように努めてまいりたいと存じます。

朝一発目の質問で、星野先生が大変フレッシュな質問をされましたので、大変やりにくいなと思いつつ、また、一般質問初日に、吉田先生がトップバッターとしてチャンスを広げるとおっしゃいました。そして、見事なホームランを打たれましたので、私も続けて、ヒットか送りバントか、とにかく凡打にならないように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問に参ります。

動物愛護の取組についてです。

新型コロナ禍による在宅時間の増加により、新規に犬や猫などペットを飼育し始めた方が増えていると、こういう報道があります。一方で、動物の権利意識の向上などから、一部のホームセンターでは、ペットの展示販売を取りやめるなどの動きもあり、全体的な飼育頭数は頭打ち、もしくはピークアウトしており、新型コロナ禍では、新規飼育者がやや増加していると考えられます。

新規にペットを飼い始めたものの、経済状況や環境の変化などにより、飼育放棄や市街地、山林などに遺棄してしまう事例が増加することが懸念されます。

動物愛護法では、飼い主の責務として、飼養動物を健康で安全に命を終えるまで適正に飼養、終生飼養するとともに、他人に害を与えないように措置を講じ、生活環境保全に努め、他人の迷惑にならないように飼養しなければならないと明記されています。

つまり、終生飼育と適正な管理を大前提としていただく心構えを飼養者に求めているわけですが、新規の方のみならず、実態としては、飼い猫の避妊・去勢手術の不徹底等による多頭飼いのトラブルや飼い主のいない猫への餌やり等で野良猫が増加し、地域に迷惑がかかっている問題がございます。私の住む山鹿市においても、住民や商工業者、農家の方から、ごみ捨場をあさられて困っている、ふん尿の被害により植え込みや農作物に被害が出ているなどの声も聞かれます。

この問題を解決するためには、避妊・去勢手術が有効な手段であり、県では、飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊・去勢手術を受けさせる個人または団体に対して、手術費用の補助を行っています。令和4年度は、予算300万円に対し

て、8月末には受付件数がほぼ予算上限に達したと聞いており、避妊・去勢手術に対するニーズが高いため、本年度、令和5年度は予算を500万円に増額しています。

また、飼い主がいない猫を、その地域の住民が周辺美化など地域のルールに基づいて、共同で適切に飼養管理する地域猫活動、こちらでも有効な手段で、この活動を広く浸透させる必要があるかと思いますが、住民の理解が進んでいるとは言えず、普及啓発が必要だと考えます。

そこで、飼い主のいない猫への対策について、今年度の補助金の申請状況と地域猫活動の普及啓発のための県の取組について、健康福祉部長に伺います。

次に、動物取扱業者に対する指導状況等について伺います。

令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物愛護の観点から、動物の繁殖や販売等を行う第一種動物取扱業者による適正飼養等を促進するため、飼養施設の構造、規模、従業員数、環境の管理、繁殖の方法等の遵守基準が具体的に明示されました。

しかし、業者による動物の不法遺棄や劣悪な環境での飼育について報道があっており、摘発に至るケースもあります。2021年に全国の警察が摘発した動物愛護法違反事件は、前年から68件増の170件と、統計を取り始めた2010年以降で最多となったとの報告もあり、業者に対する強い指導も必要であろうかと存じます。

そこで、悪質行為を未然に防止する取組と動物取扱業者に対し、どのような指導をされているのか、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) まず、飼い主のいない猫の問題への対策についてお答えします。

県では、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に対して、平成30年度から、雄1頭5,000円、雌1頭1万円を上限に補助を行っており、申請数は年々増加しています。

議員御紹介のとおり、令和4年度は、8月末時点で受付件数がほぼ予算額の上限に達したことから、今年度は、県民の皆様のニーズにより多く応えられるよう予算を増額し、8月末時点で474頭、425万5,000円分の申請を受け付けているところです。

引き続き、手術の実施状況を確認しながら、効率的な予算執行に努めてまいります。

また、地域猫活動の普及啓発については、県の広報紙やホームページ等で周知を行うほか、保健所での相談対応時に活動の助言を行っております。さらに、地域猫活動の普及支援のため、自治会等への補助も行っているところです。

しかし、このような対策を行っても、各保健所には、時期を問わず、飼い主のいない猫に関連する相談、苦情が寄せられており、今後は、これを地域の環境問題と広く捉え、ボランティアをはじめとする県民の皆様や市町村等とも連携した取組の充実強化が必要と考えております。

このため、現在整備を進めている新たな動物愛護センターを拠点に、先進事例も参考にした新たな取組の検討や地域猫活動の講座開催などによる普及啓発の強化を図ってまいります。

次に、動物取扱業者への指導等についてお答えします。

動物取扱業を営もうとする者は、都道府県等への登録と5年ごとの更新が必要となります。

本県では、登録、更新の際に、法に基づく基準に適合しているか、管轄保健所が申請書類と現地調査により確認しています。

また、動物取扱業を営む全事業所の責任者を対

象に、毎年業務に必要な知識や能力に関し必修の研修を行い、法令遵守の徹底を図っています。

近年、県内で摘発等の事例はありませんが、不適正飼養等の事案を把握した際には、厳正に対処してまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 ただいまの御答弁にありましたように、猫の避妊・去勢手術に対して、本年度は予算を増額していただき、本年4月12日の申請受付開始から8月末の時点で昨年を上回るペースの申請があつているとのことですので、こちらもやがて上限に達するものと思われまふ。

1頭の雌猫から1年後に約20頭以上、2年後には80頭以上、3年後には2,000頭以上にもなるそうですから、繁殖を抑制し、地域猫として共生社会を実現するためのこの施策は、地域猫活動に取り組まれている方々にとつても大変心強いものと存じます。

また、避妊、去勢のために、猫を捕獲するためのわな購入などにも地域猫活動の支援として補助を行つていただいておりますが、活動の促進のためにも、引き続き十分な予算を確保していただき、執行していただければありがたく存じます。

また、地域猫の普及啓発につきましても、市町村との連携を拡充していただき、自治会等との協力もいただきながら、避妊・去勢手術の実施の拡充、餌やりのルール化等を地域で一体となつて取り組んでいただけるように願ひます。

先日の吉田先生の一般質問で触れられた新たな動物愛護センターにもしっかりと予算措置と人員配置をしていただき、子供から大人まで、県民の皆様が関心を寄せていただけるような普及啓発にも努めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

動物取扱業者への適正飼育に向けた指導体制も

確立していただいているようで心強く存じますが、業者のみならず、一般の方においても過剰な多頭飼育となり、飼育環境が崩壊するケースの報道などあつております。ですので、通報の受入れ体制はもちろんのこと、相談のしやすい体制構築を、警察や保健所、市町村担当課とも連携して行つていただければ幸いです。

それでは、次の質問に移ります。

これまで動物愛護について伺いながら、動物の命に差をつけるようで心苦しくもあるのですが、人と動物との適正な共生環境を実現するためには仕方のないことと存じますので、改めて、鳥獣害対策の持続性を高める施策について伺ひます。

本県の令和3年度における野生鳥獣による農作物被害額は、前年度より約1,000万円減少し、前年度比マイナス2%、5億3,761万円となつていふそうです。

県の「えづけストップ！」対策事業をはじめ、市町村の御尽力や農家の方々の御協力により、前年度比マイナス2%の減少につながつていふものと存じますし、幸いなことに、鹿本地域では、前年度比でマイナス55%と減少してはいますが、このように、数字で表れる被害額にとどまらず、農家の方々にとっては、日頃からの対策にかかる時間や労力など、この額として算出されない数字も実際には膨大なものになるかと存じます。

鳥獣被害の対策として問題になつてくるのは、1つは、狩猟免許所持者の高齢化が進む中での人材確保、もう一つは、捕獲後の処理をいかにするかこの2点が大きいものと存じます。

これまで、有害鳥獣対策として、捕獲等事業については環境生活部で、被害防止計画や各種支援事業については農林水産部で積極的に取り組んでいただいております。また、その他の関係部署と

も鳥獣被害対策プロジェクト会議などを通して情報共有を行い、横断的に連携した対策に取り組まれていると聞いております。

ところで、ある漫画の作者が、自らわな猟免許を所持され、鳥獣被害の現場をリアルに描いているとして、昨年でシリーズ累計44万部を突破し、話題となっております。令和2年には、農林水産省、環境省とのキャンペーンコラボを実施し、狩猟・農業メディアからも大反響となっております。NHKや神戸新聞では、若年者のわな猟免許取得者増加につながっているとの報道もなされております。

このように、若い方々にも届くような機会があれば、免許取得につながるという好事例ですが、本県としましても、高校や大学、専門学校などにも働きかけるような施策や啓発活動があれば、興味、関心を引く契機になるかと考えます。

そこで、1点目の狩猟免許所持者の確保についてですが、各種団体や教育機関への狩猟免許の取得の啓発活動についてどのように考えておられるのか、環境生活部長に伺います。

2点目の捕獲後の処理についてです。全国的に、捕獲した鳥獣の大半は捕獲者により埋設または焼却による処分が行われており、本県においては、大半が埋設処分されている現状です。

総務省の実態調査レポートでも、処分に当たり、埋設場所の確保、焼却施設までの運搬等の負担が課題。利活用にも課題ありとされています。

このような中、本県では、令和3年に天草市有害鳥獣処理施設が整備され、国庫交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらを活用し、減容化施設を整備されています。

これにより、埋設処理に係る捕獲従事者の負担軽減と不完全な埋設処理による自然環境への影響が軽減されているようですが、埋却・焼却処理を

各市町村で負担し続けるのも大変厳しい現状があるかと存じます。

そこで、広域で利用可能な減容化施設の整備やジビエ加工処理施設の設置が必要と考えます。また、ジビエの処理加工施設の運営においては、販路の拡大が課題と考えております。これらに関する県の取組について、農林水産部長に伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 1点目の狩猟免許所持者の確保についてお答えいたします。

県内における狩猟免許所持者数は、昭和45年の約1万4,000人をピークに年々減少を続け、平成21年度には、約4,800人まで減少いたしました。

近年、5,000人程度で推移しているものの、高齢化が進んでいることもあり、新たな狩猟免許取得者の確保は、鳥獣害対策を進める上で喫緊の課題だと考えています。

このため、県では、狩猟免許試験の開催回数や会場数を増やし、受験の機会増や利便性向上を図るとともに、令和2年度から、若手狩猟者を掘り起こすため、農業・林業系学科のある高校を訪問し、狩猟等に関する出前講座を行うなど、狩猟の魅力、役割を理解してもらう取組を進めています。

あわせて、高校生等の狩猟免許取得費用を補助するとともに、高校が行う捕獲研修等の活動を支援しています。

また、昨年度から、農学部のある大学の学生にパンフレットを配布して、狩猟免許取得の働きかけを行っています。

さらに、県が中心となり農業者の学びを支援するくまもと農業アカデミーの鳥獣害対策講座において、狩猟の意義や社会的役割について講義を行っています。

このような取組により、新規狩猟免許取得者数

は、令和2年度からの3年間で約1,300人となっており、令和4年度末の狩猟免許所持者数は約5,800人となるなど、着実に成果が出てきているところです。

引き続き、庁内関係部局をはじめ、国、市町村、関係団体と連携しながら、狩猟免許所持者の増加に向けた啓発活動等にしっかりと取り組んでまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 2点目の捕獲後の処理についてお答えします。

本県の令和3年度のイノシシと鹿の捕獲頭数は約5万8,000頭で、9割以上が捕獲者により埋設処理されています。埋設に係る負担を軽減するためには、捕獲後の鳥獣を分解、圧縮する減容化施設等で処理することも有効です。

ただし、施設の整備については、処理を広域化、共同化すると運搬距離は長くなり、かえって捕獲者の負担増となることから、捕獲の方法や頭数など地域の実情を考慮した慎重な検討を要します。また、施設の運営主体や設置場所についても、市町村など関係者間でしっかりと協議する必要があります。県としましては、市町村の鳥獣被害防止計画の策定において、実情に応じた処理方法や施設の検討を支援してまいります。

次に、ジビエの販路拡大について、本県では、平成24年度から、くまもとジビエ料理フェアを開催し、県内におけるジビエ料理の認知度向上や消費拡大に取り組んでいます。

その結果、参加店舗が、取組開始時の15店舗から62店舗に増加しています。また、首都圏での販路拡大に向けて東京で開催されたビジネスフェアに参加し、約200社との商談の機会を創出しました。

さらに、県内のジビエ処理加工施設や関係市町

村、司厨士協会等で構成するくまもとジビエコンソーシアムにより、処理技術の向上や国産ジビエ認証の取得など、県全体での品質の向上や安定した供給、ブランド化に取り組んでいるところです。

このような取組により、イノシシと鹿のジビエとしての活用頭数は、平成28年度の2,978頭から令和3年度には3,755頭まで増加しています。

県としましては、引き続き、関係団体と一丸となって、農家の方々が安心して農業生産を続けることができるよう、野生鳥獣による農作物への被害防止やジビエの利活用の推進に取り組んでまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 ただいまの御答弁で、3年間で約1,300人も新規に狩猟免許を取得していただいたとのこと。狩猟免許所持者のうち、2割強の方が新規取得者となることになりますね。鳥獣害対策の持続可能性を高めることに、大変大きく寄与されていることがうかがえます。

直接的に狩猟に従事するだけでなく、例えば、電気柵やワイヤーメッシュの設置など、ふだんからの対策においても、やはり狩猟に関する理解のある方、知識のある方が地域にたくさんいらっしゃると、その効率性も高まるものと考えられます。

また、農水省としても、スマート農業であったりICTの活用、そういったところに補助金を大変使っているわけですが、ぜひ、多様なチャンネルを活用して、さらなる啓発、補助に取り組んでいただければと思います。

捕獲後の処理につきましては、本県では、9割以上が捕獲者による埋設処理とのことですが、家畜伝染病予防法第23条に定める汚染物品として取り扱わず、廃棄物処理法に基づき処理する場合、

病原体の拡散防止措置等を適切に行い、また、周辺の生活環境の保全について十分に留意した上で処理する必要がありますので、御答弁にもありましたように、特に捕獲者による埋却には、やっばり多大なる負担をおかけしておる状況があります。地域事情を把握した上ではなりますが、より適正な処理方法、また、減容化施設等の検討も重ねてお願いしてまいります。

イノシシや鹿のジビエ利活用も、県全体で供給やブランド化を推進していただいているとのことです。鹿は、イノシシと特に異なり、飼料安全法により、特に肉骨粉に関しては厳しい利用制限があるものの、適正な範囲内で、もちろん肉牛であったり、また、ペットフードなどの活用も働きかけていただきますようお願いしまして、この項の質問を閉じます。

続きまして、県立高校と大学等の連携について伺います。

これまでも、県立高校の魅力化について様々な御質問、そして県教育委員会による取組がなされていますが、今回は、高大連携など、県立高校と大学との連携による学びの充実について伺います。

高大連携という言葉ですが、日本私立学校振興・共済事業団によりますと「高校生が大学の授業を受けに大学へ行ったり、大学の先生が高校に出向いて授業を行ったりといった、高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会を増やすような取組、高校の教員と大学の教員が相互理解を図るためのネットワークの構築、大学生に対する基礎学力向上のための補習授業の実施など」を指します。

文部科学省は、グローバル人材の育成や技術革新に伴い、平成28年度より、高大接続改革を推進、大学入学者選抜の改革などに着手しました

が、高大連携は、入試の接続、入り口の接続にとどまらず、教育の接続を推し進めるものであり、未来の日本を担う若者の夢の実現、キャリアデザインにおいて、非常に有効な手段として全国各地で様々な取組がなされています。

大学との連携が深まり、地元進学が高まっていくならば、高校生にとっては、大学卒業までのイメージがより描きやすくなるのではないかと。また、地元大学への進学から地元企業への就職につながるならば、担い手不足が課題となっている地元企業にとっても喜ばしいことになるのではないかと。このことは、地元の県立高校が選ばれる要素にならないかと思えます。

本県におきましても、高大連携等の推進については、令和3年3月の県立高等学校あり方検討会による提言に基づき取り組まれています。高校教育課の発表によりますと、令和5年度大学・短期大学等の高大連携に関する取組一覧では、県内15の大学、短期大学、大学校、高等専門学校において、高校等への出張講義や高校生対象の公開講座の開催などに取り組める体制づくりがなされているようです。

また——ちょっと片仮名が続きますけれども、熊本サイエンスコンソーシアムと県内の3つの大学、崇城大学、熊本保健科学大学、熊本大学と、この連携協定に基づく活動が行われているそうです。

熊本サイエンスコンソーシアム、KSCと略されますが、こちらは、県内SSH、スーパーサイエンスハイスクール指定校の5校、熊本北高校、宇土高校、天草高校、鹿本高校、第二高校と、理数科、理数コース設置校3校、熊本西高校、大津高校、東稜高校、この県立学校8校で構成されており、高大連携、高大接続や探求活動の推進、企業等との連携をテーマに活動されています。

その中で、大学と連携した探求活動について、具体的な取組などを伺いたく存じます。

また、KSCにおいては、理数系のコースや生徒が主な対象になっているものと存じますが、普通科や専門学科で学ぶ生徒にとってのカリキュラムや今後の取組などはどのようになっているでしょうか。

加えて、このような県立高校における大学と連携した探求活動は大変すばらしく、ぜひ広く発信していただきたいと思いますが、どのように情報発信されているか、こちらを伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立高校と大学が連携した探求活動についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、県教育委員会では、理数教育の発展と科学技術人材育成のため、スーパーサイエンスハイスクール指定校で、理科、数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施するとともに、それらの指定校が協働して探求活動を推進できるように、熊本サイエンスコンソーシアムを構築しました。令和3年度からは、熊本サイエンスコンソーシアムが、崇城大学、熊本保健科学大学、熊本大学と協定を結び、連携した取組を行っています。

例えば、生徒が自ら課題を設定し研究する探求活動を行う際に、大学の研究室を訪問して大学教員からの指導助言や大学施設における実験などの研究支援を受けることができます。このような連携の結果、崇城大学では、令和5年度から、研究支援を受けた生徒を対象として、その研究内容等で合否を評価する新たな入試制度が導入されました。

また、普通科や専門学科で学ぶ生徒についても、熊本サイエンスコンソーシアムで構築した高

大連携の仕組みを活用した取組も行っています。

例えば、人吉高校では、熊本県立大学と連携して、地域コミュニティの活性化をはじめとする地域課題解決のための探求活動に取り組んでいます。また、南稜高校の総合農業科環境コースでは、東京大学や熊本県立大学と連携し、森林の保水力に関する調査を行っています。

さらに、今年度から、全ての県立高校を対象とした半導体人材育成事業に取り組んでいます。半導体教育に力を入れている大学等や企業の見学98件、大学、企業等から講師を招いての出前授業17件を実施予定でございます。

次に、大学と連携した探求活動に係る情報発信についてお答えします。

県教育委員会では、ホームページやパンフレットの作成、SNSでの発信に加えて、令和4年度から、県立高校学びの祭典を開催しています。県立高校全50校でそれぞれ探求活動に取り組む生徒が一堂に会し、ポスター発表やプレゼンテーション、展示など、様々な方法で研究成果を発表しています。

また、熊本サイエンスコンソーシアムと連携している県内3大学も本祭典に参加され、指導助言等の御協力をいただいています。

昨年度は、小中学生や保護者、地域の方々など約1,800人の来場者に対して、広く県立高校の魅力をPRすることができました。今年度は、さらに規模を拡大し、12月23日に、グランメッセ熊本で開催する予定です。

今後も、大学と連携した探求活動を進めるとともに、より一層の学びの充実を図り、魅力ある県立高校づくりに努めてまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 私自身が私立高校の出身で、また、東京の私立大学に行っているということで、

なかなかこういうのを聞いていいのかなという気もするんですけども、今回は、県立高校と大学との連携について伺いましたが、もちろん設置者の意向にもよりますけれども、私立高校においても大学との連携、こういったものが進みますと、県内の教育環境はさらに充実するものと考えます。

また、高校での学びの充実にとどまらず、入試の可否評価にもなっている事例を御紹介いただきましたが、このような取組は、大学の県内進学にも寄与するものだと考えられます。

御答弁で御紹介いただきました大学や企業との連携は、本県内の地域課題解決にも大いに寄与するものです。とりわけ半導体人材育成事業による取組等、また、農業等もそうですけれども、大学、企業、地域、そして子供たちや保護者にとっても関心が高まっているところでございますし、将来的な効果が見込まれる事業と存じます。

御紹介にありました、昨年度から開催されます県立高校学びの祭典も、本年12月23日に、規模を拡大して開催されるとの御答弁でした。実際に高校で学ばれている生徒の皆さんに貴重な学びの機会を提供することになりますし、本県の持続可能な人材育成にとっても重要な機会になるものと存じます。

私ごとで恐縮ですが、大学在学中に学習塾を起業するなど、約20年近く教育の現場に携わった経験がございます。その上で、学習にはインプット、学ぶ、入れることも大事なんですけども、十分なアウトプット、発表することも大事で、こういったことで教育効果は飛躍的に高まることを実感しております。

優れた教育者としても名高い蒲島知事におかれましても、その効果は十分に御理解いただけるものと存じますけれども、ぜひ、教育委員会はもと

より、本県一丸となって、子供たちのより高度な学びの機会を御提供いただきますようお願いいたします。

また、学びの祭典につきましても、開催に向けて御尽力いただきますとともに、ぜひ多くの方に御覧いただけるよう、告知等にも、ぜひマスコミの方々とも御協力いただいて、御対応いただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

本県では、TSMCの進出、JASMの本格稼働に向けて、全庁的な取組が推進され、当該地域への社会資本整備は喫緊の課題であり、限られたリソースの選択と集中は論をまたないところで、その上で、広範な視野に立って、将来的な課題を見据えたところで、産業の持続性を高めるために、県北地域と周辺都市圏における道路整備の考え方について伺います。

県北地域の菊池川流域圏は、古来米づくりを中心とした開発が進められ、物流の大軸としても栄えた地域で、平成29年に日本遺産に認定、本年7月に認定継続されました。

また、現代におきましても、福岡商圏、鳥栖インターチェンジ周辺の物流拠点を視野に入れた産業活動や交流が盛んであり、東京や大阪はもとより、福岡など大都市圏への農産物の出荷等は、地域経済を大きく支えているものです。

これまでも、6月定例会では坂梨先生が、本定例会でも山口先生の代表質問において、2024年問題、長距離輸送のトラック運転手などの残業時間の上限規制やそれに付随する諸問題について取り上げておられますが、この問題に対する処方箋の一つとして、県北の、また、山鹿地域における2点の道路整備について伺います。

山鹿市においては、国道3号植木バイパスの早期実現が強く求められております。こちらは、九

州縦貫自動車道植木インターチェンジ付近を起点とし、熊本市北区四方寄町に至る道路で、その一部は、国道3号熊本北バイパス及び熊本西環状道路と一体となって熊本環状道路を形成し、また、熊本都市圏と県北部地域との相互交流及び連携に寄与する道路として熊本都市圏の放射道路網の一部となるなど、熊本市の交通混雑の緩和及び交通安全性の向上等を目的とした事業となっています。

中九州横断道路の整備と九州縦貫自動車道、熊本西環状道路などとの接続も、これから進められていきますが、現状でも非常に渋滞の激しい熊本インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジ、植木インターチェンジと並行し、また、接続する国道3号の熊本市北区四方寄町交差点から植木インターチェンジ間のさらなる交通量増加も予測される中で、渋滞緩和策としての植木バイパスの重要性は、いよいよ高まっているものと存じます。

また、国道325号の4車線化事業は、山鹿市鹿本町の来民交差点から延伸するものですが、こちらも、山鹿市から菊池市、そして阿蘇くまもと空港方面へのアクセス道路として重要でありながら、渋滞が発生しやすく、経済的損失にもなっていることから、以前より改善が求められているものです。

熊本地震の際にも各地で交通事情が悪化しましたが、シリコンアイランド九州の復活に向けて中核となる地域へのアクセスを複数持つことは、リスクヘッジの観点からも必要であろうかと考えます。また、将来的にも工業用地や宅地の需要がさらに求められる際に選択肢や可能性を拡張するためにも、国道325号の整備は必要不可欠であろうかと存じます。

有明海沿岸連絡道路の事業化にも進展がありま

すので、福岡県や佐賀県などの北部九州との玄関口であり、熊本都市圏との間に挟まれた菊池川流域圏の将来性を鑑みて、1点目に、植木バイパス実現に向けて、本県として国に対してどのように働きかけていくのか、2点目として、山鹿市鹿本町の来民から計画されている国道325号の4車線化の実現に対して、本県としてどのように取り組まれていくのかを土木部長に伺います。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 山鹿市におきましては、熊本都市圏と福岡方面を結ぶ国道3号に、菊池市や阿蘇くまもと空港方面へとつながる国道325号が接続しており、この地域の主要な幹線道路として、物流や観光などの経済活動を支えています。

国道3号につきましては、熊本市植木町区間で恒常的に交通渋滞が発生しているため、国において、植木バイパスの整備が進められております。

この植木バイパスは、山鹿市と熊本都市圏との定時性確保に大きく寄与するものと認識しております。

バイパスの計画区間は、九州縦貫自動車道植木インターチェンジ付近から国道3号熊本北バイパスとの接続部までの延長9.3キロメートルです。これまでに国道208号から南側の5.6キロメートル区間が事業化され、残る北側の3.7キロメートルが未着手となっております。

この事業化区間のうち3.2キロメートルが供用されております。熊本西環状道路とつながる0.9キロメートル部分につきましては、本年2月に開通したことにより、国道3号や周辺道路の交通混雑が緩和するなど、一定の効果を発揮しております。

県といたしましては、これまでも、様々な機会を通じて国へ整備推進を要望しており、今後と

も、未着手区間を含めまして、植木バイパスのなお一層の整備推進をしっかりと国に働きかけてまいります。

また、国道325号につきましては、山鹿市から大津町までの区間におきまして、渋滞解消や物流の効率化に向けて4車線化を進めており、現在、山鹿市と菊池市内の2か所において、整備に取り組んでおります。

山鹿市内におきましては、これまでに、菊池市側から鹿本町来民までの1.9キロメートルの区間の整備が完了しており、さらに、山鹿市中心部に向けまして、延長3.1キロメートルのバイパス整備に取り組んでおります。

整備に当たりましては、朝夕を中心に渋滞が発生している来民交差点を優先して取組を進めております。現在交通管理者などの関係機関と協議を進めておりまして、今年度中には用地取得に着手する予定でございます。

また、この交差点の整備と併せまして、残る区間についても、今年度中に詳細設計に着手いたします。

今後とも、地元山鹿市と連携しながら、バイパス全線の早期整備に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 これまで洲上議長もいろいろとお尋ねがされている中で、私としても、やっぱり山鹿、地元としてお話をさせていただきました。

国道3号植木バイパスについて、なお一層の整備推進を国に働きかけていただく旨、また、国道325号につきましては、今年度中の用地取得の着手、残る区間の詳細設計着手など、早期整備に向けた取組などについて御答弁いただきました。

今から30年ほど前、私が高校生のときに、1年間だけ山鹿から熊本市内にバス通学をしていたこ

とがあるんですけども、熊本市内まで約1時間で昔は到着していたものの、現状では、朝の通勤通学ラッシュの時間帯には1時間半、降雨時など混雑する際は2時間近くかかる場合もあります。植木バイパスの整備推進には、山鹿の市民や各種団体も大いに期待しているところでございます。

また、鹿本町来民のバイパス整備におきましては、阿蘇くまもと空港方面からのアクセス改善により、観光面でも非常に助かります。

台湾の方々をはじめ、日本の温泉に関心を寄せていらっしゃる海外の方が多く聞き及んでおりますが、菊池市内のアクセスも改善するとすると菊池温泉、そして、山鹿市内だけでも山鹿、平山、菊鹿、熊入など温泉地がございますし、また、三加和温泉、玉名温泉などの温泉地にも御来訪いただけるようになれば、菊池川流域圏の観光活性化にも資するところが大きいものと存じます。

一方で、バイパス開通後には、現状の325号沿いや来民商店街周辺への経済的な影響も考えられますし、また、鹿本小学校の通学路についても影響してくるところがございますので、そのような方面にも御配慮をいただきつつ、地元の御意見、御要望にも耳を傾けていただき、渋滞解消や緩和、各都市圏への定時性確保に向けて、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

開かれた県政の情報発信についてということですね。

本県におきましては、県ホームページをはじめ、県内向けの広報紙「県からのたより」、また、各種SNSなど、様々なチャンネルを活用されて情報発信に努められています。

TSMCの進出を契機とする台湾との経済的交流が拡大し、今後の海外企業の進出や交流促進、

インバウンド需要などもターゲットに入れている本県としては、海外への情報発信、とりわけ県ホームページにおける外国人対応のサイト構築を強く意識する必要があります。

また、県内にお住まいの技能実習生など海外出身の方々が、発災時のみならず各種の行政情報入手する必要に迫られて、県ホームページを御覧になることも今後より考慮に入れなければならないと存じます。

幸いにも、県ホームページにおいては、多言語対応が実装されており、トップページに「Foreign Language」と記載してあるリンクから、英語、中国語の簡体字、繁体字、韓国語、フランス語、ベトナム語への翻訳が可能となっています。

この点が充実していることは大変すばらしいのですが、一方で、画像によるバナーなどで日本語が画像として埋め込まれて、これらの文字は、サイトの機能では翻訳し切れないという問題があります。

とりわけ災害発災時などの緊急事態におきましては、トップページのスライドショー、こちらは画像によるホームページの情報リンクが複数枚切り替わるもので、ここで大きく情報発信する機会が多いものと存じます。

例えば、新型コロナウイルス感染症の特集ページ、こちらもこのスライドショーからリンクされていますが、その画像のところ、「COVID-19」の記載はあるものの、ほぼ日本語での紹介となっているため、こちらも翻訳機能が通用せず、海外出身等の方にとっては障壁となっている状況です。

今後見込まれる外国人労働者の増加や海外との経済交流の増進を控えて、早期に解決すべき課題と考えます。

そこで、1点目に、県ホームページの外国語対

応に関して、バナーなどの画像に埋め込まれた情報の取扱いを今後どのようにされていくのかを伺います。

また、県の各部局等では、様々なSNSを活用され、事業の情報発信に努めておられます。災害発災時なども、その活用がさらに飛躍していくものと存じますが、県のホームページの目立つところから代表的なSNSアカウントへの導線が明示されているほうがより効果的と考えます。

そこで、2点目に、本県ホームページ上から県広報SNSの活用アカウントへの導線をよりよくできないかという点について伺います。

さらに、発達障害を持つ方や高齢の方などには、言葉は理解できるが、文字を読めない、読みにくいといった特性を持つ方、つまり、ディスレクシア、読字障害の方、また、視力が弱い方などへの対応も問題になります。

令和元年5月9日の産経新聞の記事では「ディスレクシアは読字障害とも呼ばれ、文字がゆがむ▽文字が反転して見える▽文字と発音が一致しないなどさまざまな症状がある。現在のところ、医学的な治療法は確立されておらず、個人に合わせた学習支援が効果的とされる。」とのことです。

文字が読めない、または読みにくい原因は、個人差がありますが、大きな要因として挙げられるのが印刷物やインターネット上で使用される書体、フォントによるものです。

例えば、明朝体、よく使われるフォントですが、こちらには太い部分や細い部分、セリフと呼ばれる三角形の装飾などが混在しており、デザインの影響で文字の形を把握しにくいという方が一定数以上おられるのが現状です。

このような問題に対しての解決策として、読字障害や視力の弱い方にも読みやすいとされている

書体、ユニバーサルデザインフォント、通称UDフォントがあります。

県内では、大津町がホームページや広報誌等でUDフォントを採用され、文字がはっきりと読みやすくなったと大変好評とのこと。

こちらで皆さんに資料でお渡しできればよかったんですが、フォントにもやっぱり著作権がありまして、なかなか簡単に許諾というのが出せませんので、もしよろしければ、いろいろと調べていただければありがたいと思います。

その上で、3点目に、本県のホームページにおいても、UDフォントの採用による可読性、視認性の向上に向けた取組について、以上3点について、知事公室長に御答弁願います。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) まず、県ホームページ上において画像に表示される文字情報の今後の取扱いについてお答え申し上げます。

これまで、県では、スマートフォンやタブレットなどの閲覧環境に応じまして表示を最適化するなど、ホームページの全体的なデザインの見直しを行ってまいりました。

その中で、国際スポーツイベントなど、特に県民の皆様に周知したい情報をトップページに画像として配置することとし、詳しい情報への誘導を図っているところでございます。

しかしながら、この画像に表示される文字情報は、ほとんどが日本語のみとなっております。議員御指摘のとおり、外国人の方への配慮、特に災害時等における情報の見つけやすさは大変重要だと認識しており、昨今の外国人居住者等の増加を踏まえ、今後は、英語をはじめとした外国語併記を行ってまいります。

次に、県ホームページからSNSへの誘導についてお答え申し上げます。

県では、SNSの重要性を認識し、様々な事業で、LINEやインスタグラムなど、SNSを活用した情報発信に取り組んでおります。

一方で、数多くのSNSが存在することから、ホームページ上でなかなか見つけにくいといった課題がございます。そこで、今後、これらを県政の分野別に整理をしまして、トップページにリンク画像を配置するなど、容易にアクセスできるよう、ホームページの構成を見直してまいります。

最後に、県ホームページにおけるユニバーサルデザインフォントの導入についてお答え申し上げます。

UDフォントは、文字の形が分かりやすく、読み間違えにくいとされています。県では、広報紙「県からのたより」において、既にUDフォントを採用しておりますが、今後、県ホームページにおいても、早期の導入に向け取り組んでまいります。

引き続き、情報へのアクセスのしやすさ、読みやすさなどについて不断に見直しを行いながら、県政の最新情報をしっかりとお届けできるよう取り組んでまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 蒲島知事のおっしゃる、誰一人取り残さないくまもとづくり、こちらを実現するための一つとして、県政の情報発信について質問しました。

御答弁でも言及していただきましたように、外国人や障害のある方々への配慮は、ますます重要性を帯びてくるものと存じます。

デジタル庁におきましても、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するために——片仮名ばかりで恐縮です。ウェブアクセシビリティの向上、つまり、高齢者や障害のある方など、心身の機能に関する制約や利用環境等に

関係なく、全ての人がウェブで提供される情報を利用できるようにするよう、ガイドブックを公開されるなどの施策に取り組んでおられます。

本県におきましても、既に、情報発信について、県ホームページ上での外国語対応やSNSの活用、広報紙でのUDフォント採用など、様々な改善をされています。その上で、より効果的な情報発信としての課題解決について質問させていただきました。

県ホームページにおいても、画像への外国語併記の御検討、また、SNS活用に向けたホームページ構成の見直し、さらには、UDフォントの早期導入に向けて取り組むとの御答弁いただきました。これらの取組は、当該の課題解決のみならず、本県のブランド力向上にも資するものと存じます。ぜひ御対応を早期に実現していただきますようお願い申し上げます。

では、最後に、要望を1つさせていただきます。

県産品の統一ブランド展開についてということです。

本年8月24日、中国は、日本が原産地の水産物の輸入を全面停止しました。

本県における対中国の水産物輸出は、令和4年度で、ブリ、マダイ、シマアジ、カンパチをはじめとする養殖魚を中心とした輸出が計2億4,478万5,000円など、対前年度比179%と、その数字を伸ばしていたところ、このような事態となっております。

野菜や乳製品、茶葉や果実も事実上輸入停止の状態であり、県内の農林水産物の消費拡大に向けて、県庁、企業、あるいは学校給食などでの御協力が求められるところです。

一方で、新型コロナ禍を乗り越えた現在、本県でも、インバウンド需要は順調に回復基調にあ

り、海外からの来訪者に県産品をしっかりとアピールし、消費と販路の拡大につなげていくことも求められています。

本県では、8月、蒲島知事の定例記者会見におきまして、くまもと地産地消応援フェアを開催される件について発表され、これまでも、台湾でのトップセールスや海外小売店での熊本フェアなどの実施により、特に牛肉やイチゴなどは大幅な伸びを見せており、県産品の販路拡大が実現しています。この流れをさらに飛躍させるためにも、あらゆる県産品のブランディングに取り組むことが重要かと存じます。

本県では、かつて、くまもとブランドのロゴとキャッチフレーズを作成されています。こちらは、民間事業者にも利用しやすく、大変よい試みだったと存じますが、やはりまだ海外で熊本の名前が十分に周知されているとは言い難く、日本に一定以上の関心や知識を持つ海外の方でも、細かな産地まで認識してもらうことは甚だ困難です。

さて、本県には、くまモンという圧倒的なブランド力のある営業部長兼しあわせ部長が存在します。昨年夏に、私、自民党青年局でベトナムとの交流事業に参加させていただきました。現地の政府関係者や民間の方々と交流する中で、熊本の名前はまだまだあまり御存じないという方でも、くまモンは本当によく知っている、くまモンのファンだという方々にたくさんお目にかかり、会話も大変盛り上がり、そうか、熊本がくまモンのふるさとなんだということで、話が非常に盛り上がったところでした。

キャラクターには、個別の商品の説明や背景を飛び越えて訴求する力があります。例えば、伝統工芸品である山鹿灯籠を海外の方に向けて販売する場合、どこの産物か、どういった目的の品物か理解できなくても、くまモンのロゴがケースに貼

付してある、また、例えば、くまモンが灯籠をかぶっている写真が横にある、それだけで、これは日本の熊本のものだというふうに、ファンの方とかには一気に理解の距離を詰める可能性が出てきます。

これまでに、くまモンのデザインを活用したパッケージによる販促展開などは、各事業者や各種団体等で行われていますが、それぞれの事業者単位ではなく、県として包括したブランディングに取り組んでいただくためにも、利活用しやすい県産品の統一ブランド構築がなされるべきものと考えます。

農林水産物に限らず、県内の産品、例えば、お菓子やお酒、伝統工芸品、あるいは工業製品などにも、これはメイド・イン・熊本であると明示されていることで、海外の方々にも熊本の知名度向上や品質の認知度向上に寄与するものとなればと存じます。

加えて、県内におきましても、あらゆる商品等において県産品と一目で分かるようになれば、地産地消の観点から、手に取っていただきやすくなるものと存じます。

事業者が利用しやすく高い効果の見込めるくまモンのロゴマーク使用による県産品のブランディングの可能性を、今後の課題として御検討いただきたく要望させていただきます。

以上で質問と要望が終わりまして、私の持ち時間、残り少なくなってまいりましたが、蒲島知事の4期目の任期満了も来年4月15日までと、残りが少なくなってきております。

知事のお考えについて、私から余計なことを申し上げるつもりはございません。この4期の間には、熊本地震や令和2年7月豪雨災害、新型コロナ禍など、本県において、次から次に困難な状況が続く中で、まさしく著書のタイトルの一つ「逆

境の中にこそ夢がある」を実践し、リーダーシップを発揮されています。熊本が生んだ幕末の思想家、横井小楠は「道は用に就くも是ならず」という句、つまり事の成功、失敗を凶る利害心ではなく、普遍かつ公共性のある道理を重視すべきだということを念頭に置いて思想を組み立てました。

蒲島知事も、皿を割ることを恐れるなど、失敗を恐れず、チャレンジすることを説かれて、執行部の皆さんとともに、復旧、復興からブランディングや企業の誘致、創造的復興と県民幸福量の最大化に取り組まれていることに、山鹿市民としても誇らしく思うと同時に、一県民としても心から感謝申し上げるところです。

私も、知事のお言葉に倣いまして、県議会にチャレンジし、失敗を恐れずに一般質問に臨みました。なかなか意を尽くさないところもあり、お聞き苦しい点もあったかと存じますが、県政発展の一助となれば幸いです。

今回は、これにて一般質問と要望を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（**淵上陽一君**） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時13分開議

○副議長（**内野幸喜君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕（拍手）

○竹崎和虎君 皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。本年4月の県議会議員選挙において、三たびこの議会に議席をお与えいただきました。そして、3期目初の質問となります。質問の機会をい

ただきました、御協力いただいた議員の先生方、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、スポーツの秋となつてまいりました。国内外で執り行われるスポーツに、地域や県民の方々も、勇気や元気、活力をいただいておりますのではないのでしょうか。私も、あれで非常に活力、元気ももらいました。あれとは、9月14日に、プロ野球セ・リーグにおいて、阪神タイガースが18年ぶりの優勝を果たしたわけでございます。

私は、昭和49年、とら年生まれでありまして、これで、1985年、2003年、2005年に続く4回目の優勝ということで、非常に元気をもらっているところでございます。今日も、喉の調子がよくなるように、パインあめをなめてこの場に参りました。

そして、その阪神タイガースには、熊本県出身の岩貞祐太投手、大竹耕太郎投手、そして島田海吏選手が所属をされております。その中でも、優勝の原動力となったのが大竹耕太郎投手でございます。同志の南部議員の高校の野球部の後輩になると聞いております。その南部議員は阪神ファンではありません。残念です。そしてまた、今議会一般質問のトップバッターで、吉田議員が、我らのタイガースという発言をされましたけれども、吉田議員も阪神ファンではありません。

そういったことはともあれ、その大竹投手、この活躍により、セ・リーグのMVPを得るかもしれません。そうなった場合には、個人的には、ぜひ県民栄誉賞をお与えいただければいいなと思っておりますので、御検討を、蒲島知事、よろしくお願いいたします。

それでは、私も、地域やまた県民の皆さんに勇気や元気を与えられるような質問を行ってまいりたいと思いますので、蒲島知事をはじめ執行部の皆様方にも、活力のある答弁をいただければと思

いますので、よろしくお願いいたします。

新大空港構想における物流行政について質問をいたします。

政府が進める働き方改革関連法の施行により、労働条件、労働環境が改善されることは、労働者にとっては喜ばしいことである一方、運送、物流の業態においては、2024年4月1日から時間外労働の上限規制が設けられることで、トラックドライバーが不足するといった深刻な問題もあり、物流業界では、2024年問題への対応が急務となっております。

この問題は、本県の基幹産業である農林水産業や地域産業、経済にとっても、大きな影響を与えるものであると考えます。

物流は、労働集約型産業であり、ドライバーの労働時間が減少すれば、トラックドライバー不足も重なって、運びたい荷物が運べない問題が発生することになります。そのため、物流システムの抜本的な改革が必要であり、陸送以外の各輸送方法への見直しが必要不可欠な状況となっております。

大量輸送が可能な船舶輸送や定時輸送が可能な貨物鉄道輸送がありますが、航空輸送という大変魅力的な輸送手段もございます。

航空輸送は、商品を運ぶスピードが圧倒的に速く、商品寿命が短い農産物や畜産物、鮮魚などの輸送に優れており、従来までになかった新たな販路の拡大につなげることも期待できます。

また、空輸は、商品の品質確保という安全面で大きな優位性があり、船舶や鉄道と比べると、輸送中の揺れが少なく、貨物破損が少ないことや、空港セキュリティーを高めることで、貨物盗難や異物混入の心配がなく、電子部品や精密機器の輸送にも優れています。

阿蘇くまもと空港において、本年9月1日に、

熊本と台北を結ぶ国際定期路線が就航し、運航するスターラックス航空では、10月29日から、現在の週5往復を週7往復のデーリー運航に増便することを発表し、本県の発展の歴史がまた一步刻まれることになりました。

また、9月18日からは、熊本—台北間をチャイナエアラインが定期便として就航されました。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を経て再開したティーウェイ航空の韓国・ソウル線が本年1月に運航を再開していますし、同様に運休が続いていた熊本—香港線についても、香港エアラインとの間で、本年12月から週3便で運航することに合意をしたと、蒲島知事より議会開会日の本会議で表明がありました。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在運休となっているエアソウルの韓国・ソウル線やチャイナエアラインの台湾・高雄線も順次運航の再開が期待されるとともに、今後も新しい国際定期路線が就航されるものと、私は大きな期待を持って見守っているところであります。

現在、国内線においては、旅客便の貨物室を利用したベリー輸送を活用していますが、国内線のみならず、国際線の旅客定期便のベリー貨物を利用すれば、国内においては、東京や大阪等の大消費地への空輸が可能になっておりますが、国際的な視野に立ちますと、TSMC社の本県進出を機に、台湾との積極交流が進んでいることから、台湾はもちろんのこと、将来的には、上海や香港等、東アジアの大消費地にも定期的に空輸できるようになることが十分に期待できます。

蒲島知事は、県と日本経済新聞との経済セミナーにおいて、TSMC進出は100年に1度のチャンス、熊本も新生シリコンアイランドを形成し、日本の経済安全保障を支えたいと意気込みを語っておられますが、精密機器や自動車部品、半導体

関連品をはじめとする様々な県内事業所の製造品を航空輸送すること、また、これまで多くの議員が質問で取り上げてきましたが、県内それぞれの地域の特産品の販路拡大と輸出拡大は必要不可欠で、台湾、中国、韓国などの旺盛な消費意欲を持つアジア諸国へ県産農林水産物を届けることは、本県の基幹産業である農林水産業をなりわいとする方々の所得向上や担い手の確保につながり、空港の可能性を大きく広げ、県政の発展へと必ずつながるものと確信をいたしております。

実際、全国におけるここ数年の農林水産物の航空輸送額は顕著に増加しており、特に、輸送にスピードが要求される農林水産物をアジア諸国に届けるための航空便が多く利用されております。

本県においても、2022年度の県産農林水産物の輸出額が前年度比10%増の105億4,000万円と過去最高を更新し、県の掲げる目標を超えて増加しております。

県が策定した大空港構想Next Stageでは、県経済を力強く牽引すべく、物流の拠点として、阿蘇くまもと空港を最大限活用するとうたっています。

また、本年8月31日に開催された新大空港構想有識者会議における阿蘇くまもと空港の機能強化と産業集積に伴うまちづくりに関する提言では「空港運用時間の延長」と「国際航空貨物の実現に向けた体制の構築」が記されています。

他県の地方空港でも、続々と農林水産物の販路拡大、輸出拡大に取り組んでいると聞き及びます。

将来的には、阿蘇くまもと空港における航空貨物便の就航に向けて、阿蘇くまもと空港でもベリー貨物輸送システムを活用した農林水産物の輸出に取り組んでいくべきだと考えます。

今後の需要拡大が見込める航空貨物の分野にあ

って、新大空港構想における物流行政を今後どのように進めていかれるか、蒲島知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、知事就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、空港周辺地域の活性化とさらなる発展を目指す大空港構想を提唱してきました。

平成28年に大空港構想Next Stageを策定し、約7年が経過しました。その間に、コンセッション方式での空港運営や総合防災航空センターの整備など、この構想に沿った取組を推進してまいりました。

この構想の核となる阿蘇くまもと空港は、本年3月、新旅客ターミナルビルが開業し、機能性や拠点性が飛躍的に向上いたしました。

そして、国際線も、1月のソウル線再開を契機に、9月からは台北線のスターラックス航空とチャイナエアラインのダブル就航、さらに12月には香港線の再開と、就航ラッシュが続いています。

特に、今回の台北と香港の直行便は、国際貨物輸送を取り扱う航空会社であり、貨物輸送のチャンスが大きく広がっています。

このビッグチャンスが大空港構想にしっかりと取り込むことも含めて、空港と周辺地域に期待される将来像を描くため、日本が誇る有識者からの提言を踏まえ、新しい構想の策定を進めています。国際貨物輸送の実現は、重点的に取り組むべき優先課題として位置づける予定です。

県では、これまで、国際貨物輸送の実現に向けて、積極的に関係者と協議を進めてまいりました。

その結果、国際貨物を取り扱う航空会社の誘致に成功し、空港における通関システムの導入が完了するなど、ソフト面での準備は整いつつありま

す。

今後、九州の中で、阿蘇くまもと空港を国際航空貨物の中核拠点するためには、まずは、貨物倉庫などのインフラ整備が必要です。そのため、空港を管理運営する熊本国際空港株式会社としっかりと協議しながら、早期整備に向けた検討を加速してまいります。

阿蘇くまもと空港における国際貨物輸送の実現は、半導体や農林水産物の輸出量の拡大にもつながり、県経済の発展に大きく寄与するものと確信しています。

その一日も早い実現に向けて、県として、主体的に、かつスピード感を持って、航空会社や熊本国際空港株式会社との連携の下、全力で取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 蒲島知事より御答弁いただきました。

国際貨物輸送の実現は、重点的に取り組む優先課題として位置づける予定ということでありました。

航空輸送、国際貨物輸送が動き出せば、県経済も大きく動き出してまいります。そして、空港アクセス鉄道、今は人の輸送を念頭に計画されていると思いますが、荷物の積卸しや、また、路線の傾斜、勾配などの課題はあるかもしれませんけれども、私は、もし貨物輸送もできたら、空港アクセス鉄道の存在意義というものも高まるのではないかと考えております。

東南アジア地域を中心に、日本の安全で安心して食べることのできる生鮮食品、とりわけ熊本のおいしい食材に対して大きなニーズがあると、現地の商社の関係の方から聞いたこともあります。

一日も早い実現のためにも、航空会社や空港運営管理会社ともしっかりと連携し、取り組んでいた

だきたいと思います。

そのためにも、様々な準備が必要になってくると思いますので、次に、その取組について質問をさせていただきます。

先ほど蒲島知事の答弁にもありましたが、阿蘇くまもと空港における貨物定期便の就航は、物流の拠点としての阿蘇くまもと空港の可能性を大きく広げ、県経済を力強く牽引し、県政の発展へ必ずつながるものと確信をしております。

そのためにも、新大空港構想有識者会議における阿蘇くまもと空港の機能強化と産業集積に伴うまちづくりに関する提言にあるように、国際航空貨物の実現に向けた体制の構築と空港運用時間の延長こそが、阿蘇くまもと空港を最大限に活用する方策であります。

本県において、2022年度の県産農林水産物の輸出額が過去最高を更新しています。多くの国や地域での経済活動の回復を背景に、特に東アジア地域を中心に、牛肉やイチゴ、メロン等の農畜産物、また、マダイ、シマアジ、カンパチ等の水産物の輸出が好調でした。

その中で、例えばイチゴですが、福岡空港から香港への定期便を利用して午前中に輸出し、その日の夕刻には現地の販売店の店頭に並ぶという、輸送時間が短く、かつ鮮度が保たれたまま販売できるという空輸の強みが生かされた結果、輸出量がどんどん伸びている状況です。しかし、現状では、わざわざ熊本から福岡空港へ陸送して、それから空輸を行っているということでもあります。

さらに、私の地元である河内のイチゴは、わざわざ熊本から関西の市場を通して、関西国際空港から輸出を行っています。

また、水産物においても同様で、わざわざ天草から福岡空港や成田空港まで一旦運んで、上海や香港などの東アジア地域に輸出をしていると聞い

ています。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

阿蘇くまもと空港における国際航空貨物の実現に向けた取組として、農業団体や漁業団体をはじめとする各種企業や団体との連携体制の構築、また、航空会社や輸送事業者との連携など、輸出を行うための必要なソフト面での対応や保税倉庫の確保など、ハード整備が必要となってくると思われます。

阿蘇くまもと空港の運用時間については、御覧のとおり、現在、7時30分から午後9時半までの14時間となっており、九州にある拠点空港に佐賀空港を含めた9か所の空港の中で、一番短い運用時間となっております。騒音対策で利用時間も原則午後9時半までと、いわゆる空港の門限も九州で一番早い時間となっております。

空港の運用時間を延長させるためには、原則として、1つ目に、航空会社のニーズがあること、2つ目に、空港周辺地域の理解が得られているということ、3つ目に、関係機関との調整が完了していること、4つ目に、航空会社が延長を要望する場合は、空港管理者との調整が完了していることが要件となると聞いています。

私は、その中でも、空港周辺地域の環境に対する配慮に取り組み、空港の後背地である熊本市、菊陽町、益城町、大津町、西原村との理解醸成が一番大事なことだと考えます。

現在でも、国際貨物を取り扱っている福岡、北九州、長崎、鹿児島、那覇空港をはじめ九州各県の空港においても、続々と農林水産物の販路拡大や輸出拡大に取り組んでいる中、生産者と卸売業者等の依頼主に選ばれる阿蘇くまもと空港を目指さなければなりません。そのためにも、空港の運用時間延長は急務であるとは私は考えます。

そこで、国際航空貨物の実現に向けた体制への

構築と阿蘇くまもと空港の運用時間の延長に向けて、これまでどのような取組を行い、今後どのように進めていくかを企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、農林水産物の航空輸送拡大についてお答えします。

全国有数の農業県である本県のおいしい農林水産物を海外へ輸出することは、大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、これまで、県内企業や農業関係者の方々は、熊本港や八代港、他の空港などを利用して輸出入を行っております。

国際航空貨物の輸送の実現は、本県における長年の課題であり、これまでも、空港の運営主体である熊本国際空港株式会社や航空会社、税関などの関係機関と検討や協議を進めてまいりました。

その結果、国際貨物を取り扱う航空会社の誘致、空港における通関システムの導入など、準備は整いつつあります。

そこで、県では、阿蘇くまもと空港を利用して、国際航空貨物の輸送を実現する際の様々な課題を把握し、恒常的な輸送の実現につなげるため、実証事業を行います。現在は、他空港を利用して輸出入している企業等へ実証事業への参加を呼びかけることとしています。

今回の国際線誘致は、旅客の需要に加え、国際貨物の可能性も視野に入れたものであり、本県の農畜産物の上位輸出先である台湾、香港との定期便の就航は、本県の農林水産物の輸出拡大につながるものと考えています。

次に、空港の運用時間の延長についてお答えします。

空港の運用時間を延長するためには、議員御指摘のとおり、航空会社のニーズと空港周辺地域と

の調整が必要となります。

その中でも、空港周辺地域との調整が特に重要と考えており、昨年度より、空港周辺の市町村長や区長の皆様方を積極的に訪問し、信頼関係の構築に努めています。

今後も、課題を一つ一つ確実に解決し、阿蘇くまもと空港の拠点性向上に資する国際貨物輸送の拡大と空港の運用時間の延長の早期実現を目指してまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 企画振興部長に御答弁いただきました。

恒常的な輸送の実現につなげるため、実証事業を行うと。現在は、他空港を利用して輸出入している企業等へ実証事業への参加を呼びかけることとしているということでした。

私がお付き合いのある水産関係の方が、荷物は集まるし、現地のニーズもあるとおっしゃっており、ぜひお試し便があれば参加したいとおっしゃっておられました。ぜひ多くの企業等に働きかけをお願いしたいと思います。

また、空港の運用時間についてですが、航空会社のニーズについては、逆に運用時間が延長すれば、そのニーズは高まってくるものだと私は思っております。また、周辺地域の理解については、騒音がやはり一番の問題だと思います。

昭和57年度から空港周辺地域の騒音調査が始まっており、平成25年度からは、より厳しい基準で調査が行われておると聞いております。現在まで評価基準を上回る騒音を確認したことは一度もないと聞いております。

昭和48年の熊本空港の旅行業営業開始時には、運用時間13時間で開始されています。その27年後の平成12年に1時間延長され、現在の14時間となっています。その平成12年から23年がたってお

り、技術の進化によって、飛行機のエンジン音も静かになっていると思います。

さらには、家やマンションの壁やサッシの防音効果、これも相当進化していると思います。市町村と連携をしていただきながらですけれども、防音対策として、周辺地域の方が、そういうサッシとかを購入されるようになったら何か補助とかできないものなのかなと考えておりますので、御検討いただければと思いますし、また、ほかの空港では、防音堤や防音林を整備しているところもあると聞いておりますので、周辺地域の理解醸成に向けて、いろんな角度から騒音対策に取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1つ、この航空輸送、国際貨物輸送について、執行部の方々と議論をしていくと、これは交通政策課ですもんねとか、あの件は販路拡大ビジネス課ですもんね、これは水産振興課ですもんねとか、これは流通アグリビジネス課ですもんねと、多くの部局にまたがっております。

知事、ぜひこのワンストップの窓口である物流対策課を新設していけばいかかと思っておりますので、御提案を申し上げさせていただきます。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

T SMCに関連した水質調査について質問をいたします。

今年は、蒲島県政4期目の集大成の年となり、県においては、熊本地震、令和2年7月豪雨からの創造的復興を進める一方、県の50年後、100年後の発展につなげるための一つとして、半導体関連産業の集積に取り組んでおられます。

雇用や移住、道路整備や住宅建設等の課題はありますが、半導体製造世界最大手のT SMC社の熊本進出は、100年に1度のビッグチャンスであり、県内への経済波及効果は、九州フィナンシャ

ルグループの試算によると、T SMC以外にも半導体関連の大型投資が続いており、2022年から10年間で6兆8,518億円に上ると発表されています。

関連産業の地元調達率を高め、経済効果を最大化させ、このT SMC進出効果を県内全域に波及させることが、県内経済に生産や投資、消費に至るまで、大きな影響を与えるものと思います。

このように、T SMC進出の期待感が大きくある一方で、県民の皆さんの関心が高いのが、特に水の問題であります。

工場からの排水に対して、どのような有害物質が排水に含まれるおそれがあるのか、流域をはじめ沿岸地域の方々から、私も心配する声を聞きます。特に女性の皆さんから、生活への影響がないかと話題になっているという声を耳にします。

また、確証が持てない複数の事象を重ねて記載し、あたかも原因がT SMCによるものであり、今後、熊本において、環境汚染が進むことを流布するような任意団体が存在し、私の事務所にも広報紙が送られてきました。恐らく議員の皆さんや執行部の皆さんも、そのようなビラやユーチューブを見たり聞いたりしたという方もいらっしゃると思いますが、一方的に県民の皆さんの不安をおおるようなものが散見されます。

そのためにも、心配する県民の皆さんの不安を払拭するために、十分な排水対策が必要であるとの我が党の山口議員の代表質問での設問において、蒲島知事は、規制物質に加え、規制外の化学物質もモニタリングすることにより、新たな工場稼働の前で環境の変化をしっかりと把握し、環境への影響がないか、客観的かつ科学的に確認していくと、力強い御答弁がありました。

今後、排水対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、いろいろなうわさや質問に

対し、県として丁寧な説明をお願いしたいと思います。

その上で、8月末に、環境生活部長をはじめ環境保全部会のメンバーが台湾を訪問し、環境保全調査について、台湾における状況を視察し、TSMC社や行政当局との意見交換を行ったと聞いておりますが、どのような成果があったのか、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) TSMC進出に関連した環境調査についてお答えいたします。

TSMC進出に伴い、半導体関連企業等の集積が進む中、熊本の発展に対する期待が高まる一方で、地下水や排水など環境問題に対する県民等の不安の声が寄せられています。

そこで、TSMCをはじめ半導体関連企業が多く集積する台湾のサイエンスパークの現状を確認するため、私と県の半導体産業集積強化推進本部の環境保全部会のメンバーである担当課長4名等に加え、環境分野の有識者2名により、8月末に現地調査を行いました。

台湾では、サイエンスパークを管轄するサイエンスパーク管理局及び地元の自治体を訪問し、意見交換を行うとともに、現在実施されている水質、大気のモニタリング調査の状況を確認いたしました。

今回の現地調査の結果につきましては、報告書として取りまとめ、今定例会中の経済環境常任委員会で説明を行い、また、公表する方向で作業を進めております。

本日は、台湾を訪問した際に、私が見たこと、聞いたことにお答えいたします。

まず、台湾においても、環境法令に基づく規制基準である排出基準や環境上望ましい目標値である環境基準などが定められており、半導体関連企

業がその基準を達成すべく取り組まれています。

その結果、規制基準は遵守され、適切に処理されており、水質、大気の問題は特に見られないとのことでした。

次に、台湾において、TSMCが原因で深刻な環境汚染が発生しているといった環境、特に水質の汚染を懸念する声が県民等から寄せられている件について、事実関係を確認いたしました。

その結果、TSMCが立地するサイエンスパーク周辺において、水質、大気等の苦情はない、また、台湾において、TSMCが原因で深刻な環境問題が発生している事実はないとのことでした。

また、TSMCの工場も訪問し、TSMCの環境への取組を確認しましたが、法令の遵守はもちろんのこと、環境への負荷ゼロを目指した様々な取組が行われていました。

JASMは、来年12月の操業開始を目指し準備を進められていますが、県としては、水質汚濁防止法等に基づく監視に加えて、規制外の化学物質等のモニタリングなど、適切に実施することにより、県民の皆さんの安全、安心を確保してまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 環境生活部長より御答弁いただきました。

今議会において、多くの議員がTSMC進出に関連した環境対策を質問しているように、多くの方々から、我々議員も不安の声を聞いているということでもあります。

今後、半導体関連産業の集積に伴い、排水量の増加も見込まれておりますので、排水先を分散するなどの検討もお願いしたいと思います。

そして、台湾において、TSMCの環境への取組を確認し、また、台湾においても、規制基準を遵守し、適正に処理されているということで、水

質、大気の問題上は見られない、また、TSMCが原因で深刻な環境問題はないとのことでした。

水質、大気に対する環境対策にしっかりと取り組むとともに、今回の調査結果を含め、いろいろなわき、質問、疑問に対して、県民の皆さんに丁寧な説明を今後お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

県庁舎の執務環境について質問いたします。

今年の夏は特段に暑く、気象庁は、今年の夏について、6月から8月までの3か月間の全国の平均気温が平年よりも1.76度高くなり、これまでで最も暑かった2010年を大きく上回り、過去126年で最も暑い夏になったとの統計を発表しております。

本県においても、4月18日に、水俣市で最高気温30.2度を観測し、全国で今年初の真夏日を記録するなど、熊本地方気象台における8月までの平均気温が、平年と比べ1度上昇しており、9月に入っても、連日30度を超える真夏日が続き、厳しい残暑が続いております。

先日、岩中議員から、県庁舎の冷房について質問がありましたが、私も、職員の皆さんから、職場が暑かとか、仕事に集中ができない、紙の資料が汗で腕にひっつくとか、そういった声を聞きまし、中には、月給から500円自己負担をしてもいいから冷房の温度を下げてくださいという声もありました。また、県庁舎には外部から多数の来客があります。その方々からも、県庁の中は暑かもんねという声をよく聞きます。

令和元年、兵庫県姫路市において、市役所本庁舎で、夏の冷房時の室内温度を25度にするという実証実験を実施されております。この実証実験は、医師でもある清元姫路市長と親交がある大阪市立大学院の梶本特任教授が、平均室温が25度か

ら28度に上がると、クールビズ期間を通して、1平米当たり72円の節電になるが、作業効率の低下で29分残業が増えて、経済的な損失も出ているという研究があるということを経理に紹介したことがきっかけで始まったそうです。

快適な室温制御をすることで、労働者の健康、仕事効率が向上し、残業の削減などの経済効果が得られるかを科学的に実証するべきだとして、室温を25度にするとの提言を受け実施したそうで、その結果、職員の8割以上の方が業務効率が向上したと答え、前年と比べて総残業時間は14.3%減り、人件費を約4,000万円減らすことができたとのことでした。

一方で、光熱費の増加は約7万円で済んでおり、経済効率も高いとのこと、今年も継続し実施されているそうです。

また、クールビズにおいて、石川県、栃木県、秋田県などの複数の県において、また、県内においても、宇城市、芦北町、津奈木町などの複数の市町村において、TPO、いわゆる時と場所と場合を踏まえることを前提とし、職員が各自の判断で、年間を通してノーネクタイ、ノージャケットの軽装で勤務することを認めており、脱炭素化社会の取組を意識しつつ、多様な働き方を認めることで、業務の効率化につなげていく取組をしています。

本県においても、職員のTPOに合った清潔感のある身だしなみに取り組んでおられます。職員が働きやすく、かつ環境に優しい職場をつくるためにも、庁舎の室内温度設定やクールビズ、ウオーームビズの通年化、サステナブルファッションの推奨など、デジタル社会や脱炭素社会を見据えた職場環境の改善、業務効率も考慮した庁内環境構築に向けて取り組むべきではないかと考えますが、県の考え方を総務部長にお尋ねします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 職員の執務環境の改善を図ることは、業務の効率化や生産性の向上、ひいては県民サービスの向上につながる重要な課題と認識しております。

まず、県庁舎の空調につきましては、省エネルギー対策と良好な執務環境の確保の両面を考慮して運用しております。具体的には、室内温度は28度以下となることを基本とし、運転時間は、災害対応や時差出勤に対応し拡大しているほか、10月以降でも暑い日には空調運転を行うなど、柔軟な運用に努めているところでございます。

また、これまで本庁や出先機関などで順次LED照明の導入を進めています。老朽化した照明をLEDに更新することで、執務環境が明るく快適になるとともに、照明器具の発熱量が減少することから、空調の冷房効果の改善も見込めます。

次に、職員の服装については、夏場に上着やネクタイを着用しないで勤務することができるクールエコスタイルを実施しておりますが、この取組についても、期間を拡大するなど柔軟に対応してまいります。また、職員がTPOに応じて過ごしやすい服装で勤務しやすくなるよう、参考事例を示すなど、服装面での働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、県庁新館10階の防災センター跡のスペースを活用しまして、新館全体の執務室を再配置いたします。その際、1人当たりの執務スペースを改善するとともに、デジタル社会に対応した働き方改革やペーパーレス化を進めるために、固定席を廃止し、多様な執務スペースを整備するフリーアドレス制、これを新館全体及び本館の一部に拡大したいと考えております。今定例会に必要な補正予算案を提出しておるところでございます。

県といたしましては、今後とも、デジタル化や

脱炭素化に係るテクノロジー等も積極的に活用しつつ、各執務室の環境整備に取り組み、職員が働きやすい執務環境の確保、ひいては県民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 総務部長より御答弁いただきました。

空調の調整、LED照明の導入、フリーアドレスの導入を進めていくということでした。

本年、防災センターが新築され、県央広域本部もその中に入っておりますが、そこで働く職員さん方から、職務環境がよくなったという声を多く聞いております。中には、職員のやる気が出たもんなとおっしゃる方もいらっしゃいました。ぜひとも取組を進めていただきたいと思います。

それと、職場の服装についてですが、今、実施時期の期間を拡大し、柔軟に対応するというところでございましたけれども、熊本地方気象台の予報では、今日の最高気温32度、あしたは33度、今年の10月、11月、秋は暑くなるだろうという予報が出ております。良好な執務環境をつくる意味でも、通年のクールビズをぜひ取り組んでいただいたらどうかと思っておりますので、御検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

良好な執務環境をつくるのが、仕事の能率、効率化を高め、蒲島知事がおっしゃる皿が割りやすい執務環境になるのではないかなと思っておりますので、繰り返しになりますが、通年でのクールビズ導入をぜひやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

主権者教育の充実について質問をいたします。

公職選挙法などの改正によって、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これは、人口減少社会を迎えた日本において、若い世代がより早く選挙権を持つことで、社

会の担い手であるという意識を持っていただき、主体的に政治に関わってほしいからであり、世界的に見ても、18歳までに選挙権が認められている国は全体の92%であり、世界の流れに沿ったものでもありました。

そして、これにより、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されておりました。しかしながら、国政選挙をはじめ地方選挙などでも全体的に投票率が次第に下がり、特に10代、20代の投票率は、ほかの年代よりも低い水準にとどまっている状況です。

令和2年3月に行われた熊本県知事選挙の投票率は45.03%、本年4月に行われた熊本県議会議員選挙の投票率は43.41%と、いずれも50%を下回る水準となっており、年代を問わず、そもそも全体の投票率が低いこと自体も大きな課題であると言えます。

また、国政選挙における年代別投票率は、令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、全年代を通じた投票率は55.93%ですが、10代が43.21%、20代が36.5%、30代が47.12%となっています。

加えて、令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では、全年代を通じた投票率は52.05%ですが、10代が35.42%、20代が33.99%、30代が44.8%となっています。

このように、いずれの国政選挙でも、他の年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっています。

また、投票率と国の予算の関係を統計分析すると、国政選挙において若年層である20代から40代の投票率が1%下がると、負担を将来にツケ回す国債の発行が増えたり、社会保障の給付がお年寄りに偏ったりして、若年層が年間13万5,000円の損をするという試算を東北大学大学院の吉田教授

らがまとめており、選挙における棄権のペナルティのようなものを回避するためにも、若者は、ぜひ投票所に足を運んでほしいと呼びかけを行っているという記事がありました。

私は、国政選挙、地方選挙を問わず、若年層の投票率が低いことは、政治に関わる者として憂慮を覚えます。また、政治への関心が低く、国民一人一人の政治参加がよりよい社会の形成に役立つという認識がしっかりと持っていない若者が増えることは、大変懸念される事態であると思っています。

高校生の中には、在校中に18歳に到達し、投票資格を有する生徒もおり、在校中に選挙に参加する場合もあります。若年層の政治への関心を高め、政治参加を促す意味でも、高校生に対する主権者教育は、とても重要だと認識しております。

本県においても、多角的な視点から、県立高校や私立高校において主権者教育を行い、投票率向上に向けた取組を行っていると同っています。しかし、なかなか若年層の投票率の改善は見られない状況であります。

投票行動についても、若年層の場合は、候補者が訴えている内容よりも、見た目やイメージが先行して判断しているような印象を、私が接した若者からは受けています。

本年7月31日に、令和5年度熊本県高校生県議会が開催され、私も傍聴させていただきました。県立、私立、県内6校の高校生が、魅力ある学校づくりや台湾との交流についてなど、幅広い分野で知事などに質問がありました。緊張の面持ちの中にも生き生きとした高校生の姿に感心するとともに、私自身、議員として、また、責任世代として、気持ちを新たにすることがありました。

高校生の間に受ける主権者教育を今以上に充実したものとするため、例えば、この県議会本会議

の傍聴を行うとか、議会のインターネット中継や録画映像を視聴するといった取組を含め、若年層にとって、政治を身近に感じる機会を積極的に提供することを進めるべきだと感じたわけでありませう。

平成30年の一般質問で、若者の政治参加を促すための高校教育における取組について質問をさせていただきましたが、これまでの取組だけでは、若年者層の投票率低下に歯止めがかからないのではないのでしょうか。

若年者層の投票率向上につなげるため、主権者教育の充実に向けて、今後県としてどう取り組んでいくのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 主権者教育の充実についてお答えいたします。

高校生が有権者としての自覚を持つためには、政治や選挙に関する理解を深め、社会の諸課題を多面的、多角的に考察する力や国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力などを育成することが重要でございます。

現在、全ての県立高校では、政治的教養を育む教育の年間指導計画を作成し、学校全体で計画的な主権者教育を進めています。各学校では、この年間指導計画に基づき、総務省と文部科学省が作成した高校生向け副教材などを用いて、選挙や政治の仕組みをはじめ、討論の手法等を指導しています。また、高校生県議会への参加、啓発動画やマニフェストを活用した授業など、学校や生徒の実態に応じた取組を展開しています。

また、一部の県立高校では、模擬投票や出前授業など、選挙管理委員会と連携した取組や市町村議会の傍聴、高校生と地方議会議員との意見交換会など、議会と連携した取組も行われています。

なお、私立学校においても、県立学校と同様

に、政治への関心を高め、有権者としての自覚を育む取組が進められています。

議員御提案の高校生による県議会の傍聴やインターネットによる視聴については、高校生が政治や社会参画について考える一助になる取組であると考えます。

既に議会と連携した取組を実施している学校の好事例等もありますので、これらの取組も含めて周知し、担当教員の支援を行ってまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、選挙管理委員会などの関係機関と連携を深めながら、高校生が政治的教養を育むことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長より御答弁いただきました。

主権者教育の充実に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、お話の中にもありましたが、県議会の傍聴やインターネットによる視聴を行う学校の取組を後押ししていくということでもございました。

そして、県議会のみならず、市町村議会との取組もやっているということでありましたが、県としても、市町村とも連携して取組を行ってほしいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、有明海沿岸道路の建設促進について質問をいたします。

初当選以来、毎回のように質問や要望をいたしておりますが、本年4月の改選により、新しい議員の方々もいらっしゃる中で、有明海沿岸道路の概要をお話したいと思っております。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から福岡県大牟田市や柳川市、佐賀県佐賀市を經由し、鹿島市に至る高規格道路で、令和3年3月に大川東イン

ターチェンジから大野島インターチェンジ間が開通し、福岡県区間の延長27.5キロメートルが全線開通し、令和4年11月12日には、大川佐賀道路のうち、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジ間が開通し、有明海沿岸道路で初めて福岡県と佐賀県がつながり、国の直轄事業で29.2キロが開通しています。

熊本県においては、まだ供用区間はありますが、全線開通することにより、熊本駅や熊本港、長洲港等の広域交通拠点や有明海沿岸都市を結び、地域間の連携、交流を促進し、観光や物流など地域産業の活性化、慢性化している渋滞解消を図る上で大変重要な路線であり、九州の広域道路ネットワーク計画の一翼を担う高規格道路であります。

7年半前の熊本地震では、九州縦貫自動車道の通行止めに伴い、国道3号や208号、国道501号など、福岡、佐賀方面と熊本をつなぐ全ての道路において大渋滞が発生しました。

仮に熊本県側における有明海沿岸道路が整備されていれば、救援物資の輸送や緊急車両の通行確保と災害支援活動を支えることができたものと考えられ、今後起こり得るかもしれない災害時の被害を最小化し、速やかに復旧させるためにも、幹線道路のダブルネットワーク構築が必要であります。

また、民間の動きも活発化しており、昨年6月に設立された熊本、福岡、佐賀、長崎の有明海沿岸4県の市町観光協会などをつくる環有明海観光連合の総会が、本年6月23日に佐賀県鹿島市で開催され、これまで4県11市町の構成団体に、新たに本県の長洲町観光協会と長崎県の南島原市観光協会が加わり、結成1周年を記念して「観光と有明海沿岸道路」と題した福岡県期成会特別顧問の古賀誠先生の講演会が行われました。

さらに、地域の魅力や特産品をPRするクリーンイベントの実施を決め、陸海空の広域交通ネットワークを形成するため、有明海沿岸道路の早期整備を求める鹿島宣言を採択しております。

このように、沿線地域の盛り上がりもあり、福岡、佐賀両県の有明海沿岸道路開通区間では、平成19年の開通以降、企業進出が相次ぎ、この沿線地域で約100社の企業が進出いたしております。

有明海沿岸道路の完成により、非常にポテンシャルを持った地域が発展しており、この流れを熊本まで波及させることがとても重要だと考えます。

さらには、世界的半導体メーカー、TSMC社の熊本進出による2022年からの10年間で6兆8,518億円にも上ると言われる県内への経済波及効果を最大化させ、県内全域に波及させるためにも必要な道路であります。

県内の高規格道路の中九州横断道路、九州中央自動車道、熊本天草幹線道路、南九州西回り自動車道では、それぞれ整備が加速化されています。

一方、有明海沿岸道路では、県内約30キロのうち、まだ供用区間はありません。今年度、新規事業化の荒尾道路を含め2区間約5キロが事業中ですが、他の高規格道路と比べると、進捗が遅れています。

しかし、有明海沿岸道路の予算は、令和3年度が、当初と補正合わせて6億5,000万、令和4年度が、当初、補正予算で10億4,000万、そして令和5年度が、当初予算で16億300万円と、近年事業費が大幅に増加してきています。この好機に有明海沿岸道路のさらなる事業の加速化を期待しています。

本年8月21日には、熊本、福岡、佐賀県議会の各議員連盟で構成する有明海沿岸インフラ整備3県議会連絡会議において、有明海沿岸道路の早期

整備について国へ要望を行いました。

私自身、熊本県議連の幹事長として、議連の内野会長、坂梨事務局長とともに、長洲—玉名間の計画段階評価の早期着手など、国土交通省や財務省に強く働きかけてまいりました。

また、自民党元幹事長の古賀誠先生、藤丸敏代議員へ要望を行う中で、国との連携をしっかりとやること、また、道路整備促進に向けた自治体や住民、経済団体等の地域の機運の盛り上がりが一番重要だと、御助言をいただきました。

昨年度も、有明海沿岸道路の整備について質問をいたしました。が、亀崎土木部長の答弁では、荒尾—長洲間の早期事業化を実現することが、長洲—熊本間を含む有明海沿岸道路の全線整備に向けて、極めて重要と回答がありました。

本年度、荒尾道路が新規事業化されるなど、粘り強い要望をされてきた蒲島知事をはじめとする県執行部や県議会の皆様による成果であると思っております。

そこで、さらなる有明海沿岸道路整備の加速化に向けて、有明海沿岸道路の現在の状況や長洲から玉名—熊本間の早期事業化に向けた県の今後の取組について、意気込みも兼ねて土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本の3県にまたがる広域的な経済交流圏を創出し、九州の循環型高速交通ネットワークを形成する重要な道路です。

本県におきましても、熊本都市圏と荒尾・玉名地域の交流促進や熊本港等の物流機能を生かした県内産業の活性化などに大きな役割を果たすことが期待されております。

三池港インターチェンジ連絡路につきましては、大島高架橋の橋脚の整備が着実に進み、連絡

路が接続する荒尾市の南新地土地区画整理事業の区域では、荒尾市ウェルネス拠点施設の整備・運営事業者が選定されるなど、新たな拠点の形成に向けた取組が着実に進められております。

また、荒尾道路につきましては、昨年11月に、知事が、県議会、地元期成会の皆様とともに、国土交通省に対し早期整備を求める要望活動を行い、今年度、県内では初めての整備区間として新規事業化されました。

この荒尾道路の整備により、国道208号の主要渋滞箇所である原万田交差点などの渋滞解消が見込まれるとともに、福岡県、佐賀県とのさらなる交流の促進が期待されています。

さらに、荒尾—長洲間は、都市計画決定の手続が完了しており、長洲—玉名間につきましては、今年度から、国において、事業化に向けた手続の一つである計画段階評価のための調査に着手されました。

このように、県境から熊本市に向けまして、有明海沿岸道路全線について、整備に向けた道筋が鮮明となりつつあります。

このよき流れを止めることなく、さらに加速させるために、今年度は、県議会、有明海沿岸インフラ整備議員連盟、地元期成会の皆様とともに、本路線では初めてとなる建設促進大会を東京都内で開催し、知事を先頭に、チーム熊本として一丸となって整備推進に向けた要望活動を行う予定です。

今後とも、県議会、県選出国會議員のお力添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行うことで、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいります。

○副議長(内野幸喜君) 竹崎和虎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願いま

す。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 土木部長より御答弁をいただきました。

本年度、長洲一玉名間の計画段階評価のための調査に着手したということでありました。熊本市内までつなげていくためにも、とても重要な調査であると思っております。国としっかり連携をして取り組んでいただきたいと思います。

また、県、県議会、議連、そして期成会が主催し、東京で建設促進大会を開催するとのことでした。地域の機運の盛り上がりが大変重要でもあります。

蒲島知事をはじめ執行部の皆さんとともに、議会の皆さん方にも御理解をいただき、御支援を賜る次第でございます。

少々急ぎ足の中身になりましたけれども、どうか持ち時間内で終わることができました。今後とも地域のために汗をかいてまいりますので、皆様方の御協助力をよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明26日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

第 6 号

(9月26日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第6号

令和5年9月26日(火曜日)

議事日程 第6号

令和5年9月26日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君

企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人事委員会
事務局長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 村 田 竜 二
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼 濱 田 浩 史
議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕(拍手)

○松村秀逸君 改めまして、皆さん、おはようございます。熊本第一選挙区・自由民主党・松村秀逸でございます。どうぞよろしくお願ひします。

質問に入ります前に、さきの岸田内閣改造におきまして、熊本県選出の木原稔衆議院議員が防衛大臣、そしてまた、松村祥史参議院議員が国家公安委員長、防災担当大臣として、また、馬場成志参議院議員は総務副大臣として就任されました。今後、熊本のため、国家のため、しっかり頑張っていただけのもと思います。ますますの御活躍を御祈念申し上げたいと思います。

本日で9回目の質問でございますけれども、まだまだ緊張しておるところでございます。

それでは、通告に従いまして質問に移ります。

熊本都市圏の新たな3つの高規格道路の早期実現に向けて質問いたします。

熊本県は、九州中央自動車道や南九州西回り自動車道、中九州横断道路等、隣県につながる高規格道路の整備が大きく前進しております。しかしながら、熊本都市圏においては、それらの道路と熊本市中心部を結ぶ道路で、政令指定都市でワースト1位という慢性的な渋滞が発生している現状であり、その解消が喫緊の課題となっております。

そのような中、県と熊本市が令和3年6月に策定した熊本県新広域道路交通計画におきまして、熊本市中心部から高速道路までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ、いわゆる10分・20分構想を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路を新たな高規格道路として位置づけました。

そして、令和3年11月には、地方自治法の規定に基づく熊本県・熊本市調整会議が開催され、有料道路制度の活用を含めた検討を進めながら、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けて取り組むこと等が合意され、令和4年8月には、熊本都市圏の自治体や経済界が一体となり、計画の早期実現に向けて建設促進活動に取り組むため、熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会が設立されました。

さらに、令和4年10月には、国、県、熊本市の道路管理者3者に学識経験者や経済界関係者を加えた熊本都市道路ネットワーク検討会が開催され、地域との合意形成を図りながら、計画の早期実現に向けて取り組むこととされました。

そして、令和5年9月3日には、令和5年度熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会総会が、熊本県知事及び熊本市長主催の下、国会議員、県議会議員、熊本県各市長村長や国土交通省等、たくさんの方々の関係者の参集の下に開催され、早期実現に向けての議案3項目が、全員賛成の上、採択、決議されました。

熊本都市圏3連絡道路の実現効果は、熊本都市圏における交通課題の解消をもたらすだけではありません。世界的半導体企業であるTSMCの本県進出を契機とし、経済安全保障の一翼を今後本県が担っていくに当たり、必要な環境整備が図られることも意味しており、今後の九州全体の経済発展にも大いにつながるものと考えます。

このため、国や県の指導助言を生かしながら、県と熊本市をはじめとする沿線自治体が一体となって、計画の早期実現に向けて、今後国に対する要望や協議を進めていく必要があると考えます。

また、一方では、ルート選定や有料道路としての活用策の検討等、今後の事業化に向けて、様々な可能性を含めて検討を重ね、地域住民の皆様

理解を得る必要があります。

県として、今後どのように計画を進めていかれるのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 熊本都市圏の3連絡道路につきましては、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成することで、熊本都市圏の渋滞解消に寄与するだけでなく、県民生活の利便性向上などの生活面や物流の効率化などの産業面でも大きな効果が期待されます。

これまで、国の協力をいただきながら、県と熊本市が連携して、ルートや構造、有料道路制度の活用を含めた事業手法など、様々な観点から検討を進めてまいりました。

そして、これまでの検討結果を踏まえ、この秋には、客観的かつ専門的な立場で助言をいただく有識者委員会を県と熊本市で設置し、住民参加型の道路計画検討に着手したいと考えております。

この住民参加型の道路計画検討とは、道路計画の策定プロセスを明確化するとともに、アンケート調査などにより地域や道路の解決すべき課題を住民の皆様と共有し、御意見を把握しながら複数のルート帯案の比較評価を行い、ルート帯や主な道路構造など、最も優位な概略計画を決定するものでございます。

この道路計画検討と併せて、県と熊本市で有料道路制度の活用を含めた事業手法の検討について、迅速に取り組んでまいります。

また、3連絡道路の早期実現には、県民の皆様の機運醸成も不可欠です。このため、昨年8月には、熊本都市圏の市町村や経済界の皆様と熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会を設立し、官民一体となった取組を進めてきました。今月3日の総会では、熊本都市圏のみならず、県内全ての市町村の皆様に参加していただくこととなりました。

県としましては、このオール熊本の機運の高まりを受け、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 今、土木部長に進め方について答弁をいただきました。

この秋には、客観的かつ専門的な立場で助言をいただく有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に着手し、ルート帯や道路構造についても検討を行うとのことでございます。ぜひ、早期実現に向けて、スピード感を持って作業を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、アンケート調査等により地域や道路の解決すべき課題を住民と共有し、有料道路の活用を含めた事業手法の検討についても熊本市と連携して取り組むということでございます。

道路は、重要な社会のインフラの一つであり、この便益を複数世代にわたって受け続けていくという観点から、有料道路化が望ましいのではないかと、私は以前から考えています。有料道路化することにより、移動時間を短縮したい方は高規格道路を利用し、お急ぎでない方は一般道を利用することで、高規格道路の渋滞抑制につながり、また、高規格道路の利便性も向上します。

さらに、大規模災害発生時には、高規格道路を使用するのは緊急車両のみとするなど、危機管理上の有効利用も視野に入れますと、熊本都市圏の防災機能を高めることにもつながり、ぜひ、有料道路化について、関係者間でしっかり議論を重ねていただくようお願いいたします。

また、熊本都市圏3連絡道路に加えて、中九州横断道路についても早期の整備が必要であると考えています。

特に、大分から熊本北インターチェンジまでの

全線の開通と熊本北インターチェンジから下硯川インターチェンジまでの都市計画決定及び事業化を一日も早く進め、中九州横断道路全線の早期完成を期すよう要望いたします。

さらに、西環状道路の仮称砂原インターチェンジまでを完成させることにより、TSMCの進出及び半導体関連企業の本県集積に伴う熊本港の利用拡大を通じた海上輸送の積極的活用にも資することとなり、熊本の経済発展にもつながるものと考えますので、こちらについても早期完成を願っているところでございます。

続きまして、少子化対策強化に資する産科医師不足の解消策と周産期医療提供体制の充実策についてお尋ねいたします。

私は、日本の将来を考えたとき、宝である子供を産み育てることが、今後の繁栄、経済の発展、そして老後の安心できる社会保障制度の確立のため、大変重要政策であると考え、今まで結婚支援等、少子化対策について質問を重ねてまいりました。

しかし、全国的に少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。昭和56年の出生数は、全国で約157万人でしたが、令和4年の出生数は77万747人で、前年より4万875人減少しており、今年前半においても減少傾向が継続しているとのことで、令和5年においても、過去最低の出生数となることが見込まれています。

国としても、また、県としても、少子化対策に力を入れているところでありますが、産科に関しては、人吉・球磨地域の中核病院である人吉医療センターが、2022年2月に産科を休止しています。

また、八代地域では、八代市にある熊本労災病院が、出産を取り扱う産科を2024年3月末で休止するとの報道があります。熊本労災病院で

は、熊本大学病院からの医師派遣がなくなり、医師不足のため、後継の医師を探しているものの、現時点では見つかっておらず、常勤医師1人では産科を維持できないとのことでした。

さらに、有明地域では、荒尾市民病院が、地域の医師の高齢化等の課題を背景に、周産期医療体制の維持や充実を目的として、荒尾市内の産科診療所と連携し、妊娠35週目以降の妊婦の健診や分娩を荒尾市民病院に一本化する取組が10月から始まります。

少子化対策の充実強化が求められる中で、県内の各地域で産科医師が不足している状況であり、人吉・球磨地域や八代地域においても、妊婦が安心して出産できる体制を整備するため、早急にかつ真剣に産科医師不足の解消策を検討するべきであると考えます。

県としては、地域周産期中核病院への支援等を早急に行い、周産期医療提供体制の強化を図ることが必要であると考えます。

また、併せて、周産期医療に必要な人材育成等を積極的に進め、質の高い周産期医療を提供することが求められます。

これまで、県として必要な対応はされていますが、現実には、そもそもの産科医師不足が原因で、改善の見通しが立たないようです。

産科医師不足の中、阿蘇地域、人吉・球磨地域に続いて、来春以降は、八代地域においても、地域周産期中核病院がなくなるという厳しい状況に対し、これを打破するための強力な施策が今こそ必要なのではないでしょうか。

今後、出産期を迎える方々や今から子供を計画的に産み育てようと考えている若い夫婦の方々が、それぞれの地域において、安全で安心して出産できる体制を整備することは、少子化対策の観点からも大変重要な取組です。

また、公的医療機関のみならず、産科クリニックについても、阿蘇郡市、山鹿市においてはゼロという状況です。人吉・球磨地域や阿蘇地域から熊本市内まで車で約1時間半以上かかるため、緊急を要するような出産の場合に、その対応が間に合わない危機的な状況が発生する可能性も否定できません。今後、何らかの形で解決策を検討すべきです。

このような状況下では、これから出産を考えている人や若い夫婦が出産を控える可能性もあり、ますます少子化が加速化することになるのではないかと懸念されるところです。

全国的な少子化傾向の中で、県としても、産科医師不足を解消するために、産科医師に対する補助拡充や医学部学生、医療従事者に対する啓発等、一層の取組が求められると考えます。

少子化対策を強化するためにも、産科医師不足を解消し、併せて周産期医療提供体制の充実を図り、県内各地域において産科医師ゼロを解消することが望まれます。

出産を望む全ての方が、それぞれの地域で安心して子供を産み育てられる環境を整えるため、地域周産期中核病院の機能がない人吉・球磨地域、阿蘇地域、山鹿地域、今後なくなる可能性のある八代地域、それぞれの地域に対する支援をお願いするところです。

少子化対策強化に資する産科医師不足の解消策と周産期医療提供体制の充実策について、今後どのように取り組まれていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) まず、産科医師不足の解消策に係る県の取組についてお答えします。

本県における医療施設で働く医師数を、人口10

万人当たりで比較しますと、熊本市以外のほとんどの地域で全国平均を下回っており、地域における医師の確保は、大変厳しい状況にあります。

そのため、県では、これまで地域医療拠点病院等に対し、自治医科大学卒業医師や修学資金貸与医師、熊本大学に設けた寄附講座医師の派遣を行ってきました。

こうした取組に加え、産科医療を担う医師の確保については、将来に向けた人材の確保、育成の観点から、専門研修において産科を選択する医師に対して支給される手当の一部を助成しており、昨年度は5人分を支給しました。

また、即戦力となる産科医師を確保する観点から、熊本大学が行う県外に勤務する医師の誘致活動に対して支援を行っております。

さらに、人材維持の観点から、産科医師に分娩手当を支給する医療機関に対して手当の一部を助成しています。

県としましては、こうした支援策を引き続き推進するとともに、産科医師の確保に向けた取組を強化してまいります。

次に、周産期医療提供体制の充実策についてお答えします。

産科医師や分娩施設などの医療資源に限られる中でも、質の高い周産期医療を提供していくことは重要です。

そのため、県では、ハイリスク妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する熊本大学病院や熊本市市民病院から成る総合周産期母子医療センターを中心に、それを支える地域周産期母子医療センター及び地域の周産期医療を担う中核病院による連携体制を構築しております。

また、地域の周産期医療を担う中核病院のない地域においては、平成21年度より、地域の産科等を担う医療機関と周産期母子医療センターとをつ

なが専用の携帯電話を配備し、母体や新生児の容体急変に即座に対応できる体制を確保しております。

さらに、今年度からは、くまもとメディカルネットワークの画像共有機能等を活用した母体のモニタリングシステムの導入に向けた準備を進めております。

これらの取組を通じて、産科医師の確保や周産期医療の充実に努め、安全、安心な周産期医療体制を維持してまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 健康福祉部長より答弁をいただきました。

これまで、私は、結婚支援の充実による少子化対策等、質問を重ねてきました。

参考のため申しますと、出生後のハイリスク要因である低出生体重児、極低出生体重児の出生割合は、全国的平均から見て、それよりも高い状況で推移しているということで、そしてまた、産科医師偏在指標についても、全国平均12.8に対して、熊本県は8.2ということで、全国で最も低く、47位の医師少数都道府県とされており、産科医師が不足している現状に対して、その機能拠点化や、やっぱり集約化を図ることは、当面の対処策としてやむを得ないかもしれませんが、そもそも目指す姿として、今回質問させていただきましたとおり、県内のそれぞれの地域で、子供を安心して産み育てられるための環境を実現することが大事であろうと思います。

国や県がこれまで取り組んできた産科医師の確保について、効果があったかどうか冷静に検証した上で、足りないものも補って対策を立てていただきたいと思います。

今日のたしか産経新聞でしたかね、出産の費用について、東京で1人通常分娩で60万円、そして

熊本では36万円しかかからないということで、他県と比較して出産費用が非常に安いと。これが全国で一番低いというのが、今日新聞に載っておりましたので、そこら辺の安い部分も影響しているのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それと、今後またICTを使ったメディカルネットワークを利用した母体のモニタリング等の導入に向けても準備を進めていくということでございます。

今後、産科医師の確保や、また、周産期医療の充実に努めて、安心、安全な周産期医療体制を維持してまいるといふ答弁でしたので、ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、坪井川遊水地の管理及び利活用についてお尋ねいたします。

坪井川遊水地は、坪井川に隣接し、昭和55年8月に発生した水害を契機として、熊本市中心部及び坪井・壺川地区の水害防止を図るため、坪井川の治水対策として整備されたものと聞いています。

遊水地についての質問は、平成27年9月、平成30年11月の質問に続き、今回3回目になります。

1回目の質問では、この遊水地の周りの堤防を、地域の皆様が日頃ジョギングや遊歩道として、あるいは遊水地付近の高校生や中学生が通学路としてなど、たくさんの方々が利用されておられることを説明しました。

その上で、この堤防沿いの斜面にヨシ等の雑草が背丈以上に生い茂り、草むらから不審者の出没等もあるため、除草のお願いをいたしましたところ、迅速に対応いただき、草刈り、防草シート敷設等が現在でもなされており、大変感謝しているところでございます。

しかし、最近、治水のための遊水地であるにも

かかわらず、遊水地の中心部のほか、全体的にも雑草が生い茂り、また、木にカズラが巻き付いたり、年々雑草、雑草が大きくなっている状況です。

このままでは、遊水地が本来の目的である治水対策としての機能を果たせなくなるのではないかと心配しているところです。地域住民の方々からも、このことについて、様々な意見や要望をお聞きしています。

現在、遊水地の一部は、熊本市が借り上げて、運動公園として管理、利用しており、この公園は、休日になると駐車場も満車の状態で、若者や子供たちがたくさん集まり、親子が過ごす憩いの場として、また、必由館高校のサッカー部練習場としても利用されております。

最近では、近くの竹山にイノシシの出没が増え、地域自治会も頭を悩ませておられます。

今後、この遊水地にイノシシや猿等が生息するようなことになれば、利用者への被害発生等、大変な事態になります。そういったことが起こらないよう、早急な対策が必要ではないかと考えます。

雑草を伐採するとしたら、大変手間がかかり、面積もかなり広大であるため、費用も相当かかるかと思われま。

しかし、このままの状態を放置しておくと、荒れ地が増え、後で手がつけられなくなると思います。何らかの形で整備していただかなければと考えているところです。

整備方法としては、伐採または野焼きの二通りしかないと思います。伐採をするとしたら、湿地帯で足場も悪く、費用と手間がかかります。野焼きは、草が枯れた頃に焼くと、費用と手間はあまりかかりませんが、近所からの苦情が出る可能性があります。地域住民の理解を得るためにも十分な説

明が必要になるかと思えます。

しかし、野焼きの後の状態は、自然と木が枯れ、春は草の芽生えでとてもきれいになります。野焼きの後の利活用が円滑にできるよう、できるだけ緑地を整備し、地域住民が自由に使える運動場の設置や家庭菜園として利用すれば、その後の管理もしやすく、荒れることも少なくなるのではないかと考えます。

また、このような地域のメリットを地域の方々に十分に説明することで、野焼きに対する理解や協力も得られるものと思えます。

利活用計画の中で、自然環境保全ゾーンと自然との触れ合いゾーンがありますが、保全ゾーンの中で見直し等も含め、今後の坪井川遊水地の管理及び利活用の方法について、県としてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 坪井川遊水地は、下流の熊本市街地の浸水被害を軽減することを目的に、豪雨出水時の洪水を一時的に貯留する総面積約56ヘクタールの洪水調節施設として、平成9年度に完成しました。

この遊水地には、熊本市が都市公園を設置しているゾーンのほかに、自然環境をできるだけ保全するゾーンと、自然環境をできるだけ保全しつつ、自然と触れ合うための整備を行うゾーンを設定し、遊水地本来の洪水調節機能を発揮しながら、自然環境の保全にも配慮した利活用に取り組んできたところでございます。

これまで、著しい土砂堆積がないかなど、日常の巡視や点検、管理を行っておりますが、完成後25年ほどが経過し、都市公園として利活用されているゾーンを除いて、雑木等が広く繁茂する状況が見られます。

そこで、まず年内に、雑木等の繁茂の状況について、より詳細な測量調査を行うこととしております。その測量の調査結果に基づき、治水機能を保持していくための適切な対応方法を検討し、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

また、遊水地の有効かつ効率的な利活用の在り方につきましても、ゾーニングの見直し等も含め、検討していくことが必要と考えております。その検討に当たりましては、この遊水地が、より多くの地域の皆様に親しまれる存在となるよう、熊本市や地域住民とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、坪井川遊水地について、治水の機能を保持していくことを前提に、自然環境の保全にも配慮しつつ、持続可能な管理及び利活用に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 遊水地の管理について答弁をいただきました。

年内に雑木等の状況、洪水調節機能に影響を与える要因になっていないか、調査をしっかりとやっていただくということでございます。どうぞよろしく申し上げます。

調査の結果、適切な対応、方法を検討し、対策を実施するという一方で、また、利活用とゾーンの見直し等も含め検討が必要であるということも答弁いただきました。

地域住民に親しまれる存在となるよう、そして本来の遊水地機能が十分発揮できるよう、そして管理及び利活用を検討いただくということで、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、食料自給率向上に向けた生産振興と地域営農組織の育成についてお尋ねいたします。

令和4年2月24日から、ロシアの一方的ウクライナ侵攻による影響を受け、世界の食料不足に伴う食料価格高騰で、世界の食料安全保障が危ぶまれる中、日本においても、食料自給率を向上させなければならないのではないかとの声があり、常日頃私も食料自給率を上げるべきと考えている一人でございます。

現在、日本の農業者は、平均年齢68.4歳であり、高齢化が著しく進み、生産基盤が弱体化し、2022年の食料自給率は、カロリーベースで38%と、極めて低い水準にあります。

一方、他国の食料自給率は、直近の2020年で、カナダ221%、オーストラリア173%、フランス117%、米国115%、ドイツ84%、英国54%と、先進各国においては、非常に高い水準を維持している状況です。

1965年当時の食料自給率では、日本は73%、英国で45%、ドイツ66%であり、その後現在に至るまで、他国の食料自給率は上がり、反対に我が国では、当時の半分にまで減少している状況です。

また、さらに日本においては、化学肥料や種子の多くを海外に依存しているため、一部の専門家からは、日本の食料自給率は、実質的に10%程度しかないという指摘もあるところです。

このような状況の中、食料安全保障という観点から考えますと、自国生産にもっと力を入れるべきであると考えます。特に、主食の米や麦、大豆等の生産拡大とその種子の安定生産が必要であることは言うまでもありません。

国では、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立など、食料・農業・農村基本法の見直しを検討している段階であると聞いています。厳しい農業環境の中にあっても、後継者育成を進め、若い世代が将来に希望を持てるような農業政策を国にはお示しいただければ幸いに存じます。

食料生産の一翼を担う熊本県においては、2015年から2020年の5年間で、基幹的農業従事者が1万3,382人減少し、5万1,827人となりました。

今後、食料安全保障の観点から食料自給率を上げる必要性が高まる中にありながら、基幹的農業従事者全体に占める年齢65歳以上の割合は61.4%まで増加し、高齢化が進んでいます。

熊本県としては、米や麦などの土地利用型農業の担い手育成のため、地域営農組織の確保、育成に力を入れておられることは十分承知しておりますが、稼げる農業に加え、食料の安全保障に向けては、これらの組織が着実に営農が継続できる対策が必要であると考えています。

日本の食料自給率向上の一翼を担う県の立場として、土地利用型作物の今後の生産振興や地域営農組織の確保、育成について、どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、米、麦、大豆などの土地利用型作物の生産振興については、需要に応じた生産とそれを下支えする種子の安定供給の2点が重要なテーマであると考えています。

1点目の需要に応じた生産では、米については、需給のバランスが取れた計画的な生産が行われている一方、麦、大豆については、国産需要の高まりに十分対応できず、生産の拡大が課題となっています。

そこで、県では、麦について、作付拡大に必要な機械導入と品質向上につながる排水対策を支援しています。さらに、大豆において、産地を増やす足がかりとなる乾燥調製設備の導入を支援するための予算を今定例会に提案しています。

また、小麦の製粉業者や大豆の加工メーカーな

どの実需者との協議を定期的に行い、品種や生産量等のニーズを把握し、県産小麦、大豆の利用の拡大も進めています。

具体的には、製粉業者による県産小麦を使った商品開発の支援、加工メーカーと連携した豆腐、納豆に適した大豆品種の検討などを行っています。

2点目の種子の安定供給については、令和元年度に熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例を制定し、将来にわたって米、麦、大豆の優良な種子の安定的な生産と供給を確保することとしており、現在、必要量のほぼ全量を県内産で賄うことができています。

なお、生産資材高騰の影響を受けている種子農家が低コストで生産できるよう、機械導入に対する支援のための予算を今定例会に提案しています。

次に、地域営農組織の確保、育成についてです。

県では、これまで、国の事業も活用しながら、地域営農組織の設立や法人化に力を入れて取り組んでまいりました。

その結果、法人化した地域営農組織は、令和3年度までの約10年間で、34法人から141法人と大幅に増加し、経営規模が100ヘクタール以上の法人も8組織設立されるなど、土地利用型作物の生産振興を担う基盤が整ってまいりました。

一方で、昨年度、地域営農組織を対象として行った調査において、構成員の高齢化や資材価格の高騰などを背景に、後継者の確保や財務基盤の強化等が営農継続上の課題として挙げられました。このことも踏まえ、今後の組織を担う人材の確保、育成や経営の安定向上に向けた支援に取り組んでいます。

具体的には、人材の確保、育成に関して、県立

農業大学校と地域営農組織が連携し、土地利用型の大規模法人への就農を希望する学生の現場研修や、JA中央会との連携により、組織内リーダーの育成研修などを開催しています。

また、経営の安定向上については、各広域本部、地域振興局の農業普及・振興課が中心となり、地域営農組織の経営状況を分析し改善策を検討する相談会や高収益作物の導入に向けた試験栽培等に取り組んでいます。さらに、スマート農業の導入といった各組織共通の課題に対応した研修会を開催するなど、地域営農組織の抱える課題に丁寧に対応し、着実に営農継続できるよう支援しています。

県としては、食料安全保障において、農業産出額全国5位の食料供給県である本県の役割は大きいと認識しており、今後も、土地利用型作物の生産振興と地域営農組織の確保、育成について、しっかりと支援してまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

麦、大豆の国産需要の高まりに十分対応できず、生産の拡大が課題となっているという中で、麦については、作付拡大に必要な機械導入と品質向上につながる排水対策に支援、大豆については、産地を増やすための乾燥調製設備の導入を支援する予算を今定例会に提案しているということでございます。

また、ニーズの把握のために、需要拡大を進め、製粉業者による県産小麦を使った商品開発、販売促進等の活動の支援、加工メーカーと連携した豆腐、納豆に適した大豆品種の検討などを行っていくということでございます。

種子の生産体制維持のため、また、生産資材高騰を受けている種子農家の機械導入に対しても、

補正予算を今定例会に出してあるということです。

また、人材育成については、今後、大規模法人への就農を希望する学生の現場研修や、組織内リーダーの育成研修を開催しており、食料安全保障において、農業県熊本の役割は大きいので、今後も、土地利用型作物の生産振興と地域営農組織の確保、育成にしっかりと支援していくとの答弁をいただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、コロナ禍後の中小企業・小規模企業に対する経営支援についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、終息したわけではありませんが、感染症法上の位置づけが、今年5月、2類から5類に変更となりました。夏祭りや通常の行事等もコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。人の動きも増え、経済も回復の兆しが見えつつあります。しかしながら、小規模企業や中小企業、業種では飲食業等におきましては、まだまだ厳しい経営を強いられている方々も多数おられるようです。

コロナ禍で実施されたいわゆるゼロゼロ融資について、企業から金融機関への融資額の返済が本格化しておりますが、全国的には、既に返済に窮しての企業倒産が大変多く発生しているとの報道もあっているところでございます。

本県におきましても、他県よりは少ない倒産ですが、昨年と比較して企業倒産が増えているようでございます。

これまでに多くの中小零細企業等が経済対策としての融資を受けてきましたが、今後の返済が円滑になされるよう、各企業に対する資金計画への支援や助言等、企業倒産の続発を抑制するため、今まで以上に、よりきめの細かい支援が必要になっていくのではないのでしょうか。

特に、コロナ禍において発生したロシアのウクライナ侵略に伴い、資材、原材料費等の物価高騰による倒産危機や円高による大幅な利益減等、大変厳しい状況に追い込まれておられる事業者は多いのではないかと容易に推測されます。

私は、平成29年12月の一般質問の場において、事業承継支援及び創業支援について、また、稼げる中小企業の創出に向けた取組についてお尋ねをしました。

さらに、令和元年9月の一般質問の場においても、中小企業、小規模企業の事業承継問題に関連して、事業者の廃業を防ぐために、また、後継者の育成のために、県としてどのような対策を行っておられるのかをお尋ねしました。

その際、県からは、経営指導員等、具体的には、令和元年度から設置された特任経営指導員を指し、中心的な役割を果たすものと考えていますが、事業者に寄り添いながら支援を行っていくとの答弁をいただきました。

県内におけるコロナ禍後の事業者の事業継続を支援し、県内経済の回復が順調に進むよう、また、喫緊の課題である事業承継の問題に対する対応を含め、特任経営指導員の果たすべき役割が大きいものと考えます。

特任経営指導員については、事業承継を行った方からは、事業承継に向けての書類の確認など、細かいところまで親身になったサポートをしていただき、スムーズに事業承継ができたという声や、地元の商工会からは、特任経営指導員による定期的な研修等を通じ、会員のスキルアップにつながっており、会員数も増加するなど、組織強化にもつながっているとの声も聞いており、現在、商工会の活動に不可欠な存在となっております。

特に、地域におきましては、中小企業者の廃業、休業等は、地域の弱体につながる懸念

され、事業継続や適切な事業承継によって、地域経済や雇用の維持を図る必要があります。

特任経営指導員については、熊本地震からの復旧といった課題対応の役割を担い、熊本地震復興基金を財源としていることから、令和5年度が当初計画で設置の最終年度と伺っています。

熊本県においては、中小企業、小規模企業で働く人がほとんどです。事業継承を促進し、地域経済を活性化させることにより、地域の雇用を支えるという重要な役割を担う特任経営指導員の設置継続は、中小企業支援の根幹をなすものとして、私は必要不可欠であると考えます。

コロナ禍の対応を含め、これまでの特任経営指導員による取組の成果と令和6年度以降の特任経営指導員の設置継続について、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 特任経営指導員については、グループ補助金等により被災事業者のハード面の復旧のめどが立ち始めたことから、令和元年度より、熊本地震からの復興期における事業経営の維持強化のための支援を重点化するため、商工団体における専門性の高い経営指導員の配置拡充を支援することとしたものでございます。

具体的には、県商工会連合会では、県内9つの広域単位で、県商工会議所では、熊本、八代の2か所に計13人を配置して、事業者の支援に取り組んでいます。

配置されて以降、特任経営指導員は、各地域の被災事業者の経営支援を行うとともに、熊本復興経営サポートオフィスと連携しながら、事業者それぞれの課題に応じた様々な支援を展開してきました。

また、各地域での事業セミナーや日本政策金融

公庫と連携した事業承継マッチング支援相談会の開催にも御活躍いただいております、市町村と連携して、事業者名を公表して後継者を募集する、いわゆるオープンネームでの事業承継支援の取組は、成約事例がマスコミにも大きく取り上げられるなど、着実に成果を上げています。

コロナ禍において、幅広い業種の事業継続につながった事業復活おうえん給付金について、3万件を超える膨大な申請を迅速かつ的確に処理することができたのは、給付事務の業務を担った特任経営指導員の存在が大変大きかったものと考えています。

このように、特任経営指導員の活動は、熊本地震からの復興期における事業者の支援として、コロナ禍における緊急的な対応も含め、十分な成果をもたらしたものと高く評価しております。

次年度以降については、県内事業者を取り巻く環境変化を念頭に、今後の商工団体における事業者支援の在り方の議論の中で、これまでの特任経営指導員の実績も踏まえながら、総合的に検討したいと考えています。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 商工労働部長から答弁をいただきまして、来年廃止予定の特任経営指導員の成果と継続についてお尋ねしたわけでございますけれども、非常に地震の後の特別なあれで、特に事業承継等もマスコミに取り上げられるような成果が上がったということでございます。

そしてまた、そういう中で、コロナ禍の後、今非常に企業の方々は苦しい状況でございます。この復活支援等にも対応していただいて、この特任経営指導員の役割は大変大きかったのではないかとこのように思います。そういう意味で、今後、ぜひまた引き続きお願いしたいと思います。

特に、地域経済の維持にとって欠かせない取組

の一つである事業承継というのは——地域の商店街がシャッター街になってしまったり、また、空き家店舗が増えたりすることは、地域経済の活性化に大変水を差すものでありますので、特任経営指導員のこれまでの成果をしっかりといただき、また、商工団体と事業者支援の在り方を議論して、また検討するというところでございます。

ぜひ、来年度も、この特任経営指導員の人数が13名ということでございますけれども、予算等の都合もあれば、調整はあってもいいんですが、できるだけ残していただくようよろしくお願い申し上げます。

次に、要望として1つ、2024年問題に伴う農産物輸送の遅延、遅配等に対する懸念解消及び農業者の収益減対策について要望をさせていただきます。

これについては、自民党代表質問でも山口先生がしていただきましたけれども、少し私からもお願いしたいと。

トラック運転手の時間外労働の上限規制に伴ういわゆる物流における2024年問題については、様々な業界への影響が懸念されていますが、特にその影響を大きく受けるのは、農産物の輸送分野ではないかと考えられます。

特に、農業県である本県におきましては、これまで、東京や関東以北の大消費地に農産物輸送が円滑に行われていたため、県内の農産物生産者は、東京圏等の消費者の旺盛な購買意欲に支えられて農家所得を維持してきた面があります。

今後、東京圏等の大消費地への農産物の輸送について、遅延、遅配等が頻発するようなことが生じると、本県の農産物は貴重な販路を失うことになり、生産者の所得にも大打撃となることが懸念されます。

また、運送業における担い手不足や運送経費の

高騰等により、農産物の輸送コストが上昇した場合には、運送を依頼する荷主がコスト上昇分を負担することとなると思われます。

物流における2024年問題を引き金とし、燃油や生産資材の高騰で農業経営が厳しい中、農産物の輸送コストが高騰し、ひいては農家所得が大幅に減少するようなことになると、現状でも農家の廃業が続き、後継者が減少している中であって、さらに担い手不足等の問題がますます深刻化し、県内の農業生産力そのものが落ち込むことになりかねません。

食料安全保障という観点からも、稼げる農業を実現し、農業の担い手確保を着実に進めていくことは時代の要請であり、物流における2024年問題を克服するための各種施策の実行を今以上に加速化していく必要があると考えます。

2024年問題は、まさに目前に迫った危機であります。

熊本の農業が物流における2024年問題を乗り越え、今後も発展していくことを切に願う者として、県産の農産物輸送に支障がないよう対応し、県内農家の農業経営が維持、確保されるよう取り組まれることを強く要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問は終わります。

3期目初めての質問でございましたけれども、何か大変緊張しておりました。やっとこれで終わりました。

皆さん、御清聴、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕（拍手）

○亀田英雄君 皆さん、こんにちは。八代市・郡区選出・無所属の亀田です。県議会議員になって初めての一般質問をいたします。ふだんは八代弁しかしゃべりませんが、今日は、星野君にわかるように、極力落着いて日本語でしゃべりたいと思いますので、よろしくお付き合いをお願いいたします。

出身は、八代市の坂本町で、令和2年7月には、これまでにない豪雨災害を経験し、球磨川流域は壊滅的とも言える被害を受けました。現在、様々な方面からの支援を受けながら、災害からの復旧・復興工事が行われています。

どのような厳しい天候にも昼夜をたがわず継続して工事を実施していただき、すばらしいスピードで復旧、復興が果たされることに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、荒瀬ダム撤去問題では、蒲島知事をはじめ、県議会の皆様には大変お世話になりました。御理解をいただきました。ダム撤去後のまちづくりが進められていた中であの災害でしたので、何とも残念な思いがあります。

県議会での質問登壇は、これまでとは勝手も違いますし、これまでにない緊張感であります。

前期までのことはよく分かりませんし、これまでで登壇された方の質問と重なるところもあります。物すごくローカルな話もいたしますし、皆さんに分らない話もあるかと思いますが、私なりに多くの住民の声を届けたいという気持ちからの質問でございますので、寛大な心で御理解いただきますようお願いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

それではまず、大項目1の県南の振興について質問いたします。

熊本県の均衡ある発展は、従来知事へ課せられた命題であると考えます。それでも県南に住む者からすれば、県北は優位であり、県南地域は県北の勢いに遠く及んでいないように思えて仕方がありませんし、そのことは、私だけの感覚だけではなく、多くの方の率直な意見、感覚であると思っています。

そこへ来て今回の台湾からの企業進出です。ますます県北は発展し、その格差は増大していくように思います。

T SMCの進出によるよい効果を県全体へ広げるとの言葉を聞くようになりましたが、このことも、格差があることを裏づけているようでもあります。

広大な熊本県を単純に県北と県南と一くくりにして話をしますが、県南地域に住む私どもにしてみれば、やきもきする話でもあります。

そこで質問です。

蒲島知事は、県南の状況についてどのように考え、その在り方についてどのように思われているのか、知事は、県南をどのような地域にされたいのか、知事が思う県南の理想像というものはどのようなものなのか、その思いをお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 県南地域には、県内有数の温泉や酒蔵、不知火海や球磨川などの豊かな自然を生かした数多くの観光資源があり、地方創生をさらに進めていくための十分なポテンシャルがあると認識しています。

特に、地域の中核を担う八代市には、九州の各都市を結ぶ幹線道路、また、高速道路インター、首都圏や関西圏とつながる新幹線停車駅、さらに

はアジアとの交流拠点となる八代港を有するなど、県内、国内外への交通の要衝となっています。

私は、県全体の発展には、県南地域の振興が不可欠と考え、知事就任以来、様々な取組を推進してまいりました。

具体的には、食を通じて地域活性化を図る県南フードバレー構想推進の拠点として、フードバレーアグリビジネスセンターを八代市に整備し、地域の農産品を使った多くの新商品を開発してきました。また、八代港の機能強化と新規航路誘致の取組を進めた結果、国際クルーズ船の就航や台湾航路のさらなる利用促進が図られてきました。

さらに、八代市においても、新八代駅周辺の開発や新たな工業団地整備などを進め、県南地域の浮揚に向けたリーダーシップを取っていくとされています。

県としても、市町村の現状や課題、さらには発展に向けた方向性を共有し、今後もしっかりと連携、支援していききたいと考えています。

また、県南地域を襲った未曾有の災害である令和2年7月豪雨災害は、過疎化、人口減少に苦しむ球磨川流域に激甚な被害を与えました。

私は、単に復旧を目指すのではなく、豪雨災害からの復興を地域の再生、発展につなげていかなければならないと考えています。

そのためには、私は、新たな復興の理念の下、地域の皆様とともに、心を一つにして、復旧、復興に取り組んでいく必要があると考えました。その新たな復興の理念が緑の流域治水であります。

緑の流域治水は、球磨川流域の新たな治水の方向性であるとともに、同時に、球磨川流域の豊かな恵みを享受し、将来にわたって持続可能な地域の再生、発展を目指すものであります。

引き続き、緑の流域治水の理念の下、球磨川流

域の創造的復興を成し遂げることで、県南地域全体の発展につなげていきたいと考えています。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 知事から御丁寧に答弁をいただきました。

私が県議会議員になって何を尋ねたいかと思ったときに、やはりこのことが、知事は県南をどうされたいのかということが一番に尋ねたかったものですから、何となく、やっとな私の思いがかなったような気がいたします。

県南、県北といっても広大で、様々な地域性もある中で、丁寧に答えていただいたというふうに思います。

県南地域のポテンシャルを認識いただき、交通の要衝である八代市とこれまでの取組を進め、今後とも連携を進めたい、緑の治水という理念を持って、持続可能な地域の再生を図りたい、県南地域全体の発展につなげていきたいということであったろうかというふうに思います。

私は、知事が県南をどのようにされたいのか、荒瀬ダム撤去を決断された知事の心のひだ、胸のうちをもう少しのぞいてみたい気持ちもあつたのですが、そのような気持ちから知事が思う県南の理想像と通告したのですが、県全体の発展には、県南地域の振興が不可欠、復興を地域の再生、発展につなげていかなければならないと改めて述べていただきましたので、ひとまず了としたいと思います。

今後、このことをもって様々にお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

今議会でもTSMCの進出に関して様々質問がありましたが、TSMC進出がもたらす効果とは、最近よく聞く言葉です。と同時に、それはどのようなものなんですかという話も多く聞きま

す。漠然として分からないということです。

T S M Cの進出がもたらす効果について、県としてどのようなことを想定されているのか、具体的に御説明ください。また、そのことによって、県南地域の活性化にどのような影響があると予想されているのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、T S M C進出がもたらす効果についてお答えします。

現在菊陽町で建設中の新工場に対する投資金額は約1兆円と、県内でも過去最大の大型投資です。その効果は、新工場への直接投資にとどまらず、関連企業の新たな投資を呼び込むことで、企業間の取引拡大や雇用の創出、県内の空港や港の利用促進、さらには交流人口の拡大など、様々な分野に及びます。

既に、T S M C進出決定以降、半導体関連企業の新設、増設に伴う立地協定件数は32件、物流関係も3件に上っており、この中には、株式会社テラプローブの増設など、県南への投資も含まれています。

このような新たな投資により、企業間の取引の活性化による売上げの増額や材料、製品の搬送の増加に伴う物流の促進などが見込まれ、さらなる経済波及効果が期待されます。

また、新たな雇用が創出され、県内の大学、高校の新卒者の県内就職率の向上や働く世代の移住、定住などにもつながります。

このほか、地方自治体における固定資産税などの税収増も期待されるとともに、ビジネス客や観光客などの交流人口拡大による旅館、ホテル業や飲食業への影響も大きいものと考えています。

次に、県南地域の活性化における影響についてお答えします。

J A S M新工場は、まだ稼働しておらず、現時点では波及効果は限定的ですが、半導体は裾野の広い産業であり、保守、メンテナンス、物流、倉庫など、様々な業種の企業が関係することから、将来的には、県南地域も含む県内各地の企業に影響が及ぶものと考えています。

県南の中心である八代市においては、交通結節点としてのインフラの強みを生かし、新たな工業団地の整備の検討を開始され、地域経済の活性化につながる意向を示されました。

特に、八代港における台湾航路については、半導体製造に用いる化学品や設備等の輸入が見込まれることから、8月からは、1便で往路と復路の2回寄港するダブルコールが再開されました。

また、台湾の桃園空港と阿蘇くまもと空港を結ぶ定期便の就航の影響もあり、多くの台湾の方々が入吉・球磨地域や天草地域などの観光地を訪問する新たなツアーを企画する動きが出ていると伺っています。

八代市は、平成30年に台湾の基隆市と友好交流協定を結ばれていますが、先週、入吉球磨観光地域づくり協議会が、高雄市などの観光団体、台湾高雄観光圏と観光発展及び地域活性化に関する包括連携協定を締結されるなど、交流の輪が広がる動きも注目されています。

県南地域を含む県内全域にT S M Cの波及効果を高めることは、県政の重要な課題であり、今定例会の地域活力創生特別委員会でも御審議いただきますが、県としては、県南地域の皆様の思いをしっかりと受け止め、市町村や商工団体ともこれまで以上に連携して、地域活性化に全力を挙げて取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 T S M Cのよい効果ということについて伺いました。

御丁寧に詳細にお話しいただいたものと思っています。改めての話ですので、そがんとは分かるとどという声も聞こえてきそうですが、改めて議会という場できちんと整理をして話をさせていただきました。

関連企業の新たな投資など、様々な分野へのもたらす効果を期待され、県南地域の企業にも大きな波及効果を予想され、少しずつ動き出しているようです。

私も、皆さんと同じように、今回の進出は、新たな人流によって経済効果が高められるまたとなり千載一遇のチャンスであると思っていますし、大いに期待したいところです。

県として、そのような整理をして何かを期待しているのであれば、それをかなえるために、何か動かさなければいけないというふうに思います。

他県では様々な施設の整備が行われていて、特に、近くの佐賀県では、SAGAアリーナが完成し、このアリーナは、文化会館と合わせると1万人規模でのMICEの開催が可能になっています。

この規模でないと採算の取れるイベントが打てない、国際的な会議は招けない、集客能力のある芸能人などは呼べないと聞き及んでいます。

そのためには、各自治体の取組を県が応援するというスタンスではなくて、県による主体的な仕掛けが絶対必要だと思います。

これは私個人の思いなんですけど、八代市が進めようとしているコンベンションホールについても、県として協力、協働できないかとも思います。せっかく建設するのですから、県も協働していただき、よりよいものを造ってもらえないか、県南へしっかりとした見える形で人を呼び込む導線をつくっていただけないかということです。

そのことが、天草シーラインを後押しし、肥薩

線復活への呼び水になり、県南における横軸が形成されていくのではないのでしょうか。また、クルーズ船の増大、インバウンドのさらなる呼び水になるのではないかと考えています。

先日は、施設の建設を村上選手も期待しているという知事のスピーチがありましたが、県南に住む多くの人も知事に期待しています。

先日の文化協会との懇話会の中で、箱物は人を元気づけるというお話もありました。知事におかれましては、先日の本田議員への答弁は、どうか、どうか考え直していただきたいと切にお願いをいたします。

また、違う視点で、前回の議会において、高野議員から県南に大学誘致の話がありましたが、誘致がすぐには難しいようであれば、県立大学の県南移転はできないものかと、考えられないのかと提案をいたします。教育や文化で盛り上がれば、まさに創造的復興の旗印になるのではないかと期待をいたします。

観光、教育、文化と様々な言いましたが、知事が県南をどのようにリードされたいのかにかかっていると思います。

蒲島知事におかれましては、主体的な行動によって今回のチャンスを必ずつかまえて、県民の期待に、特に県南の住民の期待に答えていただきますよう強く要望しまして、この項を終わります。

大項目の2、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興について伺います。

あの豪雨災害の発生から丸3年がたちました。今思い出しても最悪の記憶であり、夢であったらどんなによいかと思うばかりです。

それまでは、球磨川の増水は年中行事みたいなもので、つからないと梅雨は明けないと当たり前のように思っていました。

そのような中でも、毎年至るところで防災工事

が行われ、もう生活を脅かすようなことはないだろうと思えるように整備された中でのことでしたので、第一報の坂本支所前を流れる濁流の映像は、まさかという思いでしかなく、ヘリコプターで知人が助けられている模様も、災害を伝える映像も、まるでどこかほかの地域のニュースではないかと、人ごとのように見ていました。

そんな絶望的で計り知れない未曾有の災害も、関係する全ての皆さんのおかげで着々と復旧しています。

そのような工事の進捗がある一方で、地域の人口減少の現実ということから目を離すことができません。工事のスピードを上回るように人口が減り、急速に過疎化が進んでいると思っています。

先日の新聞報道は、球磨村を取り上げていて、見出しには「遠い復旧 やまぬ離村」とありました。

記事には「子育て世代の離村も相次ぐ」として、子育て世代のこれほどまでの流出は思っていないと「村にとって大きなダメージだ」と、松谷村長のコメントも紹介されています。

子育て世代の不安、悩みは坂本町も同じです。合併する前は一つの自治体であった町の小学校の入学生がいない。来年も厳しい見込みであり、このことは連鎖していくものと思われま

す。ちなみに、八代市のホームページによりますと、坂本町の17歳までの子供たちの数は、令和2年3月末に181人、令和5年の3月末には88人で、現在の数より減った数のほうが多く、減少率は51%となっています。これは物すごい数字です。あと数年後には地域に子供がいるのだろうかという心配しかありません。

さらに、坂本町には、関係者の努力はあっていますものの、地域に医者がいない、医療の確保ができていないという現実、ここに住み続ける

には将来に大きな不安があります。

さらに、地域の高齢化が進む現実、何とかしてほしいとの声が強くと寄せられています。

このような現実、被災地において時計の針が早く進んだということで、近い将来の周辺過疎地域のどこにおいても発生する重大な課題ではないかと予想します。

知事は、五木村の振興は待ったなしと申され、五木村に20年間で総額100億円規模の財政支援の枠組みを示されました。英断であると高く評価をいたします。それでも待ったなしの状況は、五木村だけではありません。私の地元の坂本町でも待ったなしの状況です。

このような現実を踏まえ、被災地における著しい人口減少の認識を伺うとともに、子供の著しい減少、また、医療の確保ができていないという現実、どのように対応されていかれるのか、知事に伺います。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 令和2年7月豪雨は、球磨川流域を中心に、人口減少と高齢化が加速する地域を襲った未曾有の大災害でした。

豪雨災害直後の令和2年国勢調査において、球磨村では、村外の応急仮設住宅等への転出などを理由に、全国1位の人口減少率となり、八代市坂本町でも、球磨村同様、高い人口減少率となっています。

また、議員御指摘のとおり、17歳未満の子供の数も大幅に減少しており、地域の持続可能性が危ぶまれております。

豪雨災害を契機とした人口減少は今も進んでおり、私は、復旧、復興が遅れば、今後の地域の存続が危ないのではないかと強い危機感を抱いています。

現在、被災地では、一日も早く安全、安心な地

域を実現するため、宅地かさ上げや輪中堤の整備などが進められています。また、市町村において、新たな住まいの確保に向けて、高台への宅地造成や災害公営住宅の整備などの取組が懸命に進められています。

これらの復旧、復興の取組は、子供・子育て世帯が安全にかつ安心して子供を育てることができる環境の確保につながるものと考えています。

医療の確保については、町内2つの診療所が被災しました八代市坂本町において、現在、移動診療車を活用した巡回型オンライン診療や服薬指導、薬剤配送が、八代市による実証事業として行われています。

また、令和7年末の完成が目指されている新たな八代市坂本支所において、医療等活用スペースを設けることが検討されています。

県としましては、八代郡医師会等と連携しながら、坂本町における医療提供体制の維持と再構築の取組をしっかりと支えてまいります。

先日、私は、八代市坂本町の復興商店街にある鮎やなに伺いました。開店直後から、名物のアユを求めて来られた多くのお客様で、店内は活気にあふれていました。

私は、あそこでお客様や従業員の方々と直接触れ合い、地域のかげがえのない宝と復興を支える方々の御努力を肌で感じ、一日でも早く復旧、復興を成し遂げ、地域を再生していく決意を新たにいたしました。

県として、国や市町村、そして地域の皆様と一緒に、引き続き、時間的緊迫性を持って、そしてスピード感を持って、被災地の復興を全力で進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 知事からもありましたように、坂本町では持続可能なまちづくりができるのか、将

来において大きな不安があります。子供たちの保護者も将来の不安と向き合いながら、何とか学校を存続させようという気持ちが強く、地域の財産を利用して特色のある教育をと、さらには、球磨村が取り組んでいる義務教育学校などの可能性なども様々発信しているのですが、どうも対策が見えてきません。保護者も坂本が好きで、地元の学校に出したい思いがあり、そこに住み続けたいのに、違う選択をせざるを得ない現実があります。

医療の確保にしてもしかりです。医療を地域に確実に担保していただくことを強く要望します。

坂本町では、関係者に様々努力をいただいていますものの、確実な対策が確実な情報として見えてこないことに不安があります。今は、知事の力強い言葉、新たな決意を伺いましたので、それにすがりたいというふうに思います。

最後に、もう1つ、国道の通行止めについて何かの配慮をいただきたいと要望いたします。

知事もアユを食べに行かれたということで、皆を励ましてもらいました。それでも地域内で営業される店舗は死活問題であります。何とかして土日の通行止めの解除ぐらいできないものか、協議を願えませんでしょうか。何とぞよろしくお願いをいたします。

県内には様々な課題が山積していますが、知事には被災地の課題も認識していただきましたし、力強い言葉もいただきました。最大の支援をいただきますようお願いしまして、この項を終わります。

議会初日、知事から、令和2年7月豪雨災害への対応について説明がありましたが、引き続き、被災者一人一人に寄り添いながら、関係者と連携し、住まいの再建が実現できるように全力で取り組んでいくこと、緑の流域治水の取組への理解を醸成するため、球磨川流域の創造的復興に向けた

取組を加速させていくとのお言葉をいただいたところでは。

治水工事事業の着工式も行われており、工事は順調に段取りよく進められていく様子を伺ったわけですが、そこで質問をいたします。

直面する復旧・復興工事における具体的な課題はないのか、あるとすれば、課題に対する今後の対応、考え方について、球磨川流域復興局長にお尋ねをいたします。

〔球磨川流域復興局長府高隆君登壇〕

○球磨川流域復興局長(府高隆君) 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた市町村は、一日も早い復旧、復興に向けて、懸命に取り組んでおられます。

この復旧、復興の前提となる緑の流域治水の取組は、ハード対策のみならず、ソフト対策も一体として進めることが重要です。

このため、住民の避難行動に関する取組や戸別受信機の配備など防災情報伝達手段の確保といった流域市町村等が実施するソフト対策について、球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金により積極的に支援しています。

さらに、緑の流域治水の取組の推進には、流域住民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であり、そのためには、情報発信が非常に重要です。

現在、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組内容などを分かりやすく伝える動画のユーチューブ配信や球磨川流域の小中学校、高校での出前授業の実施など、幅広かつ積極的な情報発信に取り組んでおります。

一方で、八代市坂本町や球磨村などが直面する災害を契機とした人口減少の加速化は、特に大きな課題であり、この人口減少に歯止めをかけるためにも、復旧、復興の歩みを一日も早く進める必要があると認識しております。

また、整備が進んでいる災害公営住宅等における住民同士のコミュニティー形成なども、これからの課題とっております。

このため、県では、球磨川流域復興基金を活用し、住民イベントの開催など、地域コミュニティー形成に資する活動経費の助成について、新たにメニュー化しました。

今後、市町村のニーズをきめ細かく酌み取り、迅速に対応してまいります。

先月から今月にかけて、宅地かさ上げ、輪中堤事業や遊水地事業、引き堤事業の着工式が各市町村で開催されました。これにより、地域の皆様に事業の進捗を広くお伝えし、復旧、復興に向けた安心感につながったと考えています。

引き続き、緑の流域治水の取組と地域の復旧、復興が確実に進むよう、国、流域市町村等としっかりと連携し、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 課題の認識について、多岐にわたって答弁をいただきました。

緑の流域治水には、住民の理解、協力が必要であり、情報発信が重要であるとありました。

住民側も、情報を伝える、聞く作業を始めていますが、いま一度の点検、努力をお願いしたい部分です。

さらには、再度人口減少の話が出てきました。とてつもなく大きな課題ですので、引き続きの迅速な取組を重ねてお願いいたします。

次の質問に移ります。

この豪雨災害のときは、八代市のサーバーがダウンしたこともあり、今思い出してもぞっとするような思い出です。それでも、最近では様々な改良がなされて、早め早めの対応がなされています。

そこで質問です。

熊本県は、防災センターを建設し、様々な災害に対して対応できるような防災体制を構築していますが、災害時に一人一人の命を守る令和2年7月豪雨災害を教訓としたより効果的な防災対策について、知事公室長にお尋ねをいたします。

[知事公室長内田清之君登壇]

○知事公室長(内田清之君) 令和2年7月豪雨を教訓とした防災対策についてお答えいたします。

県では、災害の教訓を踏まえ、自助、共助、公助それぞれにおいて、防災対策が講じられるよう取り組んでおります。

まず、自助の取組では、一人一人が災害から自分や家族の命を守り、逃げ遅れゼロを目指すこと、これを実現することが大切です。

このため、マイタイムラインの普及を進めております。7月豪雨後、ガイドブックを県内全世帯に配布し、SNSでの作成支援動画の公開等を通して、県民に対して広く普及を図っております。

また、教育現場では、ガイドブックを全中学生に配付するとともに、小中学校においてマイタイムラインを作成する防災モデル授業を昨年度から開始しております。今年度末までに40校で実施するなど、児童生徒を通じたマイタイムラインの普及促進を進めております。

さらに、お一人で作成が困難な方に対しましては、地域の自主防災組織で作成をサポートしていただけるよう、自主防災組織に対するマイタイムライン作成講座を市町村と連携して実施しております。これまで1,494組織が受講されています。

次に、共助の取組につきましては、地域ぐるみで命を守るため、マイタイムラインを活用した住民参加型避難訓練のほか、地域防災のリーダーとなる防災士の養成や地区防災計画の作成支援など、地域防災力の強化に向けた取組を進めており

ます。

その結果、防災士は、7月豪雨前の2,813人から、令和5年8月時点では4,018人となっており、今年度も新たに200人を養成することといたしております。

また、地区防災計画の作成地区につきましては、7月豪雨で大きな被害を受けられました球磨川流域市町村においては、令和2年4月の9地区から令和5年8月時点で289地区に増加しております。

今後も、支援員の派遣やハザード情報を提供するなど、市町村と連携して計画作成を支援してまいります。

最後に、公助の取組です。

7月豪雨においては、通信網が遮断し、情報収集、発信に非常に支障が出たことから、行政機関相互の通信網を多重化するため、民間の光回線や防災行政無線に加え、令和7年度までに、新たな衛星通信システムを整備することとしております。

また、市町村では、避難等の情報を住民の皆様確実に伝えていただくため、戸別受信機や防災ラジオの配備を進めていただいております。必要な世帯に対する配備が完了しております。

このほか、毎年度出水期までに、全市町村を対象とした豪雨対応訓練を実施しています。

これは、令和2年7月豪雨と同規模の大雨が降った場合の被害を想定し、警察や消防、自衛隊等の関係機関も参加する実践的訓練で、7月豪雨以降3巡目の訓練を終了したところでございます。各市町村の体制構築や迅速な避難所の開設、避難情報の発令など、災害対応力の強化が図られたところでございます。

県の新たな防災拠点であります防災センターにおきましては、熊本地方気象台の職員や県警、自

衛隊の情報連絡員も、災害発生のおそれが出てきた段階から常駐いたしまして、最新の気象情報や救助部隊の状況などの情報をリアルタイムで共有し、災害対応に当たっております。

このように、今後も、自助、共助、公助における防災力の強化をしっかりと図ってまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 災害の教訓を踏まえ、自助、共助、公助の観点からそれぞれ伺いました。

新たなハードの整備、市町村の対応力の強化、熊本地方气象台職員や自衛隊の情報連絡員の登用など、以前より確立されたものがあると思いません。

異常気象と言われる昨今では、線状降水帯が発生すると、必ずと言っていいほど災害が発生します。確実な防災対策、的確な防災情報の発信は、持続可能なまちづくりには欠かすことのできないものです。

正確な情報収集に、発信する指示の精度を上げることが、即人命に関わる話ですので、できるだけ、考えられるだけの高みを目指していただきますようお願い申し上げます、この項を終わります。

次に、第3項目め、林業の振興について伺います。

今回の災害で改めて指摘されたのが、山林の荒廃ということです。

災害直後の住民自治協議会の調査においても、森林の手入れ不足を指摘する声が多くあり、災害は山から起きたとも言われました。

私自身、二十歳からこれまで林業に関わってきましたが、林業の変遷を目の当たりにしてきました。

一方、山の仕事のやり方も大きく変わりましたし、40年前は、木材の値段も今の倍ほどありまし

たし、林業で生計を立てる人も多くいました。四季折々の中で山の仕事が回っていましたが、今は高齢化して山に入る人は誰もいません。

このような現実の中で、県においても様々な取組を進められているようであります。

そこで質問です。

林業の活性化について、基本的な考え方を農林水産部長にお尋ねします。

続きまして、森林の持つ公益的機能の最大化について質問いたします。

森林の持つ公益的機能を最大化するためには、森林が健全に保たれるための諸施策を強力に推進することが必要ではないかと思っておりますが、このための基本的な考え方、施策などについて、農林水産部長にお尋ねをいたします。

次に、自伐型林業の推進については、令和4年6月議会において一般質問されており、木村副知事より現在の取組を紹介され、その活動の促進に向けて支援を行っていくとの答弁がっております。

先般は、山江村で自伐型林業の研修が行われました。少しずつ自伐型林業に意欲的に取り組まれる人も増えてきています。

そこで質問です。

県の自伐型林業に対する取組について、その後の展開も含めてお尋ねをいたします。

以上、一括して農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、1点目の林業の活性化について、県の基本的な考え方をお答えします。

先人たちが築き上げてきた本県の民有林は、杉、ヒノキの約8割が利用期を迎えています。

県では、この森林資源の循環利用が、林業の活

性化と健全な森づくりにつながり、SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現にも貢献するものと考えています。

このため、間伐や着実な再生林をはじめとした森林整備を推進するとともに、ICTなどの先進的な技術の導入により、林業、木材産業の生産性向上が図られるよう支援しています。

また、くまもと林業大学校を核に、長期・短期課程などの様々な研修を通じて、林業を支える人材の確保、育成にも取り組んでいます。

さらに、公共建築物の木造化、内装の木質化を進めるとともに、民間建築物に係る建築物木材利用促進協定制度を活用して、県産材の利用拡大を図るほか、木材輸出や木質バイオマスの分野でも、その利用を促進しています。

加えて、山村における就業の場の確保や林家の収入確保のため、シイタケやタケノコなどの特用林産物の生産量の拡大や品質向上にも取り組んでいます。

このほか、森林空間を健康、観光等の分野に活用する森林サービス産業の創出など、これまでにない新たな取組も始めています。

これらの施策の実施に当たっては、国の補助金や森林環境譲与税等を最大限活用するとともに、森林管理による二酸化炭素吸収量を国が認証するJ-クレジットによる民間資金の活用にも取り組んでいるところです。

今後も、これらの施策を総合的に推進し、森林資源を循環利用していくことで、森林の価値を高め、地域林業の活性化につなげてまいります。

次に、2点目の森林の有する公益的機能の最大化についてお答えします。

森林は、木材の生産のみならず、水資源の涵養、山地災害や地球温暖化の防止など、多面的な機能を有しています。

近年、県内の森林で皆伐が増加傾向にある中、再生林が行われない箇所や被災した作業道、鹿による食害などが散見されます。

県としては、このような課題に対応していくため、皆伐後の確実な再生林や下刈りを支援するとともに、県の林地保全に配慮した林業のガイドラインに基づき、安全な道づくりやケーブルクレーンによる木材搬出などを普及してまいります。

また、鹿による食害に対しては、林地の周囲への被害防止ネットの設置等の対策を講じるとともに、狩猟の規制緩和や市町村と連携した一斉捕獲等に取り組んでいます。

さらに、間伐等と併せて、治山施設の整備を通じて、森の防災力を高めることで、森林の有する公益的機能の最大化が図られるよう努めてまいります。

最後に、3点目の自伐型林業の推進についてお答えします。

自伐型林業は、自家労働による小規模な経営形態のことであり、地域の林業の担い手として活躍が期待されていることから、県では、間伐などの森林整備について、森林組合等と同様の条件により、補助事業による支援を行っています。

しかしながら、自伐型林業に新たに参入される方々には、作業における技術の習得や安全面の確保に課題があります。

このため、県では、新たに参入される方を対象に、チェーンソーの操作方法などの技能養成研修を実施するとともに、本年度からは、小型の林業機械や装備品の購入等に対し支援を行っています。

加えて、これらの方々が技術の研さんを行えるよう、活動のフィールドとして県有林の活用を検討しているところです。

これら自伐型林業の取組は、きめ細やかな森林

の管理や移住者の定住を促進し、地域活性化にもつながることから、県としても引き続き支援を行ってまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 県の様々な取組を伺いました。

先進的な技術、人材の確保、育成に関する取組はとてもありがたい話ですが、最大の林業の活性化は木材価格の上昇です。そのためには需要が増すことが一番ですので、公共施設の取り入れもよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

様々な情報の提供に努めていただき、林業に携わる人が増えていくような取組をぜひお願いいたします。

鹿の食害は、下草がないことで土石が流出しますので、大雨の後の林道を通行してみればよく分かります。

生態系が正常に保たれていることで、山の持つ保水力が保たれる様々なデータが公表されています。何より鹿の食害は、植林した苗が育ちませんので、大きな課題です。引き続きの取組をお願いいたします。

自伐型林業は、最近注目を集め、各地で取組が進められています。このやり方の一丁目は、壊さない作業路の開設です。災害を引き起こさない作業路の工夫は、通常の林道にも応用できますので、ぜひ担当者にも一度は聞いてもらいたい話です。

各種補助金もなんですが、今部長から答弁をいただいたように、県有林などでの取組ができれば、そこでモデルケースとして自伐型林業の育成、周知ができますので、とてもよい話です。ぜひ進めていただきますようお願いを申し上げます。

自分に合った仕事で生活ができるだけの対価が

得られるのであれば、人は必ずそれをやるはずで、よろしく願いをいたします。

通告の4点目、買物難民・弱者対策について伺います。

買物難民、買物弱者という言葉は、これまでも県議会一般質問で取り上げています。

これまでの議会においては、高齢化と過疎化が進む地域における生活支援の取組という切り口で、県の取組の大きな考え方の中に埋もれた答えになり、課題を解決するような効果的な対策、施策は見えにくいものがありました。

そのような中に、災害時に買物支援として移動販売を取り組まれた業者には感謝しかありませんが、今後の経営に不安の話も聞きます。せっかくの厚い志も、経営が成り立たなくては続きません。

買物難民・買物弱者対策は、周辺部だけの問題ではなく、中心部にも確実にあります。免許を返上して買物に行けなくなった買物大好きな私のおばなどは、移動販売の車が来る日をそれは楽しみにしています。

移動販売の事業者は、病院や施設とも連携して、そのネットワークで買物に困っている人たちをうまくカバーする努力もされているので、安心して暮らせる環境づくりには欠かせない事業者になりつつあります。

そこで質問ですが、県として、買物難民・弱者対策についてどのような認識があるのか、そして、この重要な課題について、もっと具体的な対策は考えられないのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 日常の買物が困難ないわゆる買物弱者の問題については、少子高齢化や人口減少を背景に、過疎化が進む地域を中心

に、商店や公共交通の撤退により、対策の必要性が高まっているものと認識しております。

そのため、本県の地域福祉の基本的な方向性を定めた第4期熊本県地域福祉支援計画において、買物支援、移動支援を、福祉による地域づくりの3本柱の一つである地域の結びづくりの中に位置づけ、取組を進めております。

具体的には、県内での地域福祉活動全般を支援する地域福祉総合支援事業や中山間地域等の高齢者を対象とした高齢者を支える地域活動支援事業で、移動販売や買物代行の仕組みづくりなどを行う民間の団体、事業者へ補助を行っています。

実際の活用事例としては、移動販売車の購入や出張販売所の開設、ショッピングセンターへの送迎などに利用されているところです。

また、買物弱者対策は、見守り活動としての一面もあり、地域住民の孤独、孤立を予防する効果も期待できます。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で、医療、介護だけでなく、生活支援なども一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

県としても、誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指して、買物支援をはじめとする地域の包括的な支援・サービス提供体制の主体となる市町村を支援してまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 部長の答弁では、買物弱者に対する対策の必要性を述べられ、これまでも取組を進めているということでありました。

さらに、補助金の中身にまで踏み込んで答弁をいただき、実際の活用事例を紹介され、民間の団体、事業者への補助を行っているということで、今後の事業の展開、対策につながるものだと大変うれしく思います。

私は、補助は民間にはできないと聞いておりましたので、大変うれしく思っています。それでも、補助メニューの浸透はいま一つではないかと思いますので、自治体職員、事業者の背中をしっかりと押しいただきますようお願いを申し上げます。

買物がきちんとでき、栄養価の高い食材を食べることが健康の第一歩です。今、この最低限のことができない住民が多く、今後はさらに増えていきます。

これまでも、買物支援として様々な事業や対策がなされていますが、お弁当の配達はすぐ飽きるとか、現状の課題があるようであります。

移動販売車は、自宅のすぐそばで買物ができるので、重い買物袋を運ぶ苦労が少ない、買物本来の品物を見て選べる喜びがあります。

また、交通事故原因の高い高齢者の免許返上がなかなか進まないのは、買物ができなくなることにあります。

そのようなことから、移動販売は、医療費削減、事故対策にもつながる事業ではないかと考えます。

国においても取組を推進する動きがあつておりますし、危機感のある自治体での取組も始まったようです。

少しの補助で取組の展開ができるとの話もありますので、ぜひ様々に情報を共有していただき、誰一人取り残さないくまもとというコンセプトの充実したサービスが県内各地で受けられるように、的確で弾力的な補助を運用していただきますようお願いして、この項を終わります。

最後に、県南地域における安心、安全な周産期医療の確保と環境整備について要望をいたします。

このことは、先ほど松村議員からも質問された

ことですし、先日幸村議員から質問の中で要望された件ですが、数件不安の声が寄せられましたし、情報が目まぐるしく動きますので、重ねて要望をいたします。

7月末に、労災病院が、出産を扱う産科を2024年3月までに休止するという報道がありました。

現在、熊本労災病院は、八代、人吉・球磨地域の両地域で唯一、緊急の帝王切開などの出産時のリスクが高い妊婦を受け入れる中核病院に指定されています。

そのような中で、地元の開業医からも心配の声の中で嘆願書が提出されました。

今月22日には、八代市の「熊本総合病院に産科」と報道がありました。その数日前のとある会議で耳にしていた情報でしたが、あまりにも目まぐるしい動きに驚いています。

産科医を派遣する病院を集約、将来はハイリスク妊婦を受け入れる県南の拠点ということですが、熊本総合病院には周産期医療の両輪となる小児科はありませんし、ハイリスク妊婦を受け入れる環境は未整備で、熊本労災病院の支援を受けるともありません。

情報は錯綜している感じさえある中で、病院が変わることになるこれから出産を控える母親の不安はいかばかりかと思っています。

そこで、県としまして、今後とも県南地域における安心、安全な周産期医療の確保と環境整備について御尽力いただきますようお願いを申し上げます、要望とさせていただきます。

どうにか質問が終わりました。御協力ありがとうございました。

ちょっとばたばたしました。初めての質問ということで、ちょっと時間の配分を怠りました。

これまで質問に長い時間を使いまして、職員の皆様は丁寧に対応いただきまして、真剣に答弁

をいただきました。全ての職員の皆さんにお礼を申し上げます。

さらに、議場の皆様には御清聴をいただきました。心から感謝申し上げます、今回の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長(淵上陽一君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時8分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕（拍手）

○池永幸生君 自由民主党・合志市選出の池永です。一般質問の場を得ましたことに感謝します。

1時間の限られた時間ですが、各項目に対して取り組みますので、執行部の皆様の的確な答弁をお願いいたします。

八代弁が蔓延している議場だと思えますけれども、私は東京の生まれです。ここで改めて東京弁で話をするならばと思いましたが、9か月しか東京にはおりませんでした。だから、東京弁は——やはり熊本弁でしゃべりをして、坂田先生の八代じゃなくて、西合志弁でしゃべらせてもらいたいと思います。

世界に目を向ければ、ロシアのウクライナ侵攻や隣の国のミサイル実験、また、中国によるアジア、アフリカへの援助等、日本を取り巻く環境は予断を許しません。また、国内では、コロナ禍の影響で経済の停滞は否めません。

そのような中でも、熊本において、TSMCやソニーの進出、2本の高規格道路が姿を見せてきました。このことをチャンスと捉え、今こそ伸び

行く熊本、すばらしい熊本を皆さんとともに目指していく時期に来たと思います。

いろんな計画は失敗の許されない事柄ばかりです。今回は、通告の後に報道がなされ、私の質問もかすむような感じになったかに思いますけれども、最後まで慎重な質問をしたいと思います。

まず最初に、最低賃金引上げに伴う事業者への支援等について質問をいたします。

今熊本は、最低賃金及び人手不足にあえいでいます。労働局の45円の最低賃金引上げは唐突であり、事業主、雇用主にとっては大きな痛手で、各企業は、4ないし5%報酬が上がることで、経営が大きく左右すると思われます。材料の価格が上がり、様々な物価の上昇、その影響を受けての最低賃金の変動と思われますが、あくまで最低賃金であり、上限は決められていません。

商工会会員の方々の声の中には、賃金を上げるためには、扶養の見直しを早急にしてほしい、社会保険と所得税の範囲を見直してもらいたい、人手不足にも関わってくる、中小企業向けに法人税等の軽減対策を取ってほしい、雇用に対する支援が欲しいとの声があります。

パートさんのほとんどが扶養の範囲内での勤務を希望されており、賃金が上がることで、1ないし2日間の出勤を減らさなければならない状態にあり、人手不足のおそれがあるなどの声もあります。

なお、いわゆる年収の壁については、昨日の新聞紙上で、130万円を超えても連続2年までは扶養内にとどまれる旨の報道があっており、今後の改善が望めます。

最低賃金法によれば、地域別の最低賃金は、地域における労働者の生計費、賃金水準、経営者の賃金支払い能力の3要素を考慮して定めなければならないとあります。

今年の最低賃金は、労働者の生計費を重視し、さらには、地域間競争や格差是正という要素が強く考えられた異例の結果と思われれます。

令和5年度の熊本県の最低賃金が、物価高騰を反映して過去最大の上げ幅になったことは、テレビ、新聞でも大きく報道され、多くの関心を集めたところでは、45円、5.3%の高い伸び率となり、900円目前の898円まで達しました。

これまで、日本の商工会員は日本経済を支えてきました。約95%がその中に入り、経済を支えてきました。しかし、大手企業に人が集まり、中小企業、零細企業にはなかなか人材が集まりません。

多くの賃金を払えば解決する問題でしょうが、そうもいきません。抜本的な社会構造とか国民意識の改革が進まなければ、この問題は解決できないのではないかと、私は商工会の一員として危惧しています。

最低賃金は、実際に労働現場に携わったことがない人たちが決め、人手不足もそう感じられない方々が机上で論じられている事柄ではないでしょうか。

高い物価上昇率が続く中、労働者の生活を守るためには、最低賃金の引上げが必要であることは、中小企業、小規模事業者の経営者の認識も一致しております。

今年度の最低賃金の審議に関しては、厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会で激しい論議が行われた結果、特に、生計費を重視して、熊本県を含むCランクの地域においては、これまでにない39円という高い目安額が地方に示されました。

日本の経済は、今まさに大きくさま変わりをしようとしています。私たちの菊池方面ばかりでなく、熊本全体が変わっていくことでしょう。

ここ数年、高校生の県内就職率は60%台を維持しており、熊本の企業が選ばれていることは大きく評価できますが、少子化やコロナ禍で進学を選んだことで、就職者総数は約3,200人と、コロナ前の約4,000人から大きく減少しており、企業の人手不足の解消にはならないのではと思います。

何らかの具体性のある国や県の取組が急務であり、そのことにより、一步でも問題解決に向けた経済の維持発展につながるのではないのでしょうか。

中央審議会において、物価高騰を十分に考慮して高い目安額が決定されましたが、報道によれば、地方においては、物価高に加え、人手不足に伴う隣接県への人材流出を防ぎ、全国最下位グループとなることを避けるために高い引上げが相次いだとのことです。また、本県特有の事情としては、TSMC進出の全県下への波及効果への期待もあったとのことであります。

最低賃金は、国の法律に基づく制度であります。地域の経済力や雇用情勢等を反映したものとなるので、県にとっても大きな関心を持って議論の推移を見守っておられることと思います。

そこで、今年度の最低賃金の議論を踏まえての県の見解を商工労働部長にお伺いします。

次に、私が会長を務める合志市商工会を含む県内49商工会の連合会では、新型コロナウイルス感染症の経営に与える影響調査を令和2年3月から開始して、令和5年6月調査で20回目を数えました。これまでの県議会でも何回か、その調査結果が国や県等のコロナ対策や事業者支援策の参考になっていることとお話ししました。

新型コロナも5類に移行となり、その影響も徐々に小さくはなっていますが、原材料高、物価高の影響、価格転嫁の状況、人手不足の影響、賃上げの状況、さらにはTSMC進出の影響など

新たに生じた課題についても、追加調査がタイムリーに行われています。

このような中、最低賃金に関しても、審議会で議論が始まる前の6月末の時点で一度アンケート調査が行われ、8月の大幅引上げを受けて、緊急調査が行われました。

調査結果によれば、最低賃金898円に対する受け止めでは、「高すぎる・やや高い」が合計で34%となり、「低すぎる・やや低い」の合計14%の約2倍の割合となりましたが、半数の43%の事業者は「妥当である」と前向きに評価しています。

また、今回の大幅引上げを受けて、最低賃金を下回る従業員がいるので引き上げる予定であるとの回答が31%、約3分の1の事業者が法律に違反しないように対応する必要があり、最低賃金を下回る従業員はいないが、最低賃金を参考に引き上げる予定であるとの割合17%と合計して、48%の事業者が事業所内の最低賃金を引き上げる予定であることが分かりました。

さらに、引上げを受けての今後の経営方針では、引上げ対応予定の事業者の回答のうち、価格転嫁等により対応していくが最も多く、次いで、経営に影響ないので特に対応しない、人材教育、DXデジタル化等により生産性向上を図る、助成金や補助金を活用して生産性向上を図るとの回答が続いています。

今回の9月定例会で、中小企業者生産性向上緊急支援事業に関する関連予算が提案されており、社会環境の変化の中、自らが企業努力を進め、賃上げを実現し、人材確保に努めようとしている企業の後押しとなるものであり、評価できます。

ただ、県内企業アンケート結果から分かるように、最終的には価格転嫁が必須となりますが、それを実現するためには、消費者や取引先のマインドが変わることが重要だと思います。

昨日の新聞に掲載された帝国データバンクの調査によると、回答した企業のうち、多少なりとも価格転嫁ができていると回答した企業の割合が全国で最も少なかったとあります。

そこで、消費者や取引先の価格転嫁の促進に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか。

以上2点、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、今回の最低賃金の改定に対する県の見解についてお答えします。

本県の最低賃金は、10月8日から、議員御紹介のとおり、過去最大の45円の引上げとなる898円となります。

今回の改定は、公益、労働者、使用者それぞれの代表15名で構成する熊本地方最低賃金審議会において、全国的な物価高騰に加え、TSMC進出による経済効果、若者の人材流出防止等の地域の実情を踏まえて審議された結果であり、尊重いたします。

審議の中では、労働者側の代表委員からは、改定後の最低賃金は、人間らしい生活を送るには十分とは言えないという意見であった一方で、使用者側の代表委員から、引上げの理由の一つにTSMC進出の経済波及効果を挙げているが、現段階では全県にまで波及していないなどの意見が出されたと同っており、労使双方が納得できる着地点には至っておらず、その難しさを感じております。

国においても、目安制度の在り方について、最低賃金のあるべき水準の設定などが議論されておりますが、商工団体においては、最低賃金法の抜本的な見直しを求める動きもあり、今後とも、中小事業者や労働者の方々の声をしっかりと伺うとともに、国の動向を注視してまいります。

次に、価格転嫁の促進に向けた取組についてお答えします。

信用調査会社の東京商工リサーチの4月の調査によると、企業の4割が価格転嫁ができず、また、価格転嫁した企業の5割で利益率が低下したとの結果が出ています。

議員御指摘のとおり、価格転嫁を実施するためには、取引先や消費者の理解が必要不可欠です。

そのため、県では、昨年度に続き、コストの上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備のため、事業組合等に対し、専門家派遣や価格転嫁への理解を深める広報等に要する経費を支援し、取引の適正化に取り組んできました。

しかし、物価高騰等に加え、最低賃金の引上げも重なり、事業継続に向けて、生産性の向上を図るとともに、価格転嫁の取組をさらに進めていかなければなりません。

そのためには、取引先や消費者のさらなる理解促進に向けて、県内経済界を挙げて取り組むことが必要であると考えています。

その点を踏まえ、県では、国関係機関や経済団体等が相互に連携協力し、適切な価格転嫁に向けた機運醸成を図ることを目的とした協定を締結する予定です。現在、年内での協定締結を目指し、準備を進めているところです。

また、物流の2024年問題も念頭に、消費者や取引先の理解促進に向けた商工団体の取組を支援するため、今定例会に関連予算を提案しています。

今後とも、適切な価格転嫁に向けた機運を醸成し、中小企業における賃上げに着実につなげることで、成長と分配の好循環を生み出せるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 御答弁をいただきました。

三輪商工労働部長の顔が岸田総理とかぶって見

えます。歩き方もそっくりなんですね。もう岸田さんがここにおるんじゃないかなと思っておりますけれども、本当に商工団体からも抜本的な見直しを求める動きがあります。価格転嫁は、商工会会員には難しいことでもありますが、大手企業は、いとも簡単に価格転嫁をされております。今後も支援のために力添えをお願いします。

年収の格差も2年間の措置と聞いております。2年間だけではなく、長く3年、4年、5年と継続していくことが一番大事ではなからうかと思っております。

続いて、働き方改革について質問をさせていただきます。

これまで、日本人は、がむしゃらに働くことにより、日本の社会の仕組みや経済を構築してきました。私自身も、社会の高度成長の中で育ってきました。

外国から見たときに、日本は、体を惜しまない、時間を惜しまない働き方で、恐ろしい国だと思われてきました。世界から、日本の経済を止めるには働く意欲をそぐことだとも言われてきました。

その日本の就業時間、労働環境が大きく変化してきました。改正された働き方改革関連法の内容は多岐にわたりますが、主な改正点は次のとおりです。

時間外労働の上限規制、月60時間超の時間外労働に対する割増し賃金の引上げ、有給休暇取得の義務化、労働時間の確実な把握、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の導入、勤務間インターバル制度の普及促進、産業医機能の強化、同一労働同一賃金の実現。

時間外労働の上限も、原則月45時間、年360時間となり、建設業では、工事現場に着くまでの時間も就労時間に入れるなど、就労環境の改善とい

う点では理解していますが、経営者にとっては悩ましい改正だと感じています。

私が役員をしている会社でも、毎日現場は動きます。製造工場などは働く場が決まっていますが、職種によっては、働く場が毎日、毎週変わり、その現場までの往復時間までも就業時間に入るとなれば、実質的な労働時間は短縮されてしまうと思われま

す。この改正法は、霞が関でつくられたものと思います。その方たちは、自分の机を持ち、決められた時間で就業されていることでしょう。しかし、日本の経済は、そのような方ばかりで成り立っているのではないのです。今合志市の商工会長をやっていますが、多くの企業、事業主の方が不安の声を上げておられます。

さきの報道では、最低賃金の話が出ていました。価格転嫁ができる企業はよいでしょうが、できない企業はどうすればよいのでしょうか。

今、2024年問題も話題になっています。長時間働くことで生計を立てておられる方も多くおられるでしょう。

日本の中で95%を占めるのが中小企業で、何か手を打たなければ、日本の経済が停滞するのではないかと感じます。

この改正法はおかしい、私たち小企業が潰れることを黙認するのか、今でも収益が厳しい中でどうやって生き延びるのかといった声が聞こえてきます。

そこで、小企業のそのような声が聞こえているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 働き方改革関連法に対する小企業の方々の声を聞いているのかという御質問についてお答えします。

エネルギー価格や原材料、物価の高騰が続く

中、中小企業者や小規模事業者の経営環境は厳しく、議員御指摘のような声は、個々の事業者からも直接お聞きしております。

商工団体からもそのような声を踏まえた要望や政策提言を受けており、今月いただいた県商工会議所連合会からの知事への要望の中でも、働き方改革への対応という大きな課題に直面しているとの認識を示されております。

国の働き方改革は、労働者が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革で、成長と分配の好循環を構築し、一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。

しかしながら、経営者の視点で見れば、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の取得義務化など、従業員の労働時間が短縮されることにより、事業活動への負の影響を懸念する声も聞かれます。

そのような経営者の御不安に対応するため、国においては、働き方改革を進める中小企業が生産性向上や業務効率化に取り組む場合や魅力ある職場づくりを推進する場合の助成金を創設するとともに、全都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、働き方改革に関する無料相談を行っています。

県においても、職場環境の改善に積極的に取り組む企業等へ専門家を派遣して、勤労者セミナーを開催しています。また、ブライツ企業の認定において、働き方改革の観点に沿った取組を評価する制度も導入しています。

今後とも、商工会、商工会議所などの商工団体との連携を密にして、事業者の方々の声をしっかり伺いながら、必要な支援策を講じてまいります。また、必要に応じて国へ要望を行うなど、個々の事業者に寄り添った取組を進めてまいりま

す。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 答弁いただきました。

日本の事業者、経営者は、二重三重の苦難を強いられております。改革で労力時間が少なくなった上に、事業承継の問題、そして金融問題と多岐にわたります。今後も、連携を密にし、支援策を取り組んでほしいと思います。

続いて、渋滞対策について質問をさせていただきます。

これまで、多数の議員の皆さんが、TSMCの進出に伴う渋滞の懸念や解消について質問をされてきました。あえて私が取り上げる必要はないとも思いましたが、違った角度から渋滞解消を提案させていただきたいと思い、取り上げさせていただきました。

皆さんが心配されるように、私も以前から菊池地区の渋滞対策に取り組んできました。

私が市議のときから、何か方法はないものか、何か手だてはできないかと、県の道路局長に要望書を提出するなど、当時考えられることに取り組んだことを鮮明に覚えています。信号の時間調整が行われるなど、少しは効果が見えたように思います。

そこにTSMC関連の数千人規模での進出です。ただでさえ渋滞がひどい地区に、数千人規模の企業の進出で、ますます渋滞は加速し、ひどい状況は避けられないと思います。

そして、TSMCの第2工場の進出も現実味を帯びてきました。合志市には、ソニーの次期投資に向けた土地の確保も決定しました。

県は、県道を多車線化して対応しようとしていますが、今県が努力すべきは、各企業のトップの方たちとの問題解決に向けた話し合いではなかろうかと私は思います。

そんなことはできないと片づけないで、話を聞いていただきたい、そう思い、質問をさせていただきます。

1点目は、二輪車通勤の促進です。

現在は、1人1台の車の利用で渋滞を招いていますが、二輪車の活用でかなりの渋滞がなくなると思います。企業にお願いし、取り組んでもらうことも一案だと思います。

陸上自衛隊の第8師団は、通勤距離により、最も近い人は自転車、次にバイク、遠い人は四輪車と、通勤手段を変える取組を行っていると言います。

それから、慶応大学院ビジネススクールの受講生が、合志市の交通渋滞の課題について研究され、渋滞緩和に向け、自転車の利用促進を提案されています。

実態調査及び県警公表のデータ分析から、渋滞の原因は、短い距離でも車を利用する地域の習慣とセミコンテクノパークを中心とする半導体工場の誘致と指摘されています。

一方、合志市内には、自転車が走れる歩道が多く、安全性も高く、企業側の協力で実現可能と提案されています。

そこで、二輪車や自転車の利用促進といった、すぐにできることから取り組まれてはいかがでしょうか。

2点目は、鉄道を利用したバス路線の設定です。

現在、原水駅からセミコンまでバス路線が設定されていると思います。また、セミコンまでの新たなバス路線の実証にも取り組まれているとの報道もありました。

熊本県に引っ越してこられた方々への調査では、熊本市内に住まわれる方が多く見られる傾向にあります。そうであれば、原水駅と合志市にあ

る御代志駅を活用することが重要ではないでしょうか。各企業と話し合い、通勤用バスのレンタルや契約をする方法、バス路線を通勤等に活用する方法です。

原水駅だけではなく、御代志駅からもセミコンまでのバス路線を設けることでバス利用を促進し、渋滞の緩和になるかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、3点目ですが、企業の始業・終業時間を変動することによる渋滞の緩和です。

各会社の始業、終業の時間が一緒になることで渋滞が発生していると思われます。始業・終業時間を変えることで、大きく変わると思います。

8月2日の熊日新聞の1面に東京エレクトロンの記事が載っていました。2,500人規模での時差出勤をされるとのことで、もちろん交通渋滞の緩和が狙いだと思います。

また、ソニーは、分散退社に取り組まれるとのことで、各企業が知恵を出し合い、渋滞対策を進められておられます。

今後は、このような取組が必要になるとは思います。いかがでしょうか。

以上申し上げましたが、県と企業の方との話合いの中で、一つでも取り組むことができるなら、渋滞緩和に向かって進むことができるのではないかと思います。

進出企業は、各自治体にわたっています。これまで各自治体に取り組んできましたが、今こそ県が動き、各企業の方々と問題を共有して協議し、解決に向けて動き出す時期に来ていると思います。

そこで、以上3点について、県の見解を企画振興部長に伺います。また、このほかにも、渋滞解消に向けた取組等がありましたら、併せて御教示願います。

[企画振興部長富永隼行君登壇]

○企画振興部長(富永隼行君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策については、これまでも、周辺企業、交通事業者、地元自治体等と議論を重ねてきましたが、議員御指摘のとおり、各企業と連携を密にし、より一層進めていく必要があると考えております。

まず、1点目の二輪車や自転車の利用促進についてお答えします。

セミコンテクノパークに立地する企業の中には、二輪車や自転車で出勤する社員のために、既に駐輪場等の自転車利用の環境を整備している企業や自転車利用の促進に向けた議論を進めている企業もあるとお聞きしています。

県としては、渋滞緩和につながるこのような取組の情報収集を行うとともに、好事例を周辺企業に周知してまいります。

次に、2点目の鉄道を活用したバス路線の設定についてお答えします。

鉄道と接続するバス路線の設置については、自家用車の利用を減らし、渋滞の緩和に効果があるものと考えます。

現在、JR原水駅からセミコンテクノパークへは、セミコン通勤バスが運行していますが、利用者は着実に増加し、8月には、月に1万8,000人を超える利用がありました。

議員御提案の御代志駅からのバス路線の設定については、運行距離や定時性、利用者が見込めるルート設定などの課題がありますが、ニーズや問題点を把握しながら、企業や交通事業者の皆様と連携し、運行の可能性を探ってまいります。

また、バス路線に関するその他の取組として、議員御紹介のとおり、県では、9月11日から15日まで、菊陽町西花立を始点とし、光の森を経由する通勤バスの実証運行を行いました。この実証に

は、延べ824人の利用があり、安定的な利用者が一定数見込まれることが判明しました。

今後、効果の分析や本格運行に向けた検討を行い、第2弾の実証運行を年明けにも予定しております。実証運行を通じて、企業や関係市町と協力しながら、本格運行を目指してまいります。

なお、バス路線の効果的な活用には、JR豊肥本線の輸送力強化が不可欠と考えています。

県としては、車両の増結等による輸送力の強化をJR九州に対して要望してまいります。

3点目の企業の時差出勤についてです。

通勤の時間や場所を分散することは、渋滞緩和に効果があると考えています。一部の企業においては、時差出勤等に取り組み、その効果も出ているとお聞きしています。

県でも、時差出勤等を検討する企業に対して、社内規程の整備等必要な取組に関する相談窓口を紹介しています。

引き続き、周辺企業の理解を得ながら、時差出勤等が広まるよう、各企業の取組を後押ししてまいります。

今後も、関係市町や企業等との連携をさらに密にし、様々な施策を組み合わせながら、渋滞緩和に向けてしっかりと取り組んでまいります。

[池永幸生君登壇]

○池永幸生君 様々な取組が考えられます。今質問しましたことは、私の考えであり、ほかにも考えられることがあると思います。

進出企業の方の多くが熊本市内在住を望まれるならば、いろいろな取組も必要かと思われます。関係市町や企業と連携を取りながら、渋滞解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、御代志駅と言ったのが、入り口が藤崎宮前になります。やっぱりあそこから鶴屋までの真っすぐの道をミニ台湾通りとするならば、より活

性化するのではなかろうかな、そんな提案もさせてもらいたいと思います。

続いて、教員の保護者対応に係る負担感軽減について。

学校をめぐる問題の一つに、教員不足、教員への成り手不足が挙げられます。これまでも改善がなされてきたと思いますが、成り手不足の原因の一つに、長時間労働が当てはまると思います。

もちろん、各クラブ活動などを見ておられるかもしれませんが、苛酷な労働時間を考えれば、かつて先生という聖域であった職業が失われた、说不出的職業になったと思われる。

成り手不足の要因には、児童生徒への対応の難しさ、また、保護者への対応の難しさも含まれていると思います。保護者への対応する時間や説明に費やす労力も、成り手不足に大きく影響しているのではないのでしょうか。

モンスターペアレンツという言葉が使われるようになり、久しくなります。私たちが子供の頃にはあまりありませんでした。もちろん、我が子を大事に、そして、よりよい条件で教育を受けさせたい、その思いで学校や教師と話し合いを持たれることは大事であり、必要なことと思います。

人手不足は、いろんな形で経済や雇用に影響を及ぼしています。しかし、学校教育において、人手不足の解消は最も大事であり、子供たちを育てる意味からも大切なことではないのでしょうか。

既に、県教育委員会では、スクールローヤー制度を導入、弁護士が学校からの相談を受ける体制を構築されていますが、さらに一步踏み込んで、保護者と先生との間に各教育委員会で弁護士さんを雇い入れることで解決に向かうならと提案します。先生に対応を求められるのではなく、その代理人で解決できないのでしょうか。

先生方は、学校で何か問題が起きれば、その対

応に全力を注いでおられます。しかし、学校をめぐる問題では、いじめなどあってはならない大きな問題もあり、先生の対応等が取り上げられています。先生方も、弁護士さんなどが対応されることで、多忙の中でもよりよい教育ができるのではないかと思います。

教育全般にわたり、毎日努力をされている各教育委員会で、こうした対応ができるかどうか、教育長に伺いたいと思います。

子供は、国の宝、また、県の宝です。子供たちに十分に向かい合える時間を持ってもらうために必要と思い提案しますが、いかがでしょうか。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 教員の保護者対応に係る負担感軽減についてお答えいたします。

県教育委員会では、法律の専門家を活用し、教職員の生徒指導力の向上及び学校等が抱える諸課題の解決を図るため、令和2年10月からスクールロイヤー活用事業を実施しております。

この事業は、弁護士が教職員を対象に、保護者対応等をテーマに実施する研修事業、学校の個別相談に助言する相談事業などで構成されています。

このうち、相談事業では、年間を通じて各学校からの相談を受け付けており、いじめ問題に関することのみならず、繰り返し教職員に過剰な要求をされる保護者への対応に関する事など、その相談内容は多岐にわたっております。

各学校等においては、弁護士からの具体的な助言に基づき、問題解決を図っています。また、問題が訴訟等にまで発展する可能性のある場合には、顧問弁護士による助言をいただいているところでもあります。

さらに、保護者に対する直接の対応としましては、県任用のスクールソーシャルワーカーが直接

保護者と面会し、相談や助言を行っております。

議員御提案の弁護士が学校の代理人となり保護者対応等を行う取組についてですが、学校における保護者からの相談や対応の内容は様々であるため、今後、既存の事業の効果を検証するとともに、市町村教育委員会や県弁護士会等の意見もお聞きしながら、必要性について研究してまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 考えられることは、学校側が弁護士さんを雇う、いろんな相談をするということですが、反対に、保護者のほうから弁護士さんを雇う、それも一つの問題があるのではなかろうかな、ただし、弁護士さんと弁護士さんなら話が早く進むのではなかろうかな、解決が早く進むのではなかろうかなと思っております。

ソーシャルワーカーやスクールローヤーの方々の助言を受けながら、様々な事柄に取り組んでほしいと思います。

不足する教育現場について。

亀田議員の質問と真逆になりますけれども、今、合志市では人口増が続いています。現在でも、人口増により、学校、学級、そして学童保育の場が不足しています。

学校を造る場所がない、そのため、財務省から土地を譲り受け、小中一貫校、楓の森小・中学校がオープンしました。一貫校といっても、小学校にも中学校にも校長先生がおられ、別々の運営をされております。

これまで、小中一貫校は過疎の市町村に導入されてきましたが、人口増により、造る場所がないという理由で建築複合型の学校ができたと聞いています。

合志市と話をする場でも、敷地がないゆえにプールを潰して教室を増やすしか考えられないな

ど、子供たちにとって大事な学びの場所を取り上げるような方法が考えられていることは、残念な気持ちになります。

もちろん、合志市の全ての地域で困っている状態ではありませんが、将来的には、学校・学級不足問題は全市に及ぶでしょう。

学校、学級が足りない、そして教員不足が言われる中で、困っている学校、困っているエリアに対しては、特別な措置を考えることはできないでしょうか。エリアとしては、菊陽町、大津町も考えられるかもしれません。

御存じのように、合志市は南北で状況が異なり、特に南地区で学校不足が言われています。ほとんどの土地が住宅となり、用地がないのが現状です。

学校が、学級が、そして先生が不足している現状である今、子供たちの大事な教育の場が不足することは避けなければならないと思います。

そこで、人口が増えている地域に対しては、1学級当たりの人数を増やすなどの要件の緩和、特例的な措置が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。教育長の御意見を伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 人口が増加している地域における1学級当たりの児童生徒数の特例措置についてお答えいたします。

小中学校の1学級当たりの児童生徒数は、法律で定められており、特に小学校においては、よりきめ細かな指導を充実させる観点から、令和3年の法改正により、1学級当たりの児童数が40人から35人に段階的に引き下げられることになっております。

議員御提案の特例措置でございますが、1学級当たりの児童生徒数が法定事項であることから、県独自で定め、運用することは困難な状況でござ

います。

一方で、T S M Cの進出等に伴い、合志市などでは、児童生徒数が増加し、教室不足や校舎の新築に係る土地の確保が難しいなど、特有の課題が生じていることも伺っており、現在、国に対して、施設整備等の教育環境整備に対する支援を要望しているところでございます。

今後、県教育委員会としましても、学校や学級の不足が懸念される地域において、子供たちの教育の場を確保するためにどのような対応ができるか、課題の解決に向けて、引き続き国への要望を行うとともに、地元市町村と一体となって協議、検討を進めてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 教育長より御答弁をいただきました。

以前にも、政府に対して、池田議員、そして溝口前議長から要望書が出されております。より早く35人学級にしてほしい、分かりますけれども、今私が歩いているところでも平家の校舎を壊しております。やはり二層、三層という形でやらなければならない、そんな状況に置かれているのが今の合志市ではなからうかなと思います。

県独自の措置は難しいとのことですが、実際に施設が不足している。国の支援だけでなく制度を緩和してほしいと、国に県として取り組んでいただくようお願いをいたします。

国道387号須屋付近の4車線化について。

昨年7月に公表されたJ A S M周辺の基幹道路整備構想の中で、優先検討区間として国道387号須屋付近の4車線化が位置づけられました。

国道387号は、建設予定の中九州自動車道路の西合志インターチェンジへの主要なアクセス道路となるものです。また、朝夕の渋滞が激しく、早期の4車線化が必要と思われま

す。合志市では、御代志地区の開発も進んでいます。そして、辻久保の開発もこれから進んでまいります。

御代志地区では、合志市による土地区画整理事業に伴い、熊本電鉄御代志駅南の交差点改良が先月完成し、クランク交差点による渋滞も緩和されました。一方で、当地区では、今後商業施設の建設も予定され、北側2キロ先の辻久保地区にもショッピングモールが建設されると聞いています。これらのことを考えれば、交通量の増加がますます懸念されます。

このようなことから、国道387号の4車線化による整備は、J A S M関連のみならず、様々な観点からも喫緊の問題と考えます。

私の住んでいる須屋から黒石間においては、特に朝夕の渋滞が激しく、早期の事業着手が必要と考えますが、現在の検討状況と今後の予定について、土木部長にお伺いします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 国道387号は、国道3号から中九州横断道路の西合志インターチェンジを経て、菊池方面に向かう幹線道路で、セミコンテクノパーク周辺の基幹となる道路ネットワークに位置づけて、須屋付近の4車線化に向けた検討を進めております。

議員御指摘のとおり、以前より、須屋交差点から黒石団地付近にかけては、熊本市方面からの4車線が2車線に絞られる、いわゆるボトルネック箇所であることに加え、沿線住宅地から本線にアクセスする車両が集中し、特に朝夕の通勤時間帯に著しい渋滞が発生しております。

このボトルネック箇所の4車線化を進めるための最大の課題は、九州縦貫自動車道の路面直下に立体で交差する新たな2車線の車道や歩道を確保するための構造物を設置することです。

その際には、1日3万台以上の高速道路の走行車両の安全性を確保する必要があり、路面に変状を生じさせない構造と確実な施工が求められます。

このため、現在、道路管理者であるNEXCO西日本と技術的な協議を重ねているところです。

この立体交差の技術的な検討と併せて、施工時の現況交通の切り回し等を考慮した上で、渋滞解消に効果的な整備区間を設定し、速やかに事業化に向けた検討を進めてまいります。

いずれにしましても、半導体関連企業の受入れ環境の早期整備には、国の強力な財政支援が不可欠であることから、引き続き国への要望を重ねてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 計画の中に取り組み、検討されるとのこと、期待しています。

朝7時から渋滞が始まっています。解消するためにも、半導体関連の会社が集積することで、よりひどい渋滞を招く可能性が予想される中にも、ぜひしっかりと計画の下で進めてもらいたいと思います。

主要道路である九州縦貫道を止めることなく造られるということですが、技術面で難しいこともあるでしょうが、慎重な検討を重ねられ、取り組んでもらいたいと期待いたします。

今、気温の上昇により各地で大きな災害が起きています。世界を挙げて取り組まなければ、もっと大きい災害が起こるのではないかと懸念いたします。

熊本でも、今年もまた雨による被害が出ました。これからも被害が発生するのではと思われまます。より一層の努力をすることで、解消に取り組むべきと思います。

知事が、山口議員や竹崎議員の質問の中で、新

空港構想を発表されました。私も、これからはスピードを持った流通が最も大事と思います。ほかの空港も取り込まれるでしょうが、ぜひとも計画にのっとった進行を行ってほしいと思います。

様々な質問をさせてもらいました。中には取り組むことが難しい質問もあったと思いますが、前向きに取り組んでもらうことを強くお願いします。

スリーランホームランを打つつもりでしたが、結果が先に出てしまい、壁の問題もありましたし、そして6車線化の問題もありました。その結果が出ているけれども、質問しなければならぬ、つらいところでしたが、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明27日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第7号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時1分散会

第 7 号

(9月27日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第7号

令和5年9月27日(水曜日)

議事日程 第7号

令和5年9月27日(水曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第34号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第34号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第34号まで)
- 知事提出議案の上程(第55号)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第34号まで及び第55号)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第56号)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
高井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉 嵐ミカさん

立山大二郎君
斎藤陽子さん
堤 泰之君
南部隼平君
本田雄三君
岩田智子君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸 淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
高島和男君
末松直洋君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
増永慎一郎君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口 裕君
岩中伸司君
城下広作君

西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
淵 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君

監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 村 田 竜 二
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼 濱 田 浩 史
議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕(拍手)

○堤泰之君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・自由民主党の堤泰之です。人生2回目、自民党入党後初の一般質問でございます。1回目より緊張しておりますが、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、大きな心で聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

このたびの内閣改造で、県内選出の3名の国会議員の方々が大臣、副大臣に就任されました。誠におめでとうございます。早速、昨日のお昼のニュースで、木原防衛大臣が10月に訪米し、オースティン国防長官と初会合というニュースを見ました。木原大臣のこれまでの活動を見ている者として、本当に胸が熱くなりました。国家の要として、思いっきりお仕事をされることを期待しております。

私は、これまで20年余り、この熊本の地で不動産の仕事をしていただいております。その

中でも、近年の菊陽・合志地域の地価の上昇は目を見はるものがあります。熊本市内よりも金額が高いところが出てきている状態です。ということで、県民手帳に載っている菊池郡選出の中村県議の住所地の周辺の地価を調べさせていただきました。

現在、所在地である菊陽町津久礼は、安いところで坪15万、最高値坪当たり52万円ということで売出しがあっておりました。すごい地価の上昇があります。私も資金に困ったら中村先輩に相談に行こうかと思っておりますが、しかし、よくよく見ると、この住所は、後援会事務所の住所ということで、中村先輩の所有ではなかったということでした。本当に残念ですが、次の質問までに中村先輩の御住所のことをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

さて、私は、これまで、不動産業に関わる中で、様々なお客様の悲喜こもごものドラマに立ち会ってきました。県会議員となって1年余り、これからも、県民の皆様の喜びや悲しみの声を県政に届けることを決して忘れずに努めてまいりたいと思っております。

まず最初に、熊本都市計画区域マスタープランの見直しについて質問をさせていただきます。

都市計画法では、県が都市計画区域内について基本的な方向性を示すため、都市計画区域マスタープランを策定することになっており、政令指定都市である熊本市を含む2市3町から成る熊本都市計画区域においても、熊本都市計画区域マスタープランが作成されています。

現行のマスタープランは、20年後の人口減少社会に向けて「豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり」をコンセプトに、2015年に見直されており、約8年が経過しようとしています。

この間、熊本都市計画区域では、2つの大きな出来事が発生しました。

1つ目は、熊本地震です。

熊本地震では、応急復旧・緊急活動や各種支援活動に不可欠な幹線道路の機能喪失、避難路となる生活道路や避難地となる公園、広場の圧倒的な不足、上下水道や電気、通信施設の寸断など、本県における社会基盤やライフラインの脆弱性が露呈したことは記憶に新しいところです。

この課題は、甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域をはじめ、都市部においても顕著に見受けられました。そして、発災時の避難行動や応急・緊急活動の混乱を招き、さらには、被災者の生活再建や復旧、復興を妨げる大きな要因となりました。

その後、これらの課題を踏まえ、県において、益城町木山地区の土地区画整理事業や第2次緊急輸送道路にも指定されている都市計画道路益城中央線の4車線化の整備が着実に実施されているところです。

また、大きな出来事の2つ目は、世界的な半導体企業であるTSMCの進出です。

熊本都市圏北部地域においては、半導体関連企業の集積に伴い、既に様々な変化が生じています。特に気になるのは、人口動態についてですが、熊本都市計画区域内の2市3町のうち、熊本市の人口は減少に転じておりますが、居住形態としての核家族化や単身世帯の増加などから世帯数は増えている状況です。また、合志市、菊陽町、嘉島町については、全国でも屈指の人口増加率となっています。

このような状況を背景に、市街化区域ばかりではなく、市街化調整区域内においても、地区計画や集落内開発制度により住宅開発が進んでおります。このようなことが、近年の熊本都市計画区域

内の地価の高い上昇率にもつながっているものと考えます。

ここに、これから本格的に半導体関連企業の集積等に伴う人口増加の影響が加わります。

市街化区域では、御存じのとおり、住宅系や商業系、工業系の用途地域が設定されています。その中でも工業系の用途地域については、主に工場や倉庫等を誘導する地域になり、現在は、この地域にもマンションやアパート等が多数建設されている状況です。そのため、地域に根差した地元企業が事業地周辺に新たな用地を求めようとしても、適正な土地が入手できない状況となっています。

地元企業の従業員さんについては、当然その周辺に住まわれていることが多いことなどから、郊外へ移転することは実質容易ではないと聞いており、その結果、成長が期待される地元企業が事業拡大を断念せざるを得ないこともあるのが実情です。

半導体関連企業の集積に伴い、企業周辺の社会基盤整備の遅れなどによる通勤時の渋滞や耕作可能な農地の減少など、様々な課題が生じていることは承知しておりますが、私としては、このような地元企業やそこにお勤めの方々に関する市街化区域の土地利用に関しても課題があると考えております。

今後の九州シリコンアイランド構想の中心となる熊本都市圏の発展のためには、今回のビッグチャンスをつかんで成長を目指す地元企業の事業用地不足や通勤時の交通渋滞、耕作可能農地の減少など、様々な課題を踏まえた都市計画区域マスタープランの見直しが重要だと考えます。

ここで、次回の熊本都市計画区域マスタープランの見直しの時期及びその進め方について、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 都市計画区域マスタープランは、都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするものであり、社会情勢の変化も踏まえ、おおむね10年ごとに見直すこととしております。

まず、1点目の見直しの時期についてお答えいたします。

熊本都市計画区域においては、平成16年度のマスタープラン策定後、平成27年度に見直しを行っており、その後、熊本地震の発生や世界的な半導体企業であるTSMCの進出など、大きな社会情勢の変化も踏まえ、次回の見直しは、令和7年度を予定しております。

次に、2点目の見直しの進め方についてお答えいたします。

本区域では、議員御指摘のとおり、人口増加や住宅開発の進展を背景とした市街化区域内の事業用地の不足に加え、半導体関連企業の集積による交通渋滞や農地の減少など、様々な課題が懸念されます。

県としましては、このような地域特有の課題を踏まえ、マスタープランの見直しを進めていくことが重要と考えております。

現在、人口や事業所、従業者数の推移、住宅、商業、工業などの土地利用の状況などについて分析をするとともに、課題を踏まえた適切な市街化区域の規模を算出する手法等についても検討を進めております。

今後は、住民代表や有識者等で構成する委員会を設置し、その中で、望ましい都市の将来像やその実現に向けた土地利用や道路、下水道等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する都市計画の方針等を検討していくこととしております。

熊本都市計画区域の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、次期マスタープランにおいて、地域の実情に即した都市計画の方針を適切に示し、関係する市や町と連携しながら、都市づくりを進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 答弁いただきましたように、今回の10年に1度の熊本都市計画区域マスタープランの見直しは、熊本地震からの復興に加え、100年に1度のビッグチャンスと言われるTSMCの熊本進出が重なります。

これからの人口増加等による宅地の不足や住宅問題の解決について非常に重要だと思いますし、今後100年の熊本の将来像を描く上でも大きな意味を持つと感じています。

今後、住民代表や有識者等で構成する委員会を設置するとのことですが、学識経験者に加えて、ぜひ、熊本の市街地の特性や土地利用に知見の深い不動産の有識者と中小企業の実情に通じた各商工会議所や商工会のメンバーも加えていただきたいと思います。そうすれば、現在の熊本都市計画区域内の課題と地場企業の成長の可能性について、よい意見が出てくるはずです。

アメリカの本場シリコンバレーは、半導体産業の集積にとどまらず、アップルやグーグルのような世界で最も成功した企業を生み出しました。TSMCの進出による新生シリコンアイランド九州構想を日本経済の復活のきっかけとできるか、熊本の都市計画に対する期待は高いと思います。

蒲島県政のかじ取りの下、熊本の未来を確かなものにできるよう、これから議論を重ねていただきたいと思います。微力ながら、私も全力で応援してまいります。

次に、県の今後の道路計画における人材の確保と民間の力の活用について質問をさせていただきます。

ます。

政令市中最も深刻とされている熊本都市圏の交通渋滞の解消とJASME工場建設に伴う道路網の整備が早急に求められている熊本県において、計画実現の最速化と今後の公共工事を担う人材の確保は重要なテーマだと思います。

現在の建設業とその関連業界においては、熟練技能者及び技能者の大量退職や長く続いた建設不況期の採用の抑制、少子化の進展による人材難で多くの企業が後継者不足に直面しております。

しかし、建設産業に必要なスキルは一朝一夕に身につくものではなく、長年の経験と熟練技術者からの技術の伝承があって初めて維持されるものです。また、地域に根差して長年経営されている民間事業者の人脈や信用を計画の実現に最大限生かしていくことが、スムーズな都市計画の実現に重要かと思います。

熊本地震や県南水害の復旧・復興工事が完了に近づく今、今後の設備投資や新規雇用に不安を感じている企業が多いのを感じています。建設業やその関連業種における技術者及び技能者は、いついかなるときに起きるか分からない災害への対応や道路や河川などの暮らしそのものの質の向上のために、必要不可欠なものであり、特に、公共工事への依存度の高い土木、測量、コンサルティング業等の民間事業者の経営意欲や事業承継への決断を後押しするためには、公共工事のほか、業務委託や代行を含めた県の民間企業への中長期の姿勢を示すことが大変重要だと思います。

熊本都市圏3連絡道路による10分・20分構想早期実現のためにも、施工分野のみならず、道路計画における用地リスク調査や測量、境界立会い、また、用地評価等において、可能な限り官民の力を結集し、一日も早い道路網の整備が望まれます。将来への企業の役割ややりがいが見えて初め

て各企業の賃金アップや福利厚生充実がなされ、雇用の促進が果たされるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

熊本県として、今後の建設業における人材の確保をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、道路計画をはじめとする公共事業における用地リスク調査や測量、境界立会い、また、用地交渉等のニーズの高まりに対して、民間からの人材登用や業務のアウトソーシングのような民間の力の活用についてどのように考えておられるか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 建設産業は、地域のインフラ整備の担い手として、災害時には社会の安全、安心の確保を担う地域の守り手として、県民の生活や地域経済を支える大きな役割を担っています。

本県の建設産業における従事者の状況は、全国的な傾向と同様に、高齢化とともに若年就業者の減少が進んでおり、若手人材を確保し、次世代へ技術を継承することが重要な課題だと考えております。

そのため、県では、高校生を対象に、建設産業の魅力を伝えるフェアの開催、工事現場見学会や実習の支援など、建設産業に対する県民の理解促進に取り組むとともに、ICT工事の導入や週休2日制の拡大による働き方改革等を推進し、働く場としての魅力向上を図っております。

引き続き、建設産業が若者から選ばれるよう、建設業界ともしっかりと連携しながら、必要な人材の確保に努めてまいります。

次に、用地リスク調査等における民間の力の活用についてお答えいたします。

まず、用地取得の組織体制については、交通渋

滞解消のための道路網整備や災害復旧工事をはじめ、用地を早急に確保する必要がある事業に用地職員を重点的に配置するなど、状況に応じて柔軟に対応しているところです。

また、民間の力の活用については、従来から用地リスク調査や測量、境界立会いなど積極的に外部委託を進めており、令和3年度からは、これらに加え、土地評価や用地補償説明等の業務にも拡大したところです。

このように、コンサルティング事業者等の専門的知識や豊富な経験を取り入れることにより、用地取得業務を迅速に進めることができ、加えて、職員のスキルアップにもつながっております。

民間の力を活用することは、公共事業に係る用地取得業務において大変有効であると考えております。今後は、新たに、多数相続案件等の処理が煩雑で専門的な知見を要する業務につきましても、委託の可能性を検討するなど、引き続き、アウトソーシングの拡大を図りながら、官民の力を結集し、迅速な用地取得が可能となるよう取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 県の行っておられる建設産業の魅力を伝えるフェアの開催や工事現場見学会の開催は、日頃建設技術者や技能者に接することの少ない子供たちにとって、非常によい取組だと思います。

職業人に対する尊敬と憧れの気持ちは、子供たちの人生を正しい努力に導くものだと信じています。地道な職業教育活動が、県内就職率の上昇や離職率の低下につながることを切に願っています。

また、道路建設をはじめとした公共工事による快適な住環境の創造には、多くのファクターが必

要です。中でも用地取得業務は、二つとして同じ案件がなく、様々な年齢や立場の所有者の方々と交渉相手とするなど、特に豊富な経験と知識が要求される分野だと考えています。

その業務において、民間事業者の専門的知見を取り入れることにより事業効率を高めることは、時代の要請に合った取組だと感じます。今後も連携する分野を広げていただいて、官民ともに専門人材の育成につなげて、熊本都市圏の早期の渋滞解消を実現していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

里親委託の推進について質問いたします。

知事は、本年5月のこどもまんなかキックオフトップセミナーの中で「あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、子どもや若者・子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する」こどもまんなか社会の実現を掲げられました。

これは、子供の貧困や増加するいじめ、子供の自殺などを受けての知事をはじめとする県民全体の思いだと思っています。

児童虐待は、人格の健全な発達と自己肯定感や人への信頼など、社会生活を営む上で必要不可欠な素養を奪います。社会に適応できない不幸な人生を送る子供を発生させるということは、人道的にも、また、社会的資本喪失という点でも目を背けてはならないものです。

今年4月に施行されたこども基本法の基本理念の中で、子供の養育は、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難な子供の養育環境の確保がうたわれています。

また、児童福祉法第3条の2には「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でな

い場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、」「必要な措置を講じなければならない。」とあります。

そのような中、県内の児童相談所における児童虐待相談件数は、近年も右肩上がりとなっており、2022年度の対応件数も2,764件と10年前の4倍に達し、幼少期に心身に傷を負う子供たちが後を絶たず、私自身も心を痛めています。

虐待を受けた子供たちへの支援は非常に配慮が必要で、幼少期の愛着形成に何らかの問題を抱えることによって生じる愛着障害は、大人になってからも対人関係や社会生活の問題を抱えやすくなることが知られています。

このような虐待を受けた子供たちへの支援は、これまで乳児院や児童養護施設などの施設が中心となってきましたが、多数の子供を施設で養育する仕組みだけでは限界があると聞きます。また、現在、乳児院や児童養護施設の定員は減少傾向となっています。

一方で、社会的養護の必要な子供たちへの支援の一つに里親制度があります。これは、様々な事情により家族と暮らせない子供を一定期間里親の家庭で養育する制度で、里親家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な愛着関係の形成を伴う養育を受けることにより、子供の心身の健全な育成を図る、多くの国において子供の社会的養護の主流となっている制度です。

そのような中で先月開催された県社会的養護推進会議において、2022年度の県の取組が公表されました。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

近年の里親の登録状況の推移です。里親登録者数は、316世帯と年々増加しています。里親には幾つかの種類があり、養育里親や専門里親は、法

律上の親子関係を結ぶ養子縁組を伴うものではありません。里親の大半を占める養育里親には、里親手当のほか、子供を預かると子供の生活や教育に要する費用が支給されるなど、社会的養護が必要な子供の生活安定を図るための制度となっています。

また、祖父母等も、親が亡くなったり行方不明になったり養育放棄した場合には、親族里親になることができます。親族里親であっても、子供の生活や教育に要する費用が支給されるなどの支援が行われます。

2016年の児童福祉法改正では、家庭養育優先原則が明記され、里親委託の推進が掲げられました。

現在、熊本では、児童相談所ごとに設置された3つのフォスタリング機関が、児童相談所と連携を図りながら、里親制度の普及啓発やリクルート、里親への訪問支援、研修を行っています。

次のスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

2022年度末時点での里親委託率は17.5%、委託児童数は114人と、いずれも増加していることは評価できますが、2021年度末時点の全国平均23.5%よりも低く、まだまだ県として力を入れていく必要があると思います。

里親制度は、必ずしも永久的な親権の移転ではなく、里親による一定期間の安定した家庭での子供の養育であることを考えると、県や市町村を通じて養育里親、親族里親についての正しい理解を深めることにより、もっと里親委託を進めることができるのではないのでしょうか。社会全体において、これまでの古い社会観念にとらわれない子供中心の考え方が求められます。

そこで質問です。

社会的養護が必要な児童に対して、より家庭的な環境での養育を進めるため、県として里親委託

の推進について今後どのように取り組んでいかれるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 社会的養護を必要とする子供たちは、虐待等により心身に様々な影響を受けている場合が多く、家庭的な養育環境の中で、信頼できる大人と愛着関係を形成し、落ち着きや自己肯定感を取り戻すことが大事であると考えております。

そこで、県では、令和2年3月に策定した社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を図るとともに、ファミリーホームや里親への委託を進めることで、より家庭的な養育環境の実現を目指しております。

特に里親委託については、フォスタリング機関や児童相談所の職員と児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員が連携を強化し、里親の新規開拓やマッチング、養育支援のほか、里親家庭の現状把握や相談対応など、継続的な支援に取り組んでおります。

その結果、計画策定時と比べ、里親登録者数は124人増加し316人に、里親委託率は4.1ポイント上昇し17.5%となるなど、着実に成果が現れています。

しかしながら、本県の里親委託率は、議員御指摘のとおり、全国平均23.5%と比較すると、まだ低い状況です。

そこで、里親登録者を対象に、研修会や里親同士の交流を深めるための里親サロンを充実させながら、関係者が連携して養育できる環境整備を進めております。

また、委託経験のない里親に対して、児童養護施設で暮らしている児童を夏休み等に数日間預かる家庭生活体験事業や児童を短期的に預かるショートステイの利用を促進し、養育力の向上を図る

など、実際の里親委託につながる環境づくりをさらに進めてまいります。

今後も、蒲島県政の基本方針に掲げる誰一人取り残さない社会の実現に向け、社会的養護を必要とする子供たちのケアニーズを把握しながら、できるだけ家庭的な環境の中で生活できるよう、積極的に取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 先日、あるアパートの一室で孤独死がありました。亡くなったのは、私と当時同い年、48歳の男性でした。警察の検視の後、市の福祉課がお身内を捜しましたが、親族関係にある方はどなたもいらっしゃいませんでした。火葬後、御遺骨は、市の担当者が取りに来られ、無縁墓地に納められました。

もし彼が、人生のどこかで、彼の病気や経済状態を心配してくれる方と出会えていたら、養子縁組等で誰かと戸籍さえつながっていたら、人を愛することができて家庭を持つことができていたら、48歳の若さで無縁墓地に入ることはなかった、ともすれば、亡くなることもなかったと思うのです。

また、3年前に孤独死された男性には息子さんがおられました。御遺骨の受け取りを拒否されました。息子さんは、子供の頃から精神的に不安定だったお父様から虐待を受けていたそうです。

家族を知らずに生きていく人間には、終生何らかの苦勞がついてまいります。また、せっぱ詰まった状況の中で子供に危害を加える家庭を放置すれば、子供だけではなく、家族全てを不幸にします。

将来のそのような不幸な事件を防ぐためには、今孤独と虐待にさいなまれている児童を問題のある状況から速やかに適切に保護することが必要だと思います。

里親として登録された316名の方々の思いが生かされることを願って、次の質問に移らせていただきます。

次に、コミュニティースクールの現状と子供たちの放課後の居場所づくりについて質問させていただきます。

政府は、本年6月に、第4期となる新たな教育振興基本計画を策定し、計画のコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げました。

そして、今後の教育政策に関する5つの基本的方針の中で、「地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」のために、持続的な地域コミュニティーの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の育成と活躍機会の拡充、コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた環境の整備をうたっています。

教育が社会や時代への新たな対応を迫られる中で、熊本県は、地域とともにある学校づくりを推進するため、以前から、小中学校及び義務教育学校において、法的な要件や権限を緩和した本県独自の「熊本版コミュニティー・スクール」の導入を促進するなど、コミュニティースクールの本格導入に向け、様々な取組を行ってきたと聞いております。

また、コミュニティースクールを導入した学校では、地域と連携した取組として、既に地域学校協働活動が行われているとも伺っています。

これからの学校は、新しい時代において、地域とともに社会課題の解決を自らイノベーションにつなげることのできる人材の育成を果たすことを期待されます。

そこで、教育長に2点質問いたします。

1点目は、コミュニティースクールの現状について、2点目は、放課後の子供の居場所につながる地域学校協働活動について、現在どのように取組が進んでいるか、教えていただきたいと思います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目のコミュニティースクールの現状についてお答えいたします。

コミュニティースクールは、地域住民等と力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みを導入した学校であり、地域の特色や課題に応じて、防災教室や登下校時の見守り、環境整備活動など、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりにつながっています。

県教育委員会では、平成25年から、コミュニティースクールの設置が進むよう、各学校が実態に応じて要綱を定めることができるなど、国が定める要件等を緩和した本県独自の熊本版コミュニティースクールの設置について、各市町村教育委員会に働きかけてきました。

その結果、昨年度末時点で、県内323校の小中義務教育学校が導入し、その導入率は91%となっています。

次に、2点目の放課後の子供の居場所につながる地域学校協働活動についてお答えいたします。

現在、県教育委員会では、地域学校協働活動として、放課後子供教室、地域未来塾の実施について、市町村教育委員会に働きかけて取り組んでいただいております。

具体的には、放課後子供教室は、33市町村85校で実施され、地域の人材を活用し、放課後に学校の空き教室や体育館で、生け花、絵手紙、琴の演奏などの昔遊びやダンス、スポーツなど、様々な

体験活動を行っています。

また、地域未来塾では、30市町村62校で実施され、学習塾がない地域などで、元教員や大学生が指導者となって、無料で学習支援を行っています。

いずれの取組も子供たちの体力や学力の底上げにつながるるとともに、地域の方々との交流の場や機会にもなり、放課後の子供たちの居場所として効果的な役割を果たしています。

県教育委員会としましては、今後とも、各市町村や関係部局と連携し、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支えることができるよう、コミュニティースクールと地域学校協働活動がさらに広がり、充実するよう取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 親や学校の先生以外の多様な人間との出会いの場となるコミュニティースクールの普及や体を使った遊びを含めた様々な体験活動を行う放課後子供教室、学校の学びを助ける地域未来塾の実施は、子供たちの健全育成を図るとともに、地域への愛着を深める大切な取組だと思えます。

遊びを通した体験活動は、子供の自尊心と仲間を大切にし、ルールを守る心を育てます。

ボストン・カレッジの心理学教授、ピーター・グレイは、著書「遊びが学びに欠かせないわけ」の中で、現実の世界で生きていくのに、自分の役割や責任、自己コントロール、他者との関係を築くことについて学ぶことは、授業で教えられることより重要だと述べています。

昔のように地域の空き地や公園ですら自由に遊べない現代の子供たちにとって、コミュニティースクールや放課後子供教室は成長の大きな機会です。

しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延によ

り、県内のほとんどの学校施設や公民館等の公共スペースが、3年余り使用不可能な状況が続きました。

その間、学校の先生たちの多くも転勤や退職をされ、地域における人材の中には、加齢や生活環境の変化により、姿を見せなくなった方も実際少なくありません。また、新しい地域人材の育成もまだまだ進んでいません。

県として、各市町村を通じ、放課後子供教室や地域未来塾の現状を把握して、地域人材の育成と体験活動の機会の創出を通して、こどもまんなか社会の実現につなげていただきたいと思います。

次に、県育英資金の現状と対応について質問させていただきます。

熊本県育英資金制度は、熊本県内に居住する高等学校生、大学生等を対象に、無利子で学資を貸与する制度であり、これまで経済的に厳しい家庭に育つ多くの子供たちに就学の機会を開いてきました。

公立高等学校においては月額2万3,000円を上限、私立高等学校等においては月額3万5,000円を上限として、在籍する期間、毎月学生に貸与されます。

貸与金の返還については、就学終了6か月後より、学生自ら、貸与期間の3倍以内の期間を上限に、毎月返還する義務が生じます。高等学校進学時より利用することができる無利息の奨学金制度として、令和5年度においても400人以上の学生が利用しています。

育英資金貸与者の返還開始年齢は、10代が全体の66%を占め、全体の3分の2の学生が、高校卒業後半年で、最長9年間の育英資金の返還義務を生じます。残りの3分の1の学生は、大学、専門学校終了後、高校分と大学分両方の返済を同時に継続することになります。

そのような中、返還金の滞納が問題となっており、返還猶予者を除いても、年間延べ1,500件程度の滞納が発生しています。

この9月議会においても、貸与金の支払い請求に係る訴えの専決処分報告がありましたが、親の世代の負債を背負って社会に出る若者たちが多くいることにふびんを感じざるを得ません。

その一方で、現在は、育英資金制度創設時にはなかった国の就学支援金制度が拡充され、公立高等学校の授業料は実質無料、私立高校においても、年収目安が590万円以下の家庭は、年額39万6,000円の授業料相当額が支給されます。ということは、県の育英資金が本来の目的である学費に充てられず、実質貸与者の家族の生活費に消費され、その返還義務を支給開始時に15から18歳だった子供たちが負うという構図が生まれたことになります。

これは、子供たちの経済的自立に対する阻害要因となるだけではなく、貧困の連鎖という面で非常に大きな制度上の課題です。国も、これから奨学金制度の見直しに向けて検討に入ると想像はしますが、県としても、しっかりと現状把握を踏まえて、次の段階を見据える必要があるのではないのでしょうか。

県育英資金の現状と対応についてどう考えておられるか、教育長に質問いたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県育英資金の現状等についてお答えいたします。

県教育委員会では、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供が安心して教育を受けることのできる環境を整えるため、昭和47年度から育英資金の貸付けを実施してまいりました。

一方で、平成26年度からは、非課税世帯の教育費を支援する奨学のための給付金が国庫補助事業

として新たに開始されました。また、公立及び私立高校の授業料を助成する就学支援金も同年に創設され、令和2年度からは、私立への助成額の拡充が図られました。

これらにより、公立、私立ともに多くの世帯が授業料無償化となるなど、高校生の教育費に関する支援環境は大きく変化してきました。

このような中、育英資金の近年の申請件数は減少傾向にあるものの、授業料以外の教材費などの負担もあることから、ここ数年は年400人から500人の方々が申請されています。

近年の高校生の教育に関する現状の変化を踏まえ、今後、育英資金を借りた高校生や保護者へのアンケート調査を実施するなど、実態把握を行い、その結果を踏まえた支援の在り方について検討を進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 教育長からの答弁の中で、育英資金を借りた高校生や保護者へのアンケート等による実態把握を行い、その結果を踏まえた支援の在り方について検討を進めるとの言葉をいただきました。

ちょうど一昨日、こども大綱の中間整理が発表され、6つの基本方針が明示されました。その第1項に「こども・若者を権利の主体として認識し」、「多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し」、「今とこれからの最善の利益を図る」とあります。そのタイミングでの高校生に向けたアンケートの実施に大変大きな意義を感じます。ぜひ早期にアンケートを実施していただき、次年度の育英資金の募集に反映させていただきたいと思えます。

話は変わりますが、県は、ふるさと創造人材奨学金サポート制度、くま活サポートを創設し、参加企業と協力して、県育英資金をはじめとした奨

学金返還支援を行っております。これは、県内に就職する学生、熊ターン人材を対象に、返還する奨学金の返還を県と参加企業が2分の1ずつ負担して、県育英資金等の返還を実質的に肩代わりする制度です。

しかし、その支援対象は、現在、大学院及び4年制大学卒業生が対象となっており、高卒、専門学校卒は対象外です。今のところ、高卒の県育英資金貸与者は、県内のくま活企業に就職をしてくれたとしても、10年近く毎月の返還が続くのが実情です。

知事、そして執行部の皆様にございます。

くま活サポート制度の高卒、専門学校卒卒の新設と育英資金の契約者を保護者のみでも可能なように制度設計の変更を検討していただけないでしょうか。それが実現できれば、既に育英資金の貸与を受け、従来から返還の義務を負った若者たちにも、同年代と同様のスタートラインに立つことができます。熊本で働くことを決めた若者が、奨学金の返還のために、結婚をちゅうちょするようなことが間違ってもないように、思い切った決断を重ねてお願いいたします。

最後に、解熱鎮痛薬やせき止め等の医薬品の不足問題について質問をさせていただきます。

本年5月に新型コロナウイルス感染症も2類から5類に移行し、我々の生活もやっと非日常から日常へと戻ってきたように感じております。私の周りでも、4年ぶりに地域の祭りや団体の会合が復活し、久しぶりに人々の明るい笑顔を見る機会が増え、とてもうれしく思っております。

しかし、第9波と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、夏場のインフルエンザ等の流行が重なり、全国の小中学校の中には、新学期早々学級閉鎖となったところもあります。

それと同時に、感染症の症状を抑えるために使用される解熱鎮痛薬カロナールやせき止め、炎症止めのトラネキサム酸が全国的に不足し、医療機関や薬局への供給に支障が生じていると聞き及んでおります。

現在、厚生労働省も様々な取組を行っていると思いますが、今回のような大規模な医薬品不足が発生してからの対応では、状況は改善しないと考えます。

今後、熊本県としても、突発的な感染症拡大に備えて、必要な医薬品に対する措置を検討すべきではないでしょうか。

薬局の現場で働いている方々にお話を聞きますと、感染症の症状を抑えるために使われる解熱鎮痛薬やせき止め、漢方薬等を含む医薬品全般の製造について、ジェネリックメーカーの不祥事に端を発した厚生労働省等の行政指導や製薬会社の社内調査により、医薬品の製造を停止したり商品の回収などが続いており、そこに海外の製薬メーカーや国内の製薬会社の従業員のコロナやインフルエンザ感染が重なって、製造体制に多大な影響が及んでいると聞いております。

そこで、今回のように解熱鎮痛薬等の医薬品の不足状況が続く昨今は、各薬局において、何とか代替となるほかの解熱鎮痛薬やせき止めなどを仕入れて調剤するとのことですが、患者さんには薬に対するアレルギーを持っておられる方もいて、代替薬に不安を感じられる方も多くおられるということですので。そうなれば、円滑な病の治療と感染拡大の防止に支障を来してしまいます。

現代は、地球温暖化の進行や世界のグローバル化により、いつ新型コロナウイルスを上回るパンデミックが起きてもおかしくない時代です。

県としても、国に対して医薬品の安定供給に対する措置を講じることを働きかけるとともに、何

らかの対策を講じるべきではないでしょうか。

そこで質問です。

こうした緊急時における医薬品の不足問題に対して、県として今後どのように対応されるつもりか、健康福祉部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 県内の薬局等において、新型コロナウイルス感染症等の症状を緩和する解熱鎮痛薬やせき止め等が不足している状況があることは承知しております。

その背景としては、議員御指摘のとおり、複数の医薬品製造業者が法令違反で出荷停止となったことによる全国的な医薬品の生産減少に加え、7月頃からの新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大等が考えられます。

国は、現在、薬局等における医薬品の供給不安に対し、医薬品の供給状況調査を行い、その結果を毎月公表しています。また、解熱鎮痛薬等の在庫が少なく業務に支障を来すおそれがある薬局等に対しては、医療用解熱鎮痛薬等110番を介して納入の調整をするなど、安定供給に向けた対応を図っています。

県としましても、不足している医薬品について代替医薬品を調剤する薬局等に対し、患者説明用のリーフレットを作成、配付するとともに、医薬品の安定供給のため、買占めを控えるよう協力をお願いしております。

また、今月、全国薬務主管課長協議会において、厚生労働省に対し、将来起こり得る緊急事態に備えるためにも、一刻も早い事態の改善を図っていただくよう強く要望もしたところでございます。

引き続き、県内の状況を注視するとともに、必要に応じ厚生労働省への要望等も行いながら、医薬品の安定供給に努めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 円安と原油高による物流費の上昇により、薬局も製薬会社も、中小企業は厳しい経営環境を強いられていると聞いております。

国の社会保障費抑制を受け、今年も、薬価改定で全体の半数の薬価が引き下げられました。ジェネリック医薬品は特に薬価が低く設定されていることから、原薬や原材料の海外、中でも中国への依存度が高いと聞いております。

熊本も、超高齢化社会に突入した今だからこそ、重症化する可能性の高い高齢者の方々の命を守るためにも、医薬品の安定供給に対して、率先して対策を取ることが大切だと思います。

具体的には、緊急時に必要となる特定の医薬品について、県が、薬剤師会等と連携して、地域医療の調剤を担う薬局に十分なストックをするように促すなど、需要が逼迫してない平常時に対策を講じることが望ましいと思われま。

一案ですが、幸いにも大きな感染が発生しなかった年は、余った医薬品を消費期限前に国などに安く買い上げてもらって、ユニセフ等の協力を得て、グローバルサウスの国々に援助物資として送るなどのシステムの構築を働きかけることはできないでしょうか。

そうすれば、小さな薬局も思い切った医薬品の確保ができますし、日本ですら解熱剤等の流通がままならない状況です。経済基盤が弱い国々は、さらに厳しい状況だと思われま。貴い命が救われるとともに、国際的な支援を通して、日本や熊本の評価も上がると思われま。

いずれにしても、健康福祉部におかれましては、国に対して現場の声を真摯に届けていただき、医薬用解熱鎮痛薬等の……

○副議長(内野幸喜君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願われま。

○堤泰之君(続) 供給相談窓口の設置について周知徹底をお願いいたしますとともに、県民の皆様生命と健康を何より大切に考え、緊急に備えた施策を講じていただくことをお願いいたします。

以上で通告した6つの質問を終われま。

今回は、前回よりも準備に時間をかけて臨みましたが、よい質問をつくるには、まだまだこれまでの議事録をしっかり読み込まなければならないと痛感いたしました。あわせて、県の職員の皆様の日々の仕事をもっと知るようになつていきたいと思います。

本日は、御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(内野幸喜君) この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きま。

増永慎一郎君。

〔増永慎一郎君登壇〕(拍手)

○増永慎一郎君 おはようございま。上益城郡区選出・自由民主党の増永慎一郎でございま。今回、今度の任期で初めての質問でございま。今度の議会には、4人の新しい先生たちが質問されました。私はもう何回もしていますけれども、皆さん方の質問を見て、やっぱり初心に戻つてやらなければいけないなというふうになつた次第でございま。本当に、はつらつとした、いい質問をされたというふうになつている次第でございま。

新聞では、表では、誰かがホームランを打ったとか、つないだとか、そういうのが話題になつてましたけれども、実は、裏では、あの質問は何点

だったというのがささやかれておまして、自民党の某青年局長が審査委員長で、何か加点方式らしくて、さっきベースの点数は何点やと聞いたから、いや、それは人によって違うということで、先ほどここに来るときに何か拍手が少なかったの、私は最初からベースが低いのかなと。なるべく加点をして点数を上げて、後から、やっぱりさすが増永慎一郎というふうに言われるように質問をしていきたいと思えます。

今日は、実は、私は大体2月に予定をしてたんですけれども、山都町を中心に、上益城で7月に大きな災害がありました。それと、皆さん方御承知のように、通潤橋が国宝に指定されました。ですから、今回は、ちょっと順番を早めていただいて、それについて質問をしていきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思えます。

今年の梅雨前線豪雨の災害対応について、何点かお尋ねをいたします。

このことにつきましては、知事の議案説明の際にも述べられましたし、少し重複する部分もございしますが、私の選挙区である上益城郡が甚大な被害を受けました。それで、今回は上益城郡を中心に質問をしたいと思えます。

6月29日から7月3日にかけて、梅雨前線が九州付近に停滞し、熊本県においては、7月3日には線状降水帯が2回も発生するなど、記録的な大雨となりました。

特に、阿蘇の外輪山の南側である西原村や御船町吉無田高原、山都町の大矢地区付近では、7月3日の未明から早朝にかけて、時間雨量70ミリから90ミリを超える雨が続きました。大雨が降ったこの地域は、加勢川や緑川の支川の上流になり、それぞれの川に流れ込んでいきます。その結果、

支川の上流域を中心に大きな被害をもたらしました。

家屋への浸水被害、公共土木施設や農業用施設の損壊、農地への土砂流入や山腹の崩壊など、県の公共土木施設で約168億円、農林水産業関係で約100億円の被害が出ています。そのうち公共土木施設被害においては、上益城郡だけで約135億円であり、実に8割が上益城郡に集中をしています。それに加えて、上益城郡内の町工事分の被害が約46億円もあり、合計しますと180億円に上ります。農林水産関係も、上益城郡だけで約62億円、全体の約6割を占めています。

以上、降雨の状況とか、それによる被害金額をかいつまんでお話ししましたけれども、今回の豪雨の物すごさを皆さん方に理解していただけたと思えます。

ただ、今回の豪雨被害で、人的被害がほとんどなかったのは不幸中の幸いだというふうに思っている次第でございます。

さて、今回の災害では、県が管理する国道や県道においても数多くの被害が出ています。知事の説明にもございましたように、国道445号に架かる金内橋の落橋による通行止め、これ、テレビでも大きく報道されましたけれども、当時は、24か所の全面通行止めが発生しました。早急に対応していただき、16か所が解消しましたが、いまだに8か所の全面通行止めが残っている状況でございます。

迂回路等で何とか対応ができればいいのですが、その中には、御船町滝尾の県道横野矢部線のように、迂回路である県道稲生野甲佐線も通行できないため、沿線地域の方々にとっては大変不便な状況で、日常生活にも大きく支障を来しているところです。

また、益城町田原の県道熊本高森線について

も、主要な道路で交通量も多いため、地元の益城町の方々はもちろんのこと、西原村の方々からも早い復旧の声が上がっています。

そこでお尋ねですが、いまだに全面通行止めになっている県管理の道路において、復旧の見込みはどうなっているのでしょうか。全てをお聞きしたいのですが、国道445号金内橋、御船町滝尾の県道横野矢部線、また、県道熊本高森線について、現在の状況と復旧の見込みを土木部長にお尋ねします。

特に金内橋については、先ほど申しましたけれども、通潤橋も国宝に指定されましたし、山都町の最重要道路でもございますので、復旧時期をなるべく詳しく教えていただきたいと思っております。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 6月29日から7月3日までの梅雨前線豪雨により、上益城地域を中心に、国道445号金内橋の落橋や河川の氾濫による護岸の崩壊など、甚大な被害が発生しました。

このため、本庁及び出先機関から、土木技術職員を上益城地域振興局へ派遣するなど、一日も早い復旧、復興に向けて、全力で取り組んでいるところです。

議員御質問の全面通行止めとなっている国道445号金内橋、県道横野矢部線、県道熊本高森線の現在の状況と復旧の見込みについてお答えいたします。

まず、国道445号金内橋については、落橋により、大型車は美里町を経由する国道218号を、それ以外の車両は近くの町道を迂回路としております。

このため、早期の通行機能の回復に向け、現在の道路の南側に仮橋を含む仮設道路を設置することとしました。

復旧に当たりましては、発災直後から国の支援

を受け、仮設道路に必要な用地の借地も完了したことから、8月末には、仮設道路の盛土や橋梁下部工工事に着手しています。施工に当たりましては、両側から同時に工事を始め、工期短縮を図っております。

また、上部工については、国の応急組立橋を活用することとしております。橋梁の部品をあらかじめ現地で組み立て、一つのパーツとし、そのパーツごとに大型クレーンで架設するもので、一般的な仮橋施工に比べ工期短縮を図ることが可能となります。

このように、工事の進め方を工夫しながら、可能な限りの工期の短縮を図っております。今後、下部工等の施工が進んだ段階で、仮設道路の供用時期をお示しできると考えており、早期完成に向け、全力で取り組みます。

あわせて、橋梁の本復旧についても、落橋した橋桁の撤去や橋梁本体の設計を進めており、年内の災害査定を経て、速やかに工事に着手してまいります。

次に、県道横野矢部線についてお答えします。

本路線は、御船町滝尾地区において、路肩が決壊し、全面通行止めとなっております。迂回路に相当する県道稲生野甲佐線も本年5月の豪雨で被災しているため、まずは迂回機能の回復を目指し、この被災箇所に来年2月の完成に向け、本復旧工事を進めてまいります。

県道横野矢部線の被災箇所につきましては、現在、本復旧に向けて、測量、設計を行っているところであり、10月の災害査定を経まして、速やかに工事に着手してまいります。

最後に、県道熊本高森線についてお答えいたします。

本路線は、益城町田原地区において、延長約110メートルにわたって道路が木山川に流出し、

全面通行止めとなっております。

迂回路は、近くを通る1車線の町道としており、被災後は津森小学校の通学路にも指定されておりますが、交通量が多く、登下校する児童の安全を早急に確保する必要がありました。そのため、本路線の被災箇所については、応急工事により、段階的に通行機能の回復を図ることといたしました。

具体的には、まず、通学路である歩道部を優先して取り組むこととし、大型土のうとバリケードを設置して、2学期の始業までに歩行者が通行できるように復旧したところです。

次に、車両の通行ができるよう、被災箇所の両側から片側1車線の車道確保に向け応急工事を進めており、10月3日までには片側交互通行が可能となる見込みです。

その後は、2車線の車道を確保するため、護岸等の本復旧工事を進めることとしており、10月の災害査定を経て、速やかに工事に着手してまいります。

これらの路線は、いずれも沿線地域の皆様の日常生活や観光、物流などの経済活動を支える重要な道路であることから、早期の通行機能の回復に向けまして、全力で取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 答弁をいただきました。大変詳しく丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

実は、7月3日、発災があつて金内橋が落橋したということが、上益城地域振興局の土木部から、朝8時ぐらいに電話がありました。私は、実は、金内橋の後ろのほうに、石でできた金内橋というのがございます。通潤橋の前に造られた橋なんですけれども、通潤橋の練習として造られたという話もありますけれども、それが落橋したので

はないかというふうに思いました。ところが、国道445号に架かる重要な橋でございました。

そのときから、もう落ちたすぐ後から、土木部の方々には大変いろんな心配をかけて、そして、いろんな手配をしていただきました。おかげで、国が持っている仮橋を持ってきて組み立てて、それを据え付けるということで、本当に早い対応だなというふうに感謝をいたしている次第でございます。

一部、地元の方々はまだ早くできるのじゃないかという話をされますけれども、私も、今まで議員をさせていただいて、こんなに早く仮橋等ができるというのは、非常に感謝するしかないなというふうに思っております。

これも、熊本地震とか、それから令和2年7月の人吉、球磨の水害とか、そういった部分を受けて、執行部の方々がそれを経験されて、それをちゃんと身につけて、そして対応していただいているのだろうというふうに思っておる次第でございます。改めて執行部の対応には感謝をしたいというふうに思っております。

次に、上益城地域内の河川の復旧と今後の治水対策についてお尋ねをいたします。

今回の豪雨では、河川の護岸が崩れ、河川沿いの町道や農道などの道路への被害、水田への土砂流入、農業用水路や河川内にあるやななどの農業施設の被害を引き起しました。特に、山都町下名連石地区の五老ヶ滝川においては、数キロも護岸の崩壊が連続していて、悲惨な状況です。

護岸崩壊は、これまでに護岸が整備されていない箇所が中心ですが、木山川などにおいては、熊本地震による復旧箇所以外の護岸の崩壊が目立っていたように思います。また、護岸崩壊による農地被害に併せて、越水による被害も多く出ています。

県におかれましては、応急復旧により、これ以上の崩壊を防ぐような対策を取っていただき、日常生活や農作業に支障がないようにしていただいております。本当に感謝をいたした次第でございます。

これから本格的な復旧が進んでいくと思いますが、本復旧においては、非常に難しい面があると考えています。山都町や御船町の河川上流部においては、被災の状況から、まず河川を復旧させないと水田の復旧もなかなかできないのではないかと考えています。

護岸の復旧ができないと、水田の土砂が取り除けない。仮に早く水田を復旧させても、河川沿いの水田管理用の農道が通行できずに、ふだんの農作業に行けない。また、最上流部が町が管理する河川、そのすぐ下流側が県管理の河川といったように管理者が異なるため、復旧においては、いろんなすり合わせ、協議が必要になってくるなど、様々な問題が生じてくるようになってくると思います。

最も大変なのが、農地の復旧において、農家の復旧への意欲の問題です。過去においての大雨の影響による水田への土砂流入、熊本地震によるあぜの崩壊など、幾度も農済を利用した経験上、米を作っても値段は安いし、こんなに災害で支出が多ければ、後継者もいないので、もう復旧せずに、そのままにしていこうというような声がいろんな地区で聞かれます。

河川災害に対しての備えは、ただ単に護岸を強化する以外に、河川の幅を広くしたり掘削をしたり、堆積物を取り除くといった方法があると考えられます。今回被災した五老ヶ滝のような河川は、護岸は復旧により強化できても、下流部への影響を考えると、河川幅を広げるとか、掘削をしたりとかはなかなかできないように思いま

す。

そこで考えられるのが、復旧を諦められた水田を遊水地として使えないかという方法です。いろんなクリアすべき課題があると思いますが、将来の雨の降り方を考慮しながら河川の対策をしていく際には、通常の復旧ではなく、そういった遊水地確保などにも取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

実際に、五老ヶ滝川沿いの地区においては、耕作放棄地にならないように、農家の意向を聞きながら取りまとめをして、そういった要望をしていこうという動きがあります。

今回の河川復旧についての状況と本取組について、また、耕作を断念された水田の遊水地利用について、土木部長にお尋ねします。

続けて、木山川の河川対策についてお尋ねいたします。

木山川は、加勢川の支川の一つで、今回の豪雨災害だけではなく、毎年のように氾濫し、低い土地の住宅への浸水被害や水田の冠水被害をもたらします。

私は、木山川をはじめとする加勢川の支川の河川整備について、何回か質問を重ねてきました。特に、御船町から嘉島町を流れる矢形川については、過去、木山川ほど氾濫はしてませんが、昔との状況が大きく変化している中、将来において大きな被害をもたらすと考えており、今回の木山川の状況を考えますと、加勢川の支川については、早急に対策を取らなければならないと考えています。

過去の質問で、流域治水の考え方で河川整備計画を検討していくと答弁をいただいておりますが、現在の状況はどうなったのでしょうか。

今回の豪雨災害を受けて、さらに速度を早めて早急に取り組むべきではないかと考えますが、い

かがでしょうか。

先ほどの質問と併せて、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 上益城地域の河川の復旧と今後の治水対策についてお答えいたします。

上益城地域の河川においては、今回の豪雨による被害が192か所で発生しております。多くは、石積みなどの護岸本体の崩壊や基礎部の深掘れによるものです。

特に、五老ヶ滝川など、山都町や御船町の上流部では、護岸の崩壊とともに、隣接する農地に多量の土砂が流入している箇所もあり、農地の復旧のためにも、早期の復旧が必要と考えております。

現在災害査定を開始しており、年内に全ての災害査定を完了できるよう、集中的に取り組んでいるところです。

災害査定が完了後、順次工事発注を行い、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

また、議員御指摘の耕作を断念された水田の遊水地利用につきましても、河川の復旧を進める中で、遊水機能を有する土地として利用できないか、検討してまいります。

次に、木山川の河川対策についてお答えいたします。

木山川を含む緑川水系につきましても、流域治水の考えの下、下流域を管理する国と上流域を管理する県が連携し、河川整備計画の策定に向け、検討してきました。

去る8月30日に、学識者の意見を聴く場である学識者懇談会が開催され、気候変動の影響による将来の降雨量の増加を踏まえ、国と県で、上下流一体となった河川整備計画を策定していくことと

なりました。

現在、今回の豪雨を含めました浸水被害の発生状況、流域の資産、社会的影響、過去の河川整備の状況や流下能力など、総合的に考慮した整備内容等の検討を進めているところです。

県といたしましては、国、流域市町村と連携しながら、令和6年度早期の緑川水系河川整備計画策定を目指し、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 建設常任委員会の災害視察で、山都町の下名連石というところの小さい河川を見に行ってくださいました。テレビで報道があった部分だけは皆さん方認識をされてましたけれども、その地区を見られて、やっぱりこれはひどかったねという話を聞きました。それぐらい上流域では、護岸が洗われて、そして水田が、非常に土砂が流入して、もう使えないようになっております。河川の状況を見ながら遊水地として使えるところは検討していただくということでございますので、そういった部分は、その地区の方々とそれから担当する町の職員さんたち、あと、農政のほうと連携を取りながら、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

また、木山川を含む緑川水系の河川整備計画ですけれども、やっぱりこれはもう待たないで早くやっていただかないと、今、上益城の平坦部には、家がどンドンどンドンでき始めていますし、私がいつも質問します矢形川につきましても、大型商業施設等が張りついております。

実は、今回、矢形川の上流に天君ダムというダムがありまして、これは、土木部管轄ではなくて、農林水産部の管轄なんですけれども、いわゆる農地の治水ダムとして造られたダムでございますけれども、そのダムがあったおかげで、家とか

道路とかが守られたというふうな形でございます。もう少しで緊急放流をするような形でございましたけれども、非常にそのダムの効果というのが出たのではないかなというふうに思っとる次第でございます。

ただ、そのダムというのが、今ほとんどが手動でいろんな操作をやらなければいけないということで、もう更新の時期にも来てますので、そういった部分、農林水産部が管轄した方がいいのか、土木部でやっていただくのかというのがいろいろあると思う。なかなか難しいとは思いますがけれども、それはまた次の質問に回して、とにかく河川整備計画を早くつくって、この加勢川水系、緑川水系は、早めにやっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

県立高校の魅力化の状況及び募集定員の見直しについてお尋ねをいたします。

魅力化については、これまでに、私も含めまして、数多くの先生方が質問をされていますが、教育委員会の方向性に少し疑問がございますので、改めて質問したいと思います。

高校再編整備計画が終了し、県教育委員会は、高校教育課の中の高校整備推進室を平成31年に高校活性化推進班とし、県立高校の活性化を進められてきました。

また、それぞれの地域の学校の魅力化を推し進めなければ、特に郡部の高校が存続していかないという観点から、令和2年度より高校魅力化推進室と改編され、現在に至っていると認識をしています。

高校の魅力化については、いろんな地元の会合とかで、保護者や地域住民の方々から、地域の特色が出るような、そして地域に根づくような魅力ある学科の改編や新設を望んでいるという話をよく聞いているところです。

その一方で、県内の私立高校においては、学校ごとにきちんとした建学の精神があり、それに基づいて特色ある学校づくりをされており、それに魅力を感じているという話も聞きます。現に、私立高校においては、授業料無償化の影響もあるとは思いますが、入学する生徒が増えていると伺っています。

これは、あくまでも私の見目ですが、校舎やグラウンドなどの設備面や部活動などの様子とかにおいても、私立と県立では、かなり開きがあるのではないかと考えています。また、特色ある学科とかも多く、比較すべきことではないですが、結論から言えば、魅力化については、私立高校のほうが私は先んじているように思えてしまいます。

そういう中、県立高森高校にマンガ学科が新設されました。地元や民間と一体となった取組の結果、今年度入試においては、たくさんの生徒が受験をされたと伺っています。

また、それに伴って、高森町自体も以前より活気が出てきたと伺っています。これは、まさしく高校魅力化の成果だと考えていますが、高校魅力化推進室設置以降、ほかの学校においてはどんな取組をされているのでしょうか。直近において、高森高校のような学科新設などを考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、取組を始めて時間があまり経過していませんが、現状を考えますと、この取組はある程度即効性がなければならぬと考えています。

以前、郡部の高校の定員充足率について質問しましたが、現在の県立高校の定員充足率の変化についてはどのような状況なのか、お尋ねいたします。

質問を続けたいと思えます。

これも以前質問したことですが、私は、高校の

定員充足率が低下することにより、学校が過少評価され、さらなる定員割れにつながっているのではないかと考えています。言い方は悪いかもかもしれませんが、どうせ必ず合格するような学校に行っても仕方ないとか、大きく定員割れをしているのは学校に魅力がないからだといった声も聞こえてきます。

充足率が低下している高校については、入学者数に見合った数となるよう定員を削減し、定員割れの改善を図るべきだと思います。

以前、定員の見直しについてお尋ねしたところ、一つの例として、特に教職員の配置において、ある程度の定員がないと教職員の確保ができないという話を聞きました。そういうことは、リモート授業とかを活用して、幾つかの高校を連携させればできるのではないかと考えていましたが、当時は、その方法では単位修得に対して問題があり、難しいと回答を受けたように記憶しています。

先日、新聞の記事に、不登校等の生徒に対して、リモートでも単位が修得できるという記事が掲載されていました。病気で長期入院など、何らかの理由で学校に行けない生徒たちにとっては、無理なく進級もできるし、卒業もできる。様々な生徒たちにとって朗報であると感じた次第です。

また、それに合わせて、小規模高校での遠隔授業の際の教員配置条件も変更されるとのことでした。教員の配置条件が変更され、環境が整えば、定員の充足率が極端に低い高校については、募集定員の見直しができるのではないのでしょうか。また、それが結果的に魅力化にもつながっていくのではないのでしょうか。

定員の見直しについてお尋ねいたします。

最後に、もう1つ質問します。

最近、特に郡部において、これだけ子供の数が減っている状況では、高校再編が再びあるのではないかとということをよく尋ねられます。

私の選挙区には、御船高校、甲佐高校、矢部高校と3つの県立高校が設置されています。特に甲佐町、山都町では少子化がかなり進んでおり、甲佐高校、矢部高校においては、定員割れも進んでいます。地元からは、甲佐高校が御船高校に取り込まれて一つの高校になるのではないかと、矢部高校は廃校になるのではないかとといった声がよく聞こえてきます。その都度、そういう話は今出ていませんからというふうに返していますけれども、今の学校の状況を考えますと、私自身、本当に不安を覚えます。

県教育委員会として、県立高校のまたの再編についてはどう考えていらっしゃるのか。

以上、質問が多くなりましたが、4点について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の県立高校魅力化の取組についてお答えいたします。

議員御紹介の高森高校のマンガ学科のように、地元自治体や企業と連携した地域や生徒のニーズに応える学びの導入については、現在、ほかの地域でも取組を進めています。

例えば、天草市では、若者の地元定着に向けて、デジタルアートの島創造事業に取り組みされており、IT産業やゲーム、アニメといったクリエイティブ産業などにおいて、即戦力として活躍できる人材育成を目指しています。

具体的には、県教育委員会、天草市、天草工業高校、株式会社オランダワールドとの4者で連携し、コンピューターグラフィックのプログラミング技術などを高める新たな学びの創造に向けて、具体的なカリキュラム内容を研究しています。

また、水俣市では、アスカインデックス社と水俣高校が連携し、令和5年度から半導体関連教育を導入しています。

具体的には、同社の研修設備を活用した研修やエンジニアを派遣する特別授業を実施しています。

ほかにも、上天草高校や菊池高校などでも、地元自治体や関連企業と連携した魅力化の取組を進めているところでございます。

2点目の熊本市外の県立高校の定員充足率の状況についてお答えいたします。

令和3年度から始めた魅力化の取組により、熊本市外の県立高校では、令和3年度に63.2%だった定員充足率が、令和4年度には64%、令和5年度には71.1%と、2年間で7.9ポイント改善いたしました。

しかし、依然として熊本市外の定員充足率は低い状況となっており、引き続き、魅力ある県立高校づくりを進めていく必要があると考えております。

3点目の募集定員の見直しについてお答えいたします。

募集定員については、県立高等学校あり方検討会の提言に基づき、学科改編等による魅力化の取組と併せて、1学級相当の40人以上の定員割れが一定期間継続している学校については、入学希望者数等に応じた学級減による募集定員の見直しを行っているところでございます。

そのような中、中学校卒業予定者は、令和9年度までは年間約1万6,000人で推移するものの、10年後の令和19年度には約1万2,000人と、約4,000人の減少が見込まれています。今後急速に進む少子化の状況を見据え、県全体の学科のバランスなどを考慮しながら、募集定員の見直しを行っていく必要があると考えております。

議員御紹介のリモート授業の活用は、小規模校の教育環境の充実に有用であると考えております。県教育委員会では、令和3年度から国のモデル事業を活用し、専門の教員が学校に配置されていない商業や音楽の授業などで、大規模校と小規模校や小規模校同士をつなぐリモート授業に取り組んでいるところでございます。今後、リモート授業のさらなる活用により、小規模校でも充実した教育が受けられるよう取り組んでまいります。

4点目の県立高校のさらなる再編についてお答えいたします。

県立高校の今後の在り方等については、少子化の進行に伴う地方の県立高校が置かれている厳しい現状を踏まえ、地元自治体、保護者、教育関係者と一体となって検討を進めていく必要があると考えております。

そのため、現在、県内全ての中学生とその保護者等へのウェブアンケートを実施するとともに、地元首長や教育委員会と、高校の現状や課題、魅力化や在り方の方向性などについて、意見交換を行っているところでございます。

今後も、学校、県教育委員会、地元市町村が十分に連携しながら、地域に根差した高校教育の充実を推進するとともに、夢への挑戦を支える魅力ある学校づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 魅力化については、県内、いろんな高校で、今一生懸命に頑張っているというので、2年間で充足率も7.9ポイント改善したということですので、一定の効果は出ているのではないかなというふうに思っると次第でございます。

しかしながら、やっぱり高森高校というマンガ学科というののインパクトが非常に強くて、いろ

んなところで、うちもそういう学科をつくってくれとかいうような話があります。なかなか難しいとは思いますが、例えば、学科をつくるのかよりも、これは御船高校の話なんですけれども、銀行の支店長さんとちょっとお話をしたときに、実は御船高校から就職を採りたいけれども、商業系の子がないからなかなか採れないんだという話をされました。ですから、そういった形で、リモートとかを利用しながら、総合的に学べるような魅力化あたりも私はあってもいいのではないかなというふうに思っとる次第でございます。

とにかく、こういった魅力化を進めていかない限り、なかなか定員というのが守られないというか、定員ができないということでありまして、定員を減らせば充足率というのは必ず上がるというふうに思いますけれども、やっぱり矢部高校なんか、今1学年120人定員で40人ぐらいしか来ません。そして今、町内で、矢部高校の通学圏内で生まれている子供が50人ぐらいしかいないという現状がありますので、全員来ても定員割れという形になりますから、その辺は、ちゃんとやっぱり早めに見直しをしていただきたいと思えます。

また、再編の話は、あんまりこっちから言うと、増永が再編の話したけん再編になったというように形にもなりかねませんけれども、やっぱりそういうふうな不安はいつも抱いています。ですから、きちんと、こじんまりとした魅力ある学校をつくっとけば、再編のときには、いや、この学校はやっぱり残さないかぬよという話になってくると思えますので、それまで準備をきちんとしておいてほしいというふうに思っている次第でございます。

やっぱり高校というと、それぞれの郡部の高校においては、その地域は、その高校がなくなれば

疲弊していくというのにつながっていくというふうに思っております。高森町が今活気が出ているのは、やっぱり高校を軸とした、高森高校にマンガ学科というのができたからだというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺も、いい例ができたわけでございますので、また今後とも頑張っていただければというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思えます。

通潤橋の国宝指定についてでございます。

今スクリーンのほうに投映されておりますけれども……(資料を示す)山都町といえば、豪快な水しぶきを上げる放水が特徴である通潤橋が全国的に有名ですが、本年6月23日に開催された国の文化審議会で、国宝に指定するように文部科学大臣に答申をされました。そして、おととい25日に、正式に国宝に指定されました。山都町出身の私にとっては誇りであり、本当にうれしい限りです。

今回の国宝指定は、土木構造物としては全国で初めてであり、県内では、10年前に指定をされた人吉の青井阿蘇神社と合わせて2例目、また、九州では9例目になります。

この通潤橋は、人が通るための橋ではなく、水不足に苦しむ白糸台地に農業用水を供給する水を渡すためのかんがい用の施設として、惣庄屋布田保之助の手によって、1854年に築橋されました。通潤橋は、国内最大級の石造りアーチ式水路橋で、その架橋には、橋本勘五郎をはじめ優れた石工が多数携わっており、1960年には、国の重要文化財に指定されています。

また、通潤橋は、周辺の用水施設とともに「通潤用水と白糸台地の棚田景観」として、国の重要な文化的景観として選定されており、さらには、2014年には、世界かんがい施設遺産にも登録されています。

ここで、今回国宝に指定された経緯を御紹介し

たいと思います。

きっかけは、2016年の熊本地震及び2018年の豪雨で被災をしたことです。2020年に復旧は完了しましたが、町は、その時点で復旧工事報告書を作成し、その工事の中で分かったことやこれまでの研究を基に、翌年から2年間かけて、総合調査報告書を作成しました。それを県を通じて文化庁に具申した結果、今回の国宝指定となったわけです。

その中で評価を得たのは、橋に使われている技法、技術面だけではなく、歴史的背景、特に、建設が惣庄屋が指揮する地域主体の社会資本整備事業であった点だと聞いています。

さて、私は、令和4年2月議会において、当時国指定の重要文化財であった通潤橋の持つ価値についてどのように位置づけ、観光資源としての活用やかんがい用施設としての使用についてどのように認識されているのか、また、地元の声を踏まえて、今後の保存の在り方をどうしていかれるのかという質問をさせていただきました。

いわゆる現状を保ちながら、壊れた部分その都度修理しながら保存していくのか、または、いつでも水路としてのかんがい用施設として利用でき、観光客には、その雄姿をいつでも見てもらえるように、補強をしながら保存していくのかという質問でした。

その際「県としては、地元の意見をお聞きしながら、通潤橋を次の世代にしっかりと受け継いでいけるよう、山都町と連携しながら、適切な保存と有効な活用に取り組んで」いくとの答弁をいただいています。

いよいよ国宝通潤橋が誕生しました。地元任せだけではなく、保存については、県も本腰を入れて取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思っております。

そこで、改めて、保存について、県としてどのような考え方で取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 通潤橋の保存に対する考え方についてお答えいたします。

このたびの国宝指定により、通潤橋が名実ともに我が国を代表する宝となりましたことは誠に喜ばしく、また、誇りに思います。

県教育委員会では、これまで、山都町主催の通潤橋保存活用検討委員会に委員として学芸員を派遣し、保存のための技術的助言を行ってまいりました。あわせて、今回の国宝指定に当たっては、学識経験者や文化庁との連絡調整役を担うなど、町を支援してまいりました。

また、今回の国宝指定を受けて、10月30日に、県内の文化財関係者を集めて熊本県文化財保護大会を開催し、広く県民や専門家を交え、通潤橋の保存と活用について考える機会を設けることとしています。

県教育委員会といたしましては、通潤橋が次の世代に確実に引き継がれていくよう、保存や活用のための技術面での助言はもとより、県の文化財保護指導委員による毎月の巡視点検に職員が同行するなど、今後とも、山都町と一体となって、しっかり取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 保存に当たっては、壊れたところをきちんと指導の下に直していくという方向しかないというふうに思っております。

今管理されているのが、町とそれから土地改良区あたりが中心になって管理をされておられます。非常に今から先、物すごく何かシビアな要求とかを突きつけられながら管理を多分されて、非常に苦勞されると思います。それに伴って、国宝

ですから、そういう部分に関しましては、国が必ず絡んでくると思うんですけども、日頃の管理でなかなか予算的にも山都町あたりも苦しいかというふうに思いますので、県が——予算をくれというわけではないですけども、県が関与できる部分に関しては関与していただきたいというふうに思っておりますし、やっぱりこれは、私たちの子供とか孫とかそれ以上にも、ずっときちんとした形で保存をしていかなければいけませんので、その部分においては、国宝になって国の宝にもなりましたけれども、県の宝であり、山都町の宝でもございますので、一緒になって、ぜひ保存については頑張りたいと思います。

次に、観光資源としての通潤橋についてお尋ねをしたいと思います。

通潤橋、通潤橋と、なかなか引っかかりそうな言い方でございますけれども、私は地元ですから通潤橋と言い間違いませんので、よく聞いてください。

通潤橋については、九州自動車道の県境にも通潤橋のモチーフが使われていますし、これまでも、山都町旧清和村の文楽、旧蘇陽町の幣立神宮やそよ風パークなどととも、山都町観光の目玉として活用されてきました。今でこそ、6月23日の国宝答申を受け、観光客がかなり増えていますが、地震や豪雨で被災した当時は、観光客もまばらで、観光産業を中心に、大きな打撃を受けたところでした。

山都町は、人気観光地である高千穂町や五ヶ瀬町に隣接しているため、どちらかというと、メインの観光地ではなく、そこへ向かうときの通過型の観光地として捉えられています。

町としても、通過型だけではなく、周辺の施設などと組み合わせて、滞在型の観光商品開発を模索してきました。しかし、国指定重要文化財とい

うだけではインパクトが非常に弱く、旅行者などからも、見ていただければ感動されるとは思いつつ、御案内はしているんですけども、なかなか興味を持ってもらえず、ツアーなどの中に入れ込んでもらうことがなかなかできないといった声も聞かれていました。

今回、国宝通潤橋となれば、話は変わってくると思います。構造物としては国内初、熊本でも2例目の国宝となるわけで、それだけでも目玉の観光資源となり、多くの観光客の注目を集め、それを目当てに訪れていただけるのではないかと考えます。

特に、インバウンドの旅行需要が復活し、今非常に好調である中、外国人観光客には、その大きさ、豪快さ、迫力には多分圧倒されると思いますし、人気の観光スポットになるのは間違いないと確信をしております。

また、今年度には、九州中央自動車道の山都通潤橋インターまで供用開始となります。熊本市内はもちろんですが、福岡などからのアクセスもよくなり、その相乗効果で、山都町はもとより、熊本県の観光資源として重要な役割を果たしていくと思います。

現在、山都町役場を中心に、観光協会、商工会などが取り組まれています。県としても、国宝通潤橋を活用した観光需要、発展に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、今後、通潤橋を活用した観光需要の取組をどのようにしていかれるのか、観光戦略部長にお尋ねします。

あわせて、通潤橋周辺の県立公園の整備についてお伺いします。

皆さんはあまり御存じではないかと思いますが、通潤橋の周辺付近は県立公園に指定されており、環境生活部の自然保護課の管轄となっていま

す。通潤橋ばかりが目立っていますが、通潤橋のすぐ下流には五老ヶ滝という大きな滝があり、落差が40メートルほどあり、また、水量も豊富で、五老ヶ滝だけでも見応え十分だと思えるようなすばらしい滝です。

私が子供の頃は、遊歩道がきちんと整備され、滝つぼ周辺まで下りて、景色を見ながら散策できるようになっていました。現在は、途中で山都町がつり橋等を整備され、見学スポットをつくって、通潤橋とセットで観光できるようにしてあります。

しかし、近年、予算の関係からか、遊歩道などの整備状況もあまりいいとは言えない状況になっています。また、通潤橋が最もよく見える駐車場付近にある唯一のトイレは県の所有で、数年前に一部改修していただきましたが、それまでは暗く、汚いトイレで、利用者からも苦情が度々出ていました。

先ほど観光資源としての活用をお尋ねしましたが、ただ単に観光PRとかだけではなく、来られた観光客の皆様方をがっかりさせないような施設整備も重要になってくると思います。もともと通潤橋や五老ヶ滝が存在していたことで、その周辺が県立公園に指定されているのだと思いますが、今度の通潤橋国宝指定に合わせて、県立公園の整備もしていくべきではないでしょうか。

そこで、今後の通潤橋周辺の県立公園についてどのように考えていらっしゃるのか、環境生活部長にお尋ねします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) このたびの通潤橋の国宝指定は、本県観光にとっても強力なコンテンツが誕生したものと受け止めています。

地元山都町においても、国宝への答申がなされた段階から、いち早くポスターやチラシを作成さ

れ、隣接する物産館では「祝 国宝答申」と書かれたシールが各商品に貼付されるなど、国宝指定に対する大きな期待感を感じています。

県では、これまでも、通潤橋を本県を代表する観光資源として様々なプロモーション活動を通してPRに努めてきたところですが、国宝指定を契機に、通潤橋が持つ壮大さや豪快さに加えて、石橋の技法や機能、歴史的背景など、その魅力を丁寧に伝え、さらなる誘客に生かしていきたいと考えています。

そこで、ホームページやSNSへの情報発信、旅行会社への説明会等でのPRはもとより、訪れただけの方々に、通潤橋を学び、楽しみ、満足していただけるよう、山都町や観光協会と連携し、観光ガイドの充実を含めた着地型観光の磨き上げを図ってまいります。

さらに、さきに国宝に指定された人吉市の青井阿蘇神社と合わせ、例えば国宝を巡る旅としてPRするなど、相乗効果を高め、県内周遊にもつなげてまいりたいと考えています。

また、通潤橋の国宝指定は、インバウンド誘客に当たっても大きなチャンスであると考えています。

本県のインバウンド重点市場の一つである台湾においては、熊本城などの観光地と合わせて通潤橋をPRしたラッピングバス2台をこの秋から3か月間台湾各地で運行します。

さらに、今月、上質な観光地を紹介する富裕層向けのクルーズ専門誌に通潤橋の特集記事を掲載したところです。

今年度予定されている山都通潤橋インターチェンジの開通によりアクセスが向上することも見据え、こうしたクルーズ船の寄港地ツアーの造成の働きかけも進めてまいります。

今後も、地域との連携を一層密にしながら、国

宝通潤橋の魅力を伝える体制を整備するとともに、タイムリーかつ効果的にプロモーションを展開し、山都町や上益城地域、ひいては本県の観光振興につなげてまいります。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 矢部周辺県立自然公園は、阿蘇外輪山の裾野に広がる雄大な自然景観を有し、通潤橋をはじめとする名所旧跡が点在する魅力的な地域であることから、昭和32年に県立自然公園に指定されています。

この自然公園の一部である通潤橋周辺は、議員御紹介のとおり「通潤用水と白糸台地の棚田景観」として、国の重要文化的景観として選定されており、通潤橋から五老ヶ滝川に下りていく遊歩道からは、美しい棚田や高さ40メートルから落下する五老ヶ滝の壮観な姿を眺めることができ、人々に感動と癒やしを与えています。

また、通潤橋周辺一帯は、観光客のみならず地域住民の憩いの場として親しまれており、施設の適切な維持管理が重要であると認識しております。

県では、本自然公園の利用促進と利便性の向上を図るため、昭和46年から、駐車場、歩道、トイレ、休憩所などの整備を行い、また、老朽化施設の改修等を継続的に行ってまいりました。

なお、本年7月の大雨により通潤橋や五老ヶ滝周辺の施設が被災したため、速やかに復旧すべく、休憩所の改修や歩道等に堆積した流木の撤去など、自然公園施設の災害復旧に必要な予算を今定例会に提案しております。

また、地元の意向を踏まえ、今年度は、通潤橋周辺景観の重要な施設となる二の丸橋やベンチなどの改修も予定しております。

このたび通潤橋が国宝に指定されたことにより、観光客の増加や自然公園施設のさらなる利活

用が期待されます。県としましては、通潤橋周辺の施設整備等について、山都町をはじめ関係者の皆様としっかりと議論を深めてまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君 観光戦略部長には、非常に前向きで、すばらしい答弁をいただいたと思います。

やっぱりこういったPRとかは、地元である山都町とか、山都町の観光協会とか、商工会さんが主体でやるべきなんですけれども、やっぱり県が持っている今までの観光に対する人脈とか、それから、いろんな——結局プロがやらないと、なかなか難しいというふうに思いますし、今度は、特にインバウンドに関して、台湾でラッピングバスを2台走らせていただける、また、クルーズ船向けの雑誌に特集を組んでくれるというのは、なかなか町自体だけではできませんので、そういった部分で応援をいただけるというのは非常にうれしい限りでございます。

溝口先生いらっしゃいますけれども、青井阿蘇神社、これが先に、10年前に国宝になりました。そのときにどんな観光戦略とかやられたんですかというふうに尋ねましたけれども、そのときには、やっぱり地元が中心になって最初からやられてみたいでございます。

しかしながら、今ちょうどインバウンド需要とかも多うございますので、ぜひとも、今度青井阿蘇神社と一緒にタッグを組んだPRとかもされるということでございますので、そういった今までやられてきたことを勉強しつつ、ぜひ山都町と一緒に、熊本県に来られるお客さんを増やす意味でも非常に重要なことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、通潤橋周辺の自然公園の整備に関しましては、なかなか予算がないというのはよく分かっている次第でございます。管理においても、土地

改良区がボランティアを集めてやられているという部分もかなりありますし、除草作業なんか特にボランティアでやられておられます。できれば、今回国宝になったということで、予算を上げていただいて、そしてきれいな公園整備ということで、ぜひしていただければなというふうに思った次第でございます。

とにかく通潤橋の国宝指定、私も子供の頃から遊び場にしておりました。非常にその日頃見慣れた風景が、そしてその通潤橋が国宝になったということは、本当に嬉しい限りでございます。あとは、これをどうやって残していくか、どうやって使っていくか、これが一番大事なことでございますので、これに対しては、皆さんの協力を得ながら、私も一生懸命に頑張っていきたいなというふうに思った次第でございます。

これで私が通告していました質問は全て終わりました。何点だったかは後で聞きたいというふうに思いますけれども、これからも一生懸命に勉強しながら、またここで質問できるときまで頑張っていきたいというふうに思っております。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時8分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕（拍手）

○緒方勇二君 皆さん、こんにちは。自由民主党・球磨郡区選出・緒方勇二でございます。

今定例会、代表質問から一般質問と続きましたが、最後の一般質問です。しばらくの間、お付き

合いください。

あの通潤橋が国宝に認定された。世界かんがい遺産であり、このたびの本当にすばらしい国宝認定だと思います。

私、20代後半に初めて通潤橋に行かせてもらいました。まさに先人の御苦労の上に、選定されたあの威容な姿を見て、感動いたしました。ちょうどあの黄色い帽子をかぶった児童が、あの棚田に腰をかけてスケッチをされている姿を、新聞で認定を見ながら思い出したところであります。

そういうあの原風景をしっかりと後世につないでいくことの大切さを改めて感じつつ、質問に入らせていただきます。

9月1日、防災の日、この意義ある日に、球磨村買取型公営住宅落成式典が、木村副知事にも出席いただき、挙行されました。津波のようであったと表現された令和2年7月豪雨災害から3年を経て、安心、安全な住まいの完成を見て、入居を待ち望んでおられた被災者の笑顔に、痛みの最小化を見る思いでありました。

この災害で特筆すべきは、関連死が少なかったことだと思います。これも、熊本地震の経験が生きて、雨音でフラッシュバックしないようにとの配慮から、応急仮設住宅には屋根に瓦をふくなど、恒久の住まいかとも思えるような提供をいただき、さらに、被災者に寄り添う手厚い支え合い事業が展開されたことなどが一因にあるところとあります。

さあ、これから本格的な創造的復興が始まると意を強くいたした落成式典でありましたことを申し上げ、豪雨災害からの創造的復興について質問をいたします。

命と環境を守る緑の流域治水の理念の下に、あらゆる関係者が流域治水事業を展開すれば、多層的、重層的に強靱化が図られ、持続可能な球磨川

流域となり、まさに球磨川総合開発になると信じているのであります。

また、被災した球磨川流域では、その土地に寄り添い、復興の種、すなわちイベントや活動や事業に水をやり続ける水の人、被災地に種を運び、常に刺激を与え続ける風の人、そして、そこにい続け、しっかり根を張り活動し続ける土の人たちが存在します。これも、単に元に復するだけでなく、創造的復興の一つの姿と思うのであります。

そして、さらなる熊本の発展につながる種をまく礎を球磨川流域に築く上で、何点か知事にお尋ねをいたします。

1点目、堆積土砂の有効活用についてお尋ねをいたします。

本県では、T SMCの進出を契機に関連産業進出が相次いでいますが、工業団地不足が表面化し、県南八代でも工業団地不足が企業誘致の足かせとの新聞報道がありました。

今後、用地の確保が喫緊の課題だと認識しております。場所にもよりますが、用地の確保ができれば、大量の造成用の土砂が必要となります。そこで、河川掘削した土砂を造成材料として流用できないものかと考えます。

堆積土砂の掘削に伴う土捨場の確保が難しくなる中で、過去の一般質問で、掘削土砂の工事間流用は許されているものの、河川の掘削土砂を河川区域外の仮置場等に搬出し、骨材として利用する場合は、国有財産としての処分が必要となり、利用は難しいとの扱いでありましたが、踏み込んだ協議の末に、砂利採取業者が河川区域内から搬出、利用するのは許されることになっております。

掘削した土砂を造成材料として活用するためには、もっと踏み込んだ取組が必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

2点目、ダム上流域での森林伐採の在り方についてお尋ねをいたします。

知事には、大雨による土砂災害が増えている現状をどう考えておられるのか。気候変動に伴う激しい降雨による立木を巻き込んだ災害の多発だとお考えなのか、相続未登記の森林が増える中、適宜適切な管理ができていない、いわゆる手後れ森林の増加も一因であるとの考えなのか、あるいは、林業の効率化を図り、林地にある木を全て伐採する皆伐を推進してきたことも要因とお考えなのか、見解をお聞かせください。

さらに、緑の流域治水の推進の中で、治山、砂防による山の再生、強化を図られていますが、山の再生そのものである災害に強い森とはどのような状態を指すのか。

皆伐をして再造林しても、水や土は短期的に流出するので、洪水や土砂災害の被害が大きくなりやすいと言われております。また、木を伐採して再造林しても、温室効果ガスの吸収や固定が短期的には能力も失われてしまうと思います。

そこで、部分的に伐採する択伐を推進するべきではないかと考えております。これであれば、国土保全などの機能も維持できると考えます。過去の質問で、経済林であるので皆伐もやむなしとの見解も理解しておりますが、せめてダム上流域での伐採方法については規制強化すべきではないかと考えます。知事のお考えをお尋ねします。

3点目、遊水地の利活用及び受入れ環境整備についてお尋ねをいたします。

流域治水プロジェクトで、遊水地及び遊水機能を有する土地の確保、保全について、事業計画を策定されて、事業説明会が実施される中、去る8月26日に、相良村国管理区間、球磨川柳瀬地区遊水地事業着工式が、知事も出席されて開催されました。これも、知事が相良村村民に、直接命と環

境を守る流水型ダムを含む緑の流域治水と相良村振興への思いを説明されたおかげだと思います。

その際に、住民より、私たちの田んぼを遊水地にしてください、私たちは高台の農地で営農しますからと訴えられてからが早かったと思うのであります。

掘り込み方式、買取り型の遊水地予定地で、地権者の意向も明確で合意形成が図られた予定地では、早期の事業着手が実現すると思うのですが、そのほかにも、掘り込み方式、買取り型、地役権設定の遊水地予定地及び遊水機能を有する予定地があるわけですが、私は、平常時の利活用をどうするかが事業推進の大きな鍵だと思っております。

球磨村渡地区の遊水地予定地では、まちづくり懇談会にも参加し、地元との合意形成に努めているとのことですが、球磨村渡地区は、平地も少ない中で、唯一の山里に広がる農地と集落でした。

新聞報道で、豪雨被災地人口急減、7市町村、3年で8,380人、球磨村に至っては、減少率41.2%、減少人口1,321人との報道でありました。深刻な数字であります。

この渡地区が遊水地事業予定地となり、球磨村より復興まちづくり計画を知事に提出された際にも、遊水地に平常時にぎわいの場の創出が必要であり、人口流出に歯止めをかける活用としての整備が必要だと、私は申し上げました。

唯一の遊水地の適地であります、かつてのにぎわいの場でもありました。再びにぎわいを取り戻すためにも、平時の活用として、にぎわいの場のビジョンを示していくべきと考えますが、にぎわいの場の創出が判然としない状況では、ますます人口が流出するのではないかと思います。知事のお考えをお聞かせください。

また、上流錦町において、地役権設定の遊水地

事業に関する説明会がありました。ここは、優良農地が広がる地区であり、多くの農地の担い手が営農にいそしんでおられますが、国土交通省からの事業説明に対して、質疑の中でも、営農に関する質疑が相次いだと聞き及んでおります。

この遊水地は、地役権設定ですから、営農継続してもよいだけでは理解は得られないでしょう。たばこ作が集積する肥沃な農地でありますから、今後対策が必要になると考えます。

また、遊水地を輪中堤で囲むとの説明に、共同活動でくま川鉄道の車窓から見える美しい田園風景を保ってきたと自負を持った農家の方々からは、失望したという声もありましたので、御紹介をいたします。

農地を維持して、農地の持つ防災面での多面的機能を発揮させているのは、農地の担い手である耕作者であり、地役権設定方式の遊水地であっても、耕作者への冠水被害への補償が示されず、営農に対する不安の質疑に答えていただける農政サイドからの出席もなく、農地の担い手は憤慨されております。これでは、あらゆる関係者が多層的に、重層的に関わる流域治水への理解が進まないと思います。

私たちは、令和2年豪雨を受けて、ダムの必要性のみならず、ダム以外でもできる対策を講ずるべきと決意をいたしました。その一つが遊水地であります。それであるならば、不安を払拭する、受け入れていただく環境整備を示すべきだと思います。

一番の不安は、堤防が破れはしませんでした。越流して、流木こそ入りませんでした。冠水したことであります。この事実を踏まえ、昨年8月に策定された球磨川及び支川の河川整備計画に基づいた堤防強化及び排水対策を示すことが重要だと思います。

素朴な疑問として、球磨川の高水敷を掘削してから遊水地の話をしてくれと言われます。私は、堤防の強化にもつながる堤防管理道路の2車線化についても過去に質問をいたしました。平時は物流道路であり、災害時は避難の道であります。

以上3点について、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、堆積土砂の有効活用についてお答えします。

球磨川流域の県管理河川においては、年間13万立方メートル程度の堆積土砂を撤去するなど、適切な管理を行い、河川の安全度を確保しています。

撤去した堆積土砂については、これまでの河川工事のみならず、住まいの再建に向けた宅地かさ上げや球磨村の被災住宅の移転促進事業の盛土材料として活用する予定です。

さらに、球磨地域の復旧、復興に必要なコンクリートの安定供給のため、昨年度から、人吉球磨砂利協同組合が、県の許可を得て、河川の掘削土砂をコンクリートの骨材として活用する新たな取組も進めています。

引き続き、国や流域市町村とも連携を図りながら、さらなる堆積土砂の有効活用に取り組んでまいりたいと思います。

次に、ダム上流域での森林伐採の在り方についてお答えします。

土砂災害が増えている現状については、昨今の気候変動による線状降水帯を伴う豪雨の増加がその要因の一つであると認識しています。

具体的には、激しい降雨により、樹木の根が届かない土壌の深い層まで雨水が浸透することで、大規模な崩壊が発生します。

また、議員御指摘のとおり、所有者の管理が行

き届いていない森林や皆伐が増加していることも、山地の崩壊を防ぐ機能の低下につながります。

議員お尋ねの災害に強い森とは、適切な整備と保全、活用により健全に管理された、防災、減災に力を発揮する森林であると認識しています。

県では、間伐等の適切な整備を通じ、樹木の健全な成長を促し、森林の山地崩壊の防止機能を最大限に発揮できるよう取り組んでおり、これは、緑の流域治水の重要な取組の一つであります。

議員御提言のダム上流域での伐採の規制強化については、本県の人工林の約8割は利用期を迎えています。

そのため、県では、適切な利用を図るため、令和4年度に林地保全に配慮した林業のガイドラインを公表しています。

これにより、崩れやすい地形や地質を考慮した伐採や道づくり、皆伐後の適切な再生林を推進し、災害のリスクを低減させる森づくりを進めています。

今後は、ダム上流域も含め、崩壊の危険性から積極的に保全すべき場所を区分していく手法を検討し、関係者への普及を図ります。

また、このような場所については、森林所有者の理解を得ながら、林地保全に配慮しつつ、皆伐ではなく、部分的な伐採にとどめる択伐などの手法を推進し、災害に強い森づくりに取り組んでまいります。

最後に、遊水地の利活用及び受入れ環境整備についてお答えします。

球磨川流域の遊水地については、緑の流域治水の理念を踏まえ、昨年8月に国、県が策定した球磨川水系河川整備計画に基づき、整備が始まっています。

議員御指摘の球磨村渡地域の遊水地について

は、令和3年8月、事業者である国から地域の方々に對し、第1回目の説明がなされました。

その後、村では、その利活用について、村民の意見も踏まえ、遊水地公園を整備し、平常時は、野球やグラウンドゴルフ等のスポーツ振興の場としての活用を想定したまちづくり計画を策定されています。

また、現在、村では、渡小学校や特別養護老人ホーム千寿園跡地の利活用の基本計画策定にも着手され、遊水地を含め、それぞれの場所にどのような機能を持たせるのか、今後検討されると伺っています。

議員御指摘のとおり、球磨村は、災害を契機に人口減少が加速化しています。県としては、球磨川流域復興基金を活用するなど、引き続き、遊水地の活用も含め、村が描く復興まちづくりのビジョンの実現に向け、国、村と連携し、しっかりと後押ししてまいります。

次に、遊水地の受入れ環境整備についてお答えします。

議員御質問の錦町の遊水地計画については、本年6月、事業者である国により、第1回目の説明会が開催され、補償や地役権設定、農地の取扱いに関する質問などが出されたと聞いています。

なお、第2回目の説明会が昨日より開催されており、第1回目に出された質問にも可能な限り説明すると伺っています。

また、国の検討が進む中で、農業者の皆様が懸念されている課題、例えば遊水地になることによる営農への影響、収穫期に洪水が発生した場合の補償などについて、丁寧に説明がなされていくものと考えています。

県としても、説明会などに積極的に参加し、国や町と連携して事業の進捗が図られるよう対応してまいります。

遊水地をはじめ、緑の流域治水の取組を迅速かつ着実に進めるためには、流域住民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であります。

引き続き、国、県、流域市町村と一体となって、丁寧な説明を尽くし、命と環境の両立を目指す緑の流域治水の取組を全力で進めてまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 御答弁をいただきました。

堆積土砂の有効活用については、今現在、年間13万立方メートルの撤去をするなど、適切な管理を行っていただいております。

熱海の土石流災害を受けて規制強化に踏み出されたところであり、今定例会にも、市町村に対して、保全する区域の設定等の議案も上程されているところであります。

ますます規制が厳しくなり、土捨場の確保は難しくなり、適宜適切な土砂の処分については、利活用をもう少し広げておくことが非常に大事だろうというふうに思っております。

また、コンクリート骨材として利活用することは、これはストーリー性のあることですので、ずっとこういうことを続けていただければなというふうに思っております。

ある意味、川の恵みであり、副産物であります。この堆積土砂、公益的な活用をしっかりと広げていただきたいというふうに思います。

ダム上流域での森林伐採の在り方については、知事がおっしゃったように、まさに今後、ダム上流域も含め、崩壊の危険性から積極的に保全する場所を区分して、手法を検討し、森林所有者の理解を得ながら林地保全に配慮し、皆伐でなく、部分的な伐採にとどめる択伐の手法を推進し、災害に強い森づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

ありました。

まさに、あの緑の流域の根幹をなす森林の、私たちの新たな価値の創出でありますから、しっかりここを踏み行っていたいただきたいというふうに思っております。

遊水地の利活用についてですが、私、知事が流域治水を全国のモデルにすることを目指す上で、しっかり、私は、全国に広げていく上で、5年に1度なのか、10年に1度なのか、15年に1度遊水地が水につかるようなことは——もちろん、遊水地の役割ですから、そうでありますけれども、平時の活用が全国に流域治水の理念に基づく広がりが見えるんだろうと思います上から、しっかりここはにぎわいの創出の場をつくっていただきたいというふうに思っております。

特に、球磨村が、私は、人吉、球磨にとって表玄関ではないかなというふうに考えております。と申しますのも、国道219が強靱化され、対岸の県道が治水対策後の水位の高さによる強靱化が図られたならば、人吉インターにも近うございます。芦北インターにも近うございます。そして、沖鶴橋の架け替えに伴う工事用道路が県道人吉水俣線になれば、人吉インターに近くもなりますし、さらには、坂本パーキングがもしスマートインターチェンジになりますと、球磨村は4つのアクセスがしっかりと担保できるようになりますので、しっかりこれは——単に球磨村のためだけではなくて、人吉、球磨の表玄関、そして人吉が中座敷、そして奥球磨が奥座敷でありますから、しっかりこの表玄関は、表玄関にふさわしいやはりしつらえが必要だと思います上からの質問でありました。

どうぞしっかりそのことを踏まえた上で、球磨村に寄り添い、人口減少にも歯止めをかけていただきますようよろしくお願い申し上げます、次の質問

に入らせていただきます。

幹線水路の溢水対策についてお尋ねをいたします。

球磨南部地域を東西に流れ、農地約3,300ヘクタールに農業用水を届ける、世界かんがい施設遺産にも認定された幸野溝及び百太郎溝等の幹線水路は、大雨時には山や集落内の排水を受ける排水路としての役割を担っています。

大雨が予想されるときには、管理者である土地改良区が、事前放流を行って水路の水を落としておくなど、水路の管理とともに治水能力の発揮にも尽力されております。

このように、流域治水に多大なる貢献をしている幸野溝と百太郎溝ですが、2つの問題があります。

1つ目は、水路への土砂の流入です。

幸野溝には、山からの排水によって大量の土砂が流入し、水路の流れを妨げています。その対策のモデルとして、土砂が大量に流出するあさぎり町内の溪流において、隣接する耕作放棄地に県で土砂対策の沈砂池を整備していただきました。

昨年の台風14号災害では、約500立米の土砂を受け止めることで幸野溝への土砂流入を防ぐことができ、溢水防止に効果を発揮したところであります。また、そのほかにも対策を検討いただいていることを承知しております。

もう一つの問題は、排水断面の不足であります。

幸野溝、百太郎溝の溢水対策については、過去に質問をいたしておりますが、その後、幹線水路の基礎調査をされて、単純に水路の改修のみで溢水対策を行う場合、必要な幹線水路断面が今の2倍必要との調査結果の報告を受けました。このため、現在、実現可能な対策の検討をされているものと思います。

ただし、幸野溝、百太郎溝の水路断面を大きくし、流下能力が増加すれば、県が管理する河川への負荷がかかるので、慎重に進めなければならないことも十分承知をしております。

このような中、農地の持つ多面的機能である貯水効果を発揮させ、内水被害を軽減する田んぼダムが全国で広がりを見せております。本県でも、田んぼダム実証実験事業に取り組みされており、一定の効果を確認して、今後は全県的に取組を拡大されとのことです。

私は、平野部の既に貯留機能を有する農地では、田んぼダムの取組は有効な手段だと思います。例えば、佐賀平野では、既に2,200ヘクタールで取組面積が伸びているそうです。球磨郡の扇状地に広がる水田でも有効だと考えます。

一方で、球磨南部の水田地帯は、球磨川から一段上がった河岸段丘の上に広がっています。浅いところでは、地表から2メートルぐらい下に分厚い砂利層が存在します。この分厚い砂利層に雨水を浸透させれば、水路に流れ込む水の量を減らすことができ、内水被害を抑制できると考えます。

県では、球磨郡にあります南稜高校の実習水田において、地下の分厚い砂利層への浸透効果を期待した地下浸透ますを実証実験として設置していただいております。

透水型の下水道マンホールを設置していただいて、経過観察中の昨年、台風14号でも、水田から排水路に排水されることなく、全て地下浸透ますに浸透したと伺っております。もっと広く考えれば、地下の砂利層に浸透させることにより、河川への流出に時間差を与え、洪水防止にもつながると考えます。

そこで質問です。

このように、土砂流入や排水断面の不足という課題がある中、田んぼダムや地下浸透の活用、幸

野溝や百太郎溝の改修をはじめとして、球磨地域における農地や農業水利施設等を活用し、短時間大雨時の内水氾濫対策を進めるべきだと思いますが、これに対して県はどのように考えているのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 幸野溝及び百太郎溝は、球磨南部地域の広大な農地を潤す幹線水路であるとともに、降雨時には排水路としての機能も併せ持つ、地域の重要な農業水利施設です。

しかしながら、大雨時には、土砂の流入に伴う水路の閉塞や断面の不足により、溢水被害が発生している状況です。

このため、県では、幹線水路の溢水対策として、排水機能の強化と土砂の流入防止について検討するとともに、沈砂池や球磨南部の砂利層の持つ地下浸透力の効果や課題について、検証を行ってきました。

あさぎり町一ノ木谷に整備したモデル沈砂池では、大雨時に山からの土砂を受け止め、幸野溝への流入の軽減に効果があったことが確認されました。

また、南稜高校の実習水田における雨水の地下浸透に関する検証では、相当の排水効果があることが確認された一方で、浸透ますの目詰まりの除去に要する労力や下流域の農地での利水や生活に使用されている地下水への影響などについて、慎重に考える必要があるとの専門家からの指摘がありました。

溢水対策の実施に当たっては、こうした検証結果を踏まえた幹線水路の整備計画の策定が必要です。

まず、排水機能の強化については、水路に宅地や道路が近接し、拡幅には限界があることから、水路の流量を調整するための放水路や調整池を組

み合わせた整備が考えられます。

なお、地下浸透による排水については、専門家の指摘も踏まえ、活用を検討してまいります。

次に、土砂の流入防止については、これまでに流入が確認された箇所において、想定される流入量を基に、堆積する土砂の撤去に要する労力を考慮した沈砂池の位置や規模の検討が必要です。

なお、田んぼダムについては、水田が雨水を貯留することで水路へ流れ込む排水量のピークカット効果が確認されており、今後も、球磨南部地域において普及拡大を図ってまいります。

流域全体での総合力で安全、安心を実現する緑の流域治水の理念の下、市町村、土地改良区と連携して、農地及び農業水利施設等を積極的に活用し、幹線用水路の治水対策にしっかり取り組んでまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 専門家の指摘も踏まえて活用を検討してまいるというような答弁でございました。

私、攻めの農林水産業を継承された部長の答弁とは思えません。総合力で治水に向かわなければなりませんのに、残念でたまりません。専門家が言われる意味が私には理解できません。

地下水を汚濁、汚染することを懸念されるのであれば、今日までの農地に対する過剰な施肥や過剰な堆肥散布による飲めなくなった浅井戸の水質を問題視しなければなりません。

地下の砂利層は、自然のろ過装置であります。溢水を地下に浸透させることは、希釈につながり、地下水保全になると考えます。取り返しのつかないような水質汚濁、汚染であるはずありません。白川中流域の台地での積極的な地下水保全の取組との違いに、違和感を覚える答弁でした。

そもそも昔は、この幹線用水路は漏水対策が施されておらず、幹線用水路の水は地下に浸透し

て、末端まで用水が届きませんでした。このことが、逆に大雨時の治水対策になっていたと思うのであります。

この球磨南部の幹線水路での土砂を伴う治水問題が顕在化したのは5年前です。地下浸透施設整備が実施されれば、治水効果を発揮する、地形を利用したまさに地下ダムと呼べるものと考えておりますので、多層的、重層的な治水対策の一つとして、内水氾濫箇所での整備をお願いいたしまして、次の質問に入ります。

地域に貢献する再エネ導入について。

私は、命と環境を守る緑の流域治水の実現には、流域の特性を理解して、持続可能な地域づくりに多層的、重層的に取り組むことが必要との考えから、これまでも、様々な観点から質問してまいりました。今回は、地域に貢献する再エネ導入についてお尋ねをいたします。

球磨川の流域面積の90%は森林です。流域治水として、健全な森林整備、すなわち災害に強い森林の整備が急がれることは言うまでもないことであります。

健全な森林は、木材の生産の場であり、水源を涵養し、土壌を保全し、土砂災害を防ぎ、生物多様性を保全するなどの機能を発揮します。また、大気の浄化など、快適な環境をつくり、二酸化炭素を吸収、固定して、地球温暖化を防止する大切な役割を持ちます。そして、森林は、発電や熱利用に使われる木質バイオマス、森林が涵養する水力、山の稜線が生み出す風力など、再エネのまさに宝庫であります。

森林が多くを占める人吉・球磨地域だからこそ、有効に活用し得るエネルギーとしての、特に導入ポテンシャルが大きいとされる風力発電を中心に、積極的に導入を進めるべきと考えます。

一方で、再エネ施設の事業計画をめぐっては、

特に森林に太陽光パネルが設置される場合など、土砂災害や景観、環境への悪影響等への懸念から、住民の反発が強まるケースが全国各地で報告されております。

こうした状況から、宮城県では、今年の7月、一定の面積以上の森林を開発して再エネ施設を設ける事業者に課税するための条例が、全会一致で可決、成立したと承知しております。

国土が狭く、平地が少ない我が国においては、再エネの最大限の導入と環境保全の両立に向けた取組が不可欠であります。

私は、森林が有する再エネのポテンシャルを理解した上で、自然環境や生活環境への適切な配慮を行い、地域住民の懸念を払拭し、地域に受け入れられ、地域とともに発展する地域共生型の再エネ施設を導入していくことこそが重要ではないかと考えております。

例えば、山形県鶴岡市では、風力発電事業により整備された林道を活用し、自然体験ツアーの実施など、林業と再エネ事業の連携が図られています。また、高知県大月町では、風力発電所建設工事や保守管理での地元雇用や観光協会等の協働による風車見学ツアーや土産物開発など、地域とのパートナーシップの構築が図られています。

人吉・球磨地域においても、例えば風力発電事業者が売電益の一部を活用して林道整備を行うなど、再エネ発電を契機に森林整備を促進することで、エネルギーの地産地消はもとより、健全な森林の維持、そして災害時の多重性確保など、災害に強い森づくりにつなげることができるのではないのでしょうか。

そのためには、地域と連携して、地域の課題を解決し、地域から認められる事業者を人吉・球磨地域に呼び込み、地域共生型の再エネ施設の先進事例を創出していくことが必要ではないでしょう

か。

県では、これまで、再エネ適地誘導のための立地ゾーニングに取り組んでこられたものと承知しておりますが、今後、具体的にどのように地域共生型再エネ施設を導入していくお考えなのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 国においては、地域共生型再エネ施設の導入に向けて、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度を昨年度創設しています。

これは、市町村が主体となり、再エネ促進区域を設定し、区域内で再エネ事業者に求める環境保全と地域貢献の取組を、自ら策定する実行計画に位置づけ、これに適合する再エネ事業者の事業計画を認定するものです。

地域に貢献する再エネ施設の誘致につながるもので、議員御紹介の再エネ発電を契機とした森林の整備も期待されます。

本県においても、第2次熊本県総合エネルギー計画の重点的取組に「すべての県民に愛される再エネ施設」を掲げ、地域共生型再エネ施設の導入を進めています。

本県では、先ほど述べました国の制度が、市町村に最大限に活用され、地域共生型再エネ施設の導入につながるよう、地域住民の方々とも連携して、陸上風力発電と太陽光発電を対象に、ゾーニング調査を実施してまいりました。

これは、再エネ発電の導入を進めるエリアと自然環境を保全すべきエリアなどを区分するものでございます。

人吉・球磨地域では、昨年度、陸上風力発電について、地区の代表者、商工団体、森林組合などと県で意見交換や協議を行い、ゾーニングの内容や再エネ事業者に求める地域貢献策について、具

体的な検討を行ったところです。

また、球磨村とあさぎり町が環境省の脱炭素先行地域に選定されるなど、人吉・球磨地域は脱炭素の機運が高く、再エネ促進区域の設定について、具体的な検討に着手する自治体もあると聞いています。

今年度は、これまでの検討を基に、陸上風力発電と太陽光発電について、市町村による再エネ促進区域の設定に関する本県の環境配慮基準を作成しました。今定例会の海の再生及び環境対策特別委員会で報告させていただくこととしています。

引き続き、市町村による区域設定の検討に積極的に参画するなど、地域住民の方々の御意見を尊重しながら、地域共生型再エネ施設の導入に積極的に取り組んでまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 答弁をいただきました。

人吉、球磨は、本当に脱炭素の機運が高い、そういう意味でも地域共生型の再エネの導入が望まれるところであろうと思います。これもまた、山の価値のアップデートでありまして、山の価値の新たな創出だというふうに思っております。

エネルギーの地産地消で言えば、球磨郡でもバイオマス発電所が稼働を始めます。また、当初貯水型で水力発電を計画された川辺川ダムに向かう送電鉄塔が使われているのか使われていないのか分かりませんが、川辺川右岸に存在いたします。これを有効活用できれば、風力発電の導入が促進できるものになると思いますし、何より地域共生型の再エネ導入により、健全な森林整備、すなわち災害に強い森林整備が促進されることにより、緑の流域治水の理念に沿うことになることを申し上げ、次の質問に入ります。

緑の流域治水の出口戦略としての木材利用促進についてお尋ねをいたします。

岸田総理から、国民病である花粉症克服のため、10年後に杉人工林を2割減少が示されましたが、伐採された山に高い補助率をつけても再造林率が30%にとどまる現状にあって、にわかに信じ難い記者会見での発表でありました。私は、花粉症対策には林業政策転換が必要であると考えております。

さて、令和2年7月豪雨から3年余りが経過する今、被災地での復旧、復興が関係者の努力により着実に前進しております。さらに、緑の流域治水の理念を具現化するべく、土木、農業、森林など、それぞれの分野で具体的で有効な施策、事業を展開していく段階に入ってきたと感じております。

特に、森林の分野では、森林の持つ多面的機能、例えば土壌崩壊防止機能など最大限発揮できるよう、間伐を中心とした森林整備や伐採後の確実な再造林の実施などが重要であります。

加えて、森林資源の循環利用、すなわち、切って、使って、植えて、育てるという一連の施業が切れ目なく行われることも重要であります。

しかしながら、使うという木材の利活用に関する現状は、一昨年のウッドショック時に比べ、丸太及び製品の価格は下落傾向にあり、また、新設の住宅着工戸数も伸び悩むなど、厳しい状況が続いています。

緑の流域治水を推進する上で、今こそ県は、出口戦略として木材利用促進策を明確に打ち出す必要があると思います。

振り返りますと、住宅分野では、地域工務店が主体となり、施主の皆さんを山林や製材所の現場に案内する顔の見える家づくりの活動が、県の側面支援の下、各地域で展開されてきました。

また、県産木造住宅のPRや需要喚起を目的とした県産材提供事業が、熊本県木材協会連合会と

の連携により、20年にわたり実施されています。

一方、非住宅分野では、公共建築物が中心になりますが、中大規模施設の木造化、木質化について、知事を筆頭に全庁挙げて取り組まれてきた結果、県内にもすばらしい建築物が完成しております。

住宅、非住宅を問わず、木材を使った建築物は、私たちの生活空間に安らぎを与え、脱炭素社会の実現に寄与するなど、他の建築資材にはない多くの特徴を有しています。

その際、木造を選択した施主や建築士の皆さんが、木材のよさを体感するにとどまらず、林業や木材産業に従事する人々、さらには、森林の持つ役割や緑の流域治水の理念に思いをはせられることを願うばかりであります。

私は、従来から続くこれらの施業や事業に加え、今後、県産材の大口需要が期待される領域を焦点に必要な施策を講じていくことが、出口戦略として重要だと思っております。

具体的には、米松をはじめ、輸入材が主流となっている分野で、県産材の利活用頻度を高めていく対策が必要だと考えます。

例えば、林野庁の資料によれば、木造軸組住宅でははりや桁として利用される横架材は、その大半が輸入材です。また、中大規模施設では、構造計算が必須であるため、強度の高い輸入材が横架材などで多く利用されております。

これら輸入材主流の領域において県産材が利用されるには、J A S 認証材の安定供給体制の構築が不可欠だと言われております。

また、森林資源が成熟し、強度の高い大径材が多く出材されていますが、その利活用も輸入材への対抗措置として有効だと思います。

そこで、1点目の質問です。

出口戦略として、今後、どのようにJ A S 認証

材の生産、流通を促進し、県産材の利用拡大につなげていくのか、お尋ねいたします。

2点目に、大径材が抱える課題及びその解決に向けた対策をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、令和3年10月に、公共や民間の建築物への利用促進等を目指す、通称都市^{まち}の木造化推進法が施行され、併せて建築物木材利用促進協定制度が創設されました。

本県でも、去る8月10日に、制度創設以来初めてとなる協定が3件締結され、新聞報道等を通じて広く県民に周知をされたところです。

私も、協定締結者の一つである熊本県木材協会連合会の顧問であり、今回の協定内容及び今後の取組については、高い関心を持っております。

そこで、3点目として、全国的にも広がりを見せている新たな協定制度について、県が期待すること及び今後の協定締結の促進策について質問いたします。

以上3点、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、1点目のJ A S 認証材の生産、流通による県産材の利用拡大についてお答えします。

木造住宅において、はりや桁等の横架材には、高い強度を持つ米松や輸入集成材が多く利用されています。

コンクリート造や鉄骨造が主流の中大規模建築物では、建築基準法の改正や耐震性、耐火性に優れた新たな木材製品の開発などを背景に、木造を選択される事例が増えてきています。

木造住宅における横架材への利用拡大や中大規模建築物の木造化を促進するためには、確かな品質と性能を有し、強度が明確なJ A S 認証材を安

定的に供給していくことが不可欠です。

しかしながら、供給側からは、JAS認証の取得に手間がかかることや非認証材に比べ生産コストが高くなる一方、認証取得による価格面や需要面でのメリットが乏しいとの意見を伺っており、認証材の供給量は低位にとどまっています。

このため、県では、認証工場に必要な木材強度測定機の導入を支援するほか、建築士や工務店等に対して、認証材利用の働きかけや、製材工場や木材市場等25社が一致団結して設立されたくまもと県産材SCM協同組合の活動支援を通じて、供給可能な認証材の種類や規格、価格等の情報発信を行い、認証材の需要を拡大してまいります。

次に、2点目の大径材が抱える課題及びその対策についてお答えします。

森林資源の成熟化に伴い、原木市場には多くの大径材が出荷されるようになりました。大径材は、直径が大きくなるほど強度が高まる傾向にあり、大きな断面での製材が可能であることから、輸入材に代わり、横架材への活用が見込まれています。

しかしながら、製材できる加工施設が少ないことに加え、製材後に木材が反りやすくなるほか、人工乾燥の方法が確立されていないことなど、設備面や技術面で課題を抱えています。

このため、国庫補助事業の活用により、大径材が製材できる加工施設の整備を促進するとともに、反り対策や乾燥技術を確立するため、国や他県の研究機関との連携を強化し、それぞれの課題解決に取り組んでいます。

最後に、3点目の建築物木材利用促進協定制度的についてお答えします。

ま^ち都市の木造化推進法の施行後、全国で数多くの協定が締結されています。

本県でも、今年8月10日、知事出席の下、民間

建築物への県産材の利用促進を目的として、3件の協定を締結しました。

これらの協定に基づき、品質や性能の確かな県産材の利用が拡大されるとともに、2050年の県内CO₂排出実質ゼロの実現に貢献することを期待しています。

県におきましては、社会的評価や認知度の向上など、協定制度のメリットを広く普及することで協定締結を増やし、県産材の一層の利用拡大、さらには、切って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用につなげてまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 JAS認証材を安定的に供給していくことが不可欠であり、認証工場に必要な木材強度測定機の導入を支援する、大径材が製材できる加工施設の整備を促進すると答弁いただきました。

私は、成熟した森林資源の良材であるこの大きな大径材が駄木と呼ばれ、低価格で原木市場で取引をされるさまは、まさに忍びなく、切ないものであります。

機械等級区分のヤング係数——強度を表しますけれども外材と遜色なく、強度の関係で外材が使われている構造用部材の領域で県産材が採用されるように促していくことが大事であります。

また、大工さんなどの技能者の高齢化と人材不足は深刻であり、育成にもつながり、木の文化を育むことは、木材輸入自由化により廃れた山の文化の再生、山の新たな価値の創出につながることを申し上げ、次の質問に入ります。

ドローンによる物資輸送の推進についてお尋ねをいたします。

国では、国土形成計画を8年ぶりに策定され、人口減少に直面する中、10万人規模を目安として、デジタル技術とリアルが融合した地域生活圏

の構想が打ち出されました。

人口減少で地域の存続も危ぶまれる一方、コロナ禍を経て地方での暮らし方を見直す動きもあつての地域生活圏構想であり、市町村の垣根を越えて、自動運転、ドローンによる物流、遠隔医療、オンライン教育、行政手続のオンライン化などのサービスを受けられるようにするとのことでした。

これまでは30万人規模の目安でありましたが、人口減少が加速して、デジタルを活用して10万人規模でも生活の潤いや魅力を高めていけるとされています。

人吉、球磨は、ちょうど10万人規模の目安に当てはまる地域生活圏でもあります。令和2年7月豪雨では、多くの孤立集落が発生しました。道路も寸断されて、人海戦術で道なき道を分け入り、集落に支援物資を届けていただきました。

支援物資が届き、被災状況が把握されれば、災対本部では、孤立集落解消にカウントされることとであり、私は、あのときに、平時からドローンによる物資輸送があれば、被災状況把握と支援物資を届けることが容易にできるものであると考えておりました。

そのような中、本年の記録的大雨による被害が出た大分県由布市では、県が大規模な地滑りで孤立した住民に大型ドローンで救援物資を届けていたことを報道により知りました。大分県は、全国でも有数のドローン産業振興県であり、輸送実験が活発な県であり、災害時に生きたものと言えるでしょう。

そこで、人吉・球磨地域で創造的復興を進める中で、誰しもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域生活圏の維持を図るため、ドローンによる物資輸送を推進していくべきだと考えますが、県としてはどのようにお考えなのか、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 人吉・球磨地域の急峻な地形や河川流域に広がる集落の多さなど地域の特性を踏まえると、ドローンによる物資輸送の導入効果は高いと思っております。

また、議員御指摘のとおり、災害発生時におけるドローンの活用は、被災状況の把握や支援物資の輸送等に高い効果が期待されます。

本県では、こうしたドローンの高いポテンシャルを踏まえ、令和2年11月に、熊本県ドローン産業推進協議会と包括連携協定を締結し、災害時における被害状況調査をはじめ、ドローン関連の人材育成や普及啓発等に取り組んでおります。

また、これまで、地域課題の解決に向けて、ドローンを含むICT技術等の活用に取り組む市町村に支援を行っており、芦北町では、災害時の物資輸送用ドローンの整備や操作研修会に取り組まれています。

一方、県外では、日用品や一般用医薬品等の買物が困難な地域の課題解決に向けて、ドローンを活用した実証実験等の取組も行われています。

県としては、まずは、こうしたドローンを活用した物資輸送などの優良事例を市町村に情報提供するなど、地域の実情に応じた取組を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりに取り組んでまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 熊本県ドローン産業推進協議会と包括連携協定を締結し、ドローン関連の人材育成等に取り組んでいると、また、ICT技術等の活用に取り組む市町村を支援してまいりますと、また、物資輸送の取組などを支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります等の答弁でありました。

物流となりますと、商業ベースでの話になり、

合う合わないの話になりますが、国では、空の道は河川上空を想定しているとも聞いております。まさに球磨川や川辺川の上空がその道に当たるのではないかというふうに思います。

球磨村は、生活支援も視野に入れた森林サービス産業の創出事業に採択されています。球磨川、川辺川の河川上空を行き交うドローンを想像してみてください。誰もが、どこにいても便益を享受できる社会になると思います。まさに生活支援であります。

以上で本日用意しました一般質問は終わりますが、過日、南阿蘇の震災ミュージアムのK I O K Uに総務常任委員会で視察に行きましたら、阿蘇の雄大な自然に溶け込む名建築が誕生しております。そこに、知事が提唱された創造的復興の3原則が掲げてありました。1つに、被災者の痛みの最小化を図る、2つに、単に元に復するだけでなく、創造的復興を図る、3つに、創造的復興を熊本のさらなる発展につなげるとありました。

豪雨災害からの創造的復興は、まさに緒に就いたばかりであります。グリーンニューディール政策を知事は一生懸命に訴えられます。冒頭申し上げました球磨川の総合開発であり、持続可能な緑の流域治水であろうと思うのであります。

知事、引退は早うございますことを申し上げまして、一般質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第34号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第34号まで等に

対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程(第55号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第55号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第55号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第55号を議題といたします。

第55号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

○議長(淵上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算は、豚熱対策の強化や赤潮被害等を受けた養殖業者への支援に要する経費など、18億円を計上しています。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて270億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,505億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても併せて提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(淵上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案第55号に対する質疑を行います。

ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第34号まで及び第55号）

○議長（**淵上陽一君**） 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第34号までにつきましては、さきに配付の令和5年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第55号につきましては、さきに配付の同一覧表（追号）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第4 請願の委員会付託

○議長（**淵上陽一君**） 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程（第56号）

○議長（**淵上陽一君**） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第56号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**淵上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第56号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第56号を議題といたします。

第56号 教育委員会委員の任命について

○議長（**淵上陽一君**） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**淵上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（**淵上陽一君**） 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明28日は、議案調査のため、29日は、各特別委員会開会のため、10月2日から4日までは、各常任委員会開会のため、5日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**淵上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、明28日、29日及び10月2日から5日までは休会することに決定いたしました。

なお、30日及び10月1日は、県の休日のため、休会であります。

○議長（**淵上陽一君**） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る10月6日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第8号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時11分散会

第 8 号

(10月6日)

令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第8号

令和5年10月6日(金曜日)

議事日程 第8号

令和5年10月6日(金曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案第56号 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
 高 井 千 歳 さん
 住 永 栄一郎 君
 亀 田 英 雄 君
 幸 村 香代子 君
 杉 蔦 ミ カ さん
 立 山 大二朗 君
 斎 藤 陽 子 さん
 堤 泰 之 君
 南 部 隼 平 君
 本 田 雄 三 君
 岩 田 智 子 君
 前 田 敬 介 君

坂 梨 剛 昭 君
 荒 川 知 章 君
 城 戸 淳 君
 西 村 尚 武 君
 池 永 幸 生 君
 竹 崎 和 虎 君
 吉 田 孝 平 君
 中 村 亮 彦 君
 高 島 和 男 君
 末 松 直 洋 君
 前 田 憲 秀 君
 松 村 秀 逸 君
 岩 本 浩 治 君
 西 山 宗 孝 君
 河 津 修 司 君
 楠 本 千 秋 君
 橋 口 海 平 君
 緒 方 勇 二 君
 増 永 慎一郎 君
 高 木 健 次 君
 高 野 洋 介 君
 内 野 幸 喜 君
 山 口 裕 君
 岩 中 伸 司 君
 城 下 広 作 君
 西 聖 一 君
 鎌 田 聡 君
 淵 上 陽 一 君
 坂 田 孝 志 君
 溝 口 幸 治 君
 池 田 和 貴 君
 吉 永 和 世 君

松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月27日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第34号まで及び第55号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、新型コロナ対策分として、児童扶養手当受給者等に対する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費等、1億400万円余の増額補正、通常分として、令和3年度国庫補助金の額の確定等に伴う返納金に要する経費等、30億1,200万円余の増額補正で、総額31億1,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,301億5,400万円余でありま

す。

病院局の9月補正予算は、新型コロナ対策分として、こころの医療センターにおける備品購入に要する経費、100万円余の増額補正であり、補正後の資本的収支の予算総額は4億200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、部長総括説明において、本年9月末までとされていた新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の移行期間を、来年3月までに延長するとの説明があったが、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、来年3月末まではこれまでと同じ数で延長するのか、それとも少しずつ減らしながら延長するのかとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、本年9月末までは700床以上を確保して入院患者の受入れを行ってきたが、今後、来年3月末に向けては、重症、中等症の患者に重点化を図るという国の方針を受け、確保する病床の数を見直していくこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、確保する病床の数は、国の方針に合わせて見直しを行うとのことだが、その目安を示さないと医療機関側はどの程度確保すればいいのか分からないので、できる限り早めに対策を取ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は7回目が始まっているが、現場感覚ではその接種率は高くない、接種率はどの程度か教えてほしい、また、今後接種率を上げていく

ためには、どこでも接種できる環境をつくっていく必要があると思うが、住んでいる市町村以外の市町村でも接種ができる接種の広域化はできないのかとの質疑があり、執行部から、令和5年春に開始したワクチン接種は、主に65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人が対象であり、県内の対象者約55万人に対し、その接種率は55.6%であった、また、接種の広域化については、現時点ではまだ具体的な取組は行っておらず、今後、医師会と相談する中で、どのような取組ができるか検討したいとの答弁がありました。

次に、委員から、私学振興費の給食費支援事業について、私学助成を受ける私立幼稚園や認可外保育施設のうち、給食を提供している施設はそれぞれどのくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、私学助成を受ける私立幼稚園は8施設全ての施設で、認可外保育施設は、熊本市所管分を除いた77施設のうち56施設で給食を提供しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、広島市の給食請負業者が、経営が悪化し、給食を提供できなくなった事案があったが、県内の業者においてはそのようなことはないのかとの質疑があり、執行部から、県内の業者で経営が悪化しているところがあるとは聞いていないとの答弁がありました。

次に、委員から、感染症予防費の保環研検査関連機器整備事業について、今回購入する保健環境科学研究所の検査機器は、新型コロナウイルス感染症に特化したものかとの質疑があり、執行部から、今回は、新型コロナウイルス感染症に係る補助事業の対象となる機器を選定しており、耐用年数がかかり過ぎて、令和6年度または7年度に更新予定のものを前倒しして更新したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、保健環境科学研究所の業務

は幅広いので、新型コロナウイルス感染症以外の県民を守るための業務にも対応できるように、機器等の整備を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告8件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の9月補正予算は、自然公園施設の災害復旧に要する経費等、7,200万円余の増額補正であります。補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて178億2,400万円余であります。

商工労働部の9月補正予算は、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援に要する経費等、47億4,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて815億900万円余であります。

観光戦略部の9月補正予算は、台湾における企

業支援窓口の運営に要する経費、300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は38億8,200万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、台湾における企業支援窓口運営事業について、既存の民間事務所との連携が大事である、相談窓口は連携しやすい場所に設置され、利用する人たちの要望に応えられる体制となっているのかとの質疑があり、執行部から、相談窓口は台北市内の中心部に設置し、アクセスしやすい場所にあり、相談窓口を務めるアドバイザーは、既存の民間事務所とも頻繫にやり取りをしている、また、県内企業や台湾企業双方と幅広いコネクションを持っており、県内企業へ効果的な支援を行うことが期待できるとの答弁がありました。

次に、委員から、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業について、どういった事業者が特別高圧電力利用事業者に当たるのかとの質疑があり、執行部から、消費電力から推計し、大規模工場やショッピングモール等、おおむね140事業者が対象となると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、LPガス利用事業者支援については、県内の事業者全てが対象になるのか、また、熊本市も同様の支援事業を実施しているが、県の支援と合わせてどのくらいの支援額となるのかとの質疑があり、執行部から、県内の業務用及び工業用のLPガス利用事業者が対象であり、また、その支援額は、県の支援額4万円と、熊本市においては、独自の財源で1事業者当たり6,000円を支援すると聞いているので、合わせて4万6,000円となるとの答弁がありました。

次に、委員から、公益財団法人熊本県環境整備

事業団の経営状況報告に関連して、熊本県公共関係と産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとは、現在、全体容量のうち、廃棄物が埋められている割合はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、令和5年3月末で50.8%埋められており、埋立量の内訳は、熊本地震と令和2年7月豪雨の災害廃棄物が73.9%、通常の産業廃棄物が13.4%、残りが覆土で12.7%である、産業廃棄物のみを埋めていくと、20年以上は運用可能と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、産業廃棄物だけでなく災害廃棄物も搬入することを考えると、今後災害が起これば、災害廃棄物を受け入れざるを得ず、運用期間はもう少し短くなってくる、今のうちから次の候補地を検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、現在、次の候補地を検討している状況ではないが、エコアくまもとの2.5倍の処理能力がある民間の管理型最終処分場が令和8年度に供用開始する予定と聞いており、そういった民間の動きを見据えながら、今後県として考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、観光戦略部の部長総括説明で、今後、台湾からのインバウンドのさらなる増加を期待しているとあったが、就航した航空便を維持するためにも、インバウンドだけでなく、アウトバウンドの増加についてももしっかり対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決への対応について、国と協議しながら対応を検討することであるが、早期解決に向けて県として動いてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定い

たしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、農林水産常任委員長長の報告を求めます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇]

○中村亮彦君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月補正予算は、肥料価格の高騰など、生産コストの上昇に係る農業者への支援や令和5年梅雨前線豪雨に伴う災害復旧等に加え、豚熱対策強化の取組及び赤潮被害への対応に要する経費等、39億8,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて768億8,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、水田の畑地化や転換作物の定

着を支援する畑地化促進事業については、要望額と採択額に大きな差があると聞いているが、実態はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、令和4年度に、国の水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りが行われていない水田は交付金の対象としないという具体的なルールが示され、それに合わせて畑地化促進事業が補正予算によって250億円措置されたが、本県における事業要望額46億6,000万円に対して、採択額は、現在4億1,000万円にとどまっている、当該事業を要望している農業者は、国の方針に基づき畑作を本作化する意思表示をされた方であるため、国へは引き続き採択をお願いしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、畑地化促進事業が採択されず、水田活用の直接支払交付金も受け取れない状況が生じることを懸念している、農家の方々が不安を感じないよう、国へしっかり働きかけてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、家畜衛生・防疫対策事業費について、佐賀県で発生した豚熱は、感染経路が明らかでなく、野生イノシシ以外の経路も考えられるので、その点を踏まえた防疫対策をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、ワクチンの継続接種に係る手数料は、九州各県横並びで設定しているということであるが、飼養管理者等による接種に比べて手数料が高い県防疫員に接種を頼る小規模農家への負担軽減を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産養殖魚消費拡大緊急対策事業について、中国の日本産海産物の禁輸措置が行われる中で、インターネットでは北海道のホタテや他県のブリなどへの応援企画が見られるが、天草産ブリにおいては、検索しても消費を促すよ

うな企画が見当たらない状況である、ふるさと納税返礼品としての活用や加工品製造などへの支援はないのかとの質疑があり、執行部から、養殖魚の消費拡大については、消費者の嗜好性を踏まえた販売活動が必要と考えており、そうした中で、養殖魚の加工品の新たな商品開発支援を行っており、一部の商品はふるさと納税の返礼品としても活用されている、今後は、国の事業も活用しながら、消費拡大の取組を進めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもと食と農の発見事業では、企業が社員食堂で県産食材を利用する際に支援を行っているが、今後、学校給食や病院給食へも対象を広げていくのかとの質疑があり、執行部から、現段階では、中国による禁輸への対応策としてなるべく早く取り組むため、社員食堂のみを対象としている、学校給食については、コロナ交付金を活用した事例があり、今後、国の支援策を見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係16議案及び報告9件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧や益城町における土地区画整理事業の宅地造成に要する経費等、122億3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,249億1,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について外15議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、宅地開発対策費について、盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査事業ということだが、規制区域指定の条件とは何か、また、ある程度区域を絞った調査を行うのかとの質疑があり、執行部から、現在、予備的調査を実施しており、規制区域指定が必要な条件等を整理しているところである、また、規制が必要かどうかの調査はこれからであり、県内全域を対象に調査していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、区域指定が適切なものとなるように、しっかりと考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、単県河川等災害関連事業は、国庫補助の対象とならない事業ということだが、

どのようなものを計上しているのかとの質疑があり、執行部から、今年の雨で、令和2年災害の復旧現場における工事用道路が流失した箇所の補修や災害査定の際採択要件を満たさない小規模な工事の経費などを計上しているとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の変更に関連して、雨で工事期間が伸びた、物価高騰によって請負金額が上がったというような軽微な案件まで議会の議決が必要なのかとの質疑があり、執行部から、議会の議決の要否については、地方自治法の規定に基づき行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、設計変更など契約内容を大きく変更した場合には議会の議決が必要と思うが、もともと予定価格が5億円以上の工事契約は、変更金額の多寡にかかわらず、一律に議会の議決案件となるという点は今後変えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本高森4車線化及び土地区画整理事業について、工事資材費高騰などで当初予定より増額となっているが、TSMC関係の事業もある中、予算確保の問題で工事が遅れてしまうことが懸念される、創造的復興に向けた事業でもあり、スピード感を持って取り組まないといけない中、進捗に影響はないのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰や電線地中化等で事業費は増加しているが、予算については、これまでも国土強靱化予算として要求額をしっかりと確保できており、予算によって事業進捗に遅れが生じることは一切ない、また、8月21日に実施した国へのTSMC関連緊急要望においても、地域の道路予算に影響が出ないよう、別枠での配分を要望したところであり、熊本地震関連事業をはじめ従来の事業についても、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県道路公社の経営状況報告に関連して、松島有料道路に導入した新しい通行システムETCXについて、導入前と比べて時間短縮の効果はあったのかとの質疑があり、執行部から、ETCXは、キャッシュレス等の非接触のメリットもあり導入したもので、決済のやり取りを行うために一旦停止が必要なシステムとなっている、利用者の利便性向上のためにも利用登録者数を増やす取組を実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本地震、令和2年7月豪雨の発生以降、忙しさが続いており、今回の豪雨災害では、上益城地域は集中的に被害を受け、上益城地域振興局に応援職員を派遣してもらっている、そのような状況の中、新卒の技術系職員は採用できているのか、土木部で危機感を持って人材を確保しないと、災害などに対応できないと思うかどうかとの質疑があり、執行部から、土木職員の確保については、我々も大きな課題と考えている、令和元年度から大卒の採用が募集定員に満たない状況が続いており、今年度は、年2回の採用試験等を行っているが、定員に達していない状況である、地道な取組だが、リクルートをしっかりやって成果につなげたい、定員に満たなかった分は、任期付職員や他県からの応援派遣、民間の力等を活用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、業界全体で人が少なくなっている状況であり、県の土木職員がいなくなるのはさらに重要な問題である、リクルート活動等をしっかりやってもらい、予算をかけてでも人材を確保してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ツール・ド・九州が開催されるが、自転車が行くための道路調査や補修などは行ったのかとの質疑があり、執行部から、ツール・ド・九州のコースについては、事前に主催

者側と現地調査を行い、危険箇所の点検を行った、その結果、舗装補修約2万平方メートル、区画線の引き直し約12キロメートル、矢羽根約500か所の施工を行い、そのほか指摘箇所も対応済みであるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

[西村尚武君登壇]

○西村尚武君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、県営体育施設におけるトイレの洋式化、手洗い場の自動水栓化や教育支援型の電子図書館の導入に要する経費等、3億7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,277億7,000万円余であります。

あわせて、県立学校のICT支援員配置業務委託等に係る債務負担行為の変更であります。

警察本部の9月補正予算は、放置車両確認、標

章取付け等に関する業務委託に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の取得について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、情報処理関連業務の債務負担行為の変更に関連して、令和8年度以降に更新時期を迎える県立高校の生徒用端末の更新費用は保護者負担となるのかとの質疑があり、執行部から、これまではコロナ交付金等が活用できたことから、県が端末を購入し無償で貸与していた、今後は、保護者等の負担とすることを基本としつつ、端末の仕様を統一し、一括発注する仕組みをつくるなど、負担軽減等も検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、保護者からは負担軽減の要望もあることから、全額補助ではなく一部補助でもよいので、更新費用に対する支援を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、不足する教職員の人材確保については、教育委員会において様々な取組を実施していることを承知しているが、制度や財源等の制約により取組が進まないことなどはあるのかとの質疑があり、執行部から、例えば給与水準等処遇の改善については、制度上県独自で取り組むことが難しいが、国においてその制度を見直す動きもあっており、そうした動きも注視しながら、県として今後必要な措置を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県暴力追放運動推進センターの相談活動事業について、相談件数が令和3年度から大きく増加しているが、これは、暴力団関係の事案の増加によるものかとの質疑があり、執行部から、これは、対応処理状況をより詳しく

統計に反映するため、その計上方法を見直したことによるものであるが、特に令和3年度については、特定の業種に係る暴排意識の高まりにより相談件数が増加しているものとの答弁がありました。

次に、委員から、自転車の安全利用に関連して、令和5年7月から、電動キックボードが条件付で歩道を走行できるようになったが、歩道は歩行者が優先であり、県警においては、歩行者の安全を守ることを最優先に、電動キックボードの安全利用を推進してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(瀧上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告8件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度9月補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や

先日発生した豚熱や赤潮被害等への対応に要する経費等、270億1,900万円余の増額補正であり、補正後の令和5年度の一般会計の予算総額は、9,504億5,600万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、「世界津波の日」2024高校生サミット in 熊本開催事業について、開催のテーマは、本県が進める創造的復興の状況や災害の経験、教訓を伝え、今後の災害に備えるという認識でよいかとの質疑があり、執行部から、高校生サミットでは、熊本地震や令和2年7月豪雨等の経験や教訓を国内外に広く伝えるということに加え、県内被災地等を巡るツアーにおいて、災害への備えなどについて学んでいただくとともに、創造的復興の状況を見ていただきたい、また、同時期に本県で内閣府が開催する、国内最大級の防災イベントである防災推進国民大会でも本県での取組を見ていただくなど、相乗効果を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の業務の実績に関する評価について、知的財産の登録数や論文の発表数等の数字や結果が大学評価の一つの指標となるので、経営の視点から、もう少し意識を高めてそれらを把握するとともに、地方自治体との連携の成果についてもデータを整理しておく必要があると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、県立大学では、22市町村と包括協定を結び、様々な分野での研究や講座を実施しているが、それらについて周知不足の部分も

あるため、今後、もう少し見えるような形で実績評価やPRを実施していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、自治体との連携において、連携する自治体を公募したり、自治体側からの提案についてマッチングするような取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、県立大学内の地域連携のためのセンターが市町村との調整を行っており、包括協定を結んでいる市町村と、毎年度、地域貢献研究事業として、10から15程度のテーマについて連携して研究を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原維持再生人材確保強化事業について、野焼きについては、ボランティアの方々がなかなか集まらず、地元で携わる人も少ない、また、火を扱うという点で専門性が求められるなどの課題があると思うが、その辺りの状況や事業の内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ボランティア登録者数は、昨年度末に比べ若干増加しているが、ボランティア以外の地元の出役者数は、昨年度の5,500人超から、高齢化などによって2028年度から2029年度にかけて5,000人を切る見込みであり、野焼きの継続への危機感を持っている、昨年度は、野焼きの際の延焼に備えた損害保険への加入に地域全体で取り組んでおり、今回の事業では、ボランティアの方に燃えにくい難燃性の衣服を貸与するなどして、安全に野焼きに取り組んでいただけるよう取り組むこととしているほか、当初予算の事業の中では、ベテランの方と一緒に作業をすることにより経験を積んでいただくなどの取組を行っており、引き続き阿蘇の野焼きの継続に取り組んでいくとの答弁がありました。

関連して、委員から、野焼きへの支援をボランティアのみに頼るのは限界があるのではないか、

県内に進出する企業による地域貢献、副業を通じた草原の維持という視点も入れて事業を組み立てるべきではないかとの質疑があり、執行部から、阿蘇の草原の大切さをPRすることで寄附金を募るなどの取組を継続しつつ、新たな視点を入れた取組についても今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住促進事業について、コロナ禍で県内への移住、定住は増えてきたのか、また、今回の事業ではどのような内容を予定しているのかとの質疑があり、執行部から、コロナ禍において、本県への移住者数、移住相談件数は増加傾向にあり、令和4年度はいずれも過去最高となるなど、移住先としての本県の存在感が増してきている、今回の事業では、こうした本県への注目の高まりを着実に移住へとつなげていくため、都市圏での電車広告を活用したプロモーションや本県での暮らしを体験してもらうための移住体験ツアーなどを実施する予定であるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第34号まで及び第55号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外34件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第6号を採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、請第6号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議案第35号から第54号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第35号外19件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案第56号

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る9月27日の会議において提出されました知事提出議案第56号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第56号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第56号を議題といたします。

第56号 教育委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年10月6日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
熊本県議会議長 瀧上 陽 一 様

.....
軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、4回にわたり延長されてきたところであり、令和6年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる中、半導体関連産業の進出といった前向きな要素も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済も、ようやく回復の兆しが見えてきたところである。しかしながら、昨今の燃料価格をはじめとする物価高騰の影響で、農林漁業者や中小企業、小規模事業者等の業況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済の回復にも大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないように、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和6年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上 陽 一
衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 鈴木 淳司 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
農林水産大臣 宮下 一郎 様
経済産業大臣 西村 康稔 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年10月6日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 岩本浩治

熊本県議会議長 淵上陽一様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年の急速な情報化・技術革新による社会的変化に加え、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、未来を創る子供たちへの教育が何より重要である。そのため国は「人への投資」を促進する政策を最優先し、質の高い公教育の再

生に向けて総合的に取り組むこととしている。各私立学校は、この教育改革に的確に対応することを強く求められているものの、昨今の諸物価の上昇や生徒数の減少等により厳しい経営状況にあり、対応に苦慮しているのが現状である。

加えて、ICT環境の整備や感染症・熱中症対策としての空調・換気設備等、私立学校が対応すべき様々な設備には多額の経費を要する。

更には、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進も急務であり、また、高等学校段階からの海外留学に係る支援策の充実や、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のための長期的な支援及び今後の激甚化する自然災害に対応する支援の強化も必要である。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実や、現行制度では負担が十分に軽減されない保護者を対象とした教育費減税制度の創設等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行

の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、ICT環境の整備や生徒の海外研修等経費への支援及び学校施設の耐震化等に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上陽一

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 鈴木淳司様
財務大臣 鈴木俊一様
文部科学大臣 盛山正仁様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和5年10月6日

次のとおり議員を派遣する。

1 ブラジル及びペルーへの友好訪問

(1) 派遣目的 本年度は、熊本県を含む日本からブラジルへの移住開始115周年、ブラジル熊本県文化交流協会の創立65周年、そして熊本県人のペルー移住120周年を迎える年でもあり、この節目の年に当たり、ブラジル及びペルーの両国との絆をさらに強固なものとするため、両国へ友好訪問を行い、記念式典への参加をはじめ、ブラジル移民開拓先没者慰霊碑への参拝、県関係者との意見交換等を行う。

(2) 派遣先 ブラジル、ペルー

(3) 派遣期間 令和5年11月2日(木)から11月14日(火)まで

(4) 派遣議員 池田和貴

2 地方議会活性化シンポジウム2023

(1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日(月)

(4) 派遣議員 山口 裕、増永慎一郎、
星野愛斗

3 第23回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日(月)及び11月14日(火)

(4) 派遣議員 前田憲秀、松村秀逸、
岩田智子、末松直洋、
吉田孝平、荒川知章、
堤 泰之

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一
任願いたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ
って、そのように取り計らうことに決定いたしま
した。

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程及び会期
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年9月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前10時48分閉会

付 録

熊本県議会決算特別委員会 委員選任一覧表

(令和5. 9. 13)

定 数	12 人
委 員	岩 下 栄 一
	岩 中 伸 司
	城 下 広 作
	鎌 田 聡
	吉 永 和 世
	溝 口 幸 治
	高 野 洋 介
	河 津 修 司
	西 山 宗 孝
	池 永 幸 生
	城 戸 淳
	荒 川 知 章
備 考	

令和5年9月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	10月6日 原案可決
〃 第2号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第4号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第6号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第9号	財産の取得について	〃
〃 第10号	財産の取得について	〃
〃 第11号	財産の取得について	〃
〃 第12号	令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について	〃
〃 第13号	令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第14号	令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第15号	令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第16号	令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について	〃
〃 第17号	令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第18号	令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金につ	

		いて	10月6日 原案可決
知事提出議案	第19号	令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	〃
〃	第20号	令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について	〃
〃	第21号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第22号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第23号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第24号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第25号	専決処分の報告及び承認について	10月6日 原案承認
〃	第26号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第27号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第28号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第29号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第30号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第31号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第32号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第33号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第34号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第35号	令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	10月6日 継続審査
〃	第36号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第37号	令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第38号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第39号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第40号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第41号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳	

		入歳出決算の認定について	10月6日 継続審査
知事提出議案	第42号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第43号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第44号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第45号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第46号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第47号	令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第48号	令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第49号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第50号	令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃	第51号	令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
〃	第52号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃	第53号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃	第54号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について	〃
〃	第55号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	10月6日 原案可決
〃	第56号	教育委員会委員の任命について	10月6日 原案同意
議員提出議案	第1号	軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書	10月6日 原案可決
委員会提出議案	第1号	私学助成の充実強化等に関する意見書	〃

令和5年9月定例会

議 長 諸 般 の 報 告

9月定例会における議長からの諸般の報告

第1 会派所属構成人員変更の報告について

第1 会派所属構成人員変更の報告について

自由民主党熊本県議会議員団団長藤川隆夫君から会派所属議員異動届(9月6日届)があったので、報告します。

自由民主党熊本県議会議員団構成人員 37名

(立山大二郎君の会派加入のため)

令和5年9月13日

熊本県議会議長 淵上 陽一

令和5年9月熊本県議定会例会議案各委員会別一覧表

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳入全部……………(2) (事項別 明細書)</p> <p>歳 出</p> <p>1 議 会 費</p> <p>1 議 会 費……………(3) (" 12)</p> <p>2 総 務 費</p> <p>1 総務管理費……………(3) (" 13)</p> <p>2 企 画 費……………(3) (" 15)</p> <p>3 市町村振興費……………(3) (" 16)</p> <p>4 選 挙 費……………(3) (" 17)</p> <p>5 防 災 費……………(3) (" 18)</p> <p>9 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………(5) (" 40)</p> <p>3 大 学 費……………(5) (" 42)</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………(7) (" 50)</p> <p>第4表 地方債補正……………(9)</p> <p>○議案第 5 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 1)</p> <p>○議案第 25 号 専決処分報告及び承認について……………(条 27)</p>	<p>○報告第 9 号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書 類の提出について……………(条 65)</p> <p>○報告第 10 号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書 類の提出について……………(条 66)</p> <p>○報告第 11 号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類 の提出について……………(条 67)</p> <p>○報告第 12 号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明す る書類の提出について……………(条 68)</p> <p>○報告第 13 号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書 類の提出について……………(条 69)</p> <p>○報告第 37 号 熊本県における事務的的確・適正な執行の確保に関 する評価報告書の提出について……………(条 93)</p> <p>○報告第 38 号 令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断 比率及び公営企業の資金不足比率の報告について……………(条 94)</p> <p>○報告第 39 号 公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業 務の実績に関する評価について……………(条 95)</p>
---	---

<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………(3) (事別明細書 19)</p> <p>2 児童福祉費……………(3) (" 20)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>1 公衆衛生費……………(3) (" 21)</p> <p>3 医 薬 費……………(4) (" 23)</p> <p>9 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………(5) (" 40)</p> <p>11 諸支出金……………(5) (" 49)</p> <p>○議案第 4 号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号) ……(14)</p> <p>○議案第 6 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 2)</p> <p>○議案第 7 号 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 5)</p> <p>○議案第 8 号 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 6)</p>	<p>○議案第 26 号 専決処分¹の報告及び承認について……………(条 28)</p> <p>○報告第 14 号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 70)</p> <p>○報告第 15 号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 71)</p> <p>○報告第 16 号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 72)</p> <p>○報告第 17 号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 73)</p>
--	---

<p>□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 3 民生費のうち 1 社会福祉費のうち……………(3) (明細書 19) 4 衛生費のうち 2 環境衛生費……………(3) (" 22) 5 労働費 1 職業訓練費……………(4) (" 24) 7 商工費 1 商業費……………(4) (" 32) 2 工鉱業費……………(4) (" 34) 3 観光費……………(4) (" 35) 10 災害復旧費のうち 2 商工災害復旧費……………(5) (" 46)</p> <p>○報告第 18 号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 74)</p> <p>○報告第 19 号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 75)</p>	<p>○報告第 20 号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 76)</p> <p>○報告第 21 号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 77)</p> <p>○報告第 22 号 希望の里ホンダ株式会社社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 78)</p> <p>○報告第 23 号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 79)</p> <p>○報告第 24 号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 80)</p> <p>○報告第 25 号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 81)</p>
--	---

<p>□農林水産委員会関係 (農林水産部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第3号) ……(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農 業 費……………(4) (事別 明細書 25)</p> <p>2 畜 産 業 費……………(4) (" 28)</p> <p>3 農 地 費……………(4) (" 29)</p> <p>4 林 業 費……………(4) (" 30)</p> <p>5 水産業費のうち……………(4) (" 31)</p> <p>10 災害復旧費のうち</p> <p>1 農林水産業災害復旧費……………(5) (" 45)</p> <p>第2表 繰越明許費のうち……………(6)</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………(7) (" 50)</p> <p>○議案第 12 号 令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する 市町村負担金 (地方財政法関係) について……………(条 10)</p> <p>○議案第 13 号 令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設 整備事業の経費に対する市町負担金について……………(条 13)</p> <p>○議案第 14 号 令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村 負担金について……………(条 14)</p>	<p>○議案第 21 号 工事請負契約の締結について……………(条 23)</p> <p>○報告第 1 号 専決処分¹の報告について……………(条 57)</p> <p>○報告第 26 号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状 況を説明する書類の提出について……………(条 82)</p> <p>○報告第 27 号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する 書類の提出について……………(条 83)</p> <p>○報告第 28 号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する 書類の提出について……………(条 84)</p> <p>○報告第 29 号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する 書類の提出について……………(条 85)</p> <p>○報告第 30 号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況 を説明する書類の提出について……………(条 86)</p> <p>○報告第 31 号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を 説明する書類の提出について……………(条 87)</p>
---	---

<p>○建設委員会関係 (土木部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 6 農林水産業費のうち 5 水産業費のうち……………(4) (31) 事項別 (明細書) 8 土 木 費 1 土木管理費……………(4) (36) 2 河川海岸費……………(5) (37) 3 都市計画費……………(5) (39) 10 災害復旧費のうち 3 土木災害復旧費……………(5) (47) 第2表 繰越明許費のうち……………(6) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(7) (50)</p> <p>○議案第 2 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)……………(11)</p> <p>○議案第 3 号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第 2号)……………(13)</p> <p>○議案第 15 号 令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金に ついて……………(条 16)</p>	<p>○議案第 16 号 令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町 負担金について……………(条 17)</p> <p>○議案第 17 号 令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負 担金について……………(条 18)</p> <p>○議案第 18 号 令和5年度海岸事業の経費に対する市町村負担金につ いて……………(条 19)</p> <p>○議案第 19 号 令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担 金について……………(条 20)</p> <p>○議案第 20 号 令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊 対策事業及び予防防事業の経費に対する市町村負担金 (地方財政法関係) について……………(条 21)</p> <p>○議案第 22 号 工事請負契約の締結について……………(条 24)</p> <p>○議案第 23 号 工事請負契約の変更について……………(条 25)</p> <p>○議案第 24 号 工事請負契約の変更について……………(条 26)</p> <p>○議案第 27 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 29)</p>
---	---

○議案第 28 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 30)	○報告第 32 号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出に ついて……………(条 88)
○議案第 29 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 31)	○報告第 33 号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説 明する書類の訂正について……………(条 89)
○議案第 30 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 32)	○報告第 34 号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説 明する書類の提出について……………(条 90)
○議案第 31 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 33)	
○議案第 32 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 34)	
○議案第 33 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 35)	
○報告第 2 号 専決処分の報告について……………(条 58)	
○報告第 3 号 専決処分の報告について……………(条 59)	
○報告第 4 号 専決処分の報告について……………(条 60)	
○報告第 5 号 専決処分の報告について……………(条 61)	
○報告第 6 号 専決処分の報告について……………(条 62)	
○報告第 7 号 専決処分の報告について……………(条 63)	

<p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 9 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………(5) (事) (項) (別) (明) (細) (書) (40) 2 高等学校費……………(5) (") (41) 4 社会教育費……………(5) (") (43) 5 保健体育費……………(5) (") (44) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(7) (") (50)</p>	<p>○報告第 36 号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 92) ○報告第 40 号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について……………(条 96)</p>
<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p>	<p>○議案第 9 号 財産の取得について……………(条 7) ○議案第 10 号 財産の取得について……………(条 8) ○議案第 11 号 財産の取得について……………(条 9) ○議案第 34 号 専決処分^の報告及び承認について……………(条 36) ○報告第 8 号 専決処分^の報告について……………(条 64) ○報告第 35 号 公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 91)</p>

令和5年9月熊本県議会議定例会議案各委員会別一覧表
(追号)

□総務委員会関係 (総務部)

○議案第 55 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第4号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入全部……………(2) (明細書 2)

歳 出

1 総 務 費

1 徴 税 費……………(3) (" 6)

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 55 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第4号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

1 農林水産業費			
1 農 業 費	……………(3)	事項別 (明細書	7)
2 畜 産 業 費	……………(3)) ("	8)
3 水 産 業 費	……………(3)) ("	9)

令和5年9月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内	訳
委 員 会 名	件 数
総 務	1
厚 生	
経 済 環 境	
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	1

		総務常任委員会	
令和5年9月13日受理		請 第 6 号	
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の充実を図ること、また、ICT環境の整備や生徒の海外研修等経費への支援及び学校施設の耐震化等に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する継続的な支援について、国に対して意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>現在、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、我が国が今後も世界の中で後れを取ることなく、国力を維持し発展していくためには、将来を担う子供たちの育成が何よりも重要である。そのため各私立学校においては国の進める教育改革に的確に対応することが以前にも増して求められており、教育環境の整備は各私立学校にとって必須の課題となっている。</p> <p>しかしながら、私立学校は学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫られるなど、なお厳しい局面に立たされているのが現状である。</p> <p>国による私立高等学校生徒への授業料支援では、依然として保護者負担の公私間格差は大きく、私立の学納金の実態に即して「施設設備費等」も支援の対象とするなど、就学支援金制度の拡充が必要である。また、現行の制度では負担が十分に軽減されない保護者を対象に教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設等も必要である。</p> <p>加えて、地震等の災害発生時に地域の避難所としての役割も期待される学校施設の耐震化やICT環境の整備及び空調・換気設備等の整備、省エネ・脱炭素化対策なども急務であり、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についても、国による支援策の充実が不可欠である。</p> <p>また、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会を確保するための国による長期的な支援とともに、今後の激甚化する自然災害に対応する支援の強化も必要である。</p> <p>将来を担う子供たちの教育環境の整備は、国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、公教育の一翼を担う私立中学校・高等学校に対する助成措置の充実は重要であり、国の全面的な財政支援が求められる。</p> <p>については、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。</p>			

令和5年10月2日

議長 瀧上陽一 様

総務常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 5 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 25 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 55 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号）	原案可決

令和5年10月2日

議長 瀧上陽一 様

厚生常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 4 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 6 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 7 号	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 26 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年10月2日

議長 瀧上陽一 様

教育警察常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 9 号	財産の取得について	原案可決
第 10 号	財産の取得について	原案可決
第 11 号	財産の取得について	原案可決
第 34 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年10月3日

議長 瀧上陽一 様

経済環境常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和5年10月3日

議長 瀧上陽一 様

農林水産常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 1 2 号	令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 1 3 号	令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 1 4 号	令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 2 1 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 5 5 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号）	原案可決

令和5年10月3日

議長 瀧上陽一 様

建設常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 2 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 15号	令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 16号	令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について	原案可決
第 17号	令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 18号	令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 19号	令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	原案可決
第 20号	令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 22号	工事請負契約の締結について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 23号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 24号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 27号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 28号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 29号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 30号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 31号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 32号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 33号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年9月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

決算特別委員会

- 1 9月定例会議案第35号から第54号まで

令和5年9月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表
閉会中の継続審査申出一覧表

		内 訳					
委員名	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計		
総 務	1				1		
厚 生							
経 済 環 境							
農 林 水 産							
建 設							
教 育 警 察							
議 会 運 営							
高 速 交 通 ネットワーク 整 備 推 進							
海 の 再 生 及 び 環 境 対 策							
地 域 活 力 創 生							
計	1				1		

総務委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
5・9・13 請第6号	私学助成に関する意見書の提出を求める 請願	前川 藤川 隆 收 夫		○		